

及定期刊行物にして、郵便局長の認可を得たる出版業者或は其の代理店が正當の購讀者宛に發送するもの及郵送讀者の一刻を超えざる見本に限る。料金は一疋又は其の端數毎に五仙、重量に制限はない。但し形状の制限は第一種に同じ。

第三種は第一種及第二種を除く其他の郵便物にして、六〇瓦及其の端數毎に六〇〇瓦迄は二仙にして、六〇〇瓦を超えるものは五〇〇瓦及其の端數毎に二〇迄迄、其他の地域は一〇迄或は五疋迄である。形状は長さ及圓周を合し二・一米を超えざることを要す。

米國及領土宛郵便物—第一種は封書(比島内のもと同様)、印刷せる校正紙を附屬する原稿を除く他の郵便物にして、開封せると封緘せるとを問はず、全部又は一部手書せるもの及葉書、又内容検査を拒絶し封緘せる小包其他の郵便物は本種として取扱ふ。料金は葉書は二仙、其他は一オンス及端數毎に六仙。重量制限は七〇封度迄、形状は長さ及圓周を合して一〇〇吋を超えざるものとす。

第二種は新聞・雜誌及其他定期刊行物にして、第二種郵便物として認可済のもの、料金は一封度或は其の端數毎に三仙。重量制限なきも、形状は長さ及圓周を合し六呎迄なる事を要す。

第三種は書籍・サーキユラー及全部印刷せられたる其他のもの(但し第二種郵便物を除く)、校正紙・校訂せられたる校正紙及之を同封する原稿・商品(農業品を含む)及其他の郵便物にして、以上第一種及第二種中に含まれざるもの。料金は重量八オンス迄は二オンス及端數毎に四仙。但し八オンスを超えざる書籍・カタログ・種子・球根・切枝・植物等は二オンス及端數毎に二仙。重量制限は八オンス迄、形状は長さ及圓周を合して六呎を超えざることを要する。

第四種は第三種に屬するものにて重量八オンス以上の郵便物にして最初の二封度迄は一封度及端數毎に三十仙。爾餘は一封度及端數毎に二十二仙、重量の制限は七〇封度にして、形状は長さ及圓周を合して一〇〇吋を超えざるものとす。

もの。

其他諸外國宛郵便物—一、封書 二〇瓦迄は一六仙、二〇瓦又は端數毎に八仙、重量二疋迄、形状一邊四五種、筒形のものにありては長さ七五種、直径一〇種以内。

二、葉書 幅七・九種、長さ一〇—一四種の範圍、一枚一〇仙。往復葉書の各葉も同様。

三、印刷物 新聞紙・定期刊行物・書籍・冊子・寫眞・繪畫・地圖・カタログ・其の全部を印刷せるもの・校正紙と同封の原稿及寫本・原稿等五〇瓦迄四仙(點字一疋迄二仙)。重量制限二疋。然し點字及單一書籍は三疋迄、形状の制限は封書に同じ。

四、商用書類 個人通信を封入せざる運送狀・訴訟書類・出版物目錄其他は二〇〇瓦迄一六仙。五〇瓦又は端數を増す毎に四仙。二疋を限度とし、大きさは前項に同じ。

五、商品見本 商品に對する説明及差出人の住所氏名を記入したるのみにて商用に適せざる品。一〇〇瓦迄は八仙。五〇瓦又は端數毎に四仙。五〇〇瓦迄を限度とし、形状長さ四五種、幅二〇種、厚さ一〇種、筒形の場合は、長さ四五種、直径一五種の範圍。

郵便書留料—何れの種類を問はず、郵便物は總て書留となすことを得。書留料として普通郵便税の外に左の料金を課する。比島内一六仙。米國及其他諸國二〇仙。

小包郵便—送り先によつては船便を以て直接に、或は寄港地積替を以て間接に、萬國小包郵便事務を掌つてゐる。距離の遠近、積替の難易によつて料金には相違があり、又重量の制限に相違がある。何種の郵便物に對しても郵便不足の場合は差出人に戻すか、又は其の旨を記載した通知を發し料金先拂を求む。

此の外比島内及比律賓・米國間には、商品に限り代金引換小包郵便の規定がある。普通郵便・書留料の外に左に記した割合で手数料を徴收される。手数料は切手で前納する規定になつて居る。

二十比迄 二十仙
五十比迄 四十仙

郵便爲替料

Table with columns for exchange rates and postal fees. Includes rows for domestic and international rates, and specific postal charges like '送金' and '電報爲替料'.

二〇比以上五〇比迄 〇・三〇
五〇比以上一〇〇比迄 〇・四〇
一〇〇比以上は五〇比又は端數毎に 〇・五〇

郵便事務

郵便事務 マニラ郵便局を初として各地郵便局に郵便貯金の設備がある。この爲に郵便局では貯金希望者に貯金箱を貸出したりして居る。此の現金貯金の外に切手貯金の制度もある。此の小額の資本を吸収したものは、比島國立銀行の手を經て群島内幾多の生産業開發の爲に投資される。又比較的有利で之を借入れる事も出来る。

郵便貯金關係表

Table showing postal savings statistics. Columns include year, number of postal offices, starting balances, number of savers, total savings, and total interest.

2 電信

一九三二年の統計に據れば、有線電信所が六百二十、線の延長一萬六千二百四十三軒に及んで居る。又島内海底電線の延長は一千四百四十七軒である。電信料金は同一群島内でも距離の遠近に依つて非常に相違がある。通信文のみを數へて十語迄を一音信としてあり、日本線は一綴十五文字を一語として十語迄を一音信に計算する。此の外に商業文として五十語に及ぶものは特に割引料金を取

郵便事務關係表

Table showing postal service statistics. Columns include year, number of offices, and various counts for mail items and services.

扱ふ。同一区域内は四十仙で、距離は近くても直通電信線を持つて居らぬ場合は多少高い料金を拂はねばならない。現今の最高料金は二比六十仙である。内・外國電信料金を内國普通電信料金を一九三六年現在(及國別電信料金を示せば次の如くである。

内國普通電信料金 (マニラより各州宛)

Table of domestic telegraph rates from Manila to various provinces. Columns include '州名' (Province Name), '料金' (Rate), and '州名' (Province Name). Rates range from 0.60 to 1.10.

外國電信料金 (一九三四年一月一日改正)

Table of international telegraph rates. Columns include '國別' (Country/Region), '普通' (Standard), '暗號' (Code), '閉送電報' (Closed Telegram), and '至急報' (Priority Telegram). Rates range from 1.00 to 1.10.

其他

旅行案内—主要都市一覽(度量衡): 對主要外國貨幣換算率
: 休養日: 領事館所在地: 歴代總督: 大統領: 最高顧問: 新聞: 雜誌其他定期刊行物: 文獻目録

一 旅行案内

此の外無線電信所が三六、其の中八箇所は米國陸軍又は海軍用である。海外用通信線としてはイースタン・エキステンション・オーストリアン・エント・チャイナ會社線及太平洋商業電線會社の二がある。
前者はマニラから香港へ海底電線を敷設し、歐洲・濠洲へ連絡して居り、後者はグアム及布哇を経て桑港に連るものと、香港に連るものがある。又比律賓に籍を有し、主として沿岸航路に就航せる船舶で、無線電信設備のあるものも多々ある。

3 電話

マニラ市を初め何れの地方にも公衆電話の設備のない所はない。然し總て個人會社の經營に係るもので、マニラ市内は殆ど共電式自動交換装置で、其の用途に依て料金が相違がある。即ち營業用は毎月十二比、住宅用は毎月六比である。地方は大部分磁石式呼出交換で料金にも格段差異はない。然し漸次共電式が採用されつつある。
電話が一般に普及して居るにも拘らず、遠距離通話は最近迄試みられた事はなかつた。然し一九二六年十二月下旬バナイ島イロイロとネグロス島アルバンダンの間約二十四哩の海底電線に依る通話が成功して、愈遠距離通話装置も採用されるに至つた。尙最近では無電界の發達に伴ひ、比島にも國際無線電話の装置完成し、米國、日本、濠洲方面とも自由に通信を交へ得ることとなつた。

比律賓...其他

連絡等に色々の不便がある。自由移民としてダバオへ渡航する簡単な方法は、現今殆ど各縣に滞在する海外興業株式會社の業務代理人に申込みのである。同社では、旅券下附から乗船に至る迄の一切の手續を取扱ふ。但し手数料として三十五圓を納入しなくてはならぬ。

乗船してマニラへ着けば第一に移民官の検査と取調べがあり、次いで簡単な入國検査がある。此處で渡航者が最も注意すべきは阿片・銃兇器・モルヒネ・コカイン・ヘロイン・火薬・賭博道具等を一切携帯せぬ事。もし正規の手續なくして禁制品を所持すると、單に本人のみの處罰ばかりでなく、累を一般在留邦人に及ぼす事になる。今度の税關令に就てマニラ税關長の説明に據れば、マニラに於ける入國試験では文字試験が行はれぬ事になつて居るが、ダバオに於ては從來通り恐らく文字試験も行はるべく、小學校卒業程度の學力があれば些の心配も入らぬとの事である。ダバオに於て入國試験を受ける場合は特に日本人會からは幹事・書記等が出張して通譯の便を取計つて呉れる。之が終ればダバオ領事館へ在留登録する必要があり、此の日本人會は各自入國の際に勿論、其の後に至るまで、諸般の便宜を與へて呉れる最も有益な會であるから、上陸後直ちに入會することが得策である。

次に參考迄に渡航手續から就職までの諸費用を擧ぐれば大體次の通りである。

- 一 日本からダバオに直航する場合(日本郵船會社渡洲航路)
 - 旅券印紙代金五圓
 - 米國領事査證料一〇圓
 - 入國稅八圓
 - 船賃横濱から七〇圓、神戸から六八圓、長崎から六四圓(三等)
 - 見せ金六〇比 上陸の時見せ金を持つて居ないと上陸を許されないから、其の時懷中の金を見せる丈であるが、此の金で上陸に要する諸費・入頭稅及道路稅・手荷物運搬費・宿屋支拂・耕地迄の自動車賃等合計約一〇圓を支拂ふ
 - 六 乗船手荷物運搬費七〇錢
 - 七 乗船地滞在費約一〇圓五〇錢(一日一圓五十錢七日間見積)

八 會社手数料三五圓(十二歳以上一申込の際五圓を先拂とす) 合計約二二八圓二〇錢 以上の外内地の小遣、支度料等約五〇圓かゝるとして、ダバオ直航の場合約二七八圓前後を要する。

在本邦米國公館所在地及其他手續要覽 比島へ渡航するには査證せられたる旅券の携帯を必要とする。左に査證を受ける場合に必要なる在本邦米國公館所在地其他査證に關する種々な事項を掲ぐ。但し左記掲載の分は北米合衆國渡航の場合で、比島へ渡航の場合は略之と同様であるが、其の取扱は概して簡單である。

公館所在地

- 東京市麹町區内山下町一ノ一東洋拓殖ビルディング内、米國總領事館
- 横濱市日本大通三四日本棉花株式會社内、米國領事館
- 名古屋市東區布池町三十二番地、米國領事館
- 神戸市大町八十三番地、米國領事館
- 長崎市大浦町五番地、米國領事館
- 在京城、米國領事館
- 在大連、米國領事館
- 臺北市御成町四丁目九番地、米國領事館

執務時間

- (東京) 自午前九時 土曜に限り午後一時迄、日曜・日本及米國祭日は休
- 自午後四時
- (横濱) 自午前九時 自午後一時半
- (名古屋) 自午前九時 自午後四時半
- (長崎) 自午前九時 自午後四時半
- (但し土曜日は午前九時より午後一時迄、日曜・日本及米國祭日は休)

査證の種類

- 一、外交査證
- 二、非移民査證
- (イ) 官吏(官吏並に其の家族・從者・僕婢及雇人)

するを要す、多くの場合目的地までの「通し切符又は通し切符の豫約證明書」の提示を請求される、又目的國の領事の査證済の上旅券を提出するを要す

- (ハ) 學校入學者は入學許可證(學校入學後に要する費用支出者の英文保證書及出資者の財産證明書、最近に於ける學校卒業證明書)
- (ニ) 布教師・學校教授は其の職業證明書(布教師は過去二箇年間に布教に従事したこと布教の爲任命或は招聘せられ渡航することの記入を要す)
- (ホ) 一等船客及米國官憲發給の再入國許可證を有する再渡航者並に歸朝後一年以内の再渡航者を除き右以外の者は出發港(横濱・神戸・長崎)移民検査所検査醫の發給に係るトラホーム・十二指腸蟲病の検査の提示を要す、而して在神戸米國領事は再入國許可證を有せざる再渡航者に対しては右検査の提示を要す

比律賓群島渡航者に在りては、二三等船客はトラホーム・十二指腸蟲病に對する前記移民検査所醫師發給の検査の提示を要す 横濱に於ては二三等船客(移民は一・二・三等)は海外渡航者検査所の身體検査を受けることを要するも検査醫を領事館に提出するの要なし

- (ヘ) 但し移民査證を要するものは領事館指定醫師の健康診斷書を要す
- (ト) 移民査證を受けるものに限り戸籍謄本及身分證明書各二通を要す
- (チ) 一時の旅行者は期間内に歸國する旨の保證書を要求せらる
- (リ) 再渡航者は歸米後生活の保證あることを立證することを要す
- (ル) 寫眞添付—移民査證を出願する者に限り四枚、但し學生は二枚
- 査證を受ける時日—請求者により一様ならず、身許明白なる者は即座に受け得るも、調査を要する者に對しては、相當の日數を要す
- (横濱・長崎) 移民査證を受ける者は午前中

(備考) 米國領事館の管轄區域 左の如く本邦内に管轄區域を定めあるも、査證を受ける者に地理上甚しき不便あり、又は相當の事情あるときは管轄區域外の領事館にて取扱を爲すことあり

請求書に添付する書類其他—米國本土及布哇へ渡航する者は(イ) 非歩合移民の査證を願出づる再渡航者は前回正當に入國を許可せられたることを立證するを要す(再入國許可證を下付したる旨の通知書及舊旅券面に記載せられたる米國移民官の證明を最も適當とす、舊旅券なき場合は旅券下付事實證明書)、船會社の歸國乗船證明税金支拂領收證を要求せらるゝ場合あり

(ロ) 通過査證を願出づる者は單に米國を通過するのみなることを立證

比律賓……其他

○東京駐在米國總領事館管轄區域
東京府・新潟縣・埼玉縣・群馬縣・宮城縣・岩手縣・山形縣・天城縣・栃木縣・山梨縣・千葉縣・福島縣・青森縣・秋田縣・北海道廳・樺太廳

○横濱駐在米國領事館管轄區域
神奈川縣・靜岡縣

○名古屋駐在米國領事館管轄區域
愛知縣・三重縣・滋賀縣・岐阜縣・長野縣・福井縣・石川縣・富山縣

○神戸駐在米國領事館管轄區域
京都府・大阪府・兵庫縣・徳島縣・愛媛縣・鳥取縣・島根縣・岡山縣・廣島縣・和歌山縣・香川縣・高知縣・奈良縣

○長崎駐在米國領事館管轄區域
長崎縣・山口縣・福岡縣・大分縣・佐賀縣・熊本縣・宮崎縣・鹿児島縣・沖縄縣

○大連駐在米國領事館管轄區域
關東廳管下一圓

○京城駐在米國領事館管轄區域
朝鮮總督府管下一圓

○臺北駐在米國領事館管轄區域
臺灣總督府管下一圓

二 主要都市

マニラ(市) 比島文化政治の中心地であつて、一九三五年六月一日現在推定人口は三十五萬三千四百十八人である。ルソンの東南マニラ灣港の奥ラグーナ湖から流れ出るパシグ河に跨り南北六哩に亘る。行政的には市制が布かれ、自治體を成し市長總裁の事務を掌る。

港勢 マニラ灣入口のコレヒドル島より距ること二十哩、灣の東北隅マニラ市内を流れるパシグ河口に近い地點を選んで人工的に區切られたもので、地理的に見れば世界各港に通ずる中心點をなし、灣内廣く風波穏かにして、水深は干潮時でも三十呎より淺くなることなく満干の差僅に三呎半、又海流の影響を受けることもなく、古くから支那、ホルネオ、スマトラ、時として

一 港外マクタン島に戦没後、西班牙は兵船を載して引續き比島遠征を企圖したが、一五六五年に至り、レガスピ將軍は遂にセブを占領し、次いで一五七〇年にはマニラをも征服するに至つたのである。又ウルダネタは西班牙皇帝の懇請に應じて、レガスピの率ゐた艦隊の航海長としてレガスピを援けた怪僧である。同碑は是等兩人の偉業を記念せんが爲に建立されたものであつて、現在海軍専用の埠頭たるレガスピ・ランディング (Legaspi Landing) も亦同將軍の名を冠したものである。

ルネタ公園 (Luneta Park) 舊城壁の南西に當り、海岸に面する楕圓形の芝生公園であつて、マニラ市に於ける唯一の心氣更新の好適地として杖曳く者多く、殊に夕刻頃は家族朋友相連れ散策を試みるもの頗る多い。リサール記念碑の近くに市の音楽堂がある。毎週水・金曜(午後八時より)及土・日曜(午後六時より)の夕刻には比島巡憲隊又は米國陸軍樂隊の奏樂がある。西班牙時代、此の地は國事犯の處刑場であつて、比島の志士リサールも受刑者の一人であつた。同公園の海岸に近い芝生をバイン・ハム・グリーン (Bunham Green) と稱する。之はマニラ市内各種の文明的改善を設計した技師の名に因るものである。

リサール記念碑 (Rizal Monument) ルネタ公園内に在り、マニラ灣に向つて屹立する等身大の銅像が之である。ホセ・リサールは比島不世出の大偉人であつて、今尙全比島民によつて神の如くに尊敬されて居る。幼にして廣く海外に學び、六箇國語に通じ、書を著して祖國の窮狀を世界に訴へ、西班牙の惡政に僧侶の跋扈を非難したので、西國政府は非常なる恐慌を來し、當時蘇土に遣はしたリサールを欺いて歸島せしめ直ちに獄に投じ、裁判官は奸僧及愚昧な總督の讒言によつて遂に死刑を宣告した。爲にリサールは一八八六年十二月三十日齡僅に三十有五歳にしてルネタの露と消えたのである。比島民は比島が米國の領有に歸するや、直ちに此の國士の偉業を永遠に記念せん爲に記念碑を銃殺された場所に建立し、毎年十二月三十日を以て公休祭日となし、全島を擧げてリサールの徳を敬慕しつゝある。

マニラ・ホテル (Manila Hotel) マン・ハム・グリーンに隣接し、陸海軍將

比律賓……其他

は新嘉坡方面と不定期の交易をして居た。一八三四年初めて開港場となり、漸次寄港船舶数を増し、更に米國の領有となつてからは長足の發展をなし、現在では三大棧橋と一岸壁とが商船に提供され其の延長六千呎を超えて居る。

一八四

マニラ港外國貿易額 出所 比島關稅局年報

年次	輸 入	輸 出	貿易總額
一九三一	一七九、六二八、八二五	九四、五七三、九六六	二七四、二〇二、七九二
一九三二	一三八、〇四九、九二二	八二、七五五、九四四	二二〇、八〇五、九七五
一九三三	二四六、六七五、五九〇	八三、八三三、二一八	三三〇、五〇八、八〇七
一九三四	一四七、四七四、九六二	九五、五七三、七三九	二四三、〇四八、七〇一
一九三五	一四〇、六〇三、三三三	九八、五七三、七三九	二三九、一七七、〇七二
一九三六	一四〇、六〇三、三三三	九八、五七三、七三九	二三九、一七七、〇七二

市中案内 舊城内 (Intramuros) 船を捨て、マニラに上陸する時先づ眼に映ずるものは蒼蒼と古色蒼然たる舊城壁である。是は十六世紀の末外敵の襲來を防禦する目的の爲に築造されたものであつて、其の長さ二哩半に及び一市街を包圍して居る。城壁内は長さ一哩半半であつて、市街はマドリッド風に作られてあり、街路頗る狭少、建物は全部西班牙式である。故に其の當時よりの遺物たる鐘々たる大寺院を始め歴史的興味を喚ぶものが少くない。米國の領有となつて以來、商業區域は漸次パシグ河以北又住宅も他の區域に移つて、現在は主として官衙・學校、或は兵營に使用されて居る有様である。

比律賓博物館 (Philippine Museum) マニラ・ホテルの北、舊城壁の西に在る。教育部の管理に係り、古代の動植物に關する數多の貴重なる模型並に參考資料を藏し、比島産帽子・籠類・農具・武器其他各種のものを陳列し、日曜日限り觀覽を謝絶して居るが、其他の日は午前八時—正午迄及午後一時より五時迄(土曜日は午前八時—午後一時迄)開館して一般公衆の觀覽に供する。

レガスピ・ウルダネタ記念碑 (Legaspi-Urdaneta Monument) マニラ・ホテル及舊城壁の間中央芝生に建立せられて居る。マゼランの業半にしてセブ

校俱樂部との間にルネタ公園を挟み、南はマニラ灣に面する絶好の位置を占めて居る。半官營のマニラ鐵道會社はこの大株主である。五階建の鐵筋混凝土大建築物で比島第一のホテルである。海に直面して居る大食堂に於ては毎夜晚餐に續いて舞踏會の催しがある。比島商工局ツーリスト課に於ては、特別ホテル内に係員を出張せしめ一般旅客の便を圖つて居る。

アーミー・アンド・ネイビー俱樂部及エルクス俱樂部 (Army and Navy Club & Elks Club) マニラ・ホテルに對峙してアーミー・アンド・ネイビー俱樂部がある。米國陸海軍將校の俱樂部であつて、内部の構造頗る華美、毎週土曜日にテイ・ダンス會を催して居る。之に隣してエルクス俱樂部があり、在留米人の間に於ての最も有力な代表的俱樂部として、之亦豪奢を極め、道路を挟んでルネタ・ホテル (Luneta Hotel) に對して居る。

マニラ水族館 (The Aquarium) 科學局の管理に屬して居り、舊城レアル門 (Real Gate) の後壁内に設けられて居る。舊城壁の輪廓に従て、長さ二百七十五呎、幅二十五呎の一條のコンクリート隧道を築き、厚さ一吋の板硝子を嵌め込んだ二十七箇のタンクがあり、採光・通風・水替への方法等は全部紐育水族館の構造に倣つて居る。海膽・海盤車・海蛇・河豚・巨蟹・たつのおとしご・其他珍奇美麗な魚類が數十種あり、尙此の外鰐魚・鱧及龜何れの爲に隧道外に直徑四十呎の池二箇所を築造し、又隧道の端を利用して大蛇を飼つて居る。隧道の上舊城壁に上れば、涼風徐に吹き來り、ゴルフリンク、ルネタ公園等を眼下に見下し景色亦絶佳である。毎日午前九時より十二時迄、午後二時より六時迄(日曜は午後九時迄)、料金二十仙を徴して一般公衆の觀覽に供す。

教育局 (Bureau of Education) 舊城内カビルド街に在り、比島公立學校制度の本部であつて、工藝品陳列館をも設けられて居る。館内には學生の手に成る各種の工藝即ち木細工・刺繍・竹細工・籐細工物等を陳列し、同品を販賣すると共に特に別注文にも應じて居る。

比島圖書博物館 (Philippine Library & Museum) 舊城内のゼネラル・ルーナ (General Luna) に在り、各種の比律賓關係書籍・寫本・美術品等を普く蒐

集し、閱覽室に於ては各國の新聞雜誌を公開してゐる。希望者には無料で前記書籍の貸與閱讀を許し、毎日午前八時から午後八時四十五分迄、但し日曜日は午後四時から八時四十五分まで開館してゐる(詳細は別項参照)。

サント・トマス大學 (University of Santo Tomas) 舊城内アユンタミエント(次項参照)の背後に在る。一六一一年に創立せられたもので、東洋に於ける基督教保護に依る大學中で最古のものである。同大學はドミニカン教派の經營に係り、創立以來女子の入学を許さなかつたが、一九二四年に始めて此の禁制を解いた。同大學圖書部には各種の参考書籍、殊に科學方面に關する貴重な書籍並に標本が豊富に所蔵せられ、毎日曜日前九時から十一時迄一般公衆に開放してゐる。同大學の正面に建立される銅像は、其の創立者ミギエル・ベナチニス(Miguel Benavides)副僧正の像である。

アユンタミエント(Ayuntamiento) 舊城内プラサ・マツキンレー(Plaza Machinley)に在る。當初西班牙政廳の所在地であつて、一七三五年に建築された最初の建築物の隅石は今尙現建築物の玄關に残してある。内務・教育・司法・財務・農務富源・交通の六省並に比島獨立委員本部があり、階下はマーブルホール即ち大理石廣間と稱せられてゐるのがある。階段の正面にはマゼランの戦死後同遠征隊を率ゐて最初の世界周航を完成した航海者ファン・セバステイアン・エルカノ(Juan Sebastian Elcano)の像がある。

カセドラル(ローマン・カトリック教大會堂—Cathedral) 舊城内プラサ・マツキンレーに在り、マニラ・ローマン・カトリック教大僧正が此處に駐在して居る。伽藍は羅馬ビザンチン式である。地震の爲に數回に亘つて倒壊されたが改築せられて、現在の建築物は一八七三年に竣工したのである。其の巨大な圓屋根は遠く海上から望見することが出来る。禮拜堂は同寺院中の最も莊嚴な箇所、金色燦然として頗る美觀を呈し、九天井は異常に高く又精巧な壁畫を以て埋められてゐる。

サン・ドミンゴ寺院(San Domingo Cathedral) 舊城内ソラナ(Castle Solana)街のサント・トマス大學に隣してゐる。コロンナス僧に依て畫かれた日本に於ける基督教徒磔刑の油畫があるので名高い。畫中の人物はトマッシュ・

近に於て開業してゐる。

ピリビッド監獄(Bilibid Prison) アスカラガ街に於ける比島に於ける中央監獄で、周圍は頑丈な城壁を廻らし、園内は凡そ二十英反、常に約三千の囚徒を收容してゐる。監房は中央の高塔を中心として放射狀に排列せられ、通風は良好で秩序も整然としてゐる。病院・學校及工藝部等附屬し、世界に於て最も完全に組織せられ且取扱はれてゐる監獄中の一として比島人の誇とする所である。工藝部に於ては各囚人は夫々木工・藤細工・金銀細工・自動車修繕等に従事し、其の製作品は獄内陳列所に於て販賣し、又一般希望者の注文にも應ずる。外來者の殊更異常に感ずることは囚人體操である。毎日午後四時三十分囚徒は男女全部監房間の内庭に整列して、先づ監獄長の檢閲を受け、然る後囚人より編成せらるるピリビッド音樂隊の奏樂につれて一齊に動作を行ひ、米國々歌が奏せられると日没前頭から引下げられようとする米國及比律賓國旗に向つて敬意を表し(一般觀衆も脱帽敬禮する)終つて團體操に移る。次いで一隊の武裝した囚人軍團は、囚人指揮官の指揮の下に樂隊に合せて無言軍隊訓練をなし、終つて夕食の配布を受けて解散するのである。監獄局では之を下段十仙、上段二十仙の見料を徴集して一般公衆の觀覽に供してゐる。

附近にグラランド・オペラ・ハウス、オリムピック・スタジアム、比島獨立教會、六角堂劇場等存在してゐる。

マラカニヤン・パレー(Manukanang Palace) 比島總督官邸で、バシグ河北岸サン・ミゲル(San Miguel)區アビラス(Aviles)街に在る。廣大な庭園内に建てられた巨大なスペイン式建物で、内側は入念に裝飾せられ頗る美觀を呈してゐるが外観は甚だ質素である。許可を得て時日を期し觀覽する事が出来る。比律賓人で世界に名高い名流畫家ホルンルーナの手になる名畫がある。同官邸に隣して新築せられたコンクリート建築物は總督府である。總督の事務を取扱ふ所では室内は丹精を凝した硬木細工を以て裝飾せられてゐる。セメントリオ・デル・ノルテ(Cementerio del Norte) マニラ郊外サンダレイズ(Sangleyes)街の終點に在る。マニラ市經營の廣大な公共墓地である。其

リエゴキサル及フホンデゴツツの三人で、最初の二人は日本人、第三者は葡萄牙人であると云はれてゐる。其他日本に於ける基督教排斥に關する繪畫數十枚を藏してゐる。

フォート・サント・ペドロ(Fort Santiago) 陸軍司令部舊城の西部を占めバシグ河に臨んでゐる。建築物は西班牙時代の最も古いものであつて、一五九一年頃建築せられた箇所もある。僧侶及教徒の最後の退却地として、特に堅固に築造せられたものであつて、數箇の暗房・拷問所等があり、西班牙時代に於て折檻虐殺等幾多の罪惡の行はれた所である。比島の志士リサルも亦其の銃殺前同城内の地下室に幽閉せられて居たとの事である。毎年リサル祭日に限り、特に一般希望者に對し其の觀覽を許可すると云はれて居る。現今に於ては同城内全部米國陸軍比島管區軍司令部が之を使用してゐる。

インテンデncia・ビルヂング(Intendencia Building) 舊城の最北端バシグ河を背後とした鐵筋混泥土の建築物であつて、以前階上は比島上院に依て使用されてゐた。タフト・アベニユ街の上下兩院議事堂の竣工すると同時に下院と共に該新建築物へ移轉したのである。階下は財務局及土地沿岸測量局に使用せられてゐる。背後のバシグ河岸に屹立せる記念碑はマゼラン記念碑である。植物園(Botanical Garden) プルヘス(Burgos)及アロコク(Arrocos)街の間に挟まれた一小植物園である。各種の熱帶植物繁茂し、園内は常に清潔で日中でも杖を曳くものが多い。又樹木の間に動物園をも設けて數十種の珍奇な鳥獸を飼育し、音樂堂に於ては陸軍或は巡憲隊の軍樂隊が毎週二、三回に亘つて午後五時から六時頃迄奏樂される。又園内には草花市場があり、常に新鮮な花卉を公衆に供給するのである。中央には同植物園の創始者セバステイアン・ビダール(Sebastian Bida)の像があり、又政府經營の製水所を初め印刷局・市役所・陸軍病院等其の附近に點在してゐる。

エスコルタ(Faculta) バシグ河の北岸サンタ・クルス(Santa Cruz)橋脚のプラサ・ゴイチ(Plaza Goiti)及ジョーンズ(Jones)橋脚のプラサ・モラガ(Plaza Moraga)との間に亘つた一筋の最も繁華な小賣街であつて、我が東京の銀座通りに相當し、主なる會社・銀行・商店・辯護士及醫師は何れも同街或は其の附

の廣さは百三十三英反あり、青々とした芝生に各種の珍奇な熱帶産の棕櫚・蘭類其他の草木花等數限り無く繁茂して、恰も一大植物園の觀がある。近くにラ・ローマ禮拜堂及支那人病院並に墓地がある。

比律賓大學(Philippine University) 一九〇八年第一次比島議會を通過した大學令に依り創立せられた比島唯一の官立大學である。比島に於ける最高學府で、本校をマニラ市に、分校をセブーン市に、農科及獸醫科をラグラーナ州ロス・バニオス(Los Baños)に置いてゐる。同市の中央校舎はパドレ・フアウラ街(Padre Faura)に在る。同大學は文科・法科・教育科・醫科・工科・獸醫科・農科及大學豫科に分れ、一九二四年新學期より東洋語學科を新設し、先づ日本語及支那語の教授を開始する事となつた。醫科附屬として別に齒科・藥劑科を置き、又音樂學校・美術學校・山林學校等も附屬してゐる。

比律賓ゼネラル・ホスピタル(Philippine General Hospital) タフト・アベニユ(Taft Avenue)街に在る。一九一〇年に完成せられた比島最大の一一般病院であつて、諸設備及器械等萬事頗る整頓し、一時に患者約四百名を收容することが出来る。院内に看護婦養成所も設けてゐる。希望者は許可を得て午後病院を視察する事が出来る。

マニラ天文臺(Mania Observatory) 比律賓大學に近く前記パドレ・フアウラ街に在る。一八六五年ジェズイット教派に依り創立せられたものであつて、東洋に於ける最も古い重要な天文臺として知られ、巨大で精巧な望遠鏡が設備されてゐるので名高い。現在では比島政府の中央氣象臺として同教派より移管せられ、中央政府の所管に屬してゐる。

比島科學局(Bureau of Science) セネラル・ホスピタルに隣し、比島に於ける各種科學研究の本部である。無数の科學圖書は云ふに及ばず、凡ゆる科學及産業關係の研究材料・標本・模型圖解等の完全な備付があり、科學研究者たと否とを問はず、外來者の必ず視察する所であつて、一萬二千餘種に亘る比島關係の寫眞を藏し、其の大部分は一般希望者の所望に依り實費を以て販賣してゐる。米國陸軍に於ても同局内に熱帶病研究部を特設し常に數名の軍

醫を任命して研究せしめ、日本政府からも亦研究員を特派してゐる。
 英國人墓地 (English Cemetery) — 軍艦失効病死者記念碑 マニラ郊外にある英國人墓地で、マニラ市より電車・馬車・又は自動車に依り詣りし事が出来る。同墓地の中央には在留同胞に依つて建立せられた我軍艦失効病死者の記念碑がある。去る大正七年南洋警備の任務を了して歸航の途中、不幸にも艦内乗組員中に流行性感冒の大流行となり、辛うじてマニラ港に入り、戦友及同胞の手厚い看護の甲斐も無く遂に病歿した副長普門中佐以下四十八名の靈を祭つたものである。又比律賓の權威者たる故三神敬長氏の墓を初め、比律賓を最初に日本に紹介した彼の大日本商業史の著者菅沼眞風氏及諸野海軍少尉候補生等の墓もある。

フォート・マツキンレー及グアダル・舊跡 (Ruins of Guadalupe) フォート・マツキンレーはリサル州バシグ町に近い一丘陵にある比律賓群島に於ける最大なる兵營で、マニラ灣・マニラ市・ラグナ湖一帯を眼下に見下し景色絶好の地である。兵營及將校宿舎等頗る整頓し、營内は又廣大である。
 フォート・マツキンレーに近くグアダルへの舊跡がある。一六二〇年西班牙人に依り築かれた大伽藍の跡で、米、比兩軍戦闘の際焼失せられたものであるといふ事である。

マニラ日本人會 マニラの日本人會は 5th Floor, Insular Life Building, Plaza Moraga, Binondo である。

セーブー セーブー島東岸に位しマニラより三六八哩、群島第二の良港である。本島は前面にあるマクタン島によつて海波を防がれて居る爲に港内波靜かになり且つ擴張工事の完成と共に三十呎の吃水を有する船舶は自由に埠頭で荷役をなし得るに至り、後背地の好條件と相俟つて、將來増々發展の機運に恵まれて居る。

市街は新舊二區に分れ、新市街は商業區にして道路平坦コンクリートを敷き、兩側には大小商店軒を並べ頗る繁華であるが、舊市街の方は土人の居住地であつて、道路も未だ改修されてゐない。現在比島上院議員オスマニヤ氏は此の地の出身なる爲、曾て知事補たりし時、市區の改正・近代設備等に

大いに力を盡し、今日に於てもセーブー市民は其の徳を頌して、オスマニヤ街、オスマニヤ公園に依りて其の名を慕つてゐる。セーブー港一九三五年の對外貿易は、輸入一、四五二、三七四比、輸出三三、八六八、〇九四比を示した。
 イロイロ パナイ島の東南端に在るイロイロ島の首府で、マニラを去る三四六哩、群島中第三の要港である。現在人口六萬、イースタン・エクスプレッション・ケーブル會社の電信局があり、群島内各地間の通信を取扱ひ、別にネグロス島東岸の都市バコロッドに一支線を有する。其他に郵便局の電信があつて、島内・諸島間の通信を取扱つて居る。外國貿易額は一九三五年輸入七、三一、三五五比、輸出四〇、〇九七、六九六比を數ふ。

サムボアンガ

ミンダナオ島の西南端にあり、マニラより五〇八哩、途中寄港の都合によつて約六日乃至八日を要する。本港はミンダナオ島唯一の貨物集散地で、日本郵船會社の濠洲航路船が寄港する。人口約二萬四千、市街は瀟灑で、前面に小サンタ・クルス島及大サンタ・クルス島が約一七哩を隔てパシラン島を控へ自然港を形成して居る。故に南方からの風波は防げるが、海峡の潮流頗る速く流速或時は約八哩に及ぶことがあるので、郵船會社の如き大船は棧橋に繋留し得ず、遠く沖に碇泊するのを普通とする。市街にはタリサイ其他の樹木を植え所々に花壇を設け、市の美觀を副へ、殊に前知事カーペンター氏 (Carpenter) の考案によつて埠頭兩側に美しい熱帯植物をコンクリート鉢に植え並べある等、市街は小なるに拘らず清楚の感を受ける。建物は主としてコンクリートなるも一歩市街を離ればニッパ椰子にて葺きたる家屋の點を見ることが出来る。埠頭より市街に入る右手に廣大なる舊ミンダナオ・スルー政廳がある。左は税關で、亭々たる綠樹で蔽はれて居る。股賑なる商業區と稱すべきものではないが、フェリプ街、ボラント街には歐人商店多く、其他は支那人・亞刺比亞人の小商店である。同港の外國貿易額は一九三五年に於て輸入二五〇、九二二比、輸出四、一五七、八六二比を示してゐる。
 ダバオ 南洋に於ける日本人栽培企業地として有名なのは英領北ボルネオのタワオ及米領比律賓のダバオである。就中、後者は移民の對象地として注意を集めて居り、又比較的短日月で成果を得られ且つ地方的栽培物である。

キャンプ・ジョン・ヘイ (Camp John Hay) — 無蓋圓形劇場で有名である。テイチャーズ・キャンプ (Teacher's Camp) — 一年々比島教員大會の開催せらるゝ所である。
 コンスタビュラリー・ヒル (Constabulary Hill)
 ドミニカン・ヒル (Dominican Hill) — ドミニカン派修道院所在地であつて同所に在ればメギオ全體を鳥瞰し、又支那海の眺望を恣にする事が出来る。
 測候所 (Scent Observatory) — ミラドル (Mirador) 山頂に在りて、極東に於ける最も美しき測候所として知らるゝ。

日曜市場 (Sunday Market) — メギオ來訪者の異常の興味を惹き起すものゝ一である。

三 雜

1 度量衡

度量衡 比律賓に於て現在使用されてゐる度量衡には次の三がある。即ち法定度量衡制、西班牙制度量衡 (Old Castilian)、比律賓制度量衡の三である。而して法定度量衡制は、米國制度量衡及メートル制度量衡の二に分れてゐる。以下各度量衡表を擧げ参考に資せん (但しメートル制度量衡は省略)

單位名稱	命位	メートル制との比較
哩 Mile	八フアイロン	1,609.347
フアイロン Furlon	四〇ロッド	101.1714
ロッド Rod	五・五碼	5.0292
碼 Yard	三呎	0.9144
呎 Foot	一二吋	0.3048
吋 Inch	四吋	0.1016
ハンド Hand	二碼	0.6096
ファサド Fathom	一八九	1.8288

麻を取扱つてゐる點で可なり世界的のものとなつてゐる。このダバオはミンダナオ島の東岸ダバオ灣の奥にあつてダバオの首府である。最近日本郵船の濠洲航路は往復共に此の地に寄り、移民往來の便を計つて居る。現在日本人が麻の栽培をしてゐる面積は約二萬四千町歩位で、四十有餘の會社が之に當つてゐる。この内大宗とも稱せらるべき會社は太田興業株式會社であつてタロモ (Talamo) に本社を置き、マニラ、サンボアンガ、神戸に支店其他に出張所を設け麻の商取引に従事して居る。本會社は故太田泰三郎氏の創設にかゝるもので、氏とダバオ灣港内に靜かに眠れる三神敬長氏は實にダバオ開拓の恩人である。太田氏は三十年前に渡來しマニラにて雜貨商を営まんとしたのであるが、明治三十六年比島政府が百萬比の巨費を投じて建設したベンダット道路工事の爲日本人一千五百人を移入し、この食料取扱に奇縁を有せる氏は工事終了後其の勞働者の一隊を率ゐてダバオに渡航し、麻の栽培に従事したのである。當時の苦心は報いられて、今やダバオは邦人安住の地となつたのである。比島に來訪する者の必ず訪れるべき地である。最近五箇年に於ける同港の外國貿易は次の如し。

ダバオ港外國貿易額表

出所 比島關稅局年報

年次	輸入	輸出	計
一九三一	1,011,211	1,628,011	2,639,222
一九三二	1,011,211	1,628,011	2,639,222
一九三三	1,011,211	1,628,011	2,639,222
一九三四	1,011,211	1,628,011	2,639,222
一九三五	1,011,211	1,628,011	2,639,222

メギオ市 マニラに次いで、比島來訪者の興味を喚ぶのはメギオ市である。同地は健康地及避暑地として知られて居る。マニラを去る百七十六哩の北ルソンにありて海拔千五百米なる山中に所在する。其の周圍の美觀及氣候の涼冷なる極東に於ける一名所として數へらるゝ所以である。又メギオ愛好者は世界に於ける最も麗しき山岳僻地として居る。メギオ市附近に於ける名所地を擧ぐれば次の如くである。

比律賓……其他

Table of measurements for the Philippines and other regions, including units like Sq. Mile, Acre, Rod, and various liquid and weight measures.

一九〇

Table of measurements for Spain (西班牙制度量衡), including units like Tonedal, Quintal, Arroba, and Libra.

Table of measurements for other regions, including units like Tonedal, Quintal, Arroba, and Libra.

2 對主要外國貨幣換算率

米弗と主要外國貨幣との法定比價は次の通りである。比の場合には米弗との純分比例を二倍すればよい。

Table of exchange rates for major foreign currencies, listing countries like Argentina, Austria, Belgium, and others, along with their respective currencies and exchange rates.

Table of measurements for Java and other regions, including units like Gavan, Ganta, Chupa, and various liquid and weight measures.

Table of measurements for other regions, including units like Keg, Barrel, Bushel, and various liquid and weight measures.

Germany	Reichsmark	0-80344
Great Britain	Pound Sterling	4-114422
Greece	Drachma	0-01110
Guatemala	Quetzal	1-44111
Haiti	Gourde	0-11000
Honduras	Lempira	0-44444
Hungary	Pengo	0-14441
India (British)	Rupree	0-41440
Indo-China	Plaster	0-44444
Italy	Lira	0-04441
Japan	Yen	0-44440
Latvia	Lat	0-111422
Lithuania	Dollar	1-44441
Lithuania	Litas	0-14441
Mexico	Peso	0-44440
Netherlands and colonies	Guilder (Florin)	0-44440
Newfoundland	Dollar	0-44441
Nicaragua	Cortoba	1-44441
Norway	Krone	0-44444
Panama	Balboa	1-44441
Paraguay	Peso (Argentine)	1-44444
Persia (Iran)	Rial	0-04111
Peru	Sol	0-44440
Philippine Islands	Peso	0-44440
Poland	Zloty	0-14444
Portugal	Escudo	0-04444
Rumania	Leu	0-01011
Salvador	Colon	0-44444
Siam	Baht (Tical)	0-44441
Spain	Peseta	0-111422
Straits Settlements	Dollar	0-44440
Sweden	Krona	0-44444

Switzerland	Franc	0-111422
Turkey	Plaster	0-04444
Union of Soviet Republics	Cherwonetz	4-44111
Uruguay	Peso	1-44111
Venezuela	Bolivar	0-111422
Yugoslavia	Dinar	0-01444

3 休祭日
 新年 一月一日
 ワシントン誕生日 二月二十二日
 神聖木曜及神聖金曜 四月初の木曜及金曜日
 勞働 五月一日
 南北戦争戦死者記念日 五月三十日
 選擧 每四年六月第一火曜(一九三五年六月以降)
 獨立記念日 七月四日
 マニラ占領日 八月十三日
 休戦記念日 十一月十一日
 感謝日 十一月最終の木曜日
 ボニフシオ記念日 十一月三十日
 基督降誕節 十二月二十五日
 リサール記念日 十二月三十日

4 領事館所在地

各國領事館所在地表

國名	領事名	所在地
亞爾然丁	領事	109 Juan Luna, Binondo, Manila.
白耳義	領事	31 Escotla, Binondo, Manila.
支那	領事	Rooms 203-204 China Bank Bldg, Binondo, Manila.
メタリカ	領事	S. O. de Fernandez Bldg, Bldg, Room 30251 Escotla, Binondo, Manila.

チリ	同	67 Juan Luna, Binondo, Manila.
丁抹	同	112-113 Muelle de Binondo, Binondo
佛羅西	總領事	Perez-Samanillo Bldg.
佛羅西	領事代理	1570 Arlegui Extension, San Miguel Fourth Floor Wise Bldg. 176 Juan Luna, Binondo, Manila.
英國	總領事	S. J. Wilson Bldg, 148, Juan Luna, Manila.
日本	同	Escario St. Reyes, Davao.
日本 (マニラ)	領事	Aguinaldo Bldg, 520 Juan Luna, Binondo
日本 (マニラ)	領事	793 Santa Mesa, Sampaloc, Manila.
ラトヴィア	領事	2087 Acarraga, Manila.
リベリヤ	領事	2nd Floor, Wise Bldg, 174 Juan Luna, Binondo, Manila.
露國	領事	1921 Herran, Paco, Manila.
和蘭	領事	3 Plaza Moraga, Binondo, Manila.
ニカラグア	領事	99 Cristobal, Paco, Manila.
諾威	領事	8 Muelle del Banco Nacional, Binondo
巴拿馬	領事	313 Dewey Boulevard, Manila.
ハラグアイ	領事	702-706 Insular Life Bldg, Binondo
秘魯	領事	702 Heacock Bldg, Binondo, Manila.
葡國	領事	511-527 Heacock Bldg, Escotla, Binondo
羅馬	領事	Casa de Espana, Taft Avenue and San Luis, Ermita, Manila.
西班牙	領事	Chaco Bldg, Plaza Cervantes, Manila.
瑞典	領事	627 Rizal Avenue, Santa Cruz, Manila.
瑞典	領事	410 Heacock Bldg, Escotla, Binondo
瑞西	領事	50 Escotla, Binondo, Manila.
米合衆國	領事	
メキシコ	領事	

5 歴代總督・大統領・最高顧問

總督一	William H. Taft	一九〇一
二	Luke E. Wright	一九〇四

比律賓……其他

大總統一

Manuel L. Quezon	一九三三
Frank Murphy	一九三五
Paul McNutt	一九三七

新聞・雜誌其他定期刊行物

Henry Clay Ide	一九〇五
James Francis Smith	一九〇六
William Cameron Forbes	一九〇〇
Francis Burton Harrison	一九一三
General Leonard Wood	一九一七
Henry L. Stimson	一九二七
Dwight F. Davis	一九二九
Theodore Roosevelt	一九三三
Frank Murphy	一九三三

新聞・雜誌其他定期刊行物

アメリカ中上級階級の分一

Agricultural & Industrial Monthly, 715-721 Calero, Sta. Cruz, Manila.

American Chamber of Commerce Journal, English Monthly, 180 David, Binondo.

American Oldtimer, English Monthly, 226 China, Sta. Cruz, Manila.

Amigo del Pueblo, Spanish-Ilocano-Tagalog Monthly, 1916 Oroquieta, Sta. Cruz, Manila.

Ang Filipinas, Tagalog Monthly, P. O. Box 239, Manila.

Ang Sulong Kristiano, Tagalog-English Monthly, P. O. Box 1411, Manila.

Ang Tanglew, Tagalog Monthly, P. O. Box 813, Manila.

Associated Press, Bulletin Bldg, and T. V. T. Bldg, Sta. Cruz, Marinas.

Baguio Lovers Press, English-Ilocano Fortnightly, P. O. Box 2481.

Banawang, 715-721 Calero, Sta. Cruz, Manila.

Bisaya, Bisayan, Weekly, 715-721 Calero, Sta. Cruz, Manila.

Boletin de la Camara de Comercio Espanola de Filipinas, Spanish Monthly, Casa de Espana, Taft Ave, Ermita, Manila.

Boletin Estadistical de Filipinas, Spanish Monthly, P. O. Box 147, Manila.

Bulletin of San Juan de Dios Hospital, The English-Spanish-Tagalog, Every Two Months, 214 Eaal, Intramuros, Manila.
 Bulletin, Manila Daily, American Daily, Cor. Raon and Evangelista, Quiapo, Manila.
 Business Outlook, 712 Rizal Ave., Sta. Cruz, Manila.
 Cabletow (The), English and Spanish Monthly, Masonic Temple, Escolta, Binondo.
 Catanduanon, English, Birol, Twice a Month, P. O. Box 36, Manila.
 Catimawan, Pampanoo Fortnightly, 844 T. Alonso, Sta. Cruz, Manila.
 Chicago Daily News, 180 David, Binondo, Manila.
 Chinese Commercial News, Chinese Daily, 2 Solar (Near Azarraga Bridge), Tombo, Manila.
 Columbian, The Monthly, 14 T. Pinpin, Binondo, Manila.
 Commerce and Industry Journal, English Monthly, c/o Bureau of Commerce, Commonwealth Advocate, 309 Cu Unjiang Bldg., Escolta and T. Pinpin, Binondo, Manila.
 Cultural Social, Spanish Monthly, P. O. Box 154, Manila.
 Daugadang (Formerly La Lucha), Spanish-Tagalog, P. O. Box 996, Manila.
 Diario de Sesiones de la Legislatura Filipina, English-Spanish Daily, c/o Legislative Bldg.
 Iloosoon Chronicle, English Monthly, 555 Isaac Peral, Ermita.
 Ecos, English-Spanish Monthly, E. Mercedia, San Miguel, Manila.
 El Comercio, (Commerce), Daily, Noon, Filipino Newspaper in English, 65 Juan Luna, Binondo, Manila.
 El Debate, Morning Daily in Spanish, 61 Murralla, Intramuros, Manila.
 Excelsior, Spanish, Fortnightly, 32 Sta. Paterana, Intramuros.
 Far Eastern Freeman, English Monthly, Masonic Temple, Escolta, Binondo, Manila.
 Filipinas Weekly, P. O. Box 239, Manila.
 Filipino Nurse, The English Quarterly, Philippine General Hospital.
 Fookien Times (The), Chinese Afternoon Daily, 197 Juan Luna, Binondo.
 Government Employee (The), English-Spanish Monthly, 325 Oroquieta, Sta. Cruz, Manila.
 Graphic, English Weekly, 715-721 Calero, Sta. Cruz, Manila.

Monday Mail (The), English Weekly, 61 Calle Murralla, Intramuros, Manila.
 National Review Co., Inc. (The), English-Spanish Weekly, 2 Corner T. Pinpin and Muelle del Banco Nacional, Binondo, Manila.
 Nation's Health Journal, 200 Fernandez Bldg., 124 T. Pinpin, Binondo.
 New China Herald, 568 Misericordia, Sta. Cruz, Manila.
 New Citizen (The), English-Tagalog Monthly, Third Floor, Room 307, Kneeller Bldg., Carriedo, Sta. Cruz, Manila.
 New Philippine Republic, Room 507, Hancock Bldg., Escolta, Binondo.
 Official Gazette-Gaceta Official, English and Spanish, Thrice a Week, Bureau of Printing.
 Orient Digest, 200 Fernandez Bldg., 124 T. Pinpin, Binondo, Manila.
 Perla Ning Aslagan, English and Pampanoo Newspaper Fortnightly, 712 Rizal Ave., Sta. Cruz, Manila.
 Philippine Collegian (The), English Weekly, University of the Philippines.
 Philippine Commonwealth, Monthly Journal, 670 Rizal Ave., Sta. Cruz.
 Philippine Evangelist, English Monthly, P. O. Box 1414, Manila.
 Philippine Industrial Review (The), Q. S. T. Bldg., 433 Dasmarinas, Binondo.
 Philippine Intercollegiate Press, English Fortnightly, P. O. Box 13x 135.
 Philippine Journal of Agriculture, c/o Bureau of Plant Industry, Manila.
 Philippine Journal of Commerce, English Monthly, Bureau of Commerce, Manila.
 Philippine Journal of Education, English Monthly, College of Education, U. P.
 Philippine Journal of Science (The), English Monthly, Bureau of Science, 727 Herran, Ermita, Manila.
 Philippine Law Journal (The), English Monthly, College of Law, U. P. Dasmarinas, Binondo, Manila.
 Philippine Magazine, English Monthly, Fourth Floor, Uy Yed Bldg., 217 Philippine Missionary, English Bimonthly, 1916 Oroquieta, Sta. Cruz.
 Philippine Poultry Journal, English Monthly, 357 R. Hidalgo, Quiapo.
 Philippine Public Schools, English Monthly, Bureau of Education.
 Philippine Radio Digest, English Monthly, P. O. Box 1186, Manila.
 Philippine Social Arts, Fifth Floor, Hancock Bldg., Escolta, Binondo.

Green and White, English Quarterly, De la Salle College.
 Guidon (The), English Fortnightly, P. O. Box 154, Manila.
 Hiligaynan, 715-721 Calero, Sta. Cruz, Manila.
 Hiwaga, Tagalog Weekly, 715-721 Calero, Sta. Cruz, Manila.
 Hojas de Cateismo, Spanish Weekly, P. O. Box 147, Manila.
 Home, English Monthly, 358 Canarines, Sta. Cruz, Manila.
 Hoos Times, Ilocano-English-Spanish Biweekly, 516-A Tayunan, Sta. Cruz, Manila.
 Industrial and Machinery Journal, 671 Dasmarinas, Binondo, Manila.
 International Journal of Leprosy, English Monthly, P. O. Box 606, Manila.
 International Magazine, Room 305 Kneeller Bldg., Carriedo, Sta. Cruz.
 Journal of the Philippine Islands Medical Association, English Monthly, 547 Herran, Ermita, Manila.
 Journal of the Philippine Pharmaceutical Association (The), Monthly, Magazine in English and Spanish, 835 San Fernando, San Nicolas.
 Jurisprudence, Biweekly Magazine, 422 Raon and Trinidad, Sta. Cruz.
 Khaki & Red, English Monthly, Philippine Army.
 Kong Ii Po (The), Chinese Daily, 450 Sahuar, Binondo, Manila.
 La Opinion, Daily, Noon, Filipino Newspaper in Spanish, 65 Juan Luna, Binondo, Manila.
 La Vanguardia, Afternoon Daily in Spanish, TWT Bldg., Florentino Torres, Sta. Cruz, Manila.
 Lasalle (The), English Fortnightly, La Salle College.
 Lawyers League Journal, English-Spanish Monthly, 1181 Penanglawania, Malate.
 Letran News (The), English-Spanish Monthly, P. O. Box 146, Manila.
 Literary Song Movie Magazine, 134 Solana, Intramuros.
 Liwayway, Tagalog Weekly, 715-721 Calero, Sta. Cruz, Manila.
 Mabuhay, Morning Daily in Tagalog, 61 Calle Murralla, Intramuros.
 Manila City Directory, English Annually, 1104 Castillejos, Quiapo.
 Manila Daily Bulletin, American Daily, Corner Raon and Evangelista, Quiapo, Manila.
 Manila Maritime Messenger, Fortnightly Maritime Publication, Dermham Bldg., Port Area.

Philippine Social Science Review, English Quarterly, 105 Rizal Hall, U. P.
 Philippine Tobacco Journal, The Fourth Floor, Padilla Bldg., Rizal Ave., Sta. Cruz, Manila.
 Philippine Women's Magazine, English-Spanish-Tagalog, Philippine Women's University.
 Philippines Commonwealth (The), 320 P. Campa, Sampaloc, Manila.
 Philippines Free Press, English and Spanish Weekly, Free Press Bldg., 684-686 Rizal Ave., Sta. Cruz, Manila.
 Philippines Herald (The), English, Afternoon Daily except Sunday, 61 Murralla, Intramuros, Manila.
 Readers (The), Monthly, P. O. Box 182, Manila.
 Rontars, Limited, 606 Insular Life Bldg., Plaza Moraga, Binondo, Manila.
 Revista Filipina, de Medicina Farmacia, Spanish Monthly, 879 Legarado, Sampaloc.
 Rising Filipina, The English and Spanish Monthly, c/o Centro Escolar University, Azcarraga, Manila.
 Sakdal, Tagalog Weekly, 623 Quiriaca, Sta. Cruz, Manila.
 Scandal, Newspaper, 423 Rizal Ave., Sta. Cruz, Manila.
 School News Review (The), English Semimonthly, Bureau of Education.
 Manila Nichi-nichi Shimpoo (The), Japanese Daily, 841 Legarado, Sampaloc.
 Songs and Shows, Monthly Magazine, Room 416, Aris Bldg., Carriedo, Sta. Cruz, Manila.
 Sparks and Postmarks, English Bimonthly, c/o Postal & Telegraph Association, Inc., Manila.
 Sugar News, English and Spanish Monthly, Sugar News Bldg., 671 Dasmarinas, Binondo, Manila.
 TWT Publishing Corporation, TWT Bldg., Florentino Torres, Sta. Cruz.
 Taliba, Afternoon Daily in Tagalog, TWT Bldg., Florentino Torres, Sta. Cruz, Manila.
 The Vanguard, Chinese Evening Daily, 1236 Azcarraga, Binondo.
 Ti Damao ti Pagarian, Ilocano Monthly, P. O. Box 513, Manila.
 Torch, The Magazine of General Culture, Room 408, Aris Bldg., Carriedo, Sta. Cruz, Manila.
 Tribune (The), Morning Daily in English, except Monday, TWT Bldg.,

- Florentino Torres, Sta. Cruz, Manila.
 Union, Spanish-English Weekly, 1096 R. Hidalgo, Quinpo, Manila.
 Urutag, English-Spanish Monthly, University of Santo Tomas, Manila.
 United Press Association, Insular Life Bldg., Plaza Moraga, Biondo.
 University Alumni (The), English Quarterly, University of the Philippines.
 Varsitarian (The), English-Spanish Fortnightly.
 Welfare Advocate, English Bimonthly, c/o Bureau of Public Welfare.
 Woman's Home Journal, The English Monthly, 1132 California, Ermita.
 中央新聞……附錄
- Advance (The), English Monthly, San Fernando, La Union.
 Advertiser (The), English, Spanish and Visayan Daily, 198 Juan Luna, Cebu, Cebu.
 Agro Valley News, English Weekly, Lingayen, Pangasinan.
 Agustinian Mirror (The), English-Spanish Monthly, Iloilo, Iloilo.
 Anaran, Fortnightly, Sinait, Ilocos Sur.
 Ang Atong Kalihin, Visayan Weekly, Cebu, Cebu.
 Ang Cabugason, Visayan Weekly, Pangasinan, Bohol.
 Ang Dakung Balaod, Visayan Weekly, Oroquieta, Occ. Misamis.
 Ang Katarrungan, Spanish and Visayan Weekly, Otagyan, Or. Misamis.
 Ang Kutla, Visayan, Twice a Week, Cebu, Cebu.
 Ang Panahon, Visayan Daily, Iloilo, Iloilo.
 Babaye, Visayan Weekly, Cebu, Cebu.
 Bagong Kusog, Visayan Weekly, P. O. Box 121, Cebu, Cebu.
 Baitaw, Visayan, Twice a Month, Iloilo, Iloilo.
 Banaag Nin Langit, Bicol Monthly, Nagu, Camarines Sur.
 Banaag, Visayan Weekly, Occidental Negros.
 Banawad Letakan, Pangasinan Weekly, Manaoag, Pangasinan.
 Bicol Pioneer, Weekly, Nagu, Camarines Sur.
 Bicol Star (The), English Bicol Weekly, Nagu, Camarines Sur.
 Biolahandia, English, Spanish and Bicol, Two Times a Week, Nagu, Camarines Sur.
 Binlong Nga Agtayan, Ilocuro Weekly, Bantay, Ilocos Sur.
- Ing Catala, Pampango Weekly, San Fernando, Pampanga.
 Ing Daclat Ning Caturtan, Pampango Weekly, San Fernando, Pampanga.
 Ing Katiptanan, Pampango Weekly, San Fernando, Pampanga.
 Ing Katiwala, Pampango Weekly, San Fernando, Pampanga.
 Ing Misinuro, Pampango Monthly, P. O. Box 42, Baguio, Mt. Province, P. O. Box 1393, Manila.
 Journal of the Southern Society of Engineers and Architects, English Monthly, Cebu, Cebu.
 Junior Collegian (The), English Fortnightly, Cebu, Cebu.
 Kabisa-an, Visayan, Three Times a Month, Iloilo, Iloilo.
 Kabuhi San Bama, Visayan-Spanish Douthly, Jaro, Iloilo.
 Kabunataha, Pangasinan Monthly, Lingayen, Pangasinan.
 Kayunanggi, Tagalog Weekly, Iapa, Batangas.
 Kusog sa Katarrungan, English-Spanish and Visayan, Three Times a Month, P. O. Box 3, Dumaguete, Oriental Negros.
 La Antera del Valle, English, Spanish, Ilocuro, Ibanag Weekly, Ilagan, Isabela.
 La Antorcha, Twice a Week, Zamboanga, Zamboanga.
 La Atalaya, Spanish, Visayan, Palo, Leyte.
 La Revolucion, Spanish Daily, Cebu, Cebu.
 La Tribuna, Spanish Daily, 14 Marina St., Iloilo, Iloilo.
 La Vista, Ilocano Weekly, Baguio, Mt. Province.
 Laman Progress, English Fortnightly, Danaoan, Laman.
 Leyte News (The), English Monthly, Tacloban, Leyte.
 Limanip, Visayan Weekly, Cebu, Cebu.
 Lioara, Pangasinan Dialect Weekly, Manaoag, Pangasinan.
 Little Apostle of the Mountain Province, English Monthly, Baguio, Mt. Province.
 Mahinang (The), English Visayan Monthly, Oroquieta, Occidental Misamis.
 Makinangalingon, Visayan, Twice a Week, P. O. Box 167, Iloilo, Iloilo.
 Mananglonton, Pangasinan, Twice a Week, Dagupan, Pangasinan.
 Maiting Pot (The), English Monthly, Tarlac, Tarlac.
 Mindanao Herald (The), English Weekly, Zamboanga, Zamboanga.
 Nusud, Visayan Weekly, Cebu, Cebu.
- Polelin Carolion, English-Spanish Weekly, P. O. Box 43, Cebu, Cebu.
 Polelin Zamboangero, Spanish Fortnightly, Zamboanga, Zamboanga.
 Bulletin of the Central Philippine College, English, Bimonthly, Jaro, Iloilo.
 Chimes (The), English Monthly, Pacolod, Occ. Negros.
 China Echo Weekly (The), Chinese Weekly, Cebu, Cebu.
 Civismo, Spanish, Visayan, Three a Week, Pacolod, Occidental Negros.
 Daciti Nainbag a Dama? Ken Ti Dalan Ti Cappin, English and Ilocano Weekly, San Fernando, La Union.
 Dumaguete Press, Spanish and Visayan Weekly, Dumaguete, Oriental Negros.
 Eco de Samar y Leyte, Spanish Weekly, Calbayog, Samar.
 El Centenario de la Migracion, Spanish-Bicol Monthly, Nagu, Camarines Sur.
 El Centinela, Spanish Daily, 24 Izarnat, Iloilo, Iloilo.
 El Critico, Spanish-English, 2 Times a Week, Zamboanga, Zamboanga.
 El Ferni, Spanish, Twice a Week, Zamboanga, Zamboanga.
 El Mensajero, Ilocano Weekly, Vigan, Ilocos Sur.
 El Misinero, Spanish Monthly, Baguio, Mt. Province.
 El Precursor, Spanish Twice a Week, Cebu, Cebu.
 El Pueblo, Spanish Daily, 6 Gral. Luna, Iloilo, Iloilo.
 El Tiempo, Spanish Daily, Iloilo, Iloilo.
 Fighter (The), English Monthly, Catantanan, N. Cotabato.
 Freeman (The), English-Visayan Weekly, 139 Juan Luna, Cebu, Cebu.
 Gramay (The), English Monthly, Cabanatuan, N. Negros.
 Haykay, Visayan Weekly, Bacolod, Occ. Negros.
 Herald Bicol, Spanish and Bicol, Three Times a Weekly, Legaspi, Albay.
 Ideales, Spanish Bimonthly, Dagupan, Pangasinan.
 Ilo Kardia News, English-Spanish-Ilocano, Every 10 Days, Vigan, Ilocos Sur.
 Ilocos Times, Ilocano-English-Spanish, Biweekly, 516-A Tayuman, Sta. Cruz, Manila.
 Ing Cabling, Pampango Weekly, Angeles, Pampanga.
- Oriental Negros Chronicle, Visayan, English Weekly, P. O. Box 41, Dumaguete, Oriental Negros.
 Pampangan (The), English, Twice a Month, San Fernando High School, Pampanga.
 Pangasinan Review, English, Twice a Month, Dagupan, Pangasinan.
 Pearl of the Orient, English Quarterly, Iloilo, Iloilo.
 People's Opinion, English Weekly, Dagupan, Pangasinan.
 Perla Ning Aslagan, English and Pampango Newspaper, Fortnightly, 712 Rizal Ave., Sta. Cruz.
 Philatelic Bulletin, English-Spanish quarterly, Bacolod, Occ. Negros.
 Philippine Agriculturist (The), English Monthly. Agricultural College, Laguna.
 Philippine Commonwealth, Monthly Journal, 670 Rizal Ave., Sta. Cruz.
 Philippine Presbyterian, English Quarterly, Dumaguete, Oriental Negros.
 Pioneer (The), English Monthly, Oatman, Samar.
 Prensa Libre, Spanish Daily, P. O. Box 272, Iloilo, Iloilo.
 Progress, English, Weekly, P. O. Box 121, Cebu, Cebu.
 Redencion Obrero, Visayan, Spanish, Twice a Month, Cebu, Cebu.
 Reflector (The), English Monthly, Baysanbang, Pangasinan.
 Rising Tide (The), English-Visayan Weekly, Caba, Cebu.
 Rostrum (The), English-Spanish-Tagalog Fortnightly, Lioara, Tavyas.
 Sadiri, Ilocano Weekly, Tarlac.
 Samaritan (The), English Monthly, Catbalogan, Samar.
 Siliw Ti Hi, Ilocano, Twice a Month, Vigan, Ilocos Sur.
 Sillimanian (The), English Fortnightly, Silliman Institute, Dumaguete, Oriental Negros.
 Suddon, English-Visayan Weekly, Dumaguete, Or. Negros.
 Timbangan (A), Fortnightly Paper in Pampango, 453 Galino, Sampaloc.
 Times (The), English Daily, Iloilo, Iloilo.
 Tingog Sa Langgod, Visayan Weekly, Mambajao, Oriental Misamis.
 Tonung, Pangasinan Weekly, Dagupan, Pangasinan.
 Verdad, Spanish and Ibanag Weekly, Tuguegarao, Otagyan.
 Visayanian, English Monthly, Cebu, Cebu.

- Vocational Observer, English Monthly, Lingayen, Pangasinan.
 Weekly Visitor (The), English-Spanish Weekly, Capiz, Capiz.
 Ylang-Ylang, Visayan, Weekly, Iloilo, Iloilo.
- ~ 各種圖書
- Administrative Code with Comments and Annotations. Vols. I-V, By G. Arameta, 1928.
 America and the Philippines, By C. Crow, 1914.
 America, the Philippines and the Orient, By Morcado, H. C.
 American Occupation of the Philippines 1898-1912 (The), By Blount, J. H., 1912.
 Americans in the Philippines (The): A History of the Conquest and First Years of Occupation with an Industry Account of the Spanish Rule, 2 Vols, By J. A. Leroy, 1914.
 Annotated Philippine Forms, By M. Gamus & V. G. Sinoa, 1926.
 Aparato Bibliografico de la Historia General de Filipinas, 3 Vols, By W. E. Retana, 1906.
 Archivo del Bibliofilo Filipino (Recopilacion de Documentos), Tomo I & II, By W. E. Retana, 1895 & 1896.
 Barrio Life and Barrio Education, By C. Osias, 1921.
 Bibliography of the Philippine Islands, Printed and Manuscript, By J. A. Robertson, 1908.
 Brief History of the Philippines (A), By L. H. Fernandez, 1922.
 Bullets and Bolos, Fifteen Years in the Philippine Islands, By John R. White, 1928.
 Business Promotion by the Bureau of Commerce and Industry, By J. A. Carpio.
 Census of the Philippine Islands, 1903, 1918.
 Cigar Makers of Malabon, Rizal, By A. G. Josue, 1926.
 Civics Philippine. How We Govern Ourselves, By C. Benitez, 1932.
 Civil Code of Spain with Philippine Notes and Reference (The), By F. C. Fisher, 1925.
 Civil Government in the Philippines, By C. O. McGorney, 1903.
 Code of Commerce of Spain with Amendatory Laws of the P. I., By J. A. Espiritu, 1927.
- Code of Criminal Procedure of the Philippine Islands (The), By M. H. De Jova, 1923.
 Commercial Conditions in the Philippine Islands, 1925-1928, By T. Hartington, 1928.
 Commonwealth of the Philippines (The), By Malcolm, George A., 1936.
 Compilation of Laws and Regulations Relating to Public Lands in the Philippine Islands, 1921.
 Compilation the Acts of the Philippine Commission, 1908.
 Conquest of the Philippines by the United States, 1898-1925 (The), By M. Storey & M. P. Lichano, 1926.
 Constitutional Law of the Philippine Islands, By G. A. Malcolm, 1926.
 Contributions to the Birds of the Philippines. No. 1, 2, By M. Hachisuka, 1929, 1930.
 Customs Law of the Philippine Islands, 1916.
 Decade of American Government in the Philippines 1903-1913 (A), By D. P. Barrows, 1914.
 Development and the Present Status of Education in the Philippine Islands (The), By V. R. Calapang, 1926.
 Development of Philippine Politics (1872-1920), By M. M. Kalaw, 1926.
 Discussion and Bibliography of Philippine Flowering Plants (A), By E. D. Merrill, 1926.
 Education in the Philippine Islands under the Spanish Regime, By C. Osias, 1917.
 El Archipiélago Filipino y las Islas Marianas, Carolinas y Palaos, By D. Jose Montero y Vidal, 1886.
 Election Law (The), By J. P. Laurel, 1925.
 Election Law (The), and Penalties for Offenses Relative to Elections and Elective Officer, 1928.
 Encyclopedia of the Philippines. (The Library of Philippine Literature, Art and Science), Vol. I-X, By Galang, Zoilo M., 1935-1936.
 Evangelical Christianity in the Philippines, By Osias, C. & Lorenzana, A., 1931.
 Executive Orders and Proclamations, 1901.
 Filipinas: Ataque de los Holandeses en los Siglos XVI, XVII y XVIII, By D. F. Blumentritt, 1882.
- Manual of Instructions to Municipal Treasurers, 1918.
 Manual of Plant Breeding for the Tropics, By N. B. Manakola, 1926.
 Manual of the Postal and Telegraph Services of P. I., 1926.
 Marketing and Financing of Cagayan Tobacco, By S. Villaceta, 1924.
 Marketing Aspects of Rice in Luzon, By J. L. Cortega, 1927.
 Marketing of Manila Hemp for Export, By T. C. Yambao, 1926-27.
 Marketing of Native Fruits in Manila, By N. A. Garcia.
 Marketing of Philippine Sugar.
 Medicinal Plants of the Philippines, By Pardo de Tavera T. II., 1901.
 Moral Education in the Philippines, By A. Isidoro.
 Municipal Code and the Provincial Government Act Compiled and Annotated (The), Ed. by G. A. Malcolm, 1911.
 New Philippines (The), By E. J. Laird.
 Newspaper Advertising in the Philippines. By Mayorago, R. A.
 Official Road Guide.
 Official Roster of Officers and Employees in the Civil Service of the Philippine Islands, 1929, 1934, 1935.
 Our Philippine Problem, a Study of American Colonial Policy, By H. P. Willis, 1905.
 Palm Tree and Pine Stories of the Philippine Islands, By E. Eberle, 1927.
 Peoples of the Philippines, By A. L. Kroeber, 1923.
 Peoples of the Philippines, Their Religious Progress and Preparation for Spiritual Leadership in the Far East, By F. L. Lauthach, 1925.
 Philippines The, A Treasure and a Problem, By N. Roosevelt, 1926.
 Philippines The, To the End of the Military Regime, By C. B. Elliott, 2 Vols, 1917.
 Philippines and Roundabout with some account of British Interests in these waters (The), By M. G. J. Youngusband, 1899.
 Philippine Business Law, By E. A. Perkins, 1920.
 Philippine Charter of Liberty (The), By Osias, C.
 Philippine Foreign Trade 1900-1925, By G. B. Barce, 1927.
 Philippine Government Under the Jones Law, By M. M. Kalaw, 1927.
 Philippine History Stories, The Story of Our Country for Young Readers, By L. H. Fernandez, 1925.
- Filipino Immigration to Continental United States and to Hawaii, By B. Lasker, 1931.
 Fishes from Formosa and the Philippine Islands, By F. W. Henry & R. A. Bean, 1923.
 Former Philippines Thru Foreign Eyes (The), By A. Craig, 1917.
 Geographic Nomenclature in the Philippines, By Ortega, P. S.
 Gold-Exchange Standard in the Philippines (The), By Lathringer, George F., 1934.
 Governor-General Wood and the Filipino Cause, By M. L. Quezon & C. Osias, 1924.
 Government of the Philippine Islands: its Development and Fundamentals (The), By G. A. Malcolm, 1916.
 History of Education in the Philippines 1565-1930 (A), By Arizona, Encarnacion, 1932.
 History of the Philippines, By D. P. Barrows, 1926.
 History of the Philippines: Economic, Social, Political, By C. Benitez, 1926.
 Independence for the Philippines, Comp. by E. R. Ranken, 1931.
 Independence for the Philippines. The Reference Shelf, Vol. V, No. 3, Comp. by E. Ball, 1927.
 Internal Revenue Law of the Philippine Islands (In force and effect Oct. 1, 1923), By B. L. Meer, 1924.
 Internal Taxation in the Philippines, By J. S. Ford, 1907.
 Isles of Fear: The Truth about the Philippines (The), By K. Mayo, 1925.
 Kapano Industry (The), By M. M. Saleeby, 1922.
 Kishi Cabinet and Old Manila (The), By W. Robb, 1926.
 Laws and Regulations governing Petroleum Lands in force and effect June 1, 1923.
 List of Books on the Philippine Islands, Library of Congress (A), By A. P. C. Griffin, 1903.
 Little Journey to Hawaii and the Philippines, By M. M. George, 1927.
 Local Government in Claveria Province of Cagayan, By Daric, A. F., 1926.
 Lumber Business in Illoos Sur, By Supnet, I.
 Magney Industry in the Philippines.

- Philippine Independence and the Far Eastern Question, By Pio, Duran, 1935.
- Philippine Islands (The), By F. W. Atkinson, 1905.
- Philippine Islands (The), By W. C. Forbes, 2 Vols, 1923.
- Philippine Islands (The), By J. Foreman, 1904.
- Philippine Islands Public Laws.
- Philippine Law of Stock Corporation (The), By F. C. Fisher, 1929.
- Philippine Life in Town and Country, By Leroy, J. A., 1906.
- Philippine Municipality at Work (The), By R. Luna, 1929.
- Philippine National Literature, By H. E. Fansler & I. Panlasigui, 1927.
- Philippine Past and Present, By D. C. Worcester, 2 Vol, 1914.
- Philippine Plant Life, A Botanical and Agricultural Reader, By J. W. Rickie & J. P. Echanvarria, 1930.
- Philippine Reports.
- Philippine Revolution (The), By T. M. Kalaw, 1925.
- Philippine Species of Kuhlidae (The), By A. W. Herre & H. R. Montalón, 1927.
- Philippine Surgeon Fishes and Moorish Idols, By A. W. Herre, 1927.
- Philippine Tariff Act of 1909, 1926.
- Philippines To-day (The), By R. W. Hart, 1928.
- Philippine Uncertainty. An American Problem, By H. B. Hawes, 1932.
- Philippines Under Spanish and American Rules (The), By C. H. Forbes-Lindsay, 1906.
- Progressing Philippines (The), By C. W. Briggs, 1913.
- Provincial and Municipal Code of the Philippine Islands Compiled and Annotated (The), Ed. by R. Luna, 1922.
- Reisen in den Philippinen, By Jäger, F., 1873.
- Revised Administrative Code of the Philippine Islands of 1917, 1926.
- Revised Manual of Instructions to Provincial and Municipal Treasurers, 1927.
- Romance and Adventure in Old Manila, By P. A. Hill, 1928.
- Sabutan and Pandan Hat Industry of Laguna(The), By L. S. B. F., 1931.
- Savage Gentlemen, By M. C. Cole, 1929.
- Self-Government in the Philippines, By M. M. Kalaw, 1919.
- South and Eastern Asia from the Earliest Times to the Present Day, By Austin Craig, 1926.
- Southeast of Zamboanga, By W. H. Hurley, 1935.
- Speech of Hon. William A. Jones of Virginia in the House of Representatives, 1913.
- Special Articles of the Coconut, its Culture and Uses, By P. J. Webster, 1918.
- Studies in Moro History, Law and Religion, By N. M. Saleeby, 1905.
- Studies on the Serology of Leprosy, I-III, By E. V. Pineda & E. Roxas-Pineda, 1926.
- Sulu Archipelago and its People (The), By S. Y. Orasa, 1923.
- Taming Philippine Headhunters, By Keating, F. M. & Keating, M., 1934.
- Teacher's Manual for Grade One to Accompany the Philippine Readers, By C. Omas, 1929.
- Thirty Years with the Philippine Head-Hunters, By Kane, S. E., 1924.
- Tungian Social, Religious, and Economic Life of a Philippine Tribes(The), By F. C. Cole, 1922.
- Through the Philippine and Hawaii, By F. C. Carpenter, 1925.
- Trade in Philippine Copra and Coconut Oil, By E. D. Gohwaite, 1925.
- United States and the Philippines (The), By D. R. Williams, 1925.
- United States-Philippine Tariff and Trade Relations, 1931.
- University of the Philippines (The), 1926-1927.
- Vegetation of Philippine Mountains, By W. H. Brown, 1919.
- Viaje de Magallanes (El), By T. H. P. Tavera, 1921.
- Visit to the Philippine Islands (A), By J. Bowring, 1859.
- War Time in Manila, By B. A. Fiske, 1913.
- 移民地事情 第二十五卷「比律賓」事情, 昭和九年
- 南隣の友邦比律賓 正木吉右衛門著 昭和五年
- 比律賓の現状 岡工省商務高橋業 昭和二年
- マニラ概観 大島孝吉著 昭和六年
- 農業労働者の樂園南洋マニラ案内 菅野秀雄著 昭和六年
- 比律賓事情 三神敬長著 大正十一年
- 海外叢書比律賓 日本移民協會調査部編 大正七年
- マニラマニラ概況 石黒大介著
- マニラマニラ概況 大谷純一編 昭和十一年
- 比律賓年鑑 大谷純一編 昭和十一年
- 最近の比律賓 東亞經濟調査局刊 昭和十一年
- 南支那及南洋調査部 臺灣總督官房調査課及外事課編

【支那研究 終】

佛領印度支那

佛領印度支那 目次

地理

位置・面積	三〇三
山 系	三〇三
河川・湖沼	三〇六
平 野	三〇七
海岸線・港灣・島嶼	三〇八
氣 象	三〇九

歷史

年代史	三二四
佛領以前に於る史實	三二六
現安南王朝系譜	三二七
佛國領有史	三二八

人口

總 說	三三三
人種別人口	三三三
職業別人口	三三四
出生・死亡數	三三五
出入國者數	三三五
在住邦人人數	三三六

住民宗教

住 民	三三七
宗 教	三三〇

教育

總 說	三三一
教育行政	三三一
教育費	三三三
教育機關	三三四
統 計	三三七
(附) 科學調查研究機關	三三三

衛生

總 說	三二七
衛生施設	三二八
諸疾病	三二九
統 計	三三〇

政治

總 說	三三九
中央行政	三三九
聯邦各國中央行政	三三〇
地方行政	三三三
司 法	三三七
(附) 警察	三三七

國防

總說……………二〇〇
陸軍部……………二〇二
海軍部……………二〇四

財政

總說……………二〇五
財務行政……………二〇七
歲計……………二〇八
公債……………二〇〇
專賣……………二〇二
稅制……………二〇三

金融

總說……………二一一
幣制……………二一二
通貨流通高……………二一三
金融機關……………二一六
金利……………二一三
外國爲替……………二一三

農業

總說……………二一五
米……………二一七
雜穀……………二一四

林業

煙草……………二五〇
棉花……………二五一
其他の農作物……………二五一
養蠶業……………二五二
牧畜業……………二五三

總說

森林面積……………二五六
木材……………二五九
輸出狀況……………二六三

水產業

總說……………二六三
海洋漁業……………二六三
淡水漁業……………二六四
水產製造品……………二六四

鑛業

總說……………二六五
燃料用礦物……………二六九
金屬鑛物……………二七五
其他の鑛產物……………二七九
勞働者……………二八一
(附) 主要鑛業會社……………二八三

工業

總說……………二七七
精米及醸造業……………二七七
製糖業……………二七八
紡績及機業……………二七九
其他……………二八〇
主要工業會社……………二八一

勞働

勞働行政及法規……………二八二
勞働者……………二八三
賃銀……………二八四

商業

總說……………二八六
物價指數及主要物產市價……………二八六
商習慣及商品の取引方法……………二八九
商業其他助成機關……………二九〇
主要邦商……………二九一

貿易

總說……………二九二
通商政策……………二九四
總貿易……………二九八
特別貿易……………三〇二

交通

對日本貿易……………三〇〇
陸運……………三〇三
內國水運……………三〇九
海運……………三一三
空運……………三一七
通信……………三二七

旅行

旅行案内……………三二六
主要都市……………三三一

雜

……………三三五

附錄

本邦及印度支那關稅に關する現行日佛通商協定……………三七一

印度支那官廳の定期刊行書類

Annuaire Administratif de L'Indochine (刊行回数・未定).....	總督府經濟部
Annuaire Statistique de L'Indochine (同・未定).....	總督府經濟部
Budget Général (毎年2月).....	總督府
Bulletin Administratif de L'Annam(毎月1日・15日).....	安南政廳
Bulletin Administratif de Laos (毎月1日).....	ラオス政廳
Bulletin Administratif de Tonkin (週刊・月曜日).....	東京政廳
Bulletin Economique de L'Indochine (毎月).....	總督府經濟部
Bulletin Général de L'Instruction publique (毎月).....	教育局
Catalogue des Produits de L'Indochine (不定期).....	總督府經濟部
Chemins de Fer. Statistique de L'année(毎年1月).....	總督府土木局
Extrême-Asie (毎月).....	總督府
Journal Officiel de L'Indochine Française(毎水・土曜日).....	總督府
Rapport au Conseil du Gouvernement (毎年2月).....	總督府
Rapport sur la Navigation et le Mouvement commercial de L'Indochine(10月).....	關稅局
Recueil Général de la Législation et de la réglementation de L'Indochine(不定).....	總督府

佛領印度支那

地理

位置・面積—山系—河川湖沼—平野—海岸線—港灣—島嶼—氣象

一 位置・面積

佛領印度支那は亞細亞の東南部に位する一大半島たる印度支那半島 (1a Peninsula indochinoise—緬甸・馬來・暹羅及印度支那を含む)の東部を占め、北緯八度三〇分より二三度二〇分、東經一〇〇度より一〇九度三〇分の間にあり、夏至圈 (Tropic du Cancer) 内に所在してゐる。北部は支那三省 (廣東・廣西及雲南省) に接し、東部及南東部は東京灣及南支那海に面し、西部は暹羅國、西南部は暹羅灣に臨み、北西部は緬甸に隣してゐる。南北の延長は東京の最北端、ドンヴァンより交趾支那の最南端カモト岬の尖端迄約一、六二〇浬、東西はナムサイよりヴァンラの間約七六〇浬で、國境線は三、九二〇浬(内支那とは一、三四四浬、海岸線は二、九六〇浬、その總延長は六、八八〇浬である。總面積は約七四〇、四千方浬である。本領は交趾支那植民地、東京・安南・東埔寨及老撾の各保護領を以て構成されてゐる。今聯邦別面積を示せば左の如くである。

聯邦各國別面積表

安南	1,474,000	老撾	1,117,000
東埔寨	1,417,000	東京	11,473,000
交趾支那	1,474,000	計	3,408,000

即ち之を五五二・八千方浬の佛本國に比較すれば約一・三倍となり、朝鮮・臺灣・樺太・其他委任統治領或は關東州・滿鐵附屬地等を包含する我國の總面積に比すれば約二・五倍に當つてゐる。

佛領印度支那……地理

積(六七五、三八五方浬)に比すれば尚約六五千方浬廣く、本州の三八二、五四五方浬の約二倍に當つてゐる。

(備考) 隣接國との國境決定に關する條約は左の如くである。對支條約—一八八七年六月二七日(北支國境線)及一八九五年六月二〇日(北支國境線)、對暹條約—一八九六年一月三日(緬甸國境線)、對暹條約—一八九三年一〇月三日(中支國境線)、一九〇四年二月三日及六月二九日(ラアン・パン及ドン・ラック)、一九〇七年三月三日(ベトナム・パン)。尙本稿に於ては印度支那總督の管轄下にある廣州灣租借地の記述を省略す。

二 山系

山脈は西藏山系の分脈で、北部は一帶に崎嶇重疊たる山岳地帯をなしてゐる。即ち東京西北部及北部老撾は高原地で僅に河川の流域に狭少な平地が存在してゐるに過ぎない。此の一大山岳地帯中東部にフアンパン及南にトランニン(一、二〇〇方浬)の二大高原がある。是等高原は海拔一千乃至二十米に及んでゐる。又北部東京を構成する高原は紅河に依り切斷せられ支那國境に沿ひ東南下し東京灣に終り、アロン灣内群島の絶頂をなしてゐる。トランニン高原は更に南に延びて安南山脈を形成し、同山脈は多くの平行小山脈を構成しつゝ東南下し遂に安南及交趾支那との境界に於て盡き、その間斷崖絶壁となり或は海岸に迫り峻峻な奇岩の岬角・島嶼を出現するが、南北に長い印度支那の中央部の分水嶺を成してゐる。安南山脈中の高原には北方よりカムムオン、タハイ、ポローベン、アイユン、マ高原等がある。此の外東埔寨の西方暹羅灣に沿ひカルダモン山嶽及エレファン小山脈が平原中に隆起し、別にブノン・ダンレッツ及フ・ペンムアンの二低山脈が連続して東埔寨・老撾と暹羅國との國境をなしてゐる。尙安南山脈は急峻にして交通困難を極め沿岸地方及内地間の連絡を甚だしく妨害し、山脈中に居住する人種も原始的な蕃族である。山岳に就ては十分なる高度測量が行はれて居ない爲、一九二〇年印度支那

地圖及其他二、三の地圖に依り高度の分明してゐる主要山岳に就てのみ記す。

東京			
Fan Si Pan	17181	Tsi Con Linh	17208
Pou Lung	17244	Kieu Rdon Yi	17201
Nankin	17212	Pou Ta Ka	17122
Les Aiguilles	17242	Pou Nam Gau	17120
Mong Ca	17233	Pou Nam Long	17133
Tao Phong Xan	17212	Pou Ta Tong	17102
Pou Sung Ma	17222	Pa Ya	17220
安南			
Sai Lai Leng(老撾安南邊境)	17211	La Meure et l'Enfant	17100
Pou Atuat	17200	Pou Hiao	17000
老撾			
Phu Bin	17240	Phu Khao-nieng	17200
Phu Lep	17240	Phu Loi	17000
東埔寨			
P. Khnok	17200	Mt. Bokor	17000

三 河川・湖沼

河川 東京に所在する河川中、東部及東北部の山岳地帯を縫ひ末は支那廣東省内に於て合流し、西江(Si-Kiang)となりて支那海に注ぐキ・タン河(Song Ki-Cung)及メ・キ・ン河(Si Bang-Giang)を除き、東京灣に注ぐメ・シ・ト河(Thauve Rouge)及太平洋(Si Thai-Kinh)の二大河流の外に、チエン(Si-Tien)及メ・チエ河(Si Pa-Che)がある。

太平洋はカウ河(Si Cau)、ル・ナム河(Si Lu-Nam)及チエオン河(Si Thiong)を合流し、ナム・ノイ(Canal Banbous)及ラピッド(G. Rapides)兩運河を以て紅河と連絡され、下流は又多くの支流に分岐し、その一たるクア・カムは海防港を擁してゐる。

紅河は南部の湄公河と相對する印度支那の二大河流で、雲南に源を發し同

省内に於て萬里江と稱せられ、老開より印度支那に入り、總延長一、一七〇軒(本領内の延長四七五軒)である。本河流は領内に於て明江(F. Chien)及黑河(F. Nain)の二支流を合してゐる。前者は全延長三〇〇軒(領内二五〇軒)で、後者は全延長八五〇軒(領内五五〇軒)である。紅河の下流はマイ河(Si Day)、南定運河(C. de Nam-dinh)、ラ・キ・ン(Le Rach-Giang)及前掲二運河の外にチアリ河(Si Tra-Ly)に分れ海に注いでゐる。以上の諸大河は一部を除き相當大なる船舶を通ずることが可能である。

紅河は水中に含まれてゐる酸化鐵を含む泥土に依てその名を得てゐるものであるが、河内に於ける河水一立方米に含まれる泥土の量は増水期に一〇二七軒、旱水期には〇・四〇三軒で、例外的には三軒乃至七軒に達する場合もある。尙酸化鐵の割合は約十分の一である。本河流は時に氾濫して作物に大損害を及ぼす關係上二重、三重に堅固な堤防が築かれてゐる。尙その築土作用は驚くべきもので、現に紅河最新の三角洲は幅員一三〇軒に達してゐる。現在海岸より約九七軒の奥地にある河内(Hanoi)府は千三百餘年前迄は海に面して居り、又十七世紀の頃蘭人の貿易港であつた海防(Haiphong)も亦今は海岸を距ること五五軒の内地となつてゐる。是即ち風向と潮汐との影響に負ふ沈澱作用によるもので、東京灣は斯くて次第に縮小せられつゝある。

又北部安南に所在し東京灣に注ぐ河川にはマ河(Si Ma)及カー河(Si Ca)があり、前者は二支流よりなり、一は東京のチエアン・ギアオ、他は老撾のメ・オン・レオ山麓より發し、全延長三八〇軒、フォンイ迄船舶を通ずる。後者はコン河を合流してゐるが、全延長六〇〇軒で、クアラオ迄平水の場合は大船舶を、増水の際には小蒸氣船を通ずることが出来る。

此の外安南に所在し南支那海に注ぐ主要河川を北部より擧げれば、ラオカイ河(Le Rao-Cay)はマナフ、ミンカム、ロクソンを流過し、順化河は香河とも稱せられ、安南歴代王の墓地を迂曲流下し河口より一二軒上流に於て順化を貫流し河水青色を帯びた名河である。ツラン川は高度一、四〇〇米のバナ高臺より發し、下流に於て日本人の舊跡を以て著名なフェーフオーを通る同

名の河となる。ダラン河は安南の中部以南の最大河川で、ベナム高原より發してゐるが、急流をなし舟行に便でない。以上安南の諸河川の多くは海岸に迫る安南山脈中より發し東流して海に注ぐ爲、河流も短かく更に多量の雨を合む貿易風の影響に依り急流を爲し、從て舟楫の便は甚だ妙い。

交趾支那に於て支那海に注ぐ河川にはドンナイ河(Si Dong-Nai)、西貢河(Riviere de Saigon)、ウアイコ河(Si Vaico)及湄公河等がある。

ドンナイ河は安南マラト高原より發源し、ラナ河(Si Lanha)及メ河(Si Be)等を合し河口近くに於て西貢河と合し海に入るものである。本河川はヒエ・ンホア迄相當の大船舶を航行せしめ得、下流は三方に分岐し大船舶の航行可能である。

西貢河はホンカン高原より發源し南方に流れ、ウッドローを経て西貢に至る。本河川は水量多く西貢に於ける水深一八米に達してゐる。但し下流に於てドンナイ河と合流する爲若干深度を減するが、尙二萬噸級の船舶を航行せしむることが出来る。

ウアイコ河は二流あり、東ウアイコ及西ウアイコと稱せられ、共に東埔寨に發源し、河口に近くソアラブに於て合流してゐる。

以上の三河川は海面と餘り差なき平原上を貫流する爲、雨期に於て増水甚だしく、乾期に於てはその反對の現象を示す。即ち乾期海潮はドンナイ河ではチアン迄、西貢河及ウアイコ河では殆ど水源近く迄溯つてゐる。

湄公河は印度支那に於て最も重要な河流で、源を西藏の高原に發し雲南・上緬甸を貫いて老撾及暹羅國境を形成し、東埔寨の首府ポンベンを経て海に入る。その延長四、六〇〇軒で長きに於て世界第十位にあり、本領に屬する部分は二、六〇〇軒である。處々に急流或は瀑布があり船舶の運航を妨げてゐるが、船舶航行可能な部分は、僅に丸木舟及筏を通ずるルアン・ラベン以北上流を除き、ウイエン・チアン水路の五〇〇軒の間は季節を問はず吃水一米のランチを、ケマラート附近一〇〇軒の間は年中丸木舟及小ランチを通ずることが可能で、後者は特に一月に於て吃水一米餘のランチを運行せしめることが出来る。又ベサツタ水路はバクムーン及コーンの間が可能で、その

下流約五軒は小瀑布及早瀬の連鎖に依て船舶を通じ得ず、ドンデ島に於て鐵道に依て上流に連絡されてゐる。クラチエ水路は二〇〇軒の間は四季三〇〇噸以下の船舶を、クロン水路はポンベン迄相當大なる船舶を航行せしめ得る。但し乾期は若干制限を受ける。本河流は又多くの支流を集めてゐるが、是等は總て交通未開拓の流域邊境地に於て重要路を成してゐる。その主要なるものは高地東京より流下するフ河(Nam Hou)、暹羅領を貫流するナム・ン一及バンヒエン河(Si Bang Hien)、スチエントレンに本流に合するコン河(Si Khong)、サン河(Si San)、スレボット河(Si Srebot)等がある。又その下流は五に岐れ、クア・チウ、クア・ダイ、ソン・バラ、クア・ダン・ルオン、クア・クン・ハンと呼ばれ最も價值ある水路を構成してゐる。尙湄公河は未開拓地の一大動脈として資源の獲得を企圖せる佛國に依て亞細亞に於て先づ著目され、その東洋進出の一因を爲した謂れを有する河である。

暹羅灣に流入する河川には交趾支那にはバイ・ハツン河(Si Bai-Han)、東埔寨にはトボン河(Si Thopong)、テコン河(Si Takong)及ラッセイ河(Si Rassy)等がある。

湖沼 東埔寨の大湖を除き見るべき湖沼なし。大湖は雨期・乾期に於て面積を異にし、前者に於ては實に一萬平方軒に達するが、後者に於ては三千平方軒に減少す。本湖水の流水は湄公河と連絡してゐるが、乾期には湄公河より湖水に向つて逆流する。尙本湖水には淡水魚多く棲息し地方民に利益を賦與してゐる。

四 平野

海岸に沿ふ平野には先づ東京平野があり、是は太平洋及特に紅河の流出土を以て構成されてゐる。その幅員は約一三〇軒、面積は一四千方軒で一般に低く敷米を出でず、海拔一米以下の地方も稀でない。河内は大體海拔約五米で、之に比し紅河の流水は時に一二米に達する事もあり、年々洪水の虞ある爲大規模の堤防或は堰堤工事が實行されたが、地方に於ては尙年々洪水の厄に遭遇してゐる。

安南に於ける平野は處々山岳を以て切斷されつゝ連續してゐる。その主要なるものは北部にタンホア、ヴィン及ハチン等の平野で、その南方にはロン、ドンホイ、カンチ、順化及フジア等の小平野があり、ニューアージュ峠及ペレラ岬の間にはカンナム、カンゲイ、ビンチン平野等相當注目すべきものが連續し、その南には點々小平野があるに過ぎない。

交趾支那平野は主として湄公河の沖積土或はグアイコ河、西貢河及ドンナイ河等の沖積土を以て形成せられ、固定地は沈澱土の饒多及河底淺き爲その増進迅速で、本平野も海抜僅少なるため年々氾濫を繰返してゐる。

以上海岸平野は總て地味肥沃で農作に適し各種の栽培が爲されてゐるが、安南の一部平野では古々椰子を多く植付けてゐる。又人口も稠密で住民の文化程度も最も進んでゐる。

内地平野は一般に砂岩又は沖積層より構成されて居り、老樹にはバンウエイサイ、中部ナムタ、ウイエンチアン、セバヒエン、サラバレー平原の外、湄公河岸に所在し合流して同河に注ぐコーン河、サン河及スレボット河流域には面積約三萬方呎を占める平野がある。又東埔寨大平原は交趾支那平野より連續し、大湖を包含し暹羅國境近くまで擴がつてゐる。即ち首都プノンペンは海抜一〇米、シエムレアは二二米、バットアンバンで二二米に過ぎない。是等平野の中老樹に多い砂岩質平野は殆ど疎林で被はれてゐる。

五 海岸線・港灣・島嶼

海岸線の總延長は約二、九六〇浬に及び、その形は略S字形を爲してゐる。東京海岸線中鴻基以北は多岩性で屈曲多く、ターブル島、ケバオ島及カトバ島の三大島の外多數の小島散在し、殊に石灰岩性の小島嶼の集合せるアロン灣は景勝の地として著名である。而してチエンユン及鴻基等の安全港を擁してゐる。鴻基以南は沖積土の平野を爲す低地が太平洋及紅河等に依り突出して居る。尚紅河の築土作用は年約一〇〇米と稱され海岸線は年々海中に突出しつゝあるが、一般に砂質性の直線の海岸をなし島嶼も無く良好なる泊地を有しない。

安南の北部海岸線は小河川の三角洲が處々に存在する爲僅にその平板性を破つてゐるが、砂質性の海岸が相連り、島嶼もホンメ、ホンマ、ホンラ或はテイグル(虎)島等の小島が算へられるに過ぎない。ホンラ島の對岸たる通稱ポルト・ダンナン(安南門)より順化の間にある月形海岸線は「鐵の海岸」と稱せられ土人漁夫間に畏怖されてゐる難所で、六月乃至十一月の間は、或は支那海の旋風が猛威を振ふのを常とする。此の砂質性の海岸線には良港なく、僅かにツイーラン港が所在するに止まる。

カンゲイの北部にあるバタンガン岬よりペレラ岬の間は火山岩性の多岩性海岸で多數の小半島が突出し深い灣を形成してゐる。即ちタホ灣、クモン灣及シヤンダイ灣等はである。島嶼にはバタンガン岬の北東三〇浬の位置に火山岩質のカントン島がある。バンラ岬及バダラン岬の間は花崗岩質の海岸を成し多數の港灣を有す。ホンコニ灣、ニンホア灣及カムラン灣等がその主なるもので、殊にカムラン灣は印度支那中最大且つ最良の灣で軍港及商港としての期待が大いに持たれてゐる。フアンリ及フアンチエン間の海岸は砂質性で舊火山の活躍を證する熱湯の湧出する箇所があるが、海岸線は變化に乏しい。尙海岸より一〇〇浬距たりセシルー一〇島がある。尙本島より二九浬の海中に一九三一年三月砂質島が出現したが今日は海中に没してゐる。

交趾支那の暹羅灣に臨む海岸の内、東埔寨及ラツシユギアの間は多岩性で東埔寨のエレファン山の末を延いてゐる。その特徴とすべきは孤立せる岩礁が斷續すること、之は昔島嶼であつたものが土地の隆起により陸地に接續したもので、地名に附されてゐるホン(Hon)島の意)なる語彙に依つても明である。本海岸には南北に多數の群島が並んでゐるが、海賊島、アント、ダマ、チエ、ライ、フコクの諸島である。

デルタ地方の海岸はラツシユギアより支那海に面する聖ジャック岬の間は湄公河の沖積土に依り構成され甚だ低く、平坦で僅に河口附近に於て屈曲があるに過ぎない。カモウ岬の暹羅灣に臨む海岸は一面にマングロヴが生育してゐるが、本海岸は年々海中に向つて甚だしく膨脹しつゝある。島嶼にはオビ、チユイ、ポーン及崑崙等の諸島がある。港灣には海岸線に聖ジャック岬があるのみで、西貢港は遙か奥地に所在してゐる。聖ジャック岬より安南國境の間は岩質性海岸であるが出入に乏しい。

東埔寨の海岸線は短少で港灣にも見るべきものがない。島嶼にはコーン、ローン或はサムレム等の島々がある。要するに、印度支那の海岸線は長いが良好なる港灣に乏しく、西貢、海防等の重要開港場は總て大河の流域に所在してゐる。

海流 支那海流に屬し、其の方向及速度は季節風に依り左右せらる。即ち東北季節風期には、海流は南西又は南々西若しくは南に向ひ、南西季節風期には北東若しくは偏北となる。流速も風力の強弱に比例するが概して一時間四分の三漚乃至二漚の間にある。但し大河の河口に於て、潮流は河流の影響を受けることが尠くない。多くの場合潮流の速度は漲潮に増し落潮に減ずる様である。潮は日潮且つ不等で、二十四時間内に唯一回高低潮があるだけである。而して大潮時に於ける高潮は、夏季は夕、冬季は朝で、昇潮五、六呎乃至一〇呎である。なほ又南方は低く北部に至るに従ひ上昇し、潮浪は常に南方より來る。

六 氣 象

印度支那の氣候は、全國を通じて所謂熱帯氣候である。併し本領土は南北に長く且北部は山地多く南部は一般に平地なるが爲その緯度及高度の差異に依り著しく趣を異にしてゐる。即ち西貢の如き其の四時に於ける寒暖の差は頗る少いが、之に反して、北部河内は冬季夏季の割然とした區別が出来る。又その特徴とも言ふべきものを綜合すれば、本領土の氣象は季節風に支配されると云ひ得られる。即ち總體より見て冬季季節風の乾期、夏季季節風の雨期に分れ、前者は十一月―四月、後者は五月―十月の間である。

觀測機關 印度支那の氣象觀測機關は東京キエンアン州に所在するフリエン中央氣象臺、第一級氣象觀測所―氣象部土人官吏管掌、第二級氣象觀測所―燈臺隊人職員管掌、信號所―中央氣象臺にて實地教育修了者たる燈臺隊人職員管掌、第三級觀測所(特に航空氣象觀測の爲設置せられてゐるもの)

佛領印度支那……地理

前記各施設の間隙に配置さる、燈臺附屬觀測所、測候所及雨量測定所等を以て組織されてゐる。

中央氣象臺は東經一〇六度三七分四四秒、北緯二〇度四八分二二秒、高度一五・六米の位置に在る。一九三四年氣象觀測所は全國を通じて三六箇所(東京五、安南一二、交趾支那四、東埔寨七、老樹六及雲南一、廣州灣一)、測候所は六三箇所(東京一〇―内一は民間、安南二五―内一四民間、交趾支那一四―内六民間、東埔寨七、老樹七―内一民間)に所在してゐる。又雨量測定所は三九〇箇所(東京八八、安南一〇一、交趾支那八一、東埔寨七六、老樹三八、雲南六)に設置を見てゐる。以上の各機關は定期に各種統計又は報告を發行する外に官廳、佛國航空會社、會社、個人或は國際關係機關(國際氣象委員會、高層氣象研究所)又は外國科學施設等と要求に応じて連絡をとつてゐる。殊に近海航行船舶又は航空機に對する警戒或は通報に效力を發揮してゐる。尙中央氣象臺は一九三三年英國劍橋に於て國際天文學聯合會に依り行はれた經度測定會議に参加した。

氣温 交趾支那は全然熱帶的で氣温は年中大差なく、年平均氣温攝氏二七度六分であるが、四月から六月迄は時に三五度に騰ることがあり最も暑氣の激しい季節となつてゐる。乾期の氣温は月に大差があるが、先づ平均最高氣温三二、三度から平均最低氣温二一、二度の間を昇降す。雨期は乾期程氣温の變化はなく、平均最高三一度附近から平均最低二三度位である。

東埔寨は平均氣温二七度、四時を通じて交趾支那に酷似するも、北部は老樹に近似してゐる。

安南は南北に長き爲寒暖の差多く、而も一方は海に面し他方は山を負ふ等地形の關係から季節に依り氣温の差が著しい。中部の順化附近は平均二五度、北部のタンホア附近は二三、四度、南部ニャチヤン附近は二六、七度を示し、南北に於て約三度の差がある。

東京は印度支那半島の最北部に位し、山嶽重疊し且つ前面に東京灣を控へて居る關係を以て氣候は前記諸地方と趣を異にし、乾期は頗る清涼を覺え暑る冷季とも云ひ得る。デルタ地方に於ては此の季節に於て一〇度乃至八度に

下ることがある。一月から三月迄は霖雨・冷氣共に到るが、之は殊に山地に於て甚しいものがある。暑熱の最も甚だしいのは五月中旬以後八月中旬迄で三二度餘を示す。

老樹は氣候の調和を缺き氣温の昇降も甚だ區々である。三月に於て最高三四、五度を示すかと思れば、最低一八度に降下する如きである。併し北部高原地帯に於ては東京と異なる所がない。

降水量 交趾支那及東埔寨は毎年五月以後十月頃迄降雨あるも、それ以外には至つて稀である。東京に於ては七乃至九の三箇月即ち雨期に降水量の多いことは當然であるが乾期に於ても亦降雨がある。殊に此の期間には小雨が降り續き本邦に於ける梅雨期の如く微を生ず。依て東京に於ては乾期必ずしも乾燥期と云ふことが出来ない。安南地方の降雨は氣温同様區々で、中部安南は七、八月最も降水量多く、南方に進むに従ひ次第に減ずる。一九〇七―一三年間の西貢に於ける年平均降水量は二、〇〇二耗、同じく河内に於ては一、八一八耗であつた。最も降水量の多い地方は東埔寨のカムボ地方である。左に一九三二―一三年印度支那統計年鑑に依り一九三三年迄の降水量關係記録を掲げることとする。

- 年當り最高降水量記録 一九二三年 七、九七二耗
東埔寨 カンボ州カスコン
年當り平均最高降水量記録 一九二二―一三三年 五、一五六耗
東埔寨 カンボ州エメラルド巒谷
年當り平均最低降水量記録 一九二七―一三三年 五、六八耗
安南 フアンラン州フアンラン
月當り最高降水量記録 一九二三年八月 二、五一五耗
東埔寨 カンボ州カスコン
日當り最高降水量記録 一九二七年九月二十二日 六三〇耗
東京 カンボ州ケボ

主要地の降水量及同日數に就ては、後掲の「主要地月別氣温・降水量・湿度表」を参照ありし。

度を急速に減ずると共に東へ變位する。更に又四月の中旬迄は時折北東の突風が起るが、これは概して永く繼續しない。蓋しこの季節に於ては、支那の高氣壓が亞細亞大陸の東部へ遠ざかり、又西部地方の低氣壓が印度支那半島の北部に動き始める爲である。

大氣の變動現象(旋風・颱風) 大陸的低氣壓(Las depressions cycloniques continentales)即ち旋風は印度支那半島の北部及東京灣より南部へは進展しな。旋風は支那海にも稀には發生するが概して弱。

海洋的低氣壓(Las depressions cycloniques oceaniques)即ち颱風は支那海に進入し、或は南部支那の沿岸或は印度支那の沿岸に達するが、その發生地は大部分比律賓群島の東部一帯で、又屢々西部カロリン(Carolines)群島附近にも發生する。六―九月の颱風は主として支那海北部より發生するが一〇月以後は著しく南下する。一般に颱風季は六月から始まり、東京灣に至るのは六月から一〇月の間が最も多い。安南の沿岸地帯に達するものはその出現最も緩慢で季節は九月乃至一月である。又東京灣に達した颱風は多くの場合支那海で暴威を擡つた程激烈でないのを普通とするが、之は海南島や雷州半島に依て緩和される爲である。颱風の總てはその中心が印度支那半島の山地に達し非常な豪雨を伴ふのを常とする。交趾支那は時折颱風に襲はれるが頗る稀で、襲來を見る場合は一月、二月の二つの間である。

尙一九一―一九二九年間に於て印度支那に發生せる颱風に關しては本年第二回版参照ありし。

統計 印度支那主要都市に於ける氣象觀測所及雨量測定所の發表に係る氣温・降水量及湿度に就き示す。

主要地月別氣温・降水量・湿度表

Table with columns for month (月別), temperature (氣温), precipitation (降雨), and humidity (湿度). Includes sub-headers for average, absolute maximum, and absolute minimum values.

佛領印度支那...地理

湿度 他の熱帯海洋氣象(Climat tropical marin)を有つ總ての國と同様印度支那も亦その大氣中に於ける湿度は非常に高い。水蒸氣の張力も亦氣温と同様一年を通じて種々變化があるが、概して湿度(Humidité relative)は降雨の如何に關係し、平均して最も高いのは東京のデルタ地方及北部地方であり、大體南方に向ふに従つて低下する。

尙各地の湿度に關する實際の状態に就ては、後掲の「主要地月別氣温・降水量・湿度表」に於て窺知することが出来る。

風位 印度支那が南西の夏季季節風、北東の冬季季節風の兩季節風の支配を受けることは印度支那南部及老樹の中央、南部地方に於て最も規則的に示されてゐる。

夏季季節風の方位は長き安南海岸線によつて變化し、東京灣に於て南南東に變位する。又一方半島の北部地方及東京灣に於ては、その等壓線の狀況に應じて南東及東へ變位するか或は反對に西に變位する。又比島の北部、臺灣、支那東海岸の一帯に於ける颱風の出現は、夏季季節風を南西に或は西に變位せしむ。概して天候の爽快な時は湿度低く、氣温高く、風位は緩かである。

又變位の結果屢々海岸地帯には次の如き状態を呈す。即ち地上は非常に高氣温であるに拘らず、海軟風(Sea breeze)が吹く事である。茲に注目し値することは、瀨公低地より安南山脈中の低部(七〇〇―八〇〇米)を通路として横斷し、中部及北部安南へ向つて非常な強風が吹くことがある。この風は殊に乾期の末期に多く、一般に老樹風と稱せらるる熱氣を有する特殊な風で往々農作物に甚大な被害を與へる。

反對に太平洋の高氣壓の進行即ち低氣壓圏の海面後退の時、夏季季節風は南東或は東へと變位し且つ一般に驟雨を伴ふのが常であるが、時折豪雨を伴ひ大暴風雨となる。

冬季季節風の強さは、その中心位置の如何と亞細亞大陸に在る高氣壓の程度如何により頗る多種多様である。概して一月、二月及一月初には、東京灣と安南山脈の東部斜面に強烈な北東風が吹き荒ぶが、反對に安南山脈西部斜面及瀨公溪谷に於ては劣勢である。普通一月の終りには季節風はその強

Table showing monthly temperature and precipitation data for various locations in Indochina, including Hanoi and other regions.

Table showing monthly temperature and precipitation data for specific locations like Hanoi and other regions, with detailed monthly breakdowns.

佛領印度支那……地理

Table with columns for years (1911-1933) and months (1-12). Includes data for 順化 (Annam) and 暹羅 (Siam) with temperature and precipitation values.

Table with columns for years (1911-1933) and months (1-12). Includes data for 暹羅 (Siam) and 暹羅 (Siam) with temperature and precipitation values.

Table with columns for years (1911-1933) and months (1-12). Includes data for 暹羅 (Siam) and 暹羅 (Siam) with temperature and precipitation values.

Table with columns for years (1911-1933) and months (1-12). Includes data for 暹羅 (Siam) and 暹羅 (Siam) with temperature and precipitation values.

佛領印度支那……地理

Table with columns for years (1911-1933) and months (1-12). Includes data for 暹羅 (Siam) and 暹羅 (Siam) with temperature and precipitation values.

Table with columns for years (1911-1933) and months (1-12). Includes data for 暹羅 (Siam) and 暹羅 (Siam) with temperature and precipitation values.

Table with columns for years (1911-1933) and months (1-12). Includes data for 暹羅 (Siam) and 暹羅 (Siam) with temperature and precipitation values.

Table with columns for years (1911-1933) and months (1-12). Includes data for 暹羅 (Siam) and 暹羅 (Siam) with temperature and precipitation values.

九	月	二八〇	一〇八	一五八	二二	八六五	四七
十	月	二六四	一一九	七五	六	三〇六	五
十一	月	三六三	六〇	三〇	三	八一九	三三
十二月	月	二二一	三〇	九	一	八三九	三三
年		一五九	四八	一七七	一〇〇	八〇九	一七

(備考) 氣温一九二八—一九三三年、降水量一九〇七—一九〇九年、一九一四—一九二〇年、一九三二—一九三三年、湿度一九三〇—一九三三年、相對濕度一九二九—一九三三年

地震 中央氣象臺には又地震観測所が附屬され、時々ストラスブルに所在する國際地震學協會へ通報してゐる。印度支那の地震原因、震源地或は被害等に就ては不明であるが、一九二九年以後各年の地震観測所發表に依る同数を示す。

地震回数表 出所 印度支那財政經濟最高會議及總督府會議報告

年	次	回数	年	次	回数
一九二九	二	二七	一九三三	三	一七
一九三〇	〇	二四	一九三四	四	一七
一九三一	一	二六	一九三五	五	一七
一九三二	二	二六			

歴史

年代史—佛領以前に於ける史實—瓊安南王朝系諸—佛國領有史

- 一年代史
 - 石器時代
 - 第一期 ホアビニアン石器時代
 - 第二期 バクソニアン石器時代
 - 第三期
 - 新石器時代
 - 青銅器及鐵器時代
 - 西曆前
 - 一八〇年 秦の始皇帝嶺南を征服す
 - 南陽(廣東)の都督張唐自立して南陽皇帝を稱し且つ現在の東京及北部安南を征服す
 - 西曆後
 - 四〇〇年 東埔寨クメール王朝創設
 - 四八四 クメール王朝チャンバルマン王對チャンバ(林邑)戰のために支那朝廷に援兵を請ふ
 - 七〇〇 爪哇軍來征、東埔寨爪哇の朝貢國となる
 - 八〇〇 東埔寨王チャンバルマン二世爪哇より獨立す
 - 八五〇 東埔寨アンコール都市建設
 - 九六八 安南人支那朝廷より獨立して大南越王國を建設、次第に南方チャンバ王國を壓迫す
 - 一一五三 東埔寨チャンバを征服す
 - 一二二〇 東埔寨チャンバを抛棄す
 - 一二七〇 蒙古軍來征、安南及チャンバを蹂躪す
 - 一二八〇 暹羅スコタイ王國成立ビアルアン王即位し遂に宗主國東埔寨を攻略す

- 一一八二 蒙古來征軍チャンバ王國を征服す
- 一二九三 蒙古來征軍暑熱と惡疫のために撤退す
- 一三〇〇 安南、チャンバ兩國大使交換且兩王朝間に子女婚姻關係成立す
- 一四〇〇 クメール王朝暹羅の壓迫に於り没落に瀕す
- 一四〇〇 安南、チャンバ王國(占城)を大いに壓迫す
- 一四二八 漢人李賁の南越國に依る中間治世後安南人の黎王朝復興す
- 一四七六 東埔寨王スレイ・ラチャ王辛うじて暹羅に對抗す
- 一五〇〇 東埔寨アンコール都市を廢棄す
- 一五〇〇 安南遂にチャンバ王國を討滅す
- 一五六八 安南黎王朝篡奪せられ東京に鄭氏、南部安南に阮氏各々自立す
- 一五九二 安南東京平定し黎王朝の實質的國內統一成る
- 一五九三 暹羅大軍東埔寨に侵入して國都ロウエク(Loud)陥落し從來の主客顛倒す
- 一五九六 西班牙宣教師初めて安南首都順化に入京す
- 一六〇五 安南會館及ツランに日本町成立す
- 一六二〇 東埔寨王チエイチュタ二世交趾の安南王女を娶る
- 一六二六 葡萄牙商船澳門より東京に入港す
- 一六二七 佛人宣教師アレクサンドル・ド・ロード東京に入る
- 一六三七 和蘭商人東京及東埔寨に渡來し和蘭東印度會社商館を設く
- 一六七〇 英佛兩國人印度支那に進出す
- 一六八三 安南王國在留支那人を利用して交趾支那攻略且つ東埔寨を壓迫す
- 一七〇〇 和蘭人全部撤退す
- 一七八七 佛國及安南阮福映間にヴェルサイユ條約成立す
- 一八〇一 阮福映阮王朝を創設嘉隆帝と稱す
- 一八三三 アドラン僧正ビニョドベエ西貢に横死す
- 一八四六 安南人東埔寨より撤退す
- 一八五四 東埔寨アン・デニオン王在新嘉坡佛國領事に使節を派遣して對暹羅戰爭の援軍を請ふ

- 一八五八 西班牙宣教師殺害事件を端緒として佛・西聯合艦隊出動す
- 一八五九 佛・西聯合艦隊西貢を占領す
- 一八六二 東埔寨ノロドム王即位せるも内亂のため盤谷に亡命す
- 一八六二 西班牙印度支那に於ける佛國の優越權を認めて撤退す
- 一八六二 佛・西・安三國間に西貢條約成立、交趾支那の三州佛國植民地となる、東埔寨ノロドム王歸國、交趾支那佛國總督ノロドム王を訪問して暹羅勢力掃蕩を約す
- 一八六三 佛東條約成立す
- 一八六四 東埔寨完全に佛國の保護國となる
- 一八六七 佛國東埔寨の三州を交趾支那植民地に編入す
- 一八七〇 佛暹條約成立して暹羅は東埔寨に干渉せざることを約す
- 一八七〇 東埔寨王位繼承亂鎮定、ノロドム王ウドンよりブノンペンに遷都東京事件勃發す
- 一八七三 佛國ガルニエーを派遣して東京黒旗團より河内を奪取す
- 一八七四 佛安條約
- 一八八〇 安南、支那(清)の屬國たるの地位を承認す
- 一八八二 佛國リヴィエールを東京に遠征せしむ
- 一八八四 佛安條約、東京安南兩保護國成立す
- 一八八五 佛支天津條約
- 一八九三 佛暹條約、老撾保護國成立す
- 一八九五 佛支協約
- 一八九六 英佛共同宣言
- 一八九九 佛國廣州灣を租借す
- 一九〇四 東埔寨シソワス王即位
- 一九〇七 佛暹條約、暹羅と東埔寨の國境確立す
- 一九一六 在留獨逸人の退去を命じ交趾支那に於ける獨逸人の商業的勢力を一掃す
- 一九一六 西貢に監獄破壞暴動勃發す

- 一九一八 我が日本南遣艦隊西貢に入港す
- 一九二五 佛暹條約
- 一九二六 佛暹條約
- 一九二七 東埔寨モンゴン王即位
- 一九二八 印度支那大規模開發期に入る
- 一九三〇 比弗對法相協を一比弗一〇法に公定す

安沛事件勃發す

二 佛領以前に於ける史實

僱入民族の分布

土著民族に關する歴史的考證は十分に明でないが、現在佛國の統治下にある安南、東埔寨、老撾等の諸民族は何れも優勢なる僱入民族として左記の如く分布してゐたことが歴史上分明してゐる。一、クメール族即ち東埔寨人が、老撾のウイエンチアン州から、湄公河口迄に於ける河の西部一帯に住んでゐた事、二、チャム族が支那海沿岸一帯、即ち湄公河口地帯から現在の安南國境迄の間一帯に住んでチャムバ國(林邑)占城)を稱してゐたこと、三、安南族が南部支那より侵入し來り紅河のデルタ地方及安南の北部國境迄の海岸地帯に住んでゐた事、四、タイ族及ミユオン族が東京の中部地方に住んでゐた事等である。即ち印度支那の歴史は右に述べた種族の侵入後から始まり、各種族は爾後夫々遺跡を明にする文化を持つに至つた。殊にタイ族は東京山岳地方及南部クメールに發し、近隣の諸種族を征服しつゝ、老撾及暹羅へ進出し、茲に東埔寨人のクメール王國と衝突するに至つたが十二世紀に於てクメール族敗北し、其の首都アンコールは蹂躪せられ、タイ族王國は暹羅及老撾に確實に創設された。

東埔寨クメール勢力の興亡及東埔寨に於ける暹安兩國 ヒンズー種族の一派クメール族の國なる東埔寨は古くから抹南國として支那人に知られてゐた。即ち紀元前數世紀の頃、婆羅門教及梵語が印度の東海岸から此地に傳來してゐて、紀元五世紀時代には印度の勢力は顯著なるものがあつた。東埔寨建國初期に於ける強敵は現在の交趾支那北部から南部安南に占據せる

バ王國を壓迫して國境を南方に擴げ十七世紀末に於て完全に之を滅亡し、更に十七世紀末より十八世紀の初に於ては支那人移民を利用して交趾支那の平野に植民地を開いて西方眞臘即ち東埔寨王國を侵犯して之を附庸となした。尙西方タイ族に對しても絶えず之を壓迫して國境を侵略した。而して安南の民族的發展はチャンバ王國征服時代に於て最頂點に達したるものゝ如く、當時の安南人は民族本來の性格に支那人の巧智を加へた優秀民族であつたと認められるが、十九世紀に入つては後節の佛國領有史にも明かなる如く全く佛國の支配下に陥り、現在ではその發達を停止したかの如くである。然し乍ら吾人は必ずしもその國民的活力が消滅せるものとは考へない。

「交趾」移動考 元來「交趾」は支那人が現在の東京地方を指せる稱呼であるが、前述の如く安南人の勢力南下に伴つて「交趾」も亦次第に南方に移動し、安南人南下の最先端たる佛領印度支那南端の「交趾支那」にまで達したものと認められる。即ち現今安南及東京として知られてゐる地方の西紀十世紀即ち前述の大南越王國建設までの主權者は支那人の末裔であり、その治下にあつた民族は所謂安南人及その文化を印度にうけたチャム族であつたが、此の時代に於ける支那の此の地方統治の主なるものに就て見るに、秦の始皇帝統一の七年嶺南の地を取つて南海・桂林・象郡を置き、漢の武帝の時象郡を合浦、交趾、九眞、日南の四郡に分ち、東漢は馬援をして交趾を伐つて日南の南界に銅柱を建て、華夷の境界を標示し、又三國の時、吳は嶺南を分つて廣州、交州となし合浦を以て分界としたが、唐の時には交州に安南都護府を置き、之より以後安南の稱が起つたと稱される。然して前述の大南越王國建設以後は、十五世紀初期に一時漢族の主權者が立つたが間もなく安南黎王朝が再び主權を掌握して(西紀一四二八年)十九世紀の初まで之を持続した。然るに此の四百年間は王者と稱するものゝ多くは有名無實の傀儡たるにすぎず、その實權は重臣の掌握するところとなつてゐた。即ち東京に於ては鄭氏が國王を擁して王國の北半を領し、安南に於ては阮氏が順化に駐して王國の南半を領し、然る獨立王國の觀を呈してゐた。然して兩者共に黎氏の國號を襲用し且つ安南國の國號を冠してゐたが、當時此の地方に渡航貿易せる外國人は之

チャム族のチャンバ王國(占城)であつたが一一五〇年頃には漸くチャム族を征服し交趾支那及南部安南地方を得たが然し長く保ち得ずして間もなく之を拋棄した。然して十三世紀以後東埔寨の外患はメナム河を中心として特殊の發達を遂げ遂に東埔寨から獨立してスコタイ王國を建設せるタイ族の一部たる暹羅人の侵入であつた。暹羅人は新興の勢を以て東埔寨を壓迫し、東埔寨がその最盛期九世紀末に建設せるアンコール都市を占領し殊に一五八七年ロベツクの戦以後は完全に東埔寨を屬國となした。一方東埔寨にとつて暹羅以上に執拗なる外敵として、既に東部に安南王國が現はれてゐた。即ち安南特に南部安南の阮氏は交趾支那東南部の攻略をなし、西貢及ベリア等を基點として前進し遂に交趾支那の全部を版圖に入れ東埔寨をメーコン河右岸に追込み且王朝内にも安南勢力の侵入を見た。他方暹羅の壓迫も依然として猖獗を極め十八世紀に於ては、東埔寨は暹羅及安南の二國によつて各支持された二人の王者に依つて統治され強力な兩隣國鬭争の巷となり兩國の構むべき屬領の状態に墜りながら兩國の勢力の均衡に依り辛じて獨立の面目を保つてゐたが、十八世紀の末葉に至り暹羅は東埔寨のベツタンバン及シムムアラブ二州を併合し、且つ一八四六年暹安兩國間に條約成立し、同條約の下に暹羅の被保護者が東埔寨王位に即き、安南人は東埔寨より撤退することゝなつた。

安南人の僱入及南下 安南人は人種的にはモンゴリア種に屬し揚子江流域地方から海岸を南下し來れるものとなされてゐるが、歴史時代初期には已に東京三角洲地方及北安南の平原を占領し主として水田耕作をなしてゐた。當時支那人は之等を略すは臨略と稱し、彼等の水田を賂田と稱し、彼等の首領を賂侯と稱してゐた。安南の稱は後述の如く唐の時代に交州即ち交趾を征討して安南都護府を置いたの由來するといふ。而して支那王朝の安南征服は西紀前約二世紀に始まり、爾後九世紀に亘る安南人の歴史は支那王朝の興廢に從つて服従と叛亂の連續であつた。其後西紀九六八年獨立して大南越國を成立したが、既に文化的には全く支那文化に浴し、之を代表して次第に南方に發展した。而して大南越國成立以後に於ける安南人南下の經緯を見るに、先づ十世紀より十五世紀の間に於ては絶えず林邑即ちチャム族のチャン

を南北の二國と看做し前者を東京國、後者を交趾支那國と稱して居り、又當時の我が國の所謂御朱印船貿易者も前者を東京、後者を交趾或は河内と稱し、當時最も渡航者の集中せるツアーン、フェエオ等の廣南の地を交趾國の内と明記してゐるのであつて、此の時代には「交趾」は既に現在の安南中南部に移動したと認めることが出来る。然して阮氏の勢力南下と共に「交趾」は南に移動して佛領時代の「交趾支那」にまで達したものと認められる。

交趾及東埔寨の日本町 我國近世に於ける所謂御朱印船貿易時代に於ける御朱印船渡航地名の内現在の佛領印度支那領域に屬する土地としては、安南即ち東京(廣義には東京及安南)、東京即ち河内(廣義には東京)、交趾支那(即ち略々安南の中部以南)安南即ち安南の廣南(廣義には廣南省)順化(トンハ又はスノハイ)即ち順化(廣義には順化省)、占城即ち交趾支那東部、カボチャ即ちカンボヂヤ等があるが、之等の御朱印船の寄港貿易地に渡航せる乗組船員や商人等の中には進んで渡航先に留り、當時既に來航せる葡萄牙人、和蘭人、支那人等に伍して我が國民南方發展の第一線に立つて活躍せる者も決して少なくなかつた。殊に交趾のフェエオ及ツアーン、東埔寨のビニヤル及びブノンベン(別名チャドムク)竹里木、土名にて四面、四肢、四道等を意味するといふ)等に於ては日本人のみ特定の地域に集團して一部落を形成して相當の勢力を得てゐたが、之等の集團を俗に日本町或は日本營と稱してゐた。然して當時の日本町は今日の租界の如き形式で居留民中から一人の頭領を選任して租界長とし、その指揮統制の下に自國の法律に從つて生活してゐたのであつて全く治外法權を許容された自治制の町であつたといふことである。

三 現安南王朝系譜

- 1 嘉隆帝 Gia Long (阮福映) — 2 明命帝 Minh Mang (阮福皎) —
- 1802—1820 1820—1840
- 4 嗣德帝 Tu Duc (阮洪任) —
- 1847—1883

- 3 紹治帝 Thien Tri (阮福璣)
 - 1840-1847
- 4 協和帝 Hiep Hoa
 - 1843-1847
- 5 育德帝 Duc Duc 10 成泰帝 Thanh Thai 11 維新帝 Duy Tan
 - 1883-1889
 - 1889-1907
 - 1907-1916
- 6 保大帝 Bao Dai
 - 1926-1945
- 7 建福帝 Kien Phuoc
 - 1831-1847
- 8 咸宜帝 Han Nhat
 - 1841-1845

(註) 数字は王位序数及即位・退位年次なり

四 佛國領有史

西貢諸國民の出現 有名なるマルコ・ポーロの東洋旅行以來、印度支那諸國も亦西洋人の知るところとなつたが、佛領印度支那に西洋人が最擧に足跡を印したのは、恐らく一五五〇年頃東埔寨に入國せるドミニカン派のポルトガル人であらうといふことである。次いでマニラの西班牙人宣教師、佛國外國傳道會の宣教師等が渡來し、彼等の宗教的活動には相當見るべきものがあったが、印度支那も東洋諸國の例に洩れず、宣教師の渡來に次いで商船の來航を見た。即ち一六二六年には既に葡葡商船が東京に入港した。和蘭東印度會社も亦一六三五年以後、東京或は東埔寨に商館を設け當時有利であつた爪哇及日本貿易に恰好の位置を占めてゐたが、一六七〇年頃以降、英・佛兩國の馬來半島、印度支那半島への進出に依り彼等の商業的基礎は動搖し、遂に一七〇〇年には全部撤退した。

第一回佛・安條約と現安南王朝の創設 印度に於ける英國との植民發展の争闘に敗れた佛國は十八世紀末から既に緬甸以東の所謂印度支那半島に野心を有して佛人宣教師を緬甸王朝に接近せしめて漸次勢力を扶植しつゝあつたが、佛國は印度に於ける失敗に鑑みて緬甸に於ては完全に英國の勢力を認め、その代償として英國をして東部印度支那に於ける佛國勢力の發展を黙認せしめ、且つ左記の如き經緯を経て現在の佛領印度支那の形成に成功した。即ち佛國は一七八七年以來安南と政治的交渉を開き、佛王路易十六世と安南王阮福映との間にヴェルサイユ宮殿に於て第一回佛・安條約を締結するに至つた。當時安南國は南北に分れ、北は大越と稱し明の屬を脱した黎氏治下に屬し、南は廣南と呼び阮氏が君臨してゐた。偶々大越に文岳の亂あり、國王黎氏を支那に逐ひ進んで廣南の地を侵さんとするに及び、國王阮福映は勢力微弱にして國家は累卵の危きに臨んだ。當時布教のため交趾支那に渡來してゐた佛國加特力教アドランの僧正ピニョー・ド・ベニエ (Pigneau de Béhaine) なる者あり、嘗て印度・東埔寨・澳門等に轉々布教に従事し、英國の印度に於ける經略に對抗して佛國が極東に均勢を保つたためには、印度支那に於ける佛國の經緯を必要なりと痛感しつゝあつた折柄、好機を捉へしめて國王阮福映に親近しその良友顧問となり、一七八七年(天明七年)徳川家齊執政時代、佛國にては大革命勃發の二年(前)一旦佛國に歸り、路易十六世に阮福映援助のことを懇請し、遂にその目的を達して佛安政同盟條約を成立せしめ、極東に於ける佛國進出の第一階程を築くに至つた。即ち條約の結果僧正は數百の遠征軍を率ゐて交趾支那に渡來し、福映のために自ら王軍を指揮して敵を撃退し、福映の王位を萬全の泰に置き、その代償としてトゥラン港及同半島並に之に近接する諸島を讓與され、又崑崙島 (Poulo-Condore) の主權をも獲得した。之が佛國の印度支那に於ける領土獲得の濫觴を爲すものである。

交趾支那三州の割讓と第二回佛・安條約 安南王朝は、佛國を徳とせる嘉隆帝の子孫相繼いで即位し、明命・紹治・嗣徳の三代約八十年間は、佛國大革命に續く歐洲動亂の影響を受けて、佛國は極東經緯を顧みる餘裕なく、爲に佛・安關係も中絶の状態にあつた。是より先明命帝以降漸く反佛國の氣運を

生じ特に嗣徳帝の治下に於て排佛感情は愈露骨となり、外國宣教師に對する迫害は日に月に甚だしくなつた。茲に於てか、佛國は西班牙と圖つて一八五八年遠征艦隊を派遣して大に安南軍を破り、一八六二年六月五日西貢條約を締結して戰局を結ぶに至つた。本條約は翌年四月一日順化に於て批准を終へたが主要條項は左記の如くである。

- 一、交趾支那の邊和、嘉定、美湫の三州及崑崙諸島を佛國に割讓す
- 二、基督教布教の自由を認むること
- 三、トゥラン港を始め所定の港灣に於ける通商の自由を佛人に認むること
- 四、十年間に四百萬弗の賠償金を支拂ふこと
- 五、安南國王は佛國の同意を得ずしてその領土を外國に割讓せざること

佛國の東京侵入 東京は一八六二年の佛安條約後其の領土に富めるゝ説あるに依り漸く佛國の注目する所となつた。佛國の一商人ジャン・デュブヌイ (Jean Dupuis) が、當時太平 (Tai-phin) の叛徒と交戦中であつた支那當局のために、軍需品を雲南に運搬せんとして紅河の航路利用を企て、且つ佛國は之を自國の貿易のために開放せしめんが爲、スネ大尉 (Captain Sene) を西貢より派遣した。デュブヌイは東京當局の反對にも拘らず、其の計畫を遂行したが、河内に歸來した時既に殺せられた退去命令に服しなかつたので、問題は紛糾し、之が解決の爲佛國はガルニエーをして分遣隊を率ゐ河内に赴かした。併し同人は全然デュブヌイに加擔し、且つ東京當局はデュブヌイ放逐の問題以外何等の商議をも彼と爲すことを拒んだので、河内の堡砦を攻撃して自ら之に據つた(一八七三年一月)。更に一方援軍を西貢に請ひ、其の間小支隊を以て三角洲にある五箇所の重要城寨を占領した。東京軍は當時東京の國境を荒してゐた黒旗團と稱する支那賊徒の巨魁 Lin Yung-fu (Lin Vinh-phuc) に救援を求めた。而して黒旗團の來援に因り佛軍は第一戰に於てガルニエーを失つた。由來西貢佛國當局は侵略政策を以て利ありとしな

つたので、安南王に謝罪の爲め使節フィラステル (Philastre) を派遣し、一方又三角洲城寨の三箇所から占領軍を撤退せしめた。

佛國の保護權確定と第三回佛安條約 一八六二年第二回佛安條約はその第五項に於て佛國保護權設定の前提をなし、その他は唯單なる講和條約の條項に過ぎなかつたが、本條約成立後嗣徳帝はその履行を拒み人民を煽動して反抗の氣勢を示したので、當時の交趾支那總督ラグランチュール提督は征討軍を組織して陰謀の策源地たる永隆 (Vinh-long)・朱篤 (Quan-theo)・河僊 (Ha-tien) の三州を略取し、茲に交趾支那全地域の占領を見、佛國植民地の設定は略々完成するに至つた。然るに嗣徳帝の排佛陰謀は容易に歇まず、依然繼續せられたが、一八七三年一月佛國の征討軍が長驅東京平野を衝くに及び、佛・安兩國の間に新たに佛安條約の締結を見るに至つた。之が一八四七年三月十五日調印の第三回條約で、同年八月三十一日附屬通商協定が併せ成立した。條約の主要條項は左記の如くである。

- 一、交趾支那の六州に對する佛國の完全なる主權を認め、爾後の安南國王の領土に對する佛國の保護權確立の原則を宣明すること
 - 二、安南王國の首府に安南の大匠と同格の佛國理事官長を駐在せしめ且つ安南のキノン市及東京の河内・海防兩市に佛國領事を駐在せしむること
 - 三、雲南省境に到るまでの紅河の航行と同様、佛國の通商に開放すること
- 本條約は交趾支那植民地の設定及爾餘の諸州に對する佛國保護權の確立上に最終的決定を與へたものであるが、嗣徳帝は毫も本條約を尊重する意志なく、安南に對する舊宗主權を口實として支那と通謀し條約を否認すると同時にその無効を宣言するに至つた。
- 當時の安南國情 支那境域の匪徒と東京沿岸の海賊襲撃の爲に佛國は陸海軍の援助を安南に與へ、且つ安南をして其の海陸軍再設、行政上の秩序回復、關稅及租稅徵收の制度創設及其他公益に係る事業に資せしめんが爲めに人材と原料との供給を約束した。安南は又他國の政治的同盟締結の權利を廢棄し、唯佛國へ通告を與へた上で通商條約を結び得る權限のみを保留した。

基督教に對しては更に完全な保護を約し、且つ信徒の參政上の無資格を解除するに至り、次いで港灣の或るもの及支那國境に至る紅河は之を貿易の爲に開放するに至つた。ロッシュニユアル伯 (Comte de Rochemour) は政治的條約を以て安南王の主權と對外國の完全なる獨立を佛國に於て承認し、之を支那政府に通告した所、支那政府は之に同答し、安南が永年支那の屬國であつた事實を指摘したが、條約の條項に對しては何等異議を唱ふる所がなかつた。併し一八八一年九月二十四日に至り曾國藩は、支那政府は一八七四年の條約を承認し能はざる旨をバルテルミー・サン・イレール (Barthélemy Saint-Hilaire) に通告した。

支那の對安南主權 ガルニエーの戦歿及佛國軍隊の東京撤退後に於て佛國の利益と勢威とは甚だしき影響を受け、爲に對支那關係は依然として舊の如くなり、而もガルニエーの侵犯は安南王朝をして支那に接近せしむる動機を興へ、北京への入貢を一層促進せしめ且つ一八八六年王は特使を派して益々支那屬領たるの位置を確認した文書を送達した。當時支那は安南王の文書を發表し其の責任を受諾した。

佛國の東京征服願末 一八八二年交趾支那の長官ル・ミイル・ド・ヴィレ (Le Myre de Vilers) は雲南に通ずる紅河航路を開拓せしめんが爲、一小兵力と共にアンリ・リヴェール (Henri Rivière) を派遣した所、彼も亦ガルニエーと等しく東京人の反抗に遭つたので、河内の堡壘を襲撃し更に進んで三角洲に於ける諸城塞を占領した。茲に再び黒旗團の遺援するに當り、ヴィレはガルニエーと同様第一次戦の犠牲者として斃れた (一八八三年五月)。此事變はジュール・フェリー (Jules Ferry) をして積極政策斷行の決心を爲さしめたが、先づ南定及海防を除いて各地邊在の守備隊を撤退せしめた。然るに河内は黒旗團の攻圍に陥つたので、クルーヴ (Courbet) 提督、ボネ (Bonet) 大將共に大に之が撃破に努めたが遂に效を奏しないので、陸軍大將アルマン (Hannaud) は代表者として順化府に赴いたが、嗣德帝の繼承者之に敵對した爲順化の攻撃となり、アルマンは條約を結び (一八八三年八月二十五日)、安南を佛國の保護國とし又新たに交趾支那に一州を併合せしめ且つ東京に於ける通商關係を設定するに至つた。

協約の追加條章に於て東京の或る地點より支那軍隊の撤退期日の規定があつたので、佛國司令官は之が實行交渉の爲現地に赴きたる所、支那當局者は未だ當該指令に接してゐなかつたため茲に兩者の衝突を惹起し、佛軍の敗戦を見るに至つた。其の後尙佛・支の間に敵意存続してゐたが一八八五年四月四日巴里で調印せられた議定書にて漸く落著し、フルニエ協定を確認することになつた。更に一八八五年六月九日天津條約に依つて支那は現在及將來佛・支の間に結ばるゝ條約・協定及申合を尊重すべきことを約し、其の後の協定 (一八八七年六月二六日) に依り支那と東京の境界を劃定し東京及支那に於ける通商關係を設定するに至つた。

東京の平定 佛國は一八九一年に到る迄は概ね一八八四年の條約を楯として東京及安南の征服と併合を進めて來た。併しその間一八八五年七月順化府の占領に因り安南政府の背叛を招いたが、直ちに之を鎮壓し新王の逃亡に依り安南に内亂を起すに至つた。而して東京亦叛く等相繼いで起れる擾亂は黒旗團及東京軍をして國內掠奪を恣ならしめたのである。斯くて東京の占領は一八八五年から一八九〇年に亘る幾多賊徒團の久しき闘争の因となり、爲めに佛國は多大の出費を負はねばならなかつた。後一八九一年四月總督ドラネツサンの著任と共に一新時代が開かれた。彼は一に順化王朝を通じて東京の平定を期し得べきを知り、依て平素併合せらるゝことを惧れてゐた王意を安んじ得るに足る協定を結んだ。その結果王の發した布告に依り唯黒旗團の擾亂の外は悉く鎮定した。而して黒旗團も亦その後間もなく平定して領内は佛國の統治下に全く平靜に歸した。

東埔葉保護國の成立と佛國對暹羅紛争 東埔葉はクメール王國が暹羅のために討滅せられて以來の名残を傳ふる唯一の國土で、多年東埔葉の宗主權國を以て自任する安南王國と暹羅王國との争奪の目標となつてゐた。一八五三年東埔葉王は、前記隣邦二強國の壓迫を免れんとして竊に佛國の保護を要望するに至つたが、前述の如く佛國が交趾支那にその地歩を占むるに至つて機運漸く熟し、一八六三年八月一日佛國代表ラグランチエール提督(交趾支那總督)と東埔葉國王ノロドムとの間に保護權設定に關する條約を締結する

る佛國の軍政施設の權限を認めしむるに至つた。一方ボネは巴里に在る支那代表の抗議があるにも拘らず、ソンタイを侵攻し、一八八三年一月一六日一舉に之を占領した。

第四回佛安條約と軍政の撤廢 嗣德帝が一八七四年第三回佛安條約を尊重する意志なく且つその無効を宣言したことは上述の如くであるが、この事態に鑑み佛國は一八八二年間責軍を東京方面に派遣したが當時この方面にあつた清の黒旗軍と衝突して敗戦した。然し佛國は翌月更にクルールベ海軍中將を指揮官とする優勢なる遠征軍を送ると同時に、嗣德帝と折衝して締結したのがこの第四回條約で、この條約は翌一八八四年六月六日調印の本條約に對する豫備條約であつた。即ちこの二つの條約に依て佛國の安南・東京に對する保護權は確實に保證せられ、同時に佛國は軍政を撤廢して文治行政を實施し、名實共に佛・安國際關係の終局を告ぐるに至つたのである。本條約は一八八五年六月九日調印の天津條約に依て清國政府の正式承認を得、且つ同年七月三日調印の新佛・安條約に依て、保護國各州に佛國行政官を配置することを規定し、重ねて保護國たる實を明かならしめた。

佛・支の葛藤 ソンタイ攻略戦に於て、佛軍は支那の軍隊を對手に奮戦し、一方北京に於ては一八八二年以來協商を繼續してゐたが何等進歩を見なかつた。然るに漸く一八八四年の春に至り天津の總督李鴻章は當時艦隊を率ゐて上海に來た佛國提督に通告を發し、相知の佛國海軍士官フルール (Fleury) 大尉と刺下の時局を商議せんことを申入るゝに至つた。斯くて豫備的協商は李鴻章とフルールとの間に成立し (一八八四年五月一日)、之に依て支那は東京より撤退して佛安條約の尊重を諾し、一方佛國は支那南方の國境を承認し、且つ將に佛國が安南と結ばんとした條約に於て支那の勢威に敬意を表せんことを約し、翌月 (一八八四年六月六日) 順化に於て條約を締結した結果東京及安南に於ける佛國の保護權を擴張し、一八八三年アルマン條約の領土設定問題に對する不備の點を改訂し、尙一八七四年條約の諸條項を改修したが、多少不滿の聲起りたる爲その實施は數年之を延期した。然るに前述の李鴻章對フルールニ豫備協約の實施に關し甚だしい誤解が起つた。即ち該

に至つた。佛國は本條約に依り東埔葉國王の側近に監理官を置くこと、旅行、通商、所有權の自由等の權利を獲得し且東埔葉は佛國皇帝(ナポレオン三世)直屬の保護國となつた。而して爾後佛國は東埔葉の内政改善と自國々權の確立に努力し、一八六七年には内亂防止を名目としてヴィンロン、朱篤、河僊の三州を東埔葉より削つて交趾支那植民地に編入した。然るに其の後幾許も無く暹羅との國境の紛争が起り、次で佛國の代表者と暹羅軍との間に軋轢を生じ、監督官グロスクラン (Groscurain) の死後 (一八八三年六月五日) 佛國政府はスチエントラン (Stung-treng) 及ロン (Klong) を占領し盤谷に於て賠償を要求したが拒絶され、更に最後通牒を發したが應じないので、遂に砲艦を盤谷に急派し第二回の通牒を發した。該通牒は一、暹羅軍の湄公左岸撤退に至る迄佛軍はチャンタブン (Chantaboun) を占領すること、バツタンバン、シエムレアア及湄公の右岸全般に亘り、十五哩半以内に於ける暹羅軍の駐屯を禁止すること、トンレサップ(大湖)上に武裝船の配置を禁ずることの三箇條の要求であつた。此の通牒は即時實行され暹羅軍は湄公の左岸を撤退し、尙同時にルアン普拉バン (Luang-prabang) 王も老弱占領の佛軍に降服した。斯くて一八九三年一〇月三日盤谷でヴィレの締結した條約並に協商に據つて、暹羅は湄公の左岸に於ける領土及河中の諸島に對する全主權を拋棄し、バツタンバン及シエムレアア兩縣若しくは湄公の右岸より二五軒以内の軍隊の駐屯又は要塞地帯を設置せざることを約定し、且つ當條約及協商の條項の悉く實行を見る迄佛國のチャンタブン占領の繼續に同意した。一九〇四年二月十三日の新佛・暹條約は一八九三年の同條約を改訂した。即ち佛占領軍はチャンタブンより撤退し、湄公沿岸の中立地帯を拋棄し、之に代ふるにバツタク (Bassac)、メルブレイ (Mekong)、マンサイ (Dan-sai) 及クラツト (Krat) 瀕海地方を以てすることになつた。一九〇七年六月二三日の追補協約によつて暹羅はバツタンバン、シエムレアア及シソフオン (Si-souphon) を東埔葉に返還し代償として一九〇四年に割讓したクラツト及マンサイを回復した。

英國の干渉及英・佛聲明

佛・暹兩國の紛議に對して英國政府は事重大

なりと見て巴里に於て交渉を開始し、ダフネリン卿 (Lord Dufferin) 及ドヴ
ヘル (Dovell) により一八九三年七月三十一日覺書に調印したが、之に依て兩
國は上部瀾公に於ける双方の領地内に中立地帯設定の件及該地の境界は改め
て決定すべきことを約した。之が爲英佛委員は巴里に會議を催したが、當該
領土の政治的境界及地理的形狀に關して精密な知識を缺いてゐた爲、其の目
的を達することが出来なかつた。茲に於て、兩國の専門家を現場に派して調
査を遂げしむる迄行動を停止することを互に約した。然るに一八九五年六月
二〇日北京で締結した佛支協約が再び本問題に對する英佛關係を緊張せしめ
た。之は以前一八九四年三月一日の協約によつて、英國はアヴァ王 (King
of Ava) 及支那皇帝の兩者と共に主權を行使して居たムンレム (Mung-lem)
及キャンジュン (Kiang-jung) の二小縣を支那に委ねることに同意したが、先
づ英國と前以て協議せずして兩縣のいづれの部分も之れを他國に讓渡し得ざ
るべしといふ條件を附してゐたのである。キャンジュンは瀾公に跨つて位置す
るが、支那は前記一八九五年の對佛協約によつて左岸に於ける同地の一部を
佛國に讓渡したのである。依て在北京英國公使は之に對し抗議を申出で、結
局支那は英國に賠償することとなり、同時に一八九六年一月一六日の共同宣
言によつて、英佛は瀾公の盆地を以て支那國境に到る兩國の版圖若しくは勢
力範圍の境界たらしむべきことを約したのである。

廣州邊の租借 以上は佛國の印度支那領有史の大略であるが、右の外一
八九七年三月には瓊州即ち海南島の不割讓に關し、一八九八年四月には佛領
印度支那東京隣接支那諸省不割讓、河内・老開間鐵道の東京國境上より雲南
府迄延長、廣州灣租借、佛蘭西人の清國郵便業務參加等に關する公文を清國
即ち支那との間に交換して、政治的經濟的勢力の擴張に成功した。殊に廣州
灣租借に關しては一八九八年十一月十六日廣州灣に於て條約調印を了し、廣
州灣の海岸、東海島、嶺南全島、雷州府の一地帶等を期限九十九箇年を以て
租借することに成功し、現在佛領印度支那總督の監督下に佛國理事長官をして統
治管理に當らしめてゐる。

人口

總説 人口種類別人口・職業別人口・出生・死亡・出入國者數
一 在住邦人人口

一 總説
本領の人口調査は、人種多種多様で、且つその多くは民度極めて低く、加
ふるに地理的條件の不良等に依り實施上甚だ困難を伴ひ、國勢調査の如きも
一九二一年に初めて稍系統的な調査が實施せられ、其の後一九三六年七月一
日に至つて漸く第二回が施行されたに過ぎない有様である。而して第二回調
査は國勢調査規則に準據し、聯邦各國行政長官の監督下に、各行政區長官の
責任に於て地方官公吏を以て實施されたものであるが、之亦概數に止まり且
つ單に地方及人種別人口を發表したに過ぎず、甚だ不完全なるものと云ふの
外はない。従て本項には聊か統一を缺く憾はあるが、主として第二回國勢調
査結果及一九三三年度印度支那統計年鑑に據つて記述する。

總人口及増加率―各年の總人口は不明であるが、一九二一年には一八、九
八三、〇〇〇人、一九三一年には二一、四五二、〇〇〇人(一九三二年度統計年
鑑)、一九三六年度に於ては二二、〇三〇、〇〇〇人である。以上を以て見るに
一九二一―三一年の十一箇年に於ける増加人口數は二、四六九、〇〇〇人で、
一九三二―三六年度の六箇年間の増加數は一、五七八、〇〇〇人である。即ち前
記十六箇年間の總増加數は四、〇四七、〇〇〇人となり、一九二一年に對する
一九三六年度の増加率は二一・四%、又年平均増加數は二五三、〇〇〇人、即ち
一年間の人口千人に對する増加數は一三・三三である。尙右千人に對する増
加數は、年々の出入國者數に大なる開きなき爲殆ど自然増加數に近きもの
と云ふことが可能である。

地方別人口及密度―地方別人口中州別人口は統計古く且つ州の數八十四、
他に五軍政管區及一島に分れ複雑なる爲之を省略し、單に一九三六年度に於け
る聯邦各國別人口のみを掲げる。

聯邦各國別人口及密度表

出所 印度支那經濟時報(一九三六年國勢調査報告)

Table with columns: 國別 (Country), 人口 (Population), 面積 (Area), 平方英里 (Square Miles), 平方英里當り (Per Square Mile), 平方英里當り (Per Square Mile). Rows include 安南, 東埔寨, 交趾支那, 東京, 總計.

(備考) 人口は一九三六年七月一日現在である。
即ち印度支那の人口密度は一平方英里當り僅かに三一・一〇で、之を昭和十年
十月一日現在の國勢調査に依る日本の總平均密度一四五に比較すれば五分の

二人種別人口

出所 同前表

Table with columns: 人種別 (Race), 安南, 東埔寨, 交趾支那, 老撾, 東京, 計 (Total). Rows include 佛蘭西人, 特殊外人, 亞細亞外人, 佛籍民・保護領民, 歐洲人, 土人, 計.

佛領印度支那……人口

上述の歐洲人軍人中には佛人將兵
以外に其他の歐洲人に依て編成され
てゐる外人部隊將兵を含んでゐる。
而して右外人部隊の一九三三年度定
員は一、九五五人であるから結局當
領在住佛人の總數は約三九、〇〇〇
人程度と見るのが至當であらう。
體性別歐洲人人口―尙一九三三年
現在の在住歐洲人の體性別人口を示
せば左の如くである。

(註) ①日本人及比律賓人を含む
②支那人を指稱す
③印度人、暹羅人、爪哇人等を指稱す

佛領印度支那……人口

體性別別歐洲人口表

體性別別	出所日印度支那統計年度			
	安南	東埔寨	交趾支那	老撾 東京 計
男	710	697	333	3,552
女	566	475	133	3,174
計	1,276	1,172	466	6,726
一般	1,276	1,172	466	6,726
以下十五歳以下	668	298	87	2,386
計	1,276	1,172	466	6,726
外國人	1,276	1,172	466	6,726
計	1,276	1,172	466	6,726
軍人	1,010	1,511	1,761	11,731
計	1,010	1,511	1,761	11,731
總計	2,286	2,683	3,227	23,457

(備考) 本表は佛人以外の歐洲人、歐土混血兒、日本人及比律賓人を含む
種族別土人人口—印度支那土人の種族別人口を示すが、四捨五入の関係に
て左表の数は前々表佛籍民・保護領民の項の数と必ずしも一致しない。

土人種族別人口表

種族別	安南	東埔寨	交趾支那	老撾	東京	計
安南人	1,417,000	2,247,000	1,700,000	7,677,000	1,678,000	16,659,000
東埔寨人	1,159,700	3,347,000	1,900,000	—	—	6,406,700
タイ(老撾)人	800	107,000	100	—	—	107,800
人(其他)	17,000	—	—	107,000	66,000	289,000
インドネシア人	6,800,000	5,000	5,000	—	—	11,805,000
ムオン人	9,900	—	—	—	—	9,900
マオン人	1,800	—	—	—	—	1,800
馬來及チャム人	22,000	7,000	8,000	—	—	37,000
ミン・フォン(註)	—	8,000	—	—	—	8,000
其他	—	—	107,000	—	—	107,000
計	3,686,700	6,601,000	1,807,000	7,677,000	1,744,000	20,515,700

(註) 支那人及安南人の混血種である。
其他歐洲各國人の人口に就ては不明であるが後掲職業別歐洲人口表を以て一端知られたし。又在留邦人に關しては後掲「在留邦人人口の項」を参照。

三 職業別人口

新資料なく一九二九年現在の数を掲ぐ。蓋し一九二九年は印度支那經濟界最好況期の最終年に相當してゐる。

部局別歐洲人官吏數表 (一九二九年一月一日現在)

部局	出所日印度支那統計年度				
	安南	東埔寨	交趾支那	老撾 東京 計	
中央・地方廳	15	15	6	4	40
都市機關	1	1	1	1	4
稅關	1	1	1	1	4
土木	1	1	1	1	4
選信	1	1	1	1	4
司法	1	1	1	1	4
警察	1	1	1	1	4
其他	1	1	1	1	4
計	22	22	12	12	78

職業別歐洲人口表

職業別	國籍及體性別		總計	地方別
	男	女		
佛領外國人	1,276	1,172	2,448	安南 1,276
佛領外國人	1,172	466	1,638	東埔寨 1,172
佛領外國人	466	—	466	交趾支那 466
佛領外國人	—	—	—	老撾 —
佛領外國人	—	—	—	東京 —
計	2,914	1,638	4,552	安南 2,914

四 出生・死亡數

印度支那全體の出生・死亡に關しては詳でないが、歐人及交趾支那に關しては左の如くである。

歐洲人出生・死亡數表

出所日印度支那統計年度

國別	出生		死亡	
	男兒	女兒	男兒	女兒
安南	3,567	3,311	2,678	2,411
東埔寨	1,588	1,111	1,111	811
交趾支那	1,588	1,111	1,111	811
老撾	1,588	1,111	1,111	811
東京	1,588	1,111	1,111	811
計	8,811	7,655	7,655	6,855

五 出入國者數

印度支那を對象とする出入國者中、最大多数を占めてゐるのは支那人であるが、外に亞細亞外國人(支那人を除く)及印度支那の土人にして他の佛領植民地への契約労働者としての出國者及該地方よりの歸國者とその主なるものである。尙土人を除き最近數年間に於ける状態を見るに出國者が多数を占めてゐる。左に印度支那土人及支那人、亞細亞外國人の出入國者數を示す。

印度支那土人出入國者數表

出所日同前表

出入國別	印度支那土人		家族從屬者	外國又は歸國者計
	男	女		
安南原住民	4	2	—	—
東京原住民	4,111	3,333	—	—
計	4,115	3,335	—	—
安南原住民	2,262	1,111	—	—
東京原住民	1,853	2,222	—	—
計	4,115	3,333	—	—
安南原住民	1,111	1,111	—	—
東京原住民	1,111	1,111	—	—
計	2,222	2,222	—	—

佛領印度支那……人口

Table showing population statistics for French Indochina, including years 1933 and 1932, and categories like total population and specific regional counts.

支那人及其他の亞細亞外國人出入國者數表

出所：同前表

Table showing the number of Chinese and other Asian foreigners entering and leaving the country, categorized by region (e.g., Tokyo, Anam, Saigon) and gender.

二二六

Table showing population statistics for French Indochina, including years 1933 and 1932, and categories like total population and specific regional counts.

六 在留邦人人口

在留邦人關係の人口は左表に示す如くであるが、その變動は昭和十年が前年に比し二五名の増加を示したのみで、それ迄は年々減少してゐる。尙左表に示された如く昭和五年以降五箇年間の民籍別増減を見れば、内地人は減少甚だしく、朝鮮人及臺灣籍民が反對に増加を示してゐる。以下昭和五年及同十年度の國勢調査の結果を比較表示する。

Table showing the population of resident foreigners, categorized by nationality and gender, with data for 1925 and 1930.

住民・宗教

佛領印度支那には起源・習慣等を異にする多種多様の種族が居住してゐるが、左に各統統治民族に就てその人種誌並に風俗誌を略述する。

安南人 現在人口は佛領印度支那總人口の十分七以上及び、被統治民族の内でも大なる團體を形成してゐる。その居住地域は東京、安南、交趾支那等、南支那海沿岸の南北に亘る産業上重要な地域であり、且つ各地の安南人は大體に於て共通の言語・習慣・宗教を有し、從て思想の傳播は比較的急速なる故、統治上佛國政府の最も關心を有する民族である。

安南人の起源に就ては十分に明かでないが、人種的にはモンゴリア型に屬してゐる。併し現代の安南人はタイ族、インドネシア人、支那人等との混合である。併し現代の安南人はタイ族、インドネシア人、支那人等との混合である。併し現代の安南人はタイ族、インドネシア人、支那人等との混合である。

地域別在留内地人口表 (昭和十年)

Table showing the population of residents by region in 1930, including categories like Tokyo, Anam, Saigon, and other regions.

職業別在留内地人口表 (昭和十年)

Table showing the population of residents by occupation in 1930, including categories like agriculture, industry, commerce, and other professions.

佛領印度支那……住民・宗教

喻は特に美味として珍重される。
 言語は單綴語で、語詞の排列は主語、動詞、被支配格の順序に依る。而して言語學的には安南語はタイ語族とモン・クメール語族との中間にあるものとされてゐるが支那語に影響を受けてゐる點が甚だ多い。文字も支那文化の影響に依り早くより漢字が用ひられ、従て古文獻は殆ど全て漢文である。尤も十三・四世紀頃、安南俗字として字喃(チヌノム)が案出されたが、字喃を用ひた文獻は餘り發見されてゐない。十七世紀になつて加特力教宣教師が渡來して以來宣教師等は安南語のラテン綴を用ひたが、佛國政府當局は之を所謂「國語」として採用し公式に漢字廢止を斷行した。従て現在では安南語の書籍、新聞雜誌等は全て「國語」が用ひられてゐる。但し相當年配のものは勿論漢字を解する。

安南人は質素勤勉、一般に教育を喜び、凡ての社會を通じて讀書、詩賦、音樂の趣味深く、上流のものに可なりな發達せる藝術的情操を有し、且つ祭禮を重んずるが、舊習に對しては必ずしも嚴守する態度をとらない。十五・六世紀、民族影響の最高潮にあつた安南人は性來の剛毅に、支那人の執著なる性質を加へた優秀民族であつたもので、今日でも訓練すれば立派な兵士となる能力を十分に蔵してゐるといふ。不良なる方面では詐り多く、經濟觀念に乏しく且つ賭博を好む。尙男女共に、喫煙しベテル(烟草)を噛み、阿片を吸ひ且つ齒を黒く染めるが、此の染齒の風俗は所謂「おはぐる」とは異り單に齒の保健のためであるといふ。

二千餘年に亘る支那文化の影響に依り、冠婚葬祭は殆ど支那的であり、宗教も儒教、佛教、道教等が並び行はれてゐる。然し一般的に云へば、安南人の宗教生活の基礎は祖先崇拜、靈魂崇拜等にあるといふことが出来る。従て傳説的人物、生物、物體、自然現象等にして安南人の靈物視するものは無數にあり、動物中では虎が崇拜されてゐる。尙、公私の神祇を祭る社寺祠殿には亭・壇・厨・廟・殿・靖等がある。亭は謂はば村の鎮守で各村の守護神が祭られてゐるが、亭は同時に村の共同集會所でもあつて、村の長老たるノターブルの集會が行はれる。嚴格なる家族制度と村落生活が社會組織の基礎

井・壁等の木組も堅木を用ひてゐる。時には屋根を瓦で葺き、周圍に庭等を造つてゐるものもある。東埔寨人は一般に花を好み、庭がない時は植木鉢等之家を飾つてゐる。床の高いことは風通しよく、濕氣を避け、蛇、獸等の襲撃を防ぎ且つ水害をも避けることが出来る。水害多き地方では筏の上に家を建てる處もある。

主なる食物は米、魚、芭蕉實及種々の野菜等である。一般に粗食で、從來獸肉、酒は殆ど嗜まなかつたが、上流は追々支那人や安南人の複雑な料理を好み、酒も下層社會に迄廣がる様になつた。食事は右手の指で辨じ箸を用ひない。食後には口と手を洗ふ習慣がある。

一般に清潔を好み、溫和で忍耐力が強く、親切で慈善心が深い。性質は一般に快活で、協同心に富み、音樂や遊び事が好きである。質朴で物を信じ易く好奇心は餘り持たぬ様である。骨の折れる仕事を嫌ひ其の日暮して満足してゐる。男女共に煙草をふかし、子供の時からベテルを噛み、阿片も追々用ひる様になつた。法律では一夫多妻を認め妻は十人迄はよいとされてゐるが、一般には一夫一婦で貞節は非常に守られて居る。一夫多妻の場合でも第一夫人が主婦、他はこれに隸屬する習慣が堅く守られて居る。男子は十八歳乃至二十歳にて結婚するのが普通で、然らざるときは僧侶でない限り世間から輕蔑される。女子は十歳乃至十二歳で生理的に妙齡に達し十五歳から十六歳で結婚する。子供は一般に八歳迄裸で育てられ、男児は八歳で學校に入るが、女兒の教育は疎かにされ、家事教育の外は音樂や舞踏を教へるのみである。死者に對しては火葬の習慣がある。宗教としては、婆羅門教と佛教とが行はれてゐるが、最初婆羅門教であつたものが、次第に佛教に改宗し來つたものと認められる。但し朝廷に於ける諸儀式は依然として婆羅門教的であるといふ。寺院は村落に見受けられ、沙門は一般に尊敬せられること暹羅に於けると同様である。尙、一般人民には靈魂崇拜が洽く行はれてゐる。

タイ族 佛領印度支那のタイ族の代表的種族はスチュントランの上流、メーコン河の溪谷地方一帯に占居してゐる老撾人である。老撾人以外で、佛

をなす安南人の社會生活を理解するために、寧の研究は重要な主題と稱すべきである。野は佛教寺院であり、壇及廟は住民の傳統的思入たる神又は人物を祭り或は土地神、農業神を祭る祠殿である。殿及靖は共に古き巫覡道の諸位を祭る祠殿で、之を司るものは婆童(女)・翁童(男)と稱し、一般下級社會に相當の勢力を有してゐる。

東埔寨人 即ちクメール族は往時東埔寨を征服した印度軍と土著民族との混血種族で其の後追々勢力を張り、現在の暹羅、老撾、東埔寨、交趾支那一帯に及んだが、その後、タイ族、安南族との不斷の争闘の爲に疲弊し、遂に其の體力天才とを共に失ひ、現在の東埔寨人は其の退化した子孫に過ぎず、現在では既に救ふべからざる状態にあると稱することが出来る。

東埔寨では現在支那人、暹羅人、馬來人との混血兒が多く純粹のクメール型を見ることを得ないが、純粹のクメール人の體格は丈高く、肩幅廣く筋骨亦逞しい。手足は歐人に比し小さく、指は細く爪は硬い。一般に眞直になつて歩く習慣がある。皮膚は青銅色、頭は短頭顱、頭蓋の内容は小さく、額は長廣く、鼻は扁平で、頭髪は黒く硬く男女共に短く散髪してゐる。眼は黒く背は斜ならず、頬骨は突出し、唇は厚く、齒は丈夫で白い。顔面は小さく横顔はアリア族の様に平たい。男は腕腿に文身をして居るものが多い。男の衣服は小さな猿股様のものの上に、サンボと稱する絹又は木綿の腰巻様のものを纏ふ。之は四角な布で腰の周圍に捲きつけ前に合せた兩端を採つて股をくぐらせ背後で帯の間に挟む。帯には立派な専用のもので外手拭兼用の極く粗末なもの等色々な種類がある。これ以外には別に衣服といふべきものはないが、涼しい時や儀式の時には白い短い絹か木綿製の上衣を着る。一般に跣足、裸頭であるが、上流の人は外出の時に限り草履様のものを履く。女は男同様サンボを着るが、胸には肩掛様のものを着つける。上流になると其の他に小さい短かい絹か或はピロッドの上衣を着る。

家は木又は竹で造り、多くは五尺位の高い杭の上に建て、屋根は茅や椰子の葉で葺き、床板は多くは竹の格子を用ふ。部屋は椰子の葉か板又は竹の格子で區別し、上流になると屋根のある廊下でつないだ二棟に分れ、床、六

領印度支那に占居するタイ族には紅河、黒河等の流域地方の白タイ、黒タイ、東京高原地方のニユン、ヂヤイ、ニヤン等、及び老撾高原地方のユヌ、リン等がある。白タイの内東京の上部及中部を占めて、早くより安南人の影響を受けたものを、特に土人トと稱する。尙タイ族は種別多く、且その分布も極めて廣汎で、佛領印度支那以外に支那南部、海南島、暹羅、緬甸等に相當大なる團體を形成してゐる。即ちメナム河流域の暹羅人、雲南省南部及緬甸のシヤン人、廣東、廣西兩省の種家、廣西省の儂人等は何れもタイ族である。

タイ族の起源は未だ不明であるが、西紀前一世紀頃アイトスと稱して今の老撾と雲南とに占居してゐた種族が、次第に勢力を増して周圍を征服し、西紀七・八世紀頃に全盛を極め、北は西藏、西は印度のマダガ王國、東は東京、廣西、南は東埔寨、緬甸等に境を接するに至り、特に緬甸の北のピアオス王國を征服して其の住民を東京、廣西地方に追つて今日のムオン、ニヤン兩族の起源をなさしめた。然しアイトスはその後有勢なる支那南宋軍に追はれてメーコン河及びメナム河の流域地方に遷入するに至つたが、メナム河流域に遷入せるものが今日の暹羅人の起源となり、メーコン河流域に遷入せるものが今日の老撾人の起源となつたと稱されてゐる。

タイ族の代表的種族たる老撾人は身長概して中位にて約五尺二三寸、皮膚は青銅色で顔は平たく且廣く出張り、鼻の根元は四み眉は突出し眼は引きつゝてゐる。服装は男はサンボと袈裟様のもの、女は刺繍せる下裳と胸を斜に捲ふ肩掛を用ふる。家は多くは竹で五尺位の杭の上に建て、屋根は藁又は竹にて葺き、上部は尖り底部は反つてゐる。食物は米を主食とし、乾鰯魚又は鮮魚と稀に野菜を食する。クメール人と同様に食事は指を用ひる。尙男女共にベテルを噛み且喫煙する。

タイ族は前述の如く廣汎なる地域に亘つて分布してゐるが、言語は比較的地方的の變化がない。然し言語學的には大別して北方系と南方系に分たれ老撾語は暹羅語と共に南方系に屬するもの如くである。老撾語の單語は單綴語であるが、支那語と同様に同一單語でも調子が異なるに應じてその意味も異り且つ品詞的區分も不明確である。

チャム族 チャム族はインドネシア系種族で、曾ては現在の安南、交趾支那等一帯に亘つて林邑或は占城といふ強國を建設したが、現在では殆どその跡を絶ち、安南のフアンラン地方ビンチュアン州、東埔寨の東南部等に散在するのみである。即ちチャム族は現在では數も少なく、部落も他の民族の中に混入して、安南、交趾支那、東埔寨等の山岳地方に散在して樵や獵を事としてゐるが、身長は平均五尺五寸以上、顔貌、骨格等は印度人に相似してゐる。服装は特に女は踝まで垂れ下る腰巻様のものを腰に巻き、その上に膝の下までくる上衣を着てゐる。家屋は木と竹で枕の上に建てられる。言語は多綴語で文字は梵字の影響を受けてゐる。宗教は早くより婆羅門教及佛教を信奉し、今日でも多くの宗教的遺蹟を残してゐる。

ムオン族 東京及北部安南の山岳地帯の低地に居住するモンゴリア型の種族で、その外貌は安南人に相似し、且つ安南人よりも頑健であり、言語は安南語の地方語に屬する。従て原始安南人の特色は寧ろ此の種族に存すると稱されてゐる。ムオン族の社會組織は極めて特色あるものでカンランと稱する世襲酋長の絶對的權力下に統制されてゐる。體格は中等、主として農耕を營むが、性質は狡猾不正直で、支那人盜賊團の手先となり、安南人、老撾人等を襲ふ好もしからざる種族である。

ヤオ族 支那人の所謂僑で、種々異つた時代に支那南部から遷入し來つて現在では東京及老撾の高原地方に居住してゐる。ヤオ族の内にはタイ語の地方語を用ふるもの、或は支那語の地方語を用ふるもの等があるが、何れも共通の風習を持つモンゴリア型種族で、家屋は木造の極めて粗末なる小屋で且つ住所は一定せず狩獵を事としてゐる。ヤオ族の間では犬の肉は絶對に禁忌であり、衣服にも多く犬の紋様が用ひられてゐるが、之は靈氣の傳説を思

佛領印度支那に於ける土人宗教に就ては「住民」の項で安南人、東埔寨人、老撾人等主なる被統治民族の宗教生活に就て若干觸れるところがあつたが、之を總體的に見れば、佛領印度支那に於ける宗教は極めて雑多の色彩を示し而も之等の宗教の何れも未だその發達の最後の段階にまで達してゐないと云ふことが出来る。而して吾人は印度支那に於ける主なる宗教的系統として大體左の八種を擧げることが出来るであらう。

アニミスム 所謂靈魂崇拜であつて諸民族の宗教生活の基礎であり、その發生は諸民族と共に古いと云ふことが出来る。尙安南人の社會に於ける祖先崇拜及所謂道教は即ちアニミスムに外ならない。

ナチュリスム 即ち自然崇拜であり日月星辰崇拜であつて、之に屬する季節的祭事は極めて多い。安南人の天地崇拜は正に此の代表的形體であつてナチュリスムの祭事の主宰者が古來より安南王自身であつたことは安南人の國民精神、國家主義を涵養するに十分であつたものゝ如くである。

マジール 所謂古き巫覡道であつて發達を異にする諸民族間に於ては夫々發現の形式を異にしてゐるが、安南人の社會に於てもその主宰者は特に下級社會に於て相當の勢力を有してゐる。

佛領印度支那……住民・宗教

實に傳承せるものであるといふ。

メオ族 支那人の所謂苗族で、印度支那に於ては東京の高地地方、ヤオ族よりも遙かに標高の高い山地に住む種族である。南部支那が中心占據地であるが、幾世紀かの間に漸次平和的に此の方面に移住して來たもので、身長は小柄ながら體格は頑健である。種類には白苗・紅苗・黒苗・花苗等があるが、之は主として服装に依る區分で體格には大差がない。

インドネシアン 支那國境から交趾支那、東埔寨に至る山脈及高原地帯に住する半未開種族で、安南語でマン(蕃)或はモイ(昧)、東埔寨語でスチエン、或はブロン、老撾語でカー、緬甸語でカレンと稱されてゐる。然して一言にモイ族と稱するも、その中には大分差別が存するが、最も主要なる種族はチャライ、バーナル、ラーデ、スチヤン、ボロヴァン等である。概して身長高く平均五尺四寸以上、頑健且つ豪膽にして狩獵を業とする。食物は下等な米が主で又之で酒を造る。特に衣服と稱するものなく男は禪衣は腰巻であるが、中には固有の服装を有し、銀銅製の耳環飾物をつけるものもある。狩獵には弩弓を用ふるが、矢は毒矢である。此の毒は大戟科植物の浸出汁を煮つめて之を軟膏狀にせる相當強力なものであるといふ。部落には酋長があり舊慣は極めて嚴格に守られてゐる。而して「人口の部」にも明かなる如く所謂モイ族は安南に於て最も多く六十萬以上と推定されてゐるが、佛蘭西政府當局はモイ族の同化政策に就ては種々施すところあり、即ち酋長の專制を禁じ奴隸制度を排し、所有權に就てその觀念を確立すると共に元總督バスキエ氏の意見書に基き定住耕作、商品掠奪的行商人主として舊トクレ人からモイ族を保護するための市場創設及商人検査、山地道路建設にモイ族を勞働者及護衛兵として使役すること等を實施してゐる。

ミンフオン 支那人と安南人の混血種たるミンフオンの風俗習慣等は支那人と全く同様であるが法律的には交趾支那、安南、東埔寨等何れに於ても安南人に準すべきものとされてゐる。

二 宗教

教に相當するだけの勢力を有し、又東埔寨に於ても王朝は純然たる婆羅門教であり東埔寨王は即ちブラーマであるといふことが出来る。

同族一西紀十一世紀頃アラビア人の航海者、貿易業者等に依つてチャンバに齎されたが、チャム族の滅亡と共に消滅し且つ東埔寨に移住せるチャム族の間には於ても全く婆羅門教に同化してしまつた。勿論過去のチャム族の住地々方には若干の遺蹟を見ることが出来る。

カトリック教即ち基督舊教一十七世紀以來印度支那に布教せられ、現在に於ては左表の如き概勢を示してゐるが、特にその所謂ミッシヨンの活動にては、社會教育・衛生等に於て佛國政府とは獨立且つ一步を先んじて古き地盤を有し、時にその絶大な勢力は公共團體も財政機關も印度支那政府當局さへも及ばざる状況にある。尙過去に於ける宣教師の個々の活動に於て文化的業績の著しきものがあつたことを十分に認めることが出来る。

加特力教概勢表 (一九二九年)

出所 佛領印度支那統計年鑑

Table with columns for Region (東, 京, 支, 那), District (東部, 中部, 西部, 南部, 北部), and various religious statistics (司祭, 僧, 尼, 兒童, 學生, 教徒, 神學, 修道, 受洗, 學林, 生徒).

である。同教は元來佛國のレチオン・ド・モール勳章授領者たる安南人 Van-Trung が佛、耶、道、儒各教を綜合統一する世界的宗教を標榜して創唱せるもので現在信徒は五十萬乃至六十萬と稱せられる。主として交趾支那、東埔寨等の農村地方に隠然たる勢力を有するが、その組織に於て多分に政治的色彩を呈し且反佛的國民運動、特にコムニニスムの傳播に重大なる關係を有する傾向にありとして政府當局は嚴重警戒をなしてゐると傳へられる。同教の主神たるカオ・ダイは最高神にして、之に老子、孔子、佛陀、耶穌等が副神として祀られる。カオ・ダイの神像は巨大な眼で周圍を雲形模様で圍み、神意天啓の傳達は靈媒による。此の靈媒は身體の清淨と愛他主義を表象して茶食を實行してゐるのが特徴である。然し此の靈媒は自己の地位を利用して前述の反佛的國民主義的思想を民衆に傳播するものとして政府當局は之を禁止せんとしてゐる。カオ・ダイ教の完全なる名稱は Dai Dao Tuan Ky Pho Oo 即ち「東洋に於ける神の第三の恩恵」と稱し、神の禮拜と靈魂の崇拜を根本教理とし、家族及び個人の義務、物質的富の輕視、寛容の徳、動植物の愛護を説き、他方來世のインカーネーションに依る安心立命、東西の融和、及び狹隘なる種族的感情的打破を祈ることを教へてゐる。カオ・ダイ教には告白、或は告知等の宗教的儀式なく、唯祭壇の前で祈禱をなすのみである。祭壇には前述の如き各種の神體が祀られてゐるのであつて、即ち最上段にカクヤ・ムニ、老子、孔子、次に三副神、第三段に耶穌、第四段に各種の守神を祀る。此の守神は法、工、農、兵、典禮、教育、外務、内務、財政の九神で謂はゞ宗教的宰相である。尙同教は民衆の信心を得るために、奇蹟、神癒、按手、豫言等を行ひ且信者をして獻金をなさしめてゐるが、他方學林、工廠、印刷工場、農園等をも所有して相當の勢力を得て居る。

一 總 論

總論—教育行政—教育機關—統計

佛領以前の印度支那の教育状態は、東京、安南、交趾支那等安南人の居住する地域に於ては概ね古風な土人學堂で僧侶、退職官吏等に依て施されて居たが、勿論正則な教育法ではなかつた。又東埔寨に於ては字母及固有の文字を具有する獨特の國語があり、宗教上の習慣に依て讀書に對する教育は先づ一般に普及され、學事は之亦主として寺院にて僧侶が授けるのを普通としたが、老拙では殆ど認め得るものが無い状態であつた。従つて教育は一般に普及されず、佛領後漸次整備せる歐式教育法が實施せられるに至つても懶惰性を有する土民間には進んで教育を受けんとする者も少く、今日に於ても近代的教養を有する者は極く一部の青少年に止まり一般土民は殆ど教育の恩恵に浴してゐないと云ふことが出来る。

併し近年政府の努力に依り各種學校が増設せられ且つ教育實施機關の體形も整備し、舊套を破り新しき力を以て年々發達しつゝある。即ち總體的に見れば、一九三〇年當時の土人各種小學校数は官立四、八九一校、全科三九五校、別科二、八二〇校、準備科一、六七六校、私立五六九校、合計五、四六〇校であつたものが、一九三四年には官立八、四九八校(内、全科四〇七校、別科二、五九二校、準備科五、四九九校)、私立一、〇七二校、合計九、五七〇校と増加し、生徒數も三五五、一八一名より四二二、九七三名と激増を示してゐる。地方的に見るも、一九三〇年以後四箇年間に官立小學校合計にて、安南四七八校、東埔寨二、七五六校、交趾支那一八七校、老拙三九六校及東京二九三校の増加で、殊に東埔寨は僅か一二四校より二、七五六校に、老拙は八一校より四七七校に増加される等邊境地の躍進には著しいものがある。尙政府は對土人教育策として安南語に對し羅馬字綴字法を創案し、之を國語(Quốc ngữ)と稱し佛語教育の反面に難解なる安南文字をして佛文字に

接近せしめつゝある。本國語は現在高等程度の學校に廣く應用され、新聞、雜誌等にも多く利用されてゐる。

學制 官立教育機關を普通教育と實業教育とに分ち、更に收容生徒の種類に依り佛人學校と佛土人學校とに區別す。即ち普通教育に於て佛人學校は第一級學校として尋常小學校、第二級學校として高等小學校及中學校とより成り、佛土人學校は第一級として各種小學校(準備科、別科及全科)、第二級として高等小學校及地方中等學校、第三級として高等專門學校が設けられ、實業學校は第一級として徒弟、家事、工藝基礎教育に従事する諸學校、第二級として中等實業學校より構成されてゐる。學齡は佛人は滿六歳とし義務教育制を採用し、土人は滿七歳と規定せられてゐる。

佛人尋常小學校教師は佛人に限られ、佛土人第一級學校長は原則として之亦佛人とされてゐる。各上級學校への入學は左の順序を以て、夫々資格所持者に許可される。即ち尋常小學校卒業證書獲得者は高等小學校へ、高等小學校卒業免狀所持者は中等學校へ、而して高等教育へ進み得る者は原則として中等教育を終了し Baccaulicat (大學及同程度の學校入學資格者の稱號)たるの資格所持者に限られてゐるが、高等小學校卒業者も亦若干年間の制限付で入學試験を経て入學を許可せられる。尙全科小學校卒業者は大體一定せる條件を以て民間會社の採用資格を得る外、別科・準備科等の職員となることを得、更に高等小學校の卒業者は全科小學校職員又は理事職・裁判所書記等の就職資格を獲得し、殊に東埔寨及老拙では更に廣く登用の門が開けてゐる。各學校の教育年限は後説教育實施機關の各項に於て記述す。

二 教育行政

印度支那教育制度の現行基本法は、初等・中等普通教育及實業教育に關しては、一九一七年一月二日及一九二一年六月二〇日附總督令、高等專門教育に關しては一九一八年一月二日及一九二一年一月九日附總督令であつて、爾來數次の改正増補を経て今日に至つたものである。印度支那教育行政の中央機關としては印度支那教育局があり、大統領令に依り任命せらる

局長を置く。教育局長は官立總ての教育機關の監督行政に直接關與する外高等諸學校、中等學校及實業學校を直轄し總督を輔佐してゐる。右以外の教育機關即ち官立佛人及佛土人の學校何れを問はず別科、全科小學校、高等小學校及初等實業教育に就ては總て地方行政長官が權限を握つてゐる。中央教育行政組織—前記教育局は秘書課の外四課より成り、各課の擔當事務は左の通りである。

- 第一課 高等教育—大學の統制
- 第二課 初等・中等公立學校の統制—人事
- 第三課 會計
- 第四課 學術・技藝專門機關の統制

外に教育局長附、文科及科學科視學各一名宛あり、各々委任命令に基き小・中等教育機關の監督に當り、其他の特殊學校、即ち師範學校は高等師範學校長、實業學校及美術學校は局長の申告に依り總督の許可せる技術學校長又は特別任命の教授が之に當り、夫々局長を輔佐してゐる。專屬諮問機關として印度支那教育諮問會議があり、議長を教育局長とし、議員は聯邦各國の代表行政官各一名、視學、極東佛蘭西學院々長の外二十二名、書記一名を以て編成され、教育の普及發展に關する總ての事項を審議してゐる。此の會議には議長を部長とし、議員十名及書記一名より成る常置部がある外、教育會議管理常置委員會が設置されてゐる。

地方教育行政の組織—印度支那教育行政の地方機關として各地方長官の權限下に地方教育課を置き、地方教育課長は技術關係に於て教育局長の監督を受け管内各種學校を監理する。尙東京には教育課直屬の視學一名及佛土人小學校に對し河内、海防及各州に視學部を置く。交趾支那には同じく課直屬の視學一名あり、安南、東埔寨及老拙には土人王朝政府内に文部或は教育關係の部局を置き、主として土人間の傳統的的教育に對する監督指導を爲してゐる。特に東埔寨に於ては更に佛土小學校教育に對し、(1)カンボ、タケオ、(2)パツダベン、シムレアブ、ブユルサト、(3)カンダール、コンボンヌスア、コムボンチユナン、(4)コムボンチアン、クラチエ、スチユントラン、(5)ソアイリエン、ブレイベンの五區を設け各區に一名の視學を置いてゐる。

三 教育費

印度支那の教育費は左の系統を以て支辨せられる。即ち河内大學、アルベール・サロー、シャスループ・ローバ及ダラト各中學關係の費用は總豫算より、其の他の中等學校、高等小學校及實業學校は地方豫算より支辨し、各小學校は市町村豫算の負擔であるが、特に地方豫算より補助金を受けてゐる。左に一九三三年度教育費内訳及連年總額の比較を示す。

費目別教育費及總額表 (一九三三年度)

單位：千比佛郎
出所：印度支那統計年鑑

Table with columns: 費目 (Expense Category), 支辨 (Funding Source), 安南 (Annam), 東埔 (Tonkin), 交趾 (Cochin), 老撾 (Laos), 東京 (Canton), 計 (Total). Rows include 行政部費, 高等教育費, 中等教育費, 初等教育費, 實業教育費, 給費扶助, 助手當, 年計, 一九三二, 一九三三, 一九三三年度計.

四 教育機關

官私立の佛人各級學校及佛土人各級小學校、實業學校、高等專門學校、外に土人特殊教育機關として各種法律政治學校等がある。

官立教育機關 佛人教育機關は初等教育及中等教育よりなり、佛本國教育制度に則る。初等教育は尋常小學校に於て授けられ、中等學校には高等小學校及中學校の二種がある。尋常小學校は男子、女子及混合の三種あり佛人子弟のみを入学せしめてゐる。各主要都市に設立され、佛人としての初等基礎教育の外高等小學校及中學校への入学に必要な學科を授けてゐる。その大部分は中學校及高等小學校に附屬されてゐる。課程は豫備科一箇年、初級、中級、上級各二箇年、七年制で、科目は修身、公民科、讀法及書法、佛蘭西語、算術、幾何、歴史及地理、理科、圖畫、唱歌、手工、裁縫(女子)、體操、軍事教練(男子)等である。又佛語不理解兒童に對する準備科も設置されてゐる外、特に西貢所在のジャン・シモン校では特にタミール語以外を解しない印度人子弟の教育も施行してゐる。高等小學校は男子校、女子校及混合校各々二校、計六校あり、内東京三校、交趾支那(西貢)二校、東埔(アンソン)一校である。兒童は原則として佛人子弟に限られてゐるが、補缺の名義を以て土人子弟の入学を許可し、一學級の兒童定員は三十人以上とされてゐる。高等小學校卒業資格及特に小學校教育修了證書獲得希望者に對しても教育を授けてゐる。教育年限は三箇年である。尙特別科目として商工業科、又男女子を通じて教員志望者の爲に師範科を置いてゐる學校がある。中學校は河内にアルベール・サロー中學校、西貢にシャスループ・ローバ中學校、安南ダラトにダラト中學校の三校があり總て總督府の直轄である。學生として佛人及安南男女子弟を收容し大學入學資格獲得に必要な學力を授け、課程は大體初等科、中等科第一期及第二期に分れてゐる。河内中學校は豫備科(入學制限年齢九歳未滿)、初等科(同十歳未滿)三年、中等科は第一期(同十三歳未滿)四年、第二期(同十八歳未滿)二年、最後の一年は數學及哲學科(同二十歳未滿)となつてゐる。各校共に課目は佛蘭西語の外、外國語

特に支那語の書方及會話を必修とし、歴史、地理、數學、博物、物理化學、哲學、圖畫等である。尙印度支那及亞細亞關係の地理は本國中學校に比し更に嚴重に課してゐる。

佛土人教育機關 佛人教育機關と同様初等及中等教育より成り、佛本國教育法に印度支那地方教育法が加味されてゐる。中等教育は大體佛人の夫と組織を同じうしてゐるが、初等教育は若干趣を異にし全科及別科小學校、未開人小學校、就學準備教育所等の特別施設がある。

土人尋常小學校は幼稚科、準備科、尋常科、中等尋常科及高等尋常科の五課程より成り、右の全課程を揃ふる小學校を全科小學校並に初の二課乃至三課に限られるものを別科小學校と稱す。課目は安南語を以て讀法、書法、計數、徳育及體育等を授けてゐる。尙田舎に於ては農業上の教育をも賦與してゐる。用語は土語を用ひてゐるが、佛語教育は隨意科として一週に四時間乃至九時間を行ふ。

未開人教育所 交趾支那に於ては東埔(アムイ)族、北部安南及高地(クマ)族、タイ、タイ、マシ、ムオン、メオ、ムン族の兒童を收容し、主として讀法、書法及計算法を授け、外に徳育をも實施してゐる學校がある。東京には全科三三校、別科一八一校、準備科のみのもの五九校が所在し、一九三三年度の兒童數は一四、五〇〇人、内トール族六、一〇〇人、ムン族一、一〇〇人、ムオン、マン及メオ族三、〇〇〇人、安南人四、七〇〇人で、殘部は其他の種族である。交趾支那の東埔(アムイ)族は安南人教育法に準じ、クマ(クマ)族を以て授業し、一七校あり六三七人を收容してゐる。未開人教育所は安南では山地諸州に設置され、東埔(アムイ)族に所在のものは安南の該教育に準じ、特に安南人教育も附屬されてゐる。老撾では四六四人の兒童を收容してゐる。

就學準備教育所 各地方僻處の地に設けられ、一九〇六年安南王令及一九一一年東埔(アムイ)族王令に依て體系づけられ、村落の責任管理で行政官廳及教育課の二重監督を受ける。經費は町村に於て負擔する。本教育所は安南語が使用されてゐるにも不拘最も教育上閉鎖されてゐる地方住民を收容する設備で、一九三四年には、東京に一、〇七九校、交趾支那二八二校、安南一、〇二三校、

東埔(アムイ)族三、一六校(一九三三年度は東埔(アムイ)族二、六五〇校、老撾二六二校)であつた。本教育には舊式な寺院教育が含まれてゐる。

佛土人教育 佛蘭西語を以て授業せられ、一般に小學校、高等小學校及中學課の三要素よりなる學校にて教育を受ける。

小學校は別科小學校の修了兒童を收容し、就學年限を三年とす。最初の一年は初級とし、余の二年を中級科初期及後期に分つ。高等小學校は四年で小學校教員を養成する師範科が附屬されてゐる。尙一九三三年度に後掲中學校に高等小學校程度の商業課が設立せられた。女子校は河内、順化及西貢の三校がある。中學校は三年制で、河内に保護領中學校、西貢にペトリュ・キー中學校の外、一九三三年度アンソンに佛人及クマ(クマ)族の爲にシゾワット中學校が新設された。尙中學校にはリ、セー、コレ、ジュの二種があるが、此の區別は前者は國家の設立維持にかゝり、後者は地方自治體の設立維持に係るものである。シゾワット中學校は後者に屬す。他に順化にもコクホク・コレ、ジュがある。

實業教育機關 聯邦各國に於て實業教育を施す諸學校は當該地方行政長官の直轄で、技術上に關しては教育局長の監督を受く。學校の種類は大別して亞細亞機關士學校、工業學校、工藝學校及州立徒弟實習所等がある。尙第一級實業學校の中には右の中等實業學校に附屬されてゐるものがある。亞細亞機關士學校は西貢に一校あり、佛蘭西國所屬船渠組の機關士を養成する爲に設置されてゐるものである。一九三三年度の生徒數は一七一人である。工業學校は聯邦各國の主要都市に設置せられ、河内、海防、順化、西貢、アンソン、バン及ヴェイエンチアンの六地に所在す。第一及二級の區別があるが、將來企業者、工場長を有教に補助し得る技術者の養成及高等諸學校の入学準備教育の實施を目的とし、第一級工業學校入学資格者は小學校教育修了證書所持者、第二級工業學校入学資格者は高等小學校の卒業生で、修學年限は各々三年である。但し第一級普通教育修了者に對しては豫備科一年を課す。

學科は各校とも大體木工、織工、織工及機械科より成つてゐるが、地方産工業の特色に準じて夫々科目の増減がある。即ち海防校は最も科目多く、機械科、旋盤、鑄物、鍛冶、冶金、模型製作、自動車運轉、電氣科等より成り、順

化校に於ては山地々帯に於ける各種事業に對する技術的監督者或は特殊勞働者等を養成する爲、ジャライ(一四人)、ラード(六人)及ベナル(二人)族等の原始的種族の子弟を收容してゐる特殊科が附屬されてゐる。一九三四年の全生徒数は六八〇人で、右の中には前記順化校の特殊科生徒数を含む。

工業學校—河内、交趾支那のギアディン、ビエンホア及ツドローモ、東埔案アノンベンに計五校がある。工業學校同様第一及二級に分れ、傳統的郷土藝術の發達を助長すべき職工及技術者を養成する外、工場長を輔佐し得べき熟練なる圖案家又は工藝技術者を養成する目的で、入學資格者は前項同様で、修學年限は四年である。

ギアディン校は圖書、圖案及石版科を置き、ビエンホア校は金屬加工科及製陶科とし、ツドローモ校は木工、漆器及彫刻科があり、アノンベン校は貴金屬及普通金屬加工、紡績、彫刻、漆器、鑄物及圖案科等がある。河内校は主として裝飾工藝、圖案に關する科目を習得せしめてゐる。一九三四年の在學生は交趾支那三〇八名、アノンベン一三五名である。

徒弟實習所—各地方に設置され大體工藝學校の入學準備教育及地方各種企業職工を養成することを目的とし、科目は各地方に依り一定しないが、大體指物、石工、鍛冶、商業使用人、家事教育に従事す。本實習所は全科小學校或は工藝學校等に附屬されてゐるものもある。尙堤岸には盲學校があり、盲人兒童に對し普通準備教育を爲す外、最も簡單なる籠、扇子及簾張り等の技術をも附與してゐる。

私立教育機關—私立學校には中等學校以上の施設を有せず、高等小學校、全科及別科小學校は總て官立學校に準じて設立せられてゐる。經營種別に依て宗教學校及普通學校とに區分せられ、又收容兒童の人種別に依り佛人、土人及外人學校に區別せられてゐる。此等の私立學校は地方廳の視學部又は檢閱部の行政監督を受けてゐる。現在その實績は良好である。

佛人教育—一九三四年度高等小學校は東京に宗教學校二、普通學校二あり、安南には宗教學校のみ二校、合計六校經營され、全科小學校は東京に前者七校、後者二校、交趾支那に前者四校、後者四校、安南に前者四校、後者一校、

法律學校—本校は官吏を希望する青年學生に對して法律、行政に關する知識を賦與することを目的とし、修學年限は三年とす。司法、行政、史學及文學に關する教育を受け科目は主として印度支那政治及行政組織、行政法、佛蘭西憲法史、刑法、民法、民事訴訟法、印度支那財政組織、財政法、經濟政策、安南民法等である。尙佛本國大學令を適用され、學制、卒業生の資格等總て本國と同一である。

醫藥學校—醫師、救護所の補助醫及補助藥劑師、土人助産婦或は軍醫等の養成を目的とし、物理、化學及博物科、全科醫學及藥劑科、印度支那人醫學及藥劑科、亞細亞外人科、助産婦科の五科に區別す。全科醫學及藥劑科は本國に於ける同種の學校と同一の教育を施し、卒業後の資格も同等である。修學年限は四年で學説及實地の二に區分す。

印度支那人醫學及藥劑科は印度支那の救護所補助醫官及藥劑官を養成し、高等小學校卒業證書所持者に對し試験を課し以て入學せしむ。修學年限は四年である。尙卒業後更に嚴重なる資格試験を経て佛國醫師資格を得ることが出来る。

助産婦科は十七歳以上の土人婦人を收容し、修學年限二年である。高等師範學校—普通學校及高等小學校教育に當る第二級土人教師を養成するを目的とし、文科及理科に別れ各専門的教育を受けるが、共通科目として教育學、心理學及社會學等が設けられてゐる。修學年限は三箇年である。但し最終學年には河内中學校に於て實地教育に當る。

獸醫學校—佛人獸醫に對する補助獸醫を養成するを目的とし、學年を四箇年とし、瘡毒傳染病及改良上の教育を施す。尙ニヤチャン所在のバストウル研究所に於て補助教育を實施す。高等農林學校—印度支那に於ける農耕地及山林を合理的に開發するに適應する農業及林業技術者を養成するを目的とし、修學年限は三年で二、三年級に於て農業及林業兩部に區分し専門教育を施す。卒業生は農業試驗所又は營林所等に於て各々専門に従ひ見習一年を経て三等技手となる。

東埔案には前者のみ一校、老堀には皆無である。別科小學校は設置されてゐない。生徒数は高等小學校—東京に一九四人、安南に八五人、全科小學校—東京に八九一人、交趾支那に六八九人、安南に一五四人、東埔案に九四人である。

土人教育—同じく高等小學校は東京に宗教學校二、普通學校五、交趾支那に前者二、後者七、安南に前者三、後者一があり、全科小學校は東京に前者一、後者九、交趾支那に前者八、後者二七、安南に前者九、後者一〇、東埔案に前者五、別科小學校は東京に前者二二、後者一九八、交趾支那に前者二三〇、後者四六、安南に前者九〇、後者八六、老堀に後者三がある。生徒数は高等小學校—東京一、二〇七人、交趾支那に八九四人、安南に八二五人、全科小學校—東京八、二六六人、交趾支那四、二〇九人、安南一、六八五人、東埔案五六〇人、別科小學校—東京一五、一八四人、交趾支那一八、〇〇二人、安南八、四一六人、東埔案二、一四五人、老堀九七人である。尙東京に實業學校が三校存在してゐる。

外人教育—支那人學校、馬來人及緬甸人學校の二種あり、前者は老堀を除く他の聯邦各國に、後者は東埔案のみに設置されてゐる。支那人學校は二二二校、生徒數九、二二三人、馬來人及緬甸人學校は七校、一八五人を收容す。高等教育—高等教育は法律學校、醫藥學校、高等師範學校、獸醫學校、高等農林學校、土木學校及美術學校の七校より成り綜合して河内大學と稱せられる。但し巴里の單科大學と同資格のものには前者二、高等師範學校は前者と殘りの技術學校との中間資格を有するものである。

その統轄は高等教育監督部に屬し、教育局長はその部長たるの任務を轉る。高等諸學校の學制は教育局長の申請に依り總督令を以て定める規定である。學年は一〇月一日に始まり六月一五日に終る。學生は學費給費生、通學給費生、聽講生を收容し、前二者は總督府豫算又は地方豫算支辨とす。入學資格は滿一八歳以上二五歳未滿たること及佛國臣民、保護領民又は佛國國民たることを要し且つ中等學校教育卒業證明書所持者及指定試験合格者たることを要す。

目的とし、工務科、建築科、地籍科及地理科の四科に區分し、修學年限は三年である。入學には一定の資格を要せず、試験制度に依るも、卒業後十箇年間前記各部に於て義務的に勤務することを強制せらる。美術學校—二科に別れ、一は繪畫科、彫刻科、塑像科、製陶科、他の一科は建築科である。兩科共に豫備科の試験合格者をして本科に入學を許可せられるもので、本科の學年は五年である。

土人特殊教育機關—土人の特殊教育機關として左の如きものがある。東埔案行政學校—一九一七年一月二〇日附東埔案王令を以て設置を見たもので東埔案保護領官吏及司法官を養成し、司法、行政及一般教育(クメール美術、衛生、計數、初歩工務教育等)を授け修學年限二年である。入學制限年齢は二十八歳とし、小學教育以上の修了證明書所持者に許可せらる。老堀法律行政學校—一九二三年六月二日附理事官長令を以て設置せられ土人司法官吏及老堀行政官吏の養成を目的とし、修學年限は二年で入學資格者は小學教育修了者としてゐるが、特に現職土人官吏も入學を許可せられる。巴利高等學校—一九一四年アノンベンに設置され、巴利語・サンスクリット語等の特別教育に依り佛教學を研究するを目的とし、修學年限五年である。東埔案文部大臣所管極東佛蘭西學院長の監督を受く。

五 統計 官立諸學校佛人教職員數表 (一九三四年) 出所：總督府經濟財政最高會議報告及統計年度

Table with columns for '所屬別' (Category), '教授' (Teacher), '教諭' (Instructor), '訓導' (Director), '準備' (Preparation), '監督' (Supervision), '實業學' (Vocational), '實習所' (Practical), and '計' (Total). Rows include '東京' (Tokyo) and '東' (East) with sub-rows for '女' (Female) and '男' (Male).

Table showing student counts for various regions (交趾支那, 安南, 東埔, 老撾) and educational levels (小學校, 中等學校) for the years 1932 and 1934. Includes a total count of 100.

官立諸學校士人教職員數表 (一九三四年)

Table showing the number of teachers and staff for various educational institutions (教育局及中學校, 小學校, 職業學校) across different regions.

官立佛人諸學校及兒童數表 (一九三四年)

Table showing the number of Buddhist-run schools and children across various regions (老撾, 東埔, 安南, 交趾支那, 東京, 教育局) for the years 1932 and 1934.

尙一九三四年度の各中等學校別生徒數は、ダラト中學校一男九三人、女六人、計一五九人、シヤスループ・ローバ中學校一男六六二人、女一八四人、計八四六人、アルペール・サロ中學校一男八三五人、女一九三人、計一、〇二八名である。

官立土人初等學校及兒童數表 (一九三四年)

Table showing the number of primary schools and children for various regions (東埔, 安南, 交趾支那, 東京) for the year 1934.

官立佛人諸學校及生徒數表 (一九三四年)

Table showing the number of Buddhist-run schools and students for various regions (交趾支那, 東京, 老撾) for the years 1932 and 1934.

佛領印度支那...教育

Table showing educational statistics for French Indochina, including columns for years (1933, 1934), regions (Annam, Tonkin, Laos), and levels of education (Primary, Secondary, Higher). It includes sub-tables for '各級資格試驗合格者數表' and '實業學校生徒數表'.

一 一九三三 二 一九三三 三 一九三三 計

私立宗教學校・教員及兒童數表 (一九三四年)

Table of private religious schools, teachers, and children in 1934, categorized by region (Annam, Tonkin, Laos) and school type (Primary, Secondary, etc.).

Table of private general schools, teachers, and children in 1934, categorized by region (Annam, Tonkin, Laos) and school type (Primary, Secondary, etc.).

佛領印度支那...教育

佛領印度支那...教育	計				出身地別				計						
	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	東京	安南	支那	東埔寨	老撾	佛蘭西	支那	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年
安南	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
東埔寨	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
老撾	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
佛領印度支那...教育	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

印度支那大學職員及學生數表 (一九三三—三四年)

學校別	計				出身地別				計						
	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	東京	安南	支那	東埔寨	老撾	佛蘭西	支那	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年
醫學學校	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
法律學校	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
高等師範學校	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
農林學校	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
美術學校	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
總計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

總豫算及教育費對比較表

總豫算	一九三三年				總豫算	一九三四年			
	總豫算	教育費	百分率	總豫算		教育費	百分率		
1,991,521	2,434,169	1,234,169	50.9%	1,910,000	2,100,000	1,100,000	52.4%		

(附) 科學調查研究機關

印度支那に於ける主要なる科學調查研究機關として擧ぐべきものには左の如きものがある。

細菌、不良飲食物及衛生試驗所
 パストウル研究所
 礦物化學試驗所—建築材料抵抗實驗所
 農事試驗場—獸疫調査所—試驗所
 印度支那氣象臺
 海洋研究所

以下各項に就き説明す

一、細菌、不良飲食物及衛生試驗所
 總督府衛生保健總監部に所屬し總監の監督を受けてゐるが、經費は地方豫算支辨である。尙此の名稱は記述の便宜上假稱したもので次の如き機關より成つてゐる。

印度支那瘧疾防部—瘧の撲滅に關する調査研究機關で、從て瘧疾撲滅機關の設立及監督は印度支那の斯病關係資料の蒐集も行つてゐる。業績に就ては不明である。

東京衛生及不良飲食物試驗所—河内に設置せられ、不良飲食物、衛生、生物、毒物及藥物の各科目に互り調査試験を行つてゐる。尙特に保護領農務課の爲特別に分析部を設置してゐる。一九三三年度中に二七一件の分析研究を

行ひ、その中一八九件が食料品に關するものであつた。此の外農工業關係では土壤・礦物及各種植物に就き一五二件の分析を實施した。

安南衛生及細菌試驗所—一九三一年一月一八日設置を見たもので順化細菌研究所、ツラン衛生及不良飲食物試驗部の二に別れてゐる。

前者は病原菌部、水質分析及検査部、血清ワクチン及フイオンワクチン部、狂犬病撲滅注射施行部の四部がある。一九三三年の業績は試験回数二七、二〇九件で、恐水病に對する處置は七四〇件、中歐人二七件であつた。

後者の一九三三年に於ける化學的分析回数各種官廳(税關、鐵道、土木、保健各課等)の依頼件數を含めて二三三件であつた。不良飲食物試験は尙試験對象物の數收事務が完全に行はれない爲僅かに四八件に止まつた。

東埔寨衛生及細菌試驗所—一九三一年二月二三日設置を見たもので前者同様細菌研究所、化學及不良飲食物試驗所の二に分れ、共にアノンペンに設置されてゐる。

前者は一九三三年に於ける試験數は一、二、二八九件であるが、特に市衛生課の求に依つてパストウル調査の爲一四二件に就き試験した。又糞便検査は三、四三六件、血液検査二、〇〇六件であつた。

後者は一九三三年生物學的的分析一、七九四件で之は主としてブノンペン病院の依頼に依つたものである。食料品の分析四〇〇件、法醫學鑑定一〇件、附屬藥劑部見本分析八四件を實施した。尙水道に對する化學的研究調査事務を分擔してゐる。

老撾細菌研究所、同衛生及不良飲食物試驗所—共にヴィエンチアンに所在

してゐる。細菌研究所は近年各種の新装備を施されたが、住血蟲調査二、六九七件で、總處理数は六、四七七件であつた。衛生及不良食物試験所は一、九三三年二月一八日附總督令を以て開設せられたもので、保健課の生物學的解析四一九件、不良飲食試験部の分析一九九件、毒物鑑定六件、藥劑及藥物試験二〇件、計四六五件の分析を行つた。

二、バスターウルの研究所

印度支那バスターウル研究所——本國巴里のバスターウル研究所の監理下にあつて、從來はニヤチヤン及西貢に二研究所を組織してゐたが、一九二六年に至り河内研究所が設置され、東京地方に於ける細菌學の研究が行はれることとなつた。而してこの三研究所を總轄して印度支那バスターウル研究所と稱す。經費は一、九二五年五月二九日の特別規定に依り年々補助金を總督府より支給されてゐる。本研究所は又スオイジヤオ家畜飼養場、ドラン(Dran)、ザリン(Djalin)、デオム及ランビアン各試験場を監理し、各々科學的研究に依り印度支那の發展に資してゐる。

印度支那バスターウル研究所の職務は、一、一般保健及公衆衛生に關して地方より質問者ありたる場合、人體及動物細菌學或は應用化學の見地より之に應答すること、二、人體及動物病理學、一般保健等に關する研究を行ひ、以て地方事業の進展を圖るにある。左に各研究所別にその組織及職務を略記する。

- 一、人體細菌學部
 - 病原菌分析室 一九三三年交趾支那及南部安南の醫局より依頼に依る分析数は三四、六二二件に及んでゐる。即ち
 - 桿狀赤痢—二九件、アミイバ赤痢—三二八件、瘧—一七八件、デフテリ
 - ア—八八件、チフス—六八件、濃毒—二、〇〇〇件以上、臍腸腺バスター
 - 一七件、疑似バスター—一件
 - バスター預防調査件數一、四八六件(中四はエルサン・バスター菌保菌鼠)、
 - 蚤一、〇六一件
- コブラ毒物採取及痛竝に痛病に對する處置の實驗的研究

恐水病室

診察數 一九三三年に於ける二、三一〇件、完全診察數—一、八九六件、死亡數—六

天然痘ワクチン室 交趾支那、南部安南及東埔葉に配布せるワクチン數は五、二一〇、四一〇帖

各種細菌ワクチン室 一九三三年の細菌製造數は四、二二八、五二六帖で内譯は左の如くである。

コレラ—三、六七六、七七五帖、チフス、バスター及淋病等—二九一、九一帖、其他—一六三、六四〇帖

乳酸菌培養室 都市醫師の要求に基き製造するもので、乳酸菌濃乳三五〇立を製す。

巴里バスターウル研究所製血清治療室

結核研究室 結核患者の調査及撲滅注射の施行に従事す。

診察患者數—九、三五七人、製作ワクチン—二一四、〇五〇帖

- マラリア研究室
- 二、動物細菌學部
 - 交趾支那に於ける各種動物疾病の病原菌に對する統一的研究を行ふ。
 - ミクロキニルケル—七二件、死體解剖—七三、家畜コレラワクチン—三、〇四七帖
- 三、化學部昆蟲研究室及傳染病研究室
- 醫藥研究室、生物化學研究室、飲料水検査室、衛生及不良食物試験所
- 四、教育部
 - 一九三三年に於て土木課醫官一名、歐土人看護員七名、歐人醫官補二名及安南人職員二名をマラリア研究室に於て各々一箇月間實習教育を施す。
 - 河内バスターウル研究所—
 - 一、人體細菌學部
 - 病原菌分析室 一九三三年實施せる醫學的分析は二四、二六二件に及び内譯は左の如くである。

其他の血清—九、八〇二帖

細菌分析室 七九二件外に南部安南獸醫部の爲に三二二件を處理す。

家畜恐水病ワクチン室

一、スオイジヤオ家畜飼養場—ニヤチヤン・バスターウル研究所に所屬し家畜病理學調査の爲の動物の飼育、ワクチン及血清の製作に必要な牛類を育成す。

二、キナ試験場—ドラン、ザリン、デオム(高度何れも一、〇〇〇米)及アチ、ランビアン(高度一、六〇〇米)の四箇所に設置され、前二者の一部分の成木よりは規那那の含有量六・三%の樹皮が採取され、又ザリンの二年成木より六・九%の含有量を有するものが得られた。又爪哇産規那那種子の試験栽培或は肥料調査並に各種野菜の栽培も行ひ地方農家の指導に當つてゐる。

三、礦物試験所

印度支那礦工務總監部に所屬す。礦物化學試験所及建築材料(金屬)實驗所に於てゐる。前者は各種礦物の分析試験を行ひ、後者は名の示す通り各種建築材料の抵抗試験を行つてゐる。

四、農事試驗場、獸疫中央調査所及試驗所

農事試驗場は一九二五年印度支那理化學研究所に代り先づ西貢に設置せられ、次いで一九三二年河内にも設置を見たものである。農、牧、林務總監部に所屬し、一般農業の技術的及經濟的調査研究、殊に特種事項として低地栽培及移植關係事項を調査してゐる。

技術的方面に於ては土壤及氣候の調査、有用植物の増殖増産及栽培物の衛生と土壤氣候との關係、栽培物の經濟的多産優良種の獲得改良、植物病理學、病菌豫防、病毒驅除法の調査研究等を眼目とし、經濟的方面に於ては各種農産物の生産・運輸・取引に關する研究並に右三要素に關する改良手段の調査等で、設立以來官私兩方面に著しい功績を擧げてゐる。

本試驗場は前述の如く南北二地に設置され、南部研究所は西貢に在り、交趾支那、東埔葉、及南部安南を管轄とし、改良會議を西貢に設置し、知事、農業會議所會頭、栽培組合長及指名栽培業者を以て組織し、實施綱領の決定

- チフス—二九件、瘧—二七九件、デフテリ—二二一件、結核—三五一件、桿狀赤痢—八四件、アミイバ赤痢—四九件、濃毒—一、五〇〇件
- 恐水病室 診察數—一、三二八件、完全診察—一、一〇二件、死亡—一〇件
- 天然痘ワクチン室 東京及廣州灣施設部、安南タンホア州よりカンゲイ州間の各州、安南—東京陸軍保健部及在支公館並に傳道所等に配布せるグリセリン苗液は五、九〇三、二七〇帖である。
- 結核研究室 内服藥—六六、九七〇帖、皮下注射ワクチン—一、一一五帖を管内に配布す。
- 乳酸菌培養室 一九三三年に於て九〇〇立を配給す。
- イストパトロチー研究室 四—二二件を處理す。
- 二、生物化學研究室
- 三、マラリア研究室、傳染病研究室、昆蟲學研究室
- 四、血清及注射部
 - 血清貯蔵所を有し北部印度支那に配給す。一九三三年に於て人體治療用に二六、〇〇〇帖、家畜類に對し二、三、〇〇〇帖を配給した。
- 五、教育部
 - 一九三三年軍醫五名、歐人開業醫一名、土木部所屬安南人醫長四名、施設病院勤務看護員若干名の實習教育を施す。
 - ニヤチヤン・バスターウル研究所—
 - ワクチン製造室 左の如く主として家畜用ワクチンの製造に従事す。
 - バスター・ワクチン—二〇立方種のワクチン帖—三九、〇九一帖を各國獸醫部に配給す。
 - 即ち東京—一八、〇一八帖、安南—二八、四七三帖、交趾支那—四七、五〇〇帖、東埔葉—四五、一〇〇帖、個人宛配給數—四六〇帖
 - バスター血清—同じく各國獸醫部に二九、七〇〇帖(二〇立方種)を配給す。
 - 東京—七、〇〇〇帖、安南—一、五〇〇帖、交趾支那—一六、〇〇〇帖、東埔葉—二〇〇帖、老種—五、〇〇〇帖
 - 其他のワクチン—六〇、四二二帖

及監督法等を決議してゐる。而して化學部、植物病理學部(昆蟲科及細菌科)、試験栽培部、植物園及木工部の四分科より成つてゐる。外にギアレイ試験所、主として交趾支那及柬埔寨の低地栽培調査研究に當るオンエン研究所及チアンボム林業試験所を附屬してゐる。北部研究所は東京及北部安南を管轄區とし、前者同様東京及安南理事官長、農業會議所會頭、栽培組合長及指名栽培業者を以て構成する改良會議を有してゐる。各分科は化學部、植物病理學部及試験栽培部である。尙一九三三年中タンホア州内に研究支所が設置され又ハドン及フホに養魚所がある。

尙主要試験所に付一言すれば、次の如くである。
チアンボム林業試験所 各種苗木養成所及植林場より成る。
ギアレイ農作物試験所(オート・ドンナイ及ホローベン) 護謨、カボック、珈琲、茶、果實、規那、カカオ、油桐及檳榔樹等の試験栽培をなしてゐる。

五、印度支那氣象臺、氣象觀測所、測候所及雨量測定所

東京キエンアン州キエンアンに所在するフリエン中央氣象臺の管轄下に印度支那各地に氣象觀測所(Station meteorologique) 測候所(Station climatologique) 及雨量測定所(Station pluviométrique)を置く。氣象觀測所及測候所は一九三〇年末より航空路の發展に伴ひ逐年その數を増し一九三四年現在に於ては合計九九に達す。以下各氣象關係機關の所在地を示す。(尙地理の部、氣象の項参照)

中央氣象臺—氣象觀測部、雨量測定部、農事氣象部、地震部より組織され居り、左の如き定期刊行物を發行してゐる。

- I. Les Annales.
- II. Le bulletin séismique.
- III. La bulletin quonidien.

中央氣象臺長は Dr. Brunet P. de V. 氣象觀測所—二種に分れ、第一級は印度支那全土に一五、第二種は二一(内廣州總に一、雲南府に一あり)、計三六箇所に設置されてゐる。

第一級觀測所

- 東京—Hanoi
- 安南—Hué, Nha-trang, Phang-thié, Qui-nhon, Tourane, Vinh
- 交趾支那—Saigon
- 柬埔寨—Battambang, Phnom-penh, Kratie
- 老撾—Laksao, Paksane, Pakse, Vientiane

第二級觀測所

- 東京—Lang-son, Lao-kay, Mooney, Nam-dinh
- 安南—Dang-hoi, Padawan, Quang-ngai, Thanh-hoa, Tructha
- 交趾支那—Cap. St. Jacques, Hatien, Pailo-Cordone
- 柬埔寨—Kampy, Pursat, Sisophon, Sout-rieng
- 老撾—Luang-phanang, Savanakhit

測候所—領内に六三箇所設置されてゐる。年々必要なる箇所に新設を見る一方近年は政府の財政難に基因し官立のもので廢止されたものが可なり數に上つてゐる。民間經營のものも相當多數あるが、主として栽培企業者等の設置するものである。但し之も若干減少の狀態にある。

國別に見れば東京一〇(民間一)、安南二五(民間一四)、交趾支那一四(民間六)、柬埔寨七、老撾七(民間一)、計六三である。

雨量測定所—全土に三九〇箇所設置されてゐる。各國別に見れば、東京八、安南一〇一、交趾支那八一、柬埔寨七六、老撾三八及雲南省六である。

六、海洋研究所

一九二二年九月一〇日附總督令を以て安南ニヤチャン附近のクアダに設置されたもので、左の如き調査に従事してゐる。尙試験船としてラヌッサン號が所屬されてゐる。

物理的の海洋學(水學、海面溫度)、魚類學、生物海洋學、技術調査等に分れ、主として漁撈の化學的の專門調査、近海漁場の開發、水産工業の調査及海底地圖等の作製に當つてゐる。一九三三年に於ける所長は Dr. Kempf de V. である。

衛生

總説—衛生施設—諸疾病—統計

一 總説

政府は領内衛生状態改善の爲、年々各種の施設を擴張し又は施設機關を整備する等可なりの努力を拂ひつゝあるにも拘らず、暑氣強く、面積大且つ未開の地多く、民度も概して低級なる爲今日尙流行病は相當に發生し一般に衛生状態は十分良好とは云ひ難い。併し當局の努力は漸次効果を現はし罹病者の數が逐年減少しつゝあることは事實で、殊に市街地に於ては可なり良好なる結果を來してゐる。印度支那の傳染病中最も恐るべき病はコレラであるが、此種傳染病の流行は大體に於て突發的に豫報を極めるもので、過去に於て一九〇七年のチフス、一九一〇年及一九二七年のコレラの大流行の如きであるが、一九二七年のコレラの大流行の如きは全土に蔓延し罹病者數三萬二千餘中、死亡者二萬五千八百餘に達し最近に於ける大記録を示した。其の他流行病としては天然痘、ペスト等が主なるものであるが、患者數は漸減の傾向を示してゐる。

衛生行政 本領に於ける醫務衛生の中央行政機關は印度支那衛生保健總監部で、一九一四年六月二七日附大統領令を以て設置、現行法規は一九三一年七月一五日附大統領令で規定されてゐる。その権限は印度支那保健醫務事業に對する一般的監理、衛生及公衆保健に關する諸問題の調査及實施上總督の補佐、醫藥に關する科學的施設、實驗室及醫藥教育機關(バスタール研究所を除く)に對する技術的監督、極東佛國領事館所在地の總督府補助金を受け、醫藥施設の直接監督等である。之に最高審議機關として總督又は總務長官を議長とし總督府會議常置委員會議員、醫藥學校長、瘧疾防部長、東京保健課長、河内バスタール研究所長、安南東京藥劑長、獸醫課長等を議員とする高等衛生會議が附屬してゐる。聯邦各國の保健醫務行政は各保健課長を以て主務を統轄せしめ、又同課長を議長とする地方衛生委員會に依て遂行されて

佛領印度支那…衛生

ある。更に主要都市には都市衛生常設委員會があり各々衛生行政に任じてゐる。而して醫務施行監督機關として總督直屬の醫務檢閲部があり、普通醫務機關、土人救護機關、衛生及防疫部、海陸衛生警察部、陸軍々醫部、印度支那バスタール研究所並に各私立療養機關を統轄してゐる。

療養機關は大體普通醫務機關と醫務救護機關との二に大別せられる。

普通醫務機關—河内ラヌッサン病院、海防病院、西貢グラール病院、順化病院及フォルバイヤル(廣洲灣)療養院等である。

醫務救護機關—主として土人患者を扱ひ、主要病院、各種研究所、地方病院、町村病舎、癩疾養老孤兒院、精神病院、その他療養院、海上檢疫所、避病院の如く施設救護を目的とする。

外に各種研究所には前記各バスタール研究所の外、印度支那瘧疾防部、各國所在衛生及不正飲食物試驗室、保健及細菌學實驗室等が屬してゐる。

其の他に特種療養機關として次の如きものがある。

鐵道特別醫務部—北部及南部兩鐵道區

在外醫院・水上衛生警察部・救護班

醫師及齒科技工師の營業許可規定—一九三三年四月二一日附法律を以て規定されたもので、印度支那には同年九月一一日附總督令を以て公布されてゐる。此の規定に従へば植民省に所屬する植民地及委任統治地に於て醫業に従事し得るものは一、佛國の醫師免狀所持者、二、佛國保護領に於ける佛國臣民又は保護籍民或は委任統治領に於ける同類の者にして佛國の醫師免狀所持者たることを要し、齒科技工師も右と同様の條件を以て免狀を有するものに限られてゐる。

尙一般開業醫に就ては適宜前記各項の説明に従屬せしめて記述す。

衛生費 總決算、地方決算、州豫算及町村豫算を以て經營して居り、その割當はラヌッサン病院は總豫算より、その他は大體各々その機關の所屬に依つてゐる。最も各種豫算は必しも實務機關の經營に充てらるゝのみならず、行政機關の費目も計上されてゐるものである。一九三三年の之等總額は七、九

八八、二四〇比率であつた。別に普通病院を含む各種病院入院患者の支拂及藥劑費上費等の収入がある。右収入は同年一、一三九、一八九比率であつた。

二 衛生施設

印度支那に於ける醫務員は、佛人の醫官、藥劑官、看護員、醫務補助員及助産婦に區別せらる。外に若干の佛土人開業醫が營業に従事してゐる。而して官立醫院機關に所屬する佛人醫官を所屬別に見れば、治療病院所屬醫官、兼任軍醫、囑託醫、醫學學校教授たる醫官、他の機關の兼任醫官等兼任及囑託醫が比較的多数加はつてゐる。尙近年政府の財政難に依り醫務員数は若干減少の傾向にある。民間醫務員の数は甚だ尠く、一九三三年に於ける醫師数は僅かに八三名、内歐人三三名に過ぎない。

病院及其他の醫療機關

年々整備擴充され順調に進歩を辿りつゝあり、一九三五年度には入院患者延人員は三〇六千人及外科手術は二九千八、全印度支那の診察件数は一二百萬件を數へてゐる。而して之等の醫療機關中大部分は救護部所屬諸機關に依り代表されるが、此の外普通醫療機關、水上衛生警察、科學研究機關(教育の部、科學調査研究機關の項参照)、鐵道特別醫務部、在外病院等に分類されてゐる。

以上の各機關に就て簡単に説明するが、先づ救護部に就ては一九三七年五月七日附總督令を以て示された安南の例を採りその大體の概念を示す。

即ち救護部所屬機關は技術及行政兩方面共に理事官長の監督下に安南地方保健課長の指揮を受けるもので、その編成は、(一)、中央病院—歐土人を問はず診療するが各級軍人兵士に對しては特定の醫療費を徴収する。(二)、州立病院—入院治療は原則として歐人に限るが、特に入院の必要あり又は他の高級病院に患者を送致せしめること不可能なる場合には土人患者も入院せしむ。(三)、各州首都病院—各州首都に設置し土人患者を扱ふ。歐人入院患者は保健課長の許可を以て高級病院に送致す。(四)、診療所、妊婦收容所—領内土民を對象とし必要に應じ理事官長の裁決を以て設置し、各州首都に設置さ

フアンチエ、ニヤチャン、ダラットの六があつた。

三、在外醫院所在地

支那—廣東、海口(海南島)、北海(廣東省)、蒙自(雲南省)、雲南府(同上)、暹羅(同上)、暹羅—盤谷

四、救護機關(主要病院及特殊機關を含む)所在地

東京—河内中央藥劑部、同保護領土人病院、海防植民地病院、同土人病院、南定土人病院、州及其他の病院—ニンビン、ウイエン、フツクエン、ハナト、ハドン、ハイジョン、フンエン、ソンタイ、バクニン、バクボアン、フト、チユエンカン、タイゲン、タイビン、ベタカン、キエンアン、ソンラ、ホアビン、カンエン、ランソン、エンバイ、ラオカイ、第一乃至第四各軍政管區、—此の外河内市には官吏の爲の第一及第二醫務部、齒科部、地方行政官廳の爲のX光線科、學校附醫務、齒科室、飲食料品分析監督室、市附屬施設所等があり、海防にも官吏の爲の醫務部及齒科部、學校附醫務室、移民係醫務室及市衛生室がある。

安南—順化中央病院、ツーラン藥劑補給部、州及其他の病院—タンホア、キノン、ウイエン、ダラト、ハチン、ドンホイ、カンチ、ツーラン、フエイフ、オー、カンガイ、ソンカウ、ニヤチャン、フアンラン、フアンチエ、コンナム、バンメチエオ、—此の外順化及ツーランに官吏の爲の醫務室がある。順化中央病院にはブルー衛生及細菌研究所(教育の部、科學調査研究機關の項参照)、アルペール、サロー、眼科研究所及びプリュー、機毒撲滅研究所が附屬されてゐる。

交趾支那—西貢グラー病院(交趾支那藥劑中央部)、堤岸土人病院、堤岸ドルーエ病院、シヨロン病院、州及其他の病院—聖ジャック岬、ベクリュー、パリア、ベンチエ、ビエンホア、カント、堤岸、シヨードク、ギアディン、ゴークン、ハチエン、ロンシエン、ミト、崑崙島(二箇所)、ラツシユギア、サデク、ソクチャン、タンアン、タイニン、ツードーモ、チャウイン、ウイロン—外に西貢には疾病預防研究所、育兒研究所、第一乃至第四部に分れ

佛領印度支那...衛生

れた病院に歸屬し該病院長の技術及行政上の監督を受ける。其種各種疾病の預防機關及隔離所、藥劑補給部等は州立病院に附屬する地方巡査部等がある。尙一般に入院患者よりは入院診療費を徴収してゐる。

水上衛生警察は印度支那沿海の各地に設置され、印度支那衛生保健總監の代理權に基き各國保健課長に依り監督されるものである。尙海防、廣州灣、ツーラン、西貢、ブノンベンの五地に水上衛生警察會議を設置す。

鐵道特別醫務機關は印度支那の南北鐵道區を更に數多の管區に分ち、各管區毎に設置されてゐる。

在外病院に就ては、一九三二年の状態を示すが、支那に七及暹羅に一、計八地に政治的社會的施設として設置され、印度支那衛生保健總監に直屬し經費は主として總督府より支拂さるゝ外、本國外務省よりも補助金を受けてゐる。本病院中設備の最も完備したものは廣東、ドゥメル病院であるが、院長は軍醫大佐で以下歐人醫官二名、支那人醫官四名、其他助産婦、藥局員及看護婦等多數を擁してゐた。因に本在外醫院は近年閉鎖されてゐる。

以下聯邦各國別に各種主要醫療機關の所在地に就て示すが、一九三二年印度支那行政年鑑に據つた爲、後掲各表と數其他に於て必ずしも一致しない。

一、水上衛生警察所在地

東京—カムフラ港、モンカイ、廣州灣

安南—ツーラン、タンホア、ウイエン、ハチン、ドンホイ、フエイフオ、カンガイ、キノン、ソンカウ、ニヤチャン、フアンラン、フアンチエ

交趾支那—西貢、ニヤバ、聖ジャック岬、ゴロン、ミト、ベンチエ、カント、ソクチャン、崑崙島、ラツシユギア

東埔寨—ブノンベン、カンボ、ヴィンロイ

二、鐵道特別醫務機關所在地

一九三六年中印度支那鐵道は全部完成し直通することゝなつたが、一九三二年に於て本機關は南北に區分され、北部鐵道管區内にはラジソン、フ・ラント、河内、南定、タンホア、ウイエン(二箇所設置す)、ドンホイ、カンチ、順化、ツーランの二が、南部鐵道管區内にはミト、西貢、ビエンホア、

た官吏療養所及齒科部、學校附齒科室、移民係醫務室並に土人看護員實習學校及ビエンホアに精神病舎がある。

東埔寨—ブノンベン病院、同中央藥劑部、州及其他の病院—ベツタンバン、シムレアア、カンボ、カンダール、コンボンチアン、クラチエ、コンボンチユナン、アヌルサ、コンボントン、アレイベン、ソアイリエン、ステニントラン、タケオ、コンボンヌア、—外にブノンベんに土人助産婦實習學校、眼科研究所、市衛生室、同醫務室、官吏の爲の醫務室等がある。

老嶺—ウイエンチヤン中央病院、中央藥劑部、州及其他の病院—ルアンブ、ラン、シエンクアアン、タケック、サヴァナケト、バクセ、第五軍政管區、ウアバン、オートメコン、サラバヌ、アトア

廣州灣—フオール、バイヤール療養院

三 諸疾病

概説に略述の如く各種の原因に依り罹病患者数は甚だ多い。特に之が原因として見逃がし得ないことは人口の過半数を占める安南人大衆の貧困、從つて惡食糧品の攝取に基因する身體の虛弱なることである。安南人の身體の一般に短軀瘦身なることは一目瞭然であるが、從つて年々流行する病氣の罹病率は醫療機關の十分ならざる發展且つ衛生思想の欠除した老嶺、東埔寨等の原始的民族に近い種族を多數に有し適確なる數的實證を爲し得ない地方を包括すると云ふ條件下に於て尙高い。一九三四年度印度支那經濟財政最高會議及總督府會議の報告に依る主要傳染病に就て見るに下記統計の示す如くであるが、都市に於ける一般衛生状態は政府の努力に依る主要地の上水道施設の整備或は不良飲食物品の取締等の實行に依り漸次改善されつゝある。地方状態は尙舊態依然と云ふべきであるが、各種救護機關の取扱數の減少状態の割合を見れば稍々改善されつゝあるかの如く感ぜられる。

傳染病 主要傳染病として左の如きものがある。

コレラ—本病は印度支那に於ける傳染病中毎年流行し、而も多くの犠牲者を出すものであるが、最近は暴威を振ふこと比較的少く、前掲一九二七年の大

流行以後漸次減少し、頗る良好な経過を辿りつゝある。最近數年間に於ける地方的状態を見るに最もその被害を蒙つてゐる地方は交趾支那及東埔寨で、東京は統計上は絶無となつてゐる。尙罹病者の殆んど全部が土人である。天然痘は近年に於ては一九一八年、一九二四年に可成りの流行を見た。即ち兩年共に罹病者六千餘人、死亡者は後者の方稍多く千六百餘人であつた。而してコレラ病の減退に依り現在ではその數及質に於て傳染病中最も多數の被害を與へてゐるものゝ一で、最近では一九二九年に大猖獗を極め罹病者數四、九五五人、中死亡者一、六九四人であつたが、其後種痘の普及に依り漸次減少の状態にあつたに拘り、一九三二年再び大流行を見た。即ち同年の罹病者數は四、四五四人に達してゐる。尙一九三二年の種痘實施數は約五二七萬件であつたが一九三五年には七七〇萬件以上に及んでゐる。

罹病状態を地方的に見れば、一般に交趾支那に於て最も猖獗を極め、安南が之に次いでゐるが、本病は東埔寨及老樺方面に於ても連年多數の患者を出してゐる。

ベトナム一連年減少の傾向にあつたが、近年最も猛威を振つたのは一九一八年で罹病者一、八五〇人、死亡者一、四八〇人、死亡率八割を示した。併し其後順調に減少しつゝある。年々罹病者數の最も多數を示すのは東埔寨で、其他に於ては安南が比較的多數を示してゐる。本病は一九三一年以後東京及老樺の二國に於ては一名の罹病者もなかつた。

マリアー下層階級の住民は今日に於ても罹病者數非常に多く且彼等の殆んど總ては脾臓肥大の症状を呈してゐる。政府當局は調査研究區分を南北の二に區分し、當局自體に於て調査處置の萬全を講ずると共に各々民間の農園、鐵山等、或は鐵道、陸軍各機關を總動員せしめ之が對策に腐心してゐる。又規那盟の増收を期する爲各地に規那樹の移植試驗を行はしめてゐるが併し年々大なる被害を蒙つてゐる状態にある。罹病者は安南及東京に於て最も多數と推察される。尙政府は規那預防の無償配給も行つてゐる。以上傳染病中主要なるものに就き簡単に述べたが、社會的疾患者とも稱すべき傳染病には癩病、トラホーム、結核、花柳病等がある。

癩病—印度支那中罹病者數の最も多數を占めるは交趾支那と云はれるが、統計に依れば東京最も多く、全土の患者總數は一萬人以上と概算されてゐる。但し約三千數百人が確認されてゐるに過せず、年々確認患者は各地の癩癬養所に收容さるゝ外政府の監視を置かるゝか又は他に隔離せられてゐる。

トラホーム—全國を通じて本病罹病者も可なり大きな指數を示してゐる。後掲の統計に於ては不明であるが、部分的乍ら數字の明瞭に示された一九二八年の状態を示せば河内に於て土人患者二九、六九五、順化二一、一四六人(同市小學校生徒の罹病率三五・八%)、ブロンペン四六、五九二人、提岸。西貢兩市計二七、〇二六人であつた。右調査は單に主要都市のみに限られてゐるが、全國的には驚くべき數に達するであらう事は右を以てしても明瞭である。

結核—歐洲に於けると同様印度支那に於ても最も考慮すべき疾患の一となつてゐるが、之が系統的調査は一九三三年に始めて行はれた。領内で最も罹病者の多數なのは交趾支那、次いで東京である。當局は最近之が對策に系統的、科學的處置を講じつゝあり、殊に交趾支那には更にクロータイム結核療養所を設置し、各地方も夫々萬全の策を樹てんとしつゝある。又政府は時々結核撲滅慈善切手等を發行し資金の獲得にも努力してゐる。一九三三年の結核注射を受けたものは四八、八八九人に上るが、その中交趾支那は五九%を占めてゐた。

花柳病—土人中に相當蔓延し憂ふべき状態にあり、一九三三年に於ける患者總數は不明であるが、救護機關の取扱患者數は一二、七八五人であつた。

普通疾病—もとより正確な數字は知り得べくもないが、一九三三年に於ける救護機關の取扱患者數に依つて見れば皮膚、細胞、淋巴腺關係疾患、腹部及消化器疾患、呼吸器及縦隔質疾患、泌尿生殖器疾患或は運動器疾患が主で、死亡率は呼吸器及縦隔質疾患の二〇・一%、腹部及消化器疾患の一四・四%、血液循環器疾患の一・三%等が最も高いものである。

四 統 計

聯邦各國別歐土人醫務員定員表 (一九三三年) 出所：印度支那統計年報

Table with columns for medical categories (e.g., 救護部定員, 醫師, 助産婦) and regions (安南, 東埔寨, 交趾支那, 老樺, 東京, 臺灣). Includes a sub-table for '其他派遣' (Other Dispatched) with categories like 醫師, 助産婦, etc.

聯邦各國別民間醫・齒科技工師及助産婦數表 (一九三三年) 出所：同前表

Table showing the number of private medical professionals (doctors, dentists, technicians, midwives) by region (安南, 東埔寨, 交趾支那, 老樺, 東京).

聯邦各國別醫療機關表 (一九三三年) 出所：印度支那經濟財政最高會議及總督府會議報告

Table listing various medical institutions (e.g., 小病院, 州立病院, 町立病院) and their counts across different regions.

佛領印度支那...衛生

一九三三	計	二九	六一	六六	六五
一九三二	計	二七	六一	六二	六六
一九三一	計	二八	六一	六二	六六
一九三〇	計	二〇	六一	六二	六六
一九二九	計	二〇	六一	六二	六六

(備考) 廣州府に州立病院に類するものあり。

聯邦各國別醫療救護機關患者取扱數表 單位千人 出所日前前表

國別	一九二九	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三
安南	八八、〇〇〇	五五、〇〇〇	五九、九一一	五九、三三三	四八、八七八
東支那	一三九、九四五	一三九、九四五	一三九、九四五	一三九、九四五	一三九、九四五
老支那	八八、〇〇〇	五五、〇〇〇	五九、九一一	五九、三三三	四八、八七八
東支那	一三九、九四五	一三九、九四五	一三九、九四五	一三九、九四五	一三九、九四五
在州醫院	六、一八七	六、一八七	六、一八七	六、一八七	六、一八七
計	三三三、七七一	三三三、七七一	三三三、七七一	三三三、七七一	三三三、七七一

一般診察患者數

國別	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三
安南	二二、四八八	二二、四八八	二二、四八八	二二、四八八
東支那	五九、〇〇〇	五九、〇〇〇	五九、〇〇〇	五九、〇〇〇
老支那	八八、〇〇〇	八八、〇〇〇	八八、〇〇〇	八八、〇〇〇
東支那	一三九、九四五	一三九、九四五	一三九、九四五	一三九、九四五
在州醫院	六、一八七	六、一八七	六、一八七	六、一八七
計	三三三、七七一	三三三、七七一	三三三、七七一	三三三、七七一

聯邦各國別妊娠取扱數表

國別	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三
安南	七、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇
東支那	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
老支那	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
東支那	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
在州醫院	六、一八七	六、一八七	六、一八七	六、一八七
計	三三三、七七一	三三三、七七一	三三三、七七一	三三三、七七一

各種傳染病人種別罹病者數表

病種	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三
腸チフス	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
天痘	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
コレラ	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
赤痢	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
霍乱	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
流行性感冒	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
天行性感冒	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
赤痢	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
マラリア	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
貧血及瘰癧病	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇

病種別救護機關取扱傳染病及寄生蟲病人院患者及死亡者數表

病種別	入院	死亡	入院	死亡	入院	死亡	入院	死亡	死亡率(%)
腸チフス	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
天痘	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
コレラ	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
赤痢	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
流行性感冒	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
天行性感冒	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
赤痢	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
マラリア	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
貧血及瘰癧病	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇

佛領印度支那...衛生

國別	月別												計
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	
安南	9	1	8	9	4	7	4	1	1	1	4	4	101
柬埔寨	3	1	8	9	4	7	4	1	1	1	4	4	101
暹羅	3	1	8	9	4	7	4	1	1	1	4	4	101
緬甸	3	1	8	9	4	7	4	1	1	1	4	4	101
東支那	3	1	8	9	4	7	4	1	1	1	4	4	101
老撾	3	1	8	9	4	7	4	1	1	1	4	4	101
東支那	3	1	8	9	4	7	4	1	1	1	4	4	101
安南	3	1	8	9	4	7	4	1	1	1	4	4	101
暹羅	3	1	8	9	4	7	4	1	1	1	4	4	101
緬甸	3	1	8	9	4	7	4	1	1	1	4	4	101
計	33	11	32	35	17	25	16	4	4	4	16	16	101

佛領印度支那...衛生

二五五

聯邦各國月別コレラ病發生數表

出所自同前表

聯邦各國月別天然痘病發生數表

出所自印度支那經濟財政最高會議及總督府會議報告

病種別	入院		死亡		計
	男	女	男	女	
鼻腔・口腔・咽喉・喉疾	1930	1931	1930	1931	1930
呼吸器及消化器疾患	1930	1931	1930	1931	1930
血液循環器疾患	1930	1931	1930	1931	1930
泌尿生殖器疾患	1930	1931	1930	1931	1930
神經組織疾患	1930	1931	1930	1931	1930
運動器疾患	1930	1931	1930	1931	1930
皮膚・毛髮・細胞組織疾患	1930	1931	1930	1931	1930
淋病	1930	1931	1930	1931	1930
其他	1930	1931	1930	1931	1930
產科及婦人科	1930	1931	1930	1931	1930
外科	1930	1931	1930	1931	1930
其他	1930	1931	1930	1931	1930
計	1930	1931	1930	1931	1930

病種別救護機關取扱普通病入院患者數及死亡者數表

出所自同前表

病種別	入院		死亡		計
	男	女	男	女	
破傷風	1930	1931	1930	1931	1930
恐水病	1930	1931	1930	1931	1930
癩病	1930	1931	1930	1931	1930
肺病	1930	1931	1930	1931	1930
淋菌性尿道炎	1930	1931	1930	1931	1930
軟性下疳	1930	1931	1930	1931	1930
其他	1930	1931	1930	1931	1930
計	1930	1931	1930	1931	1930

佛領印度支那...衛生

二五四

佛領印度支那……衛生

診療延日数	一九三二	一九三三
計	二二、八四五	二二、一四五

體性別精神病舎(ビエンホア)收容患者数表

出所日同前表

一九三二年一月一日現在患者数	男	五八	女	三二	計	九〇
	全	九二	五五	三七	五九	一四六

各種豫算項目別衛生費表

一九三〇

一九三二

一九三三

豫算種別	一九三〇			一九三二			一九三三		
	人件費	物件費	醫藥費	人件費	物件費	醫藥費	人件費	物件費	醫藥費
總計	五三三	一、七三〇	五三三	五三三	一、七三〇	五三三	五三三	一、七三〇	五三三
地方豫算	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一
州計	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一
市町村計	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一

尙左に印度支那軍及海軍部の衛生統計を示す。

印度支那軍將兵入院患者及死亡数表 (一九三五年)

出所日同前表

將兵定員	安南、東京師團	五、〇〇〇	安南、東京師團	五、〇〇〇
	計	五、〇〇〇	計	五、〇〇〇
入院患者	二、六〇〇	二、六〇〇	二、六〇〇	二、六〇〇
死亡数	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

印度支那海軍部將兵入院患者及死亡数表

出所日同前表

將兵定員	安南、東京師團	五、〇〇〇	安南、東京師團	五、〇〇〇
	計	五、〇〇〇	計	五、〇〇〇
入院患者	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
死亡数	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇

政治

總説—中央行政—聯邦各國中央行政—地方行政—司法

一 總 説
 概要 今日印度支那各國は佛領植民地として一括總稱されてゐるが、法的政治的に仔細に之を見る時は、佛本國の純粹なる海外領土たる交趾支那植民地と、佛國の主權に屬するが條約の結果同國の保護下に歸屬してゐる東京、安南、柬埔寨及老撾の四保護國より成つてゐる。但し老撾は近年純植民地化し僅かにルアンプラバンの舊領が保護領として残つてゐる状態にある。従て本領を總稱する場合一般的には印度支那聯邦と稱することが適當である。

印度支那の總督政治は一八八七年一月七日附大統領令(一八八九年五月九日改正)を以て初めて確立されたもので、本國行政權の代行者として總督が全土を統治し、交趾支那植民地には知事、東京、安南、柬埔寨及老撾各保護領には理事官長を置く。又聯邦各國は各々小行政区劃即ち州或は軍政管區に分たれ交趾支那各州には行政官を、老撾を除く各保護領各州には理事官を、老撾には總督府委員を置き夫々統治に當つてゐる。

印度支那行政區劃一覽

出所レオン・モワシイ著印度支那統治原理

- 交趾支那植民地
- 二州—バクリユー、バリア、ベンチエ、ビエンホア、カント、聖ジャック、シヨードク、堤岸、ギアディン、ゴロン、ハチエン、ロンシエン、ミト、ラツシユギア、サデク、ソクチャン、タンアン、ダイニン、ツードーモ、チャヴィン、ヴィンロン
- 二市—西貢、堤岸
- 一島—崑崙島
- 東京保護領

法規及植民地の一般開發問題に關する植民地大臣の諮問機關で、議長は植民地大臣に當り、議員は植民地大臣、植民地總督、植民省部長の前歴者並に陸海軍各省の代表者を以て組織す。

二、植民地經濟會議—植民地の産業開發及本國農工商業の植民地發展策に關する植民地大臣の諮問機關で、食糧、脂肪原料、機業、鑛業及石炭、山林及植物、海運、旅行、遊覽の七分科に分たる。議員は資格議員たる植民地選出上・下院議員、植民地選出代表議員、植民地總督局長、各總督府經濟事務局長及各省代表者及本國及植民地の連帶的經濟財政、商・工・農海運事情の通曉者を以て組織す。

三、植民地法制審議會—植民地の行政、財政に關する制度及法制的上の諸問題に對する植民地大臣の諮問機關で、議員は本國又は植民地在住の法律及行政に通曉せる學者より選出されたる者、司法及大藏兩大臣、參事院副議長、會計検査員の指命したる官吏若しくは司法官吏、上・下院議員及植民地代表者を以て組織す。

- 植民地國防諮問委員會 土木企業示談法及契約法委員會
- 植民地工務委員會 植民地地理委員會
- 植民地布教委員會 植民地煙草委員會
- 植民地文庫記録高等委員會 海外獸醫學研究諮問委員會
- 植民地土地租借及官有地委員會 棉花稅割當委員會
- 植民地銀行監督委員會 本國化學及教育調査並植民地豫算支
- 植民地教育高等諮問委員會 本國補助金割當委員會
- 植民地海軍常置委員會 植民地宣傳機關調査及植民地豫算支
- 植民地鐵道會計審査委員會 辨補助金割當委員會

4 植民地代表機關

佛本國に於ける植民地の代表機關は上院及下院に於ける植民地選出議員と、植民地高等會議に於ける植民地議員とであるが、印度支那は交趾支那よ

り代議士一名を選出して下院に送つてゐる外、植民地高等會議に安南、東京、東埔泰より各一名の議員を出してゐる。

二 中央行政

1 總督

佛領印度支那の總督官制は一八八七年一月一七日に初めて規定され、其の後一九一一年一月二〇日附大統領令を以て改正今日に至つてゐる。而して初代總督コンスタンヌ總督より現在總督ブレイエ氏に至る迄前後一九回の更迭が行はれた。總督任命の手續法は内閣會議の決議を経て、大統領令を以てする規定である。以下印度支那總督の統治上に於ける權限、責任、特權及代理權に付記述す。

權限 印度支那總督の統治上に於ける權限は廣汎且つ多岐に亘るが、之を要約すれば左記の二系統に區分することが出来る。

一、印度支那に於ける本國政府の適法なる唯一の受權者たること

二、本國政府に對する印度支那全般の利益代表者たること

前記第一項に依る總督は、地方分權の一機關であつてその行使する權限は植民地に對する植民地大臣の權能を代行するものである。従て總督は印度支那最高長官として、自己單獨の責任を以て管内全般の政治、社會、財政及經濟的發展の政策遂行に任ずるものである。之に依り總督は聯邦各國の行政長官を直屬せしめ、本國政府の委任事項、法律、大統領令に依る特別委任事項に就て諸法令の制定權を與へられてゐるものである。

第二項に依る總督は、印度支那聯邦各國の一般計畫に基く指導機關であるが、その權限は行政及財政上に自治權を有する聯邦各國行政長官の自由を拘束することは出来ない。従て總督は印度支那の一般的利益がその直接參加を必要とする場合の外、聯邦各國の行政に參與しないこととなつてゐる。

以上は總督の權限に關する總括的説明であるが、以下項を分ち説明す。

立法—佛領印度支那總督は印度支那に於ける佛蘭西共和國々權の受任者なりとは、一九一一年一月二〇日附大統領令の明文に規定する所て、憲法上本國議會の權能に關する立法以外、植民地統治に必要な諸法令の制定權が總

督の手中にあることは法文の解釋上當然の事て、唯問題として殘る所は總督がその與へられたる權限の範圍内に於て制定發布する法規は、豫め所屬長官たる植民地大臣の承認を必要とするか否かである。而して本件に關する樞密院の解釋は承認を必要と決定してゐる。その理由とする所は植民地總督は、その統治する植民地の全領域に亘つて元首の權能を代行するもので、本國を距ること遠き地理的關係に徴し且つ施政の應急敏捷を期する必要上、地方分權機能の法意を廣義に解釋するを至當となすといふにある。

總督は又法律及大統領令を公布する權限を有するが、この權限は當該法律及大統領令がそれを植民地に適用する旨の記載ある場合に限るもので、然らざる場合に於て總督が當該法律又は大統領令を植民地に施行するを可なりと認めたる時は、本國政府に對して豫め植民地に適用する旨を宣示する特別の大統領令發布を申請することが必要である。この反對の場合、即ち植民地に適用すべき明文の記載ある法律又は大統領令と雖之を植民地に施行して不都合ありと認むる場合は、施行期日の明記なき限り總督は之が公布に先だつて植民地大臣に意見を具申することが出来る。

行政—總督は植民地に於て行政各部及印度支那豫算支辨に依る各部署(財政部局即ち税關、郵便、電信局、登錄局等を除く)の最高長官であつて、大統領の一般的、特定の及恒久的代理權に基き行政各部の編成及權限を裁定す。總督の代行權に關しては一九一一年一月二〇日附大統領令を以て印度支那行政各部の編制に關する權限が委任せられ、越えて一九二〇年九月一日附大統領令に依つて地方官に對する官規及單獨總督令の制定權が認められてゐる。總督の有する行政權の内容は便宜上次に箇條書として列記する。

- 一、行政各部局に對し直接又は地方長官を介して間接に監督權を行使す
- 一、法律又は大統領令を以て任免權を本國政府に保留し又は法令に依り特に身分の保證ある場合を除き植民地勤務の官公吏を任免す。但し前項該當の官吏に對しては緊急を要する場合は停職を命ずることを得
- 一、職務の必要を參照し、聯邦各國を通じて、軍部以外の各部署に所要の人員(司法官、裁判書記を除く)を配屬す

一、聯邦各部署官吏の俸給及手當に關する總則を規定す

一、財政部長を介し植民地に於ける土地所有權關係の法律行為に關與す

一、向一千陌以上の土地拂下及嶺山拂下の申請を處理す

一、鐵道敷設計畫を裁定し、國道及縣道を類別す。但し法律又は大統領令の許可を必要とす

一、領内各州間及聯邦二國間に於ける土地の移管を裁定す。但し聯邦二國間の土地移管は豫め植民地大臣の認可を要す

一、交趾支那植民地會議、土人諮問會、町村會、西貢港務會議の解散又は停會を命じ、商業會議所、農業會議所、商農聯合會議所を設置する權限を有す

一、外國に於て發行する新聞紙及其他の定期刊行物及印度支那に於て發行する佛蘭西語以外の刊行物に對する配布禁止及出版物發行許可の權限を有す

一、植民地に於ける公共衛生に關する基準法の制定及公共團體の土地收用許可に關する權限を有す

一、管内全般に對する公安を保持する爲高等警察權を行使す

財政—總督は植民地豫算歳出(軍事費及植民地檢閱費を除く)、本費目は植民地軍經理部長の管掌)に對する副仕拂命令官であつて、同時に本國豫算中豫算案を編成することを眼目とす。而して以上の豫算案が年度の初め迄に大統領令に依る正規の承認を得られず且緊急を要する場合に限り、承認を得るに至る迄の暫定手續として、總督は當該年度中に必要とする修正豫算を編成して之が假施行を爲すことを得る。この場合總督は修正豫算に對する主たる主任仕拂命令官であるが、この權限は總督の指命する官吏に委任し得る規定である。

以上の外、財政上總督の權限を列記すれば次の如くである。

一、聯邦各國豫算(地方豫算)の實施及年度内に於ける豫算の修正につき、

交趾支那に對しては認定權を、安南・東京・東埔寨及老樞に對しては決定權を有す

一、農業會議所の通常及特別豫算並に極東佛蘭西學院豫算を査定實施せしむ

一、佛國政府の保證を必要とする場合(この場合は法律に依る認可を要す)を除き、印度支那の契約に關する總ての借款を決定す。これは一切の財政關係事項に對し、全印度支那の適法なる唯一の代表者たる資格に基くものである

一、借款に關する市會の決議を承認實施せしむ。但し未償還借款あるときは、その金額を加算し總額五〇萬法を限度とす。右金額超過の際は參事院令に依る認可を要す

一、總豫算及聯邦各國豫算の豫備金に對する通常責任支出を許可す

一、印度支那銀行に對し正貨準備に對する紙幣發行の制限率を規定す

一、總豫算、附屬豫算及地方豫算關係の工事請負及物品購買契約に對し、印度支那全般に適用すべき約款及一般條件を規定す

總督は關稅を除き印度支那に適用すべき間接稅を設定する唯一の權限者である。但し稅の割當方法及徵收法は大統領令に依る承認を必要とする。この外稅制に關する總督の權限次の如し

一、地方長官又は保護領王室徵稅官の發する間接稅以外の各種の租稅及賦課金の設定に關する令達を徵稅以前に檢證す

一、廣州灣租借地に於ける同上の稅法を定む

一、各種の稅、小作料、專賣稅其他一切の賦課金の設定、廢止又は修正に關する市町村會議の決議並に毎年總督の定むる制限率を超過する特別市町村稅を最大限十二箇年間設定せんとする同上の決議を查閱實施せしむ

司法—普通法の裁判關係に於ける總督の權限は、本國に於ける司法大臣の權限と略同様にして綱領は次の通りである。
一、裁判の自由且つ敏速なる割當に關する監督權

一、各階級の司法官に對する懲戒權

一、官公廳職員の服務規程違反に對する處罰權

一、刑事裁判所の編制權

一、犯罪關係諸令則の實施保證權

一、民事關係の判決及決定の實施上必要な權力の附與

一、佛蘭西裁判所に對する土人關係の民事訴訟手續の決定權

一、裁判所及檢事局書記、裁判所通譯に關する法規の制定權及び任命權並に司法關係官吏の任命及懲戒權

一、公證人、執達吏、鑑定評價人、役場の指定設置及取締權

原則として總督は裁判組織の變更權を有せず、又總督府關係の事件に非ざれば官公廳に追訴を命じ又は官公廳の追訴に反對する權限を有しない。

以上は専ら普通法の裁判關係に對する總督の權限であるが、特別裁判權又は國事犯に對する總督の權限は範圍頗る廣汎である。即ち平時にあつては總督は軍事裁判所の長官で、この資格に依り總督は陸軍大佐以下の軍人に對し、常設軍法會議の管轄事件に關し搜查命令及裁判に附すべき命令を發するものである(以上一九〇三年一月三日附大統領令)。總督は又行政裁判所評定官の任命權を有する以外、一八九六年九月一日及一九〇四年一月一日附大統領令に規定する左記の特權を有す。

東京に於ける總督の特權—土人又は裁判管轄土人に準ずべき者の犯罪又は違反行為に於て、保護領の保安又は佛國の植民上の發展に關係ある事件に對しては、總督は普通裁判所の管轄權を免じ、之を刑事審問委員會と稱する特別裁判所に委附することを得。刑事審問委員會の編成は毎年總督の定むる所により行政部一等事務官を議長とし、犯罪惹起地の州長官、裁判管轄地の檢事(又は檢事長の申請に依り總督の任命する判事)及印度支那軍司令官の申請に依り總督の任命する陸軍將校を委員とす。刑事審問委員會の決定に對しては總督にのみ上訴することを得る規定である。

安南及東京に共通する總督の特權—佛國に對する暴動及普通刑法の適用を受けざる重大なる政治的騷擾又は公安を害すべき運動の場合に於ては、當該

地方の理事官の申請及管轄裁判區の檢事長の意見を徴し、左記の司法處分を執行することが出来る。

土人裁判所の裁判管轄に關する土人又は一八七一年八月二三日附大統領令に依り土人に準ずべき外國人たる亞細亞人に對し、財産刑を併科し又は併科せずして十年以下の禁錮に處すること、若しくは事件に關係ある町村又は組合に對し該事件の鎮定及事後の保安に要したる經費の負擔を命ずることを得(一九〇四年一月一日附大統領令)。

土人裁判に關する總督の權限は、印度支那各國に於ける裁判組織に依て一様でない。東京に於ては理事官の申請に依り二審裁判所の補助判事を、安南に於ては同政府の推薦に依り三審裁判所(河内控訴院第二部)の土人評議員を補任又は任命す。總督は又二審裁判所の管轄區域を規定する外、裁判所書記の服務規程に關する總則を規定し、且つ裁判關係の令規を定むる王令の實施に任ず。

東埔寨に於ては王令の實施に任ずる以外、東埔寨政府に對する保護國法律顧問の任務に當るべき司法部の裁判官を任命す。

老樞に於てはウイモンチアン高等法院長たるべき控訴院判事を任命す。

外交—外交上、印度支那總督は極東諸國に對する佛國政府の代表者である。この資格に依り總督は極東諸國駐在の佛國外交官又は領事官憲と直接交渉する權限を有するも、政府の許可を得るに非ざれば外交的商議に干與することを得ない原則である。この原則に反して、したる商議は、夫々政府の事後承認を得るか又は議會の協賛を経るに非ざれば實施不可能である。

保護國々王に對する總督の權限は、條約に依り國王の保留する直接稅及地方豫算に繰入るべき諸稅の設定權に基き發する王令の承認及實施に關する令達に署名することである。

以上は安南及東埔寨王國に適用すべき權限であつて、老樞王國に對しては一九一七年四月二四日條約第三條の規定に依り現行稅法は既に確定的のものであつて、總督は王令の承認又は署名の必要を認めぬのである。

軍事—軍事上總督は印度支那内外國防の責任者である。從て總督は印度支

那に駐在する陸海軍を區署し、他の攻勢を擊退する緊急の場合を除くの外、何人も總督の同意を得るに非ざれば如何なる軍事行動若しくは進行中の軍事行動に對し變更し得ざる規定である。但し軍事行動の指揮及實施は軍事官憲の權限に屬し、總督は總ての場合を通じて直接軍隊を指揮することを得ない。同上の外總督の軍事上に於ける權限としては、軍事地帶の設定、組織又は廢止に關する權限及植民地の全部又は一部に戒嚴令を布告し又は撤廢し得る權限である。

責任—印度支那總督は、その權限の行使及決定の效果に付植民大臣に依つて代表せらるる、本國政府に對して全責任を負擔し、總督の施政に對する對本國議會の責任は監督長官たる植民大臣に歸屬するものである。併し一九一一年一月二〇日附大統領令に依り植民省對印度支那總督府の關係たる地方分權の意義を擴充して、より以來、植民省は漸次地方法規制定に干與することを差控へ、多くの場合その全權を總督府に委附することとなつた。越えて一九二〇年九月一日附大統領令は明文を以て從來豫め植民省の認可を必要とした地方官吏の官制及是に對する俸給諸手當の決定に關する總督令は、爾今植民省の認可を必要とせざる旨を規定しこの關係を明らかにしむるに至つた。

尙總督の發する各般の總督令に不服あるとき適法なる裁判機關に訴へざる場合と雖、植民大臣は場合に依り該總督令を取消し又は實施を中止することに依り總督令萬能の弊害を抑制する規定になつてゐる。

要するに總督の全責任は、その與へられたる權限の範圍内に於て署名して發布する諸令達は何人の眞署をも必要とせざることと歸着するのである。この點は憲法上無責任の地位にある大統領の發する大統領令が、元首としての署名以外所管大臣の副署を常に必要とすること、その趣を異にしてゐる要點である。

特權—總督は本國政府に對し直接交信權を有する印度支那唯一の官憲である。但し植民大臣以外の各省大臣と交信する場合は植民大臣を経由すること必要とする。右の外總督の特權と認むべきものは左の通りである。

一、行政關係事項、法律、大統領令及違警罪と同一程度の處刑を制定せる

法規の實施に關する諸令達の決議

一、印度支那高等警察權に付本國政府の權限を代行す。法規の定むる所に依り外國人たる歐洲人及亞細亞人の國外追放を宣示す

有する。更に特別の場合として總督の常任代理權者として土地管理、一般豫算及附屬豫算の仕拂命令を主督する財務局長に對してその監督權を及ぼす。

一、犯罪人假出獄の許可權、土人裁判所の判決に係る犯罪人に對する刑の減免權(佛國裁判所の判決に依る犯罪人を除く)

即ち總督長官の主務は總督をして一般行政管理以外の主要任務たる統督指導の大使命に當り専心せしむる爲、印度支那各般の行政管理に關して總督の任務を代理するにあるのである。

一、總督は在官中植民地各裁判所に於て刑事又は民事事件に付起訴又は追訴せらるゝことなく、又總督に對する總ての訴訟行爲は本國法に基き本國裁判所に提起することを要し、現に職務執行中の總督に對しては植民地に於て裁判の決定又は判決を施行することを得ない規定である

印度支那總督の高等諮問機關に總督府會議及同常置委員會、印度支那經濟財政最高會議、印度支那國防會議、印度支那防務調査會の五がある。

代理權 大統領令を以て特に總督代理を任命する場合を除き總督府總務長官之を行使す。總督代理の任務權限は大體左の如くである。

總督府會議(Conseil de Gouvernement de l'Indochine) 本會議は印度支那に於ける高官要路の殆ど總ての人々を網羅する最主要會議で、議長及議員は左の通りである。

一、總督賜暇不在の場合、原則として前項に準ずるも總督は自己の方針を明示したる文書訓令を交附す。この場合總督代理はその主旨を遵奉するの義務がある。

編成(總督議長)、印度支那駐屯軍司令官、總督府總務長官(總督不在又は事故あるとき議長の職務を執る)、交趾支那知事、安南・東京・東埔萊・老羅各理事官長、交趾支那選出代議士、工務局長、財務部長、財政局長、土木檢閱總監、衛生保健檢閱總監、教育局長、稅關稅務局長、印度支那出納部長、鐵工務檢閱總監、農牧林務檢閱總監、通信局長、警務公安局長、印度支那海軍司令官、東京・安南・東埔萊植民地會議選出代表者、西貢・河内及海防商會會議所會頭、交趾支那及東京農商會議所會頭、安南及東埔萊商農聯合會議所會頭、交趾支那及各保護國土人名士(交趾支那植民地長官及各保護國理事官長の推薦に依り毎年各地區より一名宛總督之を指命す)、總督秘書課長(幹事の職務を執る)。

一、總督が本國歸還を命ぜられたる場合、總督は前項の訓令を交附する外不在中保留すべき案件を指示するを要し、此の場合責任は總督自身にあり、總督代理は單に當面の政務を處理することに限られ、絕對に必要且つ緊急なる時以外總督の保留する案件に對し自己の意志を以て處理することを避くべきこととなつてゐる。

以上は總督府會議正規の議員であるが、議員に不在又は事故ある場合は補缺員を以て補充する規定である。此外植民地檢閱總監、布教師長、財務監督局長は議長と同列にて會議に出席する權利がある。又鎮山局長、民政及軍政部の各課長は各所管事項につき投票權を以て會議に出席し得る規定である。

二、總務長官 任命は總督の申請に依り大統領令を以てし、總督直屬の補佐官として行政、財政、經濟事項及特に總督に保留せられざる一切の政務を處理すべく、總督の特別代理權又は常任代理權を附與されてゐる。從て總務長官は總督府直系の總ての部局に對する直屬長官で、原則として是等各部局の立案に係る一切の政務は先づその決裁を經る必要がある。又直接責任者としての資格以外に總督の管轄に屬する他の全部又は一部に亘つて各部局長官たる資格を

三、鐵道敷設計畫を決定する場合 之に反し常置委員會の意見は一般規定として、總豫算關係の事業に對する公益認定其他二三に就て總督府會議の意見に代ることを得。現行大統領令に依りて豫め總督府會議の諮問を必要とする他の總ての事項に對しては、總督府會議の意見は常置委員會の意見を以て代用することが出来る。特に總豫算及附屬豫算の實施に當つて、大統領令に依る認可が年度の初めに得られざる場合に於て之が假施行を爲すとき、又は前記の豫算に對して總督令に依り年度中に修正を加へたる場合、大統領令に依る認可を得るまで修正豫算の假施行を爲すとき若しくは各種豫算の出納計算を決定し、之を承認するに當り總督府會議が一〇月中(一〇月中に會計檢査が行はれる)に開會せられざるときは、常置委員會の意見は總督府會議の意見に代ることを得る規定である。

一、總督府會議常置委員會(Commission permanente du Conseil de Gouvernement) 編成及處務規定(總督府會議常置委員會は委員長を總督(總督不在又は事故あるときは總務長官議長の職務を執る)とし議長の招集に依り出席したる總督府會議々員全部を以て編成す。

本會議の權限は從來印度支那總督府會議及同常置委員會の權限内に包含されてゐたが、時代の進運と當面の要求とにより一九二八年一月四日附大統領令を以て設置され、越えて一九二九年一月三日附總督令を以て施行細則を規定し實施されるに至つた。

常置委員會に提出する書類はその内容を摘記せる報告書と共に開會前尠くとも二日の期限を以て書記課に進達するを必要とし、委員會は多くの場合正式に開會せず、委員間の持廻會議(書類を委員に同覽してその意見を求むる方法)に依るのが普通である。

編成(議員は佛人二八名、土人二三名を以て組織さる。

權限(常置委員會の意見は左記の場合に於て總督府會議の意見に代ることを得ない。

即ち佛人議員は交趾支那一交趾支那植民地會議員三名、商業會議所議員二名、農業會議所議員二名、東京一東京經濟財政會議議員三名、河内商業會議所議員一名、海防同一名、農業會議所議員一名、安南一安南經濟財政會議議員二名、中部安南商業聯合會議所議員一名、北部安南同一名、東埔萊一東埔萊經濟財政會議議員二名、商農聯合會議所議員一名、老羅一老羅經濟財政會議議員一名、商農混合會議所議員一名、他に聯邦代表議員として官吏以外の佛人より六名を總督指名す。土人議員は交趾支那一交趾支那植民地會議員三名、商業

一、毎年末に於て一般豫算並にその附屬豫算の假決定を爲す場合及地方豫算を實施する場合、又は植民地會計の爲借款の契約を爲す場合若しくは間接稅及直接稅設定の承認を爲す場合

二、商業會議所、商農聯合會議所の設置又は一九二二年五月二十七日及同年一〇月二〇日附大統領令に定むる特殊の許可を與ふる場合

佛領印度支那……政治

二六七

會議所議員一名、農業會議所議員一名、東京—土人代表會議員三名、東京商業會議所議員一名、農業會議所議員一名、安南—土人代表會議員二名、安南商業聯合會議所土人議員一名、東埔寨—土人諮問會議員二名、商農聯合會議所議員一名、老撾—諮問會議員一名、商農聯合會議所議員一名、他に聯邦代表議員即ち現職官吏以外の土人より五名を總督指名す。

以上の議員中總督指名議員を除き他は各々その所屬團體より無記名投票に依り選舉され、任期は一年とし再選を妨げず、外に定員と同数の補缺議員を設くる規定となつてゐる。

權限—必須諮問事項、一、一般豫算(經常及臨時)及附屬豫算案、公債基金豫算案、二、同上各豫算に計上せらるる土木事業計畫、三、前年度決算、四、道路の類別及變更、五、總額八千比弗を超過する官公有財産の收得讓渡及交換、六、一般豫算及公債支辨の各種事業の會社又は個人に對する特許、七、豫備金支出若しくは豫算總額の増加を要する歳出款項の修正、決議事項、總督の提案せる一、課稅方法、間接稅及同類稅の課稅基礎、稅率及徵收規定、(關稅を除く)、二、公債發行及金銀保證契約の決裁等である。

此の他前掲事項以外の經濟財政問題に關し意見又は希望を表明することが出来る。尙常置委員會を置き之を二分科に分ち各分科委員は十名(佛人六名土人四名)よりなる。その權限は最高會議に附議したる問題に對して意見を開陳し、一般豫算、附屬豫算の編成及公債發行に關する事項を除く最高會議の意見を代表することを得、又一般豫算及附屬豫算の割當修正に關し特に諮問を受く。

處務規定—毎年一回總督は定期に定例會議を原則として河内又は西貢何れかに招集するが、出席議員過半数に達せざれば開會することを得ず、又議事を公開しない。議長は總督の指名する佛人議員の最年長者を以て之に當て、他に職員として議長補佐役一名、副議長二名(佛人土人各一名)書記官二名(佛人土人各一名)を置く。

國防會議及防務調 會 (Conseil de Défense de l'Indochine) 及 (Commissio n d'Etudes de la Défense de l'Indochine) (詳細は「國防の部」參照)。

勞働檢閲課 (Inspection générale du Travail) — 勞力、勞働、貯金關係法規、勞働問題及監督。
航空課 (Bureau de Navigation aérienne)

總督府所屬官衙 印度支那財務監督局 (Direction du Contrôle financier de l'Indochine) — 印度支那に於ける總督の行政機關から獨立してゐる。これは財務監督局の主務が行政官廳に依り植民地に於て支辨せらるる各種豫算の實施監督にあるからである。但し財務監督局の豫算の實施監督權は交趾支那地方豫算、ブノンペン、ツラン、堤岸及一九一一年一月二〇日附大統領令に依り總督の指定する各都市の豫算、並に土人の特別豫算に屬する安南政府豫算、交趾支那、東埔寨及東京の各町村組合豫算等には及ばざる規定である。財務監督局は又總督若しくは植民地軍經理部長に對し、毎年植民大臣より委任する植民省豫算の民政費及軍事費の管理、並に各商業會議所特別豫算に對しその監督權を行使す。局長の任命は植民、大藏兩大臣の申請に依る大統領令を以てす。本部は河内に在り聯邦各國首府に支部を設く。又局長は既定經費の監督權及植民地に於ける印度支那銀行各支店の監理權を行使す。

印度支那陸軍部 (Services militaires) — 「國防の部」に屬す。
印度支那海軍部 (Services maritimes) — 「國防の部」に屬す。
印度支那司法行政部 (Administration de la Justice en Indochine) — 後説「司法の部」參照。

印度支那出納部 (Trésorerie de l'Indochine) — 印度支那に於ける國庫出納事務は、印度支那會計總監(出納部長)の監理下に統一されてゐる。本出納部の權限は植民地に實施すべき國家豫算の一部である歳出入並に地方及都市豫算の歳計を確保するにある。會計總監は又印度支那總豫算、東京地方豫算に關する財務部の出納事務一切を實施又は統轄す。各國には會計官或は特別會計官が駐在し自己の責任下に所管地方の出納事務を管掌す。
(備考) 以上財務監督局及他の四部は嚴密の意味に於て總督府所屬廳と稱することを得ない。即ち何れも印度支那に於ける總督の行政機關から獨立せるもので、本稿に於ては便宜上此處に記録せるものである。

4 總督府

印度支那總督府本屬部局は總督の任務を直接に補佐する總督官房及總務長官の管理下にある府内各局に別つ。

總督官房 (Direction du Cabinet) — 局長及次長を置き官房事務を總轄せしめ補助官二名を置く。

官房に秘書課及軍務課が所屬し、秘書課内に暗號係及文書係がある。軍務課は軍事係及國防會議常置書記係とに分ち、前者は總督の署名を要する軍事關係書類の蒐集、陸海軍關係長官との交渉、外國陸海軍に關する購報、軍法會議、民用及軍用航空、體育、軍事教練及測地關係事項を、後者は國防會議關係書類の蒐集、國防會議調査委員會に附議する問題の調査及準備、總動員準備に關する事項を管掌す。

總務長官官房 (Cabinet du Secrétaire Général) — 總務長官の監理下にある總督府本屬の局課としては次の如きものがある。

人事課 (Direction du Personnel) — 三室に分ち。
政務公安課 (Direction des Affaires politiques et de la Sureté Générale) — 外事部(極東に於ける印度支那の外交問題、太平洋に於ける佛國政策、國際法關係事項、國際條約協定、外國新聞、印度支那在住外人に關する規定、土人事務部(土人關係事項、土人行政關係問題の調査、州の組織、租稅、土人裁判所、土人法規及習慣法、教育、宗教、新聞雜誌資料)、公安部(政策係、外人及移民監督係、公安係、翻譯係の四係に分ち)。

法政課 (Service de Législation et d'Administration) — 第一室(立法及行政事務)第二室(經濟事務)第三室(遊覽觀光及宣傳事務)の三室に分ち。
行政訴訟及行政監督課 (Service du Contentieux et du Contrôle administratif) — 名稱の示す如く二室に分ち。第一室は行政訴訟諮問委員會の書記係たるの任務、請負又は入札契約に關する法規の制定、其他行政訴訟關係の一般事務、第二室總督府各局の作製したる各般書類及記録の審査。
商船部 (Service de la Marine marchande) — 船舶法規の作製施行、通商及海事訴訟、海上警察、海事教育及航海會社關係事項、西貢、海防及ツラン海員徵募出張所。

印度支那教育部 (Direction de l'Instruction publique en Indochine) — 「教育の部」參照。本局には專門諮問機關として教育諮問會議 (Conseil consultatif de l'Instruction publique en Indochine) がある。

印度支那財務局 (Direction des Finances de l'Indochine) — 總督府の財政事務を管掌するものであるが、最も重要な權限として財務局長は總督の恒久特別代理權に依り總督の責任下に且總務長官の監督を受けて一般豫算及同附屬豫算の編成及實施をなす事實上に於ける支拂命令官である。此の外同豫算の歳出に付聯邦各國行政長官(東京理事官長を除く)に對し副仕拂命令官たるの權限を代理せしむ。又鐵道關係各種資金又は基金を募集管理する外、本國豫算關係に於て總督の恒久代理權に基き副仕拂命令官たるの權限を行使し、交趾支那及四保護國の豫算に對しその監督及監理に關する一切の書類を蒐集し、且つ都市の財政事務を監督す。後説の印度支那登錄部及不動産部は本局に附屬してゐる。

印度支那工務總監部 (Administration des Travaux publics de l'Indochine) — 中央監督機關として檢閱總本部を河内に置き、地方各國に支所を置く。部長は總督に對し一切の官營工事に對する檢閲を確保し經濟的施設の建設及經營に關する統計書類を蒐集利用す。本部は秘書課、製版工場、管理課(人事、會計、訴訟係)、技術課(道路、橋梁、水利、航海、水上工事、水道、電力、其他に分ち)、鐵道課、建築課等を以て編成せらる。

衛生保健總監部 (Inspection générale de l'Hygiène et de la Santé publiques de l'Indochine) — 檢閱總本部を河内に置き支所を各地に置く。部長は印度支那軍々醫部長の兼任とす。その權限は印度支那保健衛生に關する一般的監理、衛生及公衆保健調査及實施(施療院、水上衛生警察、各種療養所、病院等)、各種研究所に對する技術的監督、總督府の補助金を受くる領事館所在地の醫藥施設等を主なるものとす。本部に專門諮問機關として高等衛生會議 (Conseil supérieur d'Hygiène) が附屬する。(衛生の部參照)。

農業牧畜森林總監部 (Inspection générale de l'Agriculture, de l'Elevage et des Forêts) — 印度支那全國の農務關係の局課に對する技術的及職業的監

督、農業・牧畜・林業・養蠶・養魚及淡水漁業に關する一般的事項の調査を爲す。秘書課、農務課(農政・技術・農業水利の三係)、森林課、獸醫課よりなり。又農事研究所(前記)科學調査研究機關の部(參照)、獸疫調査研究所、實驗部、農業貸付銀行事務部、印度支那米穀局が附屬されてゐる。

印度支那關稅稅務局 (Service des Douanes et Régies de l'Indochine) — 局長は植民大臣の申請に依り大統領令を以て任命し、總督の直接權限下に配屬す。本部を河内に設置し、關稅、稅務、商業統計、會計、物品、行政訴訟の事務を分掌せしむ。聯邦各國に支所(老練は監督部)を置き、管轄地域に於ける所管事務を分擔せしむ。關稅稅務支所の任務は財務局全般の基礎を爲すもので、聯邦各國豫算、自治都市並に港灣及商業會議所の豫算歳入となるべき諸稅の徵收に當る外主務として一般豫算の歳入となるべき各種の間接稅を徵收するにある。

印度支那逓信局 (Administration des Postes, des Télégraphes et des Téléphones) — 逓信局を河内に置き、局長は總督に直屬し聯邦各國別に五逓信管區に區分す。總ての郵便電信事務を總轄す。

印度支那登記部 (Service de l'Enregistrement des Domaines et du Timbre) 及印度支那不動產部 (Service de la Propriété foncière en Indochine) — 共に印度支那財務局に屬し、前者は次長を置き各國主要都市町村に支所を設け、罰金、科料、訴訟費用及行政處分に基く徵收金の收納、抵當物件の保管、相續及無主財産の管理、證券印紙類の販賣其他登記事項、不動產又は國債を以てする保證金の保管、印紙稅及不動產稅の設定等を管掌し、後者は登録官を西貢に駐在せしめ、印度支那土地法の實施及監督の調査、土地黨帳の作製、土地所有權の讓渡に關する監督等を実施す。

印度支那文庫記録局 (Direction des Archives et des Bibliothèques de l'Indochine) — 總督の任命する局長を置き本部を河内に設け各國に支所を設く。官制上教育局長の權限下に屬し、各圖書館及印度支那記録庫の恒久的監督權を有す。

印度支那鑛山局 (Direction des Mines de l'Indochine) — 本部は河内に在る。

の取締、交通路に關する保安處置、州境界の外地籍變更、各種土人會議の承認、解散又は停會、土人農業信用組合の設置及解散、交趾支那植民地會議選舉法細則の制定、同會議の召集及決議の承認、西貢商港管理會議の決議承認及實施等を管掌す。

二、財政及稅制權 — 本國豫算歳出に對する支拂分任官(老練を除く)たると同時に印度支那一般豫算に對する副任拂命令官である。而して總督の恒久委任事項として、一萬比弗又は二萬五千法郎を超過せざる一般豫算又は同附屬豫算に關する工事及購買契約を締結する權限、又四萬比弗又は一〇萬法郎以下の支出に關し總督の許可を得たる工事又は購買入札の一件記録を認許する權限を有す。更に行政長官は管轄國豫算及附屬豫算の編成權或は決裁權(交趾支那)並に修正權を有す。都市豫算、商業會議所豫算を承認實施せしめ、特に交趾支那知事は西貢商港豫算及各州豫算を承認實施せしむ。

稅制上の權限は、交趾支那植民地會議の特權と安南、柬埔寨國王の特權を保留し各種の稅目を設定し、總督令の管理を受ける都市に對しては豫算の歳入に繰入るべき附加稅の制限率、大統領令の管理を受ける都市に對しては當該都市會議の決議に依る特別稅の設定を決議す。

裁判權 — 對佛人關係に於ては司法警察官たる權限を有するのみであるが、軍事裁判に關しては總督の署名する公判命令書に意見を具申し、尙交趾支那知事及東京理事官長は軍法會議及徵兵會議々員を任命する權限を有す。

對土人關係に於ては東京理事官長は管下土人裁判官及書記を任命配屬し、老練理事官長は土人裁判所長を兼任し始審裁判所の設置、管轄區の決定と同時に土人裁判官書記を任命配屬す。

外交權 — 在印度支那外國領事館に對し通信權を有す。東京を除く保護國理事官長は國王及土人官憲に對し、總督を代理し條約に依り佛國に委付せられたる權限を行使す。又國王の勅令に施行力を附與し且安南國政府及柬埔寨國王の豫算を裁定實施せしむ。但し之は總督の代理權に基く。

各地方面屬の機關 — 各縣に依て組織は區々であるが、大體に於て長官々房及内務の二局が直屬し、内務は更に各課に分轄され總ての内政事務に當つ

鐵山部、地質部、礦物分析實驗所の三部より成る。

極東佛蘭西學院 (Ecole française d'Extrême-Orient) — (教育の部(參照))。印度支那中央氣象臺 (Observatoire central magnétique et météorologique) 印度支那漁業海洋部 (Service océanographique des Pêches de l'Indochine) — (兩者共に、科學調査研究機關の項(參照))。

印度支那地質部 (Service géologique de l'Indochine) — 河内に本部を置き陸軍の陸地測量部をも之に所屬せしめてゐる。

印度支那無線電信部 (Service radiotélégraphique de l'Indochine) — 本部は河内に在り、北部(河内)及南部(西貢)管理局に分れ、夫々管理下に多數の無線電信局を有す。別に西貢に la Compagnie générale de T. S. F. (Hao) 會社の經營するラジオの監督局がある。

在本國印度支那經濟事務所 (Agence économique de l'Indochine) — 印度支那對本國の生産消費關係及各種の投資關係を相互に知悉せしむる仲介機關に巴里に設置され、秘書課、庶務課(圖書、會計、商品見本陳列所)、商事課、技術課、博覽會及市場課、工務及調査課に分れてゐる。

在本國土人指導部 (Service d'assistance morale et intellectuelle des Indochinois en France) — 本國在住の印度支那土人の保護、取締、指導を主務とするもので、一九二七年六月一日附總督令を以て設置されたものである。部長及職員は印度支那總督令を以て任命し、經費も印度支那豫算を以てす。

三 聯邦各國中央行政

交趾支那知事及保護國理事官長 — 聯邦各國行政長官は立法上何等の權限を有しないが各管轄區域内に於ける一般行政及保安警察に關する總ての事項に對する全責任者である。但しその責任は總督に對して負ふべきもので本國政府に對しては全然無關係である。

行政權 — 各國行政長官は印度支那に公布せられたる法律、大統領令及總督令の實施、一般行政及警察法の立案、職員配屬、官紀維持、月給一〇〇比弗以下の臨時採用職員の任免、公有地に關する認定及許可、軍需品爆發物等

てゐる。又各縣には夫々諮問機關が附屬され、交趾支那に於ては交趾支那參事會 (Conseil privé de la Cochinchine)、老練を除く他の各縣に於ては保護國會議 (Conseil protectorat) があり、又交趾支那には植民地會議 (Conseil colonial de la Cochinchine)、東京、安南、柬埔寨には經濟財政會議 (Conseil colonial de la Cochinchine)、東京、安南、柬埔寨、老練には土人諮問會議がある。

交趾支那參事會及東京、安南、柬埔寨保護國會議 — 編成の大體は、議長は各行政長官が之に當り、議員は各國内務局長、駐屯軍指揮官、檢事總長(安南及柬埔寨に於ては始審裁判所檢事)、工務管區技師長、公民權を有する佛人二名及土人二名にて、財務、稅務、行政及裁判に關する地方行政長官の諮問機關である。

交趾支那植民地會議 — 佛人議員十名(佛人選舉團體より選出)、土人議員十名(土人選舉團體より選出)、西貢商業會議所佛土人代表者各一名、交趾支那農業會議所佛土人代表者各一名より成り、議員の任期は四年、年に一回定例會議を召集す。會議の權限は、會議の決議する事件の性質により各々異つてゐる。即ち決議が確定的效力を有する場合もあれば又效力を生じない場合もあり、又行政廳の承認を経て初めて實施される場合もある。尙本會議には常置委員會が附屬され、委員は五名乃至七名(土人二名)で、知事の提議に依る總ての問題に付意見を具申す。

經濟財政會議 (Conseil des Intérêts Français économiques et financiers) — 一九二八年東京、安南及柬埔寨の三保護國に設置せられ、各國主要都市又は州より佛國臣民にして官吏に非ざる商工業其他實業に従事する有識者を選び議員とするもので、その任期を四年とし議員中より議長選任す。而して決議には理事官長の出席を要す。その權限は後記土人諮問會議と同一で主として財政及經濟問題に就て理事官長の諮問を受ける外、豫算案、地方租稅の課稅基礎及稅率、地方道の分類或は地方開發事業に對する土地の租借等に關する意見及希望を表明することを得る。

人民代表議會 (Bureau de la Chambre des Représentants du Peuple) — 東京及安南保護國に設置されてゐるもので、選舉團より選出されたる非商人安

南人議員、特別選舉團より選出されたる商人代表議員、州長及市長の推薦に基き理事官長より任期一年として指定されたる官選議員よりなり、理事官長より諮問せられたる經濟、財政及社會問題に就き意見を具申す。其他義務的諮問事項等あり、又行政、財政、社會又は經濟問題に付希望を表明することを得る。

土人諮問會議(Bureau de l'Assemblée consultative indigène)——東埔寨及老撾兩保護國に設置され、前者に於ては全部選舉に依る議員即ちブノンメン市議二名及各州議員を以て編成し、後者は各州よりの選出議員の外理事官長の指名議員とを以て編成す。其他は大體經濟財政會議に同じである。

地方廳所屬機關 印度支那中央行政中に記したる中央機關の管轄下にあり、聯邦各國に於て支部の如き位置にある機關としては左の如きものがある。

- 司法課(Service judiciaire)——老撾のみ無し
- 土木管區事務部(Circoscription territoriale des Travaux publics)
- 水上衛生警察課(Service de la Police sanitaire maritime)——老撾のみ無し
- 保健課(Direction locale de la Santé)
- 稅關稅務課(Sous-Direction des Douanes et Régies)
- 出納課(Trésorerie)
- 通信課(Service des Postes et Télégraphie)
- 教育課(Service de l'Enseignement)
- 農務課(Service agricole)——但し東京は農商務課(Services agricoles et commerciaux)及東埔寨は農業技術課(Services techniques de l'Agriculture)
- 獸醫・牧畜・獸疫課(交趾支那)(Services vétérinaire, zootechnique et des epizooties)——東京、安南、東埔寨及老撾は獸醫・牧畜課(Service vétérinaire et zootechnique)
- 林務課(Service forestier)——老撾のみ無し
- 地權課(交趾支那・東京)(Service de la Propriété foncière)

者で、又法律、大統領令、總督令及其他の諸通達の実施、安寧秩序の維持監督、州の經濟的發展、公共事業に對する施設及提案をなし、財政方面では行政長官の委任經費に對する副任拂命令官で、交趾支那、東埔寨及東京の如く町村豫算を有する州に於ては州長は町村役員會の編成したる豫算案を承認し、その實施監督と年度内修正豫算の認可を爲す。又交趾支那に對しては毎月、東埔寨に對しては毎三箇月に町村費の收支を検證す。尙町村債をも認可する権限を有す。

稅制に關しては直接稅の監督官たる任務を有し、所屬行政長官の認可を経て徵稅し、必要に應じ稅の設定提案を爲す。但し交趾支那及東埔寨の州長は町村役員會が毎年行ふ町村稅の設定に關する決議を認可し之を實施せしむる権限を有す。

司法關係に於て檢察長の補助司法警察官たと同時に戶籍官吏である。又刑務所長を兼任する場合がある。

外交に關する権限は、支那國境に隣接せる軍事地帯を編成する東京及老撾の各州に駐在する州長に限られてゐる。即ち所屬行政長官を介して總督に隸屬し、匪徒、密輸入の防遏に關する警察法に準じ實施すべき隣接外國官憲との直接交渉権が認められてゐる。暹羅方面では國境隣接各州長に對して共同警察確保に必要な権限が認められ、彼我直接交渉権が附與せられてゐる。軍事に關しては、所屬行政長官に報告することを條件として出兵の要求権を有し、管内土人警備隊及警察隊に對して最高指揮權を行使す。尙土人兵の召集權を有す。

州専門技術機關——各州に共通のものは州衛生會議がある。州長を議長とし三箇月に一回開會し公共衛生に關する一切の問題に付州長に意見を具申し、必要なる提案を爲す。此の外交趾支那、東京及安南には土人救濟信用組合監督委員會があり、州長を議長とし、州會計役及土人官吏を議員とす。州民代表機關——交趾支那に於ては州會議、東京及安南に於ては州長老會議、東埔寨に於ては理事會議、老撾では諮問會と稱す。何れも州長の諮問機關である。

地籍測量課(交趾支那)(Service du Cadastre et de la Topographie)——東京及東埔寨は地籍課(Service du Cadastre)

直稅課(交趾支那)(Service des Contributions directes)

移民・契約労働課(交趾支那)(Service de l'Immigration et du Contrôle de la main-d'oeuvre engagée de la Cochinchine)——東埔寨は移民課(Service de l'Immigration)

保安課(交趾支那・東埔寨)(Service de la Sureté)——東京は保安警察課(Police de Sureté)

監獄課(交趾支那・東京・東埔寨)(Services pénitentiaires)

水先案内課(交趾支那——西貢水先案内課、東京——海防水先案内課)(Service du Pilotage de la Rivière Saigon, Port de Haiphong)

東埔寨印刷局(Imprimerie du Protectorat du Cambodge)

港務船舶部(Port et Flotille du Protectorat)——老撾船舶部(Flotille)

文庫記録部 (Service des Archives et de la Bibliothèque centrale du Cambodge)

四 地方行政

聯邦各國地方行政——聯邦各國中央行政の下に州行政、土人府縣及郡村行政がある。以下簡単に州行政機關を説明する。印度支那各國に於て非軍事地域に於ける州の行政長官たる知事は文官とし、軍事地域即ち軍政管區所屬の州知事は武官である。

州長——非軍事地域に於ける州長は佛國行政駐在官と稱し、聯邦各國行政長官の申請に依り、總督令を以て任命せられ、軍事地域に於ては行政長官の意見に依り駐在司令官の申請に基き總督の任命する武官(佐官)を以てす。

州長は聯邦各國行政長官に直屬し、その監督下に於て上級官廳の命に依る州法規の傳達或は特に附與されたる権限内に於て州令又は他の命令を發し、部下職員の監督權を行使す。交趾支那の州長と土人政府を有する保護領に於ける州長の権限は自ら相違があるが、州長は管内に於ける公權の唯一の代表

府縣及郡村行政——印度支那の土人地方行政機關は聯邦各國に依て夫々名稱、編成及權限に差異があるが、之を説くに先だち官人(Mandarin)に就て説明する。

官人の職は古い歴史を有する榮譽ある階級の稱呼で文官と武官の二種があるが、武官は現在では殆ど其の實在性を失ひ文官(Mandarin civil)のみ存在してゐる。階級は九級十八等に分れ、高級官人(第一乃至四級)、次級官人(第五級以下)の二に別稱す。是等の階級及稱號は左記の區分に依て土人公務員に授與す。一、安南土人行政吏員には順化王室より、二、東京土人行政吏員には理事官長令又は安南勅令を以て、三、東京及安南佛國官廳服務土人吏員には總督令、理事官長令又は所轄長官の命令又は勅令を以て、四、老撾佛國官廳服務の安南又は東京出生の安南人吏員には總督令又は理事官長令に依る。尙土人行政區劃として殘されてゐる府(Phu)、縣(Huyen)に就て説明すれば、縣は安南舊制度では府に從屬してゐたが、現行制度では佛國行政理事官に屬し一様の取扱を受けてゐる。但し府は縣に比し主要視せられる程度の差はある。郡(Canton)、村(Thong)は府縣の下に位する行政區劃名である。

以下聯邦各國別に各州の府縣及郡村行政に就て記す。

交趾支那土人地方行政——土人官吏に督府史、知府、知縣があり、何れも各行政部局長官であるが、佛人州行政長官と郡村官憲の仲介機關で、佛人州長の権限の一部を代行する補佐官である。

その権限は管内の保安、受命事件に對する檢事局の直接補佐官、稅務、稅關吏員の職務執行を補佐し、村役員會の監督、徵稅事務、豫算の監督、上級官憲の委任又は代理權に依る行政査問及裁判所の命令に依る司法取調事務、其他一般行政事務に對する意見具申等である。

村役員會に於て之を決議し、州長の認可を受ける必要がある。

安南土人地方行政—イ、府縣行政 行政部官人及禮部官人に分ち、行政部官人には又縣の主邑に駐在する縣官人（州長及順化王室上級官憲の二重監督を受く）と縣内各行政區劃内に駐在し事務を執る内務官人とがある。安南人が住民の全部又は大部分を占める縣に於ける縣官人を「Fong-tay」、然らざる縣に於ては「Fuan-pai」と稱し、何れも管區に於ける安南人總督である。

内務官人は縣官人の命を受けその権限の範圍内で管内行政を監督整理し、且つ司法事務の訓令を發す。禮部官人は主として儀式祭事事項を掌る。ロ、郡村行政 郡行政は郡長及助役、村行政は村役員會に依て行ふ。郡長以下の公務員は無報酬の名譽職で、上級官憲に對し郡村代表者より選舉せられ官權の代表者たる資格を有す。安南には是等公務員の職制、權限及村役員の階級を規定する一定の法規がない。

東京土人地方行政—イ、府縣行政 縣官人（安南に準ず）は安南に比し州長との關係はより密接で、或種の行政管理に關し州長の代理權を行使する場合がある。典禮事項に限り順化王室と關係を保持す。内務官人は管區長と稱し、州長に隸屬し直接文書を受受す。

ロ、郡村行政 郡長、助役は住民の選舉したる候補者中より州長之を指名し、村役員會の代表者及副代表者は關係村の有司之を選舉す。村役員會は村會と稱し、村の豫算を編成し州の佛國官憲及土人官憲の監督下に出納會計事務を處理す。

東葉土人地方行政—イ、府縣行政 Krou-rot-hai と稱する官吏が之を掌管す。行政吏員は本官及屬官の二に分れ、王令を以て任命進級し、内務大臣（東埔葉王國）に依て配屬を命ぜられる。王令、大臣令の實施權は理事官長の權限に屬す。

ロ、村行政 村行政は村長に依り行はれ、村長は行政上の權限を代表し、且村會議員たる村役員會の全部に對しその實權を行使す。尙若干の助役を置き村長及助役は東埔葉人に限られてゐる。

し、又市長の職務を代理することあり。市長補佐會議として市衛生委員會、私設慈善團體監督委員會、財政委員會、入札・購買委員會、屠獸及市員會、參事委員會がある。西貢及海防市會は佛人又は歸化佛人議員十二名、安南人議員四名を以て編成、河内市會は佛人議員八名及安南人議員四名を以て編成す。年四回通常會議を開き、議員定員の過半数を占めざる場合決議は無効とされてゐる。市會は一定條件の下に施行力を有する市關係事項に對して決議を爲す外、審問事項に對し意見を表明し且つ希望を表明することが出来る。二級都市行政—市長は所轄行政長官の申請に依り總督の任命する行政官（堤岸は州長の兼務）で權限は大體一級都市市長に準ず。助役は堤岸市のみに置く。尙市長の職務を補佐する爲他に行政官を置き、是等は堤岸市に於て市秘書課長、ブノンペン市では官房主事、トゥラン市では市秘書役等と稱してゐる。市長補佐機關は前項に準ず。

市會は各都市に於て若干の差があるが、大體一級都市に準ず。安南王國中央行政 安南王國に於ける統治主權は原則として國王に屬するもので、國王は官人中の最高官たる四柱の侍從、内閣、内閣會議及監督會議に依つて補佐されてゐる。

内閣は吏部（内務、戸部、大蔵、禮部、典禮）、兵部（陸軍、文部、刑部及工部の七省に分れ主務大臣夫々統轄す。各部大臣は又三名の高級官人及屬官に補佐されてゐるが、即ち聖知、右府監及左府監である。但し佛國の保護制實施以來大臣の權限は著しく制限せられ、理事官長はその代理者として吏部、文部、及兵部に一名、刑部に一名、禮部、戸部及工部に一名の行政官を配屬し政務の監督に當らしむ。

王國政府の會議機關として、内閣會議（國王未成年の場合は攝政會議之に代る）、監督會議及王族會議の三があり、内閣及王族兩會議は理事官長を議長とす。

以上の外順化王室の制度として主要なる機關に一、財務局（獨立豫算に屬する安南政府の豫算管理に任ず）二、天文臺 三、王室衛生局 四、警衛局

尙東埔葉の土人行政區劃は Khun (村)・Khand (縣)・Stok (府)・Kiet (州)に分たる。

老繩土人地方行政—地方行政區劃として Muong, Kong に分ち、Muong は老繩人の多數居住する主なる行政管區で、土人行政長として總督府監督官に隸屬したる Chao-muong を置き、Kong は老繩人以外の土人の多數居住する僻遠の地方行政管區で、一般行政は Nai-kong に一任さる。之は總督府の監督官に隸屬する。

村行政は Kai-ban (村長) Pho-ban (助役) 及長老會之に當り、村の集團を郡としその行政は Fa-geng (郡長) 之を行ふ。

都市行政 現在印度支那に於て自治制を實施する都市は、東京に河内、海防、南定、ハイジョン、交趾支那に西貢、堤岸、安南にトゥラン、ダラト、東埔葉にブノンペンの九市がある。その中西貢・河内・海防の三市は一級都市として大統領令により、爾餘の六市は二級都市として特別總督令により夫々特別市制を實施してゐる。尙以上の外最近安南の順化、ヴイ、ベンチュイ、タンホア、キノ、ニヤチアンには町制が施されてゐる。

一級都市行政—純佛國領土で、その行政は市長、助役及市會に依て遂行されてゐる。市長、助役は任期四年で市會（同一任期）に於て選舉する規定となつてゐる。特に河内及海防は例外として選舉は助役のみ適用し、市長は理事官長の推薦により總督が之を任命してゐる。官選市長の任期は三年である。

市長の權限はイ、市に於ての上級行政官廳の代表者で、その代表する上級行政官廳の監督と區署を受ける。ロ、市法人の代表者で、市會の監督及上級行政官廳の監督を受く。ハ、市行政の長官で、上級行政官廳の監督を受く。此の外特別條件として、州長の特別權限は如上三市には適用されざること、戸籍吏及司法警察官たる以外の司法權限を附與せざること、市豫算の仕拂命令官なるも原則として所屬國豫算の副仕拂命令官たらざること、都市警察及市街警衛班を權下に配屬すること等である。助役は市長の監督及責任下に戸籍、査證、證明及警察に關する事務を掌管

五、王室圖書館等がある。王室豫算は主として地方豫算支辨とす。

東埔葉王國中央行政 東埔葉國王は一八八四年六月一七日の佛國との條約に依り保留されてゐる制限を除き、領内統治權を有してゐる。内閣は宮内、財務、美術省、陸軍、文部、土木省、内務宗教省、海軍、工・商・農務省、司法省の五省よりなる。會議機關には王族會議、内閣會議があり、後者は理事官長を議長とし、別に常置委員會を置き内務宗教大臣を委員長とす。

尙東埔葉政府に附屬した保護領佛國機關には顧問たるイ、東埔葉政府附委員 ロ、東埔葉司法監督官の外施設として、東埔葉美術局、東埔葉行政學校、王室圖書館がある。

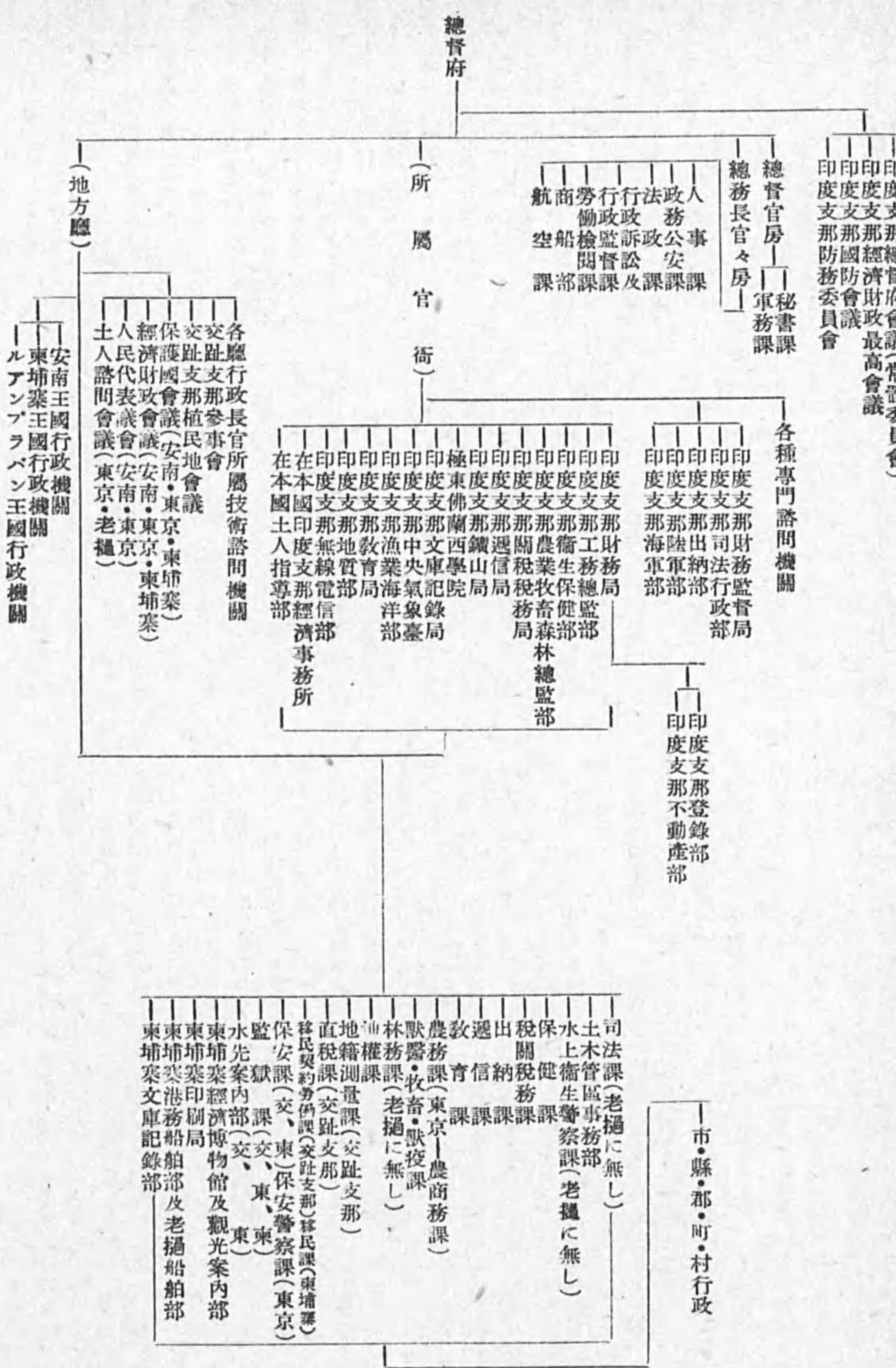
尙大部分が地方豫算支辨の王室豫算は王室財務部に於て處理する。

ルアンブラバン王國(老繩)の中央行政 ルアンブラバン (Luang-prabang) 王國は老繩の一部を領土とするもので、國王は三名の顧問官に依り補佐せらる。第一顧問官は内務、第二顧問官は文部、司法、宗教、第三顧問官は土木、財務、商農を掌る。以上の顧問官は國王の命に依り顧問官會議を開き發布すべき王令の審議に當る。王令はルアンブラバン駐在の總督府監督官署名し、老繩理事官長之を實施す。

王國の豫算は老繩の地方豫算支辨とす。別に王族會議があり、王室官房、土人裁判所等がある。

首府及各國首都 現在印度支那の首府は、東京の河内と一般に承認されてゐる。又事實に於て總督府及中央行政官衙は河内に所在してゐるが、嚴密に詮議すれば河内は印度支那の首府ではない。即ち一八八七年一月一日日附大統領令に依つて西貢を總督の駐在地とする旨を規定し、其の後本令は何等改訂されてゐないからである。故に法規上は西貢が印度支那の首府であり、實際は河内が首府であるといふ頗る微妙な關係にある。本書には一般に認められてゐると同様姑く河内を首府として取扱ふ。

聯邦各國の首都は各地方長官の所在地で、東京は河内、交趾支那は西貢、安南は順化、東埔葉はブノンペン、老繩はルアンブラバンである。



三 司法

印度支那司法行政部は他の大部局と異なり、廣く全般に互つてその権能を統べる單獨の長官なるものがない。現行法の解釋としては、印度支那司法部長官は總督であるとなすを妥當とする(印度支那總督の權限參照)。以下司法機關に就て述べる。

控訴院(Cour d'Appel)——西貢及河内に在り、前者の管轄區域は交趾支那、東埔寨並に安南及老撾の一部、外に雲南府を除く支那に於ける佛領西領事管轄區域、暹羅に於ける同領事管轄區域、後者の夫れは東京、廣州灣、西貢控訴院の管轄區域を除く安南・老撾及雲南府に於ける佛領西領事管轄區域である。

檢事局(Parquet général)——同じく西貢、河内の二箇所に在り、各檢事總長之を統轄す。

通事及翻譯課(Bureaux des Interprètes et des Traductions)——同じく西貢及河内の二市に設置され、職務は文字通り通譯及翻譯を主務とする。

印度支那行政訴訟委員會(Conseils du Contentieux administratif de l'Indochine)——河内、西貢の二箇所に設けらる。

始審裁判所(Tribunaux de 1er Instance)——所在地の等級に應じて一級より三級に區別されてゐる。第一級始審裁判所は西貢、河内、海防に設けられ、第二級始審裁判所はミト、ヴインロン、カント、ブノンベン、ツौरランの五箇所に在り、第三級始審裁判所はベクリュー、ベンチエ、ショードク、ロンシエン、ラツシユギア、ソクチャン、チャピンの七箇所に在る。

混合商事裁判所(Tribunaux de Commerce mixtes)——河内、海防、西貢の三都市に設置され、商事裁判官として商人二名を裁判に關與せしむるのが特色である。商事裁判官の任期は二箇年で當該都市の商業會議所佛人選舉人中より選舉される。

治安地方裁判所(Justices de Paix à Compétence étendue)——普通法裁判の下級機關で交趾支那、安南、東京、老撾の各地に設置さる。

治安裁判所(Justices de Paix)——西貢に設置され、職務は前に同じ。

主要官署別官吏表 (一九三六年二月末日現在) 出所 印度支那統計年報

官署別	佛人	土人
總督府所屬官衙關係官吏	332	1
司法關係官吏	1,411	3,324
財務・國庫出納官吏	2,333	1,040
稅關・稅務吏	6,977	—
教育關係官吏	11,321	—
衛生關係官吏	11,321	—
農業・商業・林業・獸疫關係官吏	3,100	1,124
工務關係官吏	3,100	1,124
通信關係官吏	3,100	1,124
地籍・測量關係官吏	3,100	1,124
警察・監獄・移民關係官吏	3,100	1,124
其他	3,100	1,124
町村官衙所屬官吏	3,100	1,124
合計	47,777	6,188

(註) ① 地方廳官吏を含む ② 地方廳官吏を含まず、之を含める總數は二二、六一八である。

(附) 警察 (土人警備隊及刑務所)

概説——全國を通じ警察官數は極めて少い。即ち一九三一年の全印度支那の警察關係の佛人官數は、保安警察二二〇、都市警察三一三、事務取扱官九七、鑑識・調査官吏一四、計六四四名であつたが、一九三六年度印度支那統計年報に依れば、その實數は移民官吏を含めて四九〇人で甚だしく減少してゐる。土人官數の數は判明しないが約三千(司獄官吏を含む)で、印度支那の廣袤、人口及人類の素質等より考慮しその數の餘りに僅少なることは直に首肯出来る。従つてその警察行政や治安維持には當然後説印度支那の特殊制度たる土人警備隊の援助力に俟つものが大で、殊に邊境の地に於ては專らその力に仰いでゐる。

警察——印度支那の警察事務は政治の項に述べたる如く交趾支那及び東埔寨

佛領印度支那……政治

に於ては保安課、東京では保安警察課に於て管掌され、安南では地方隊に直屬し、老練では理事官官房に所屬管掌されてゐるものである。而してその編成は一九一七年二月七日附大統領令を以て規定せられたものであるが、一九三〇年一月二日附總督令を以て更に四に區分せられた。即ち保安特別警察、都市警察、警察官房、實驗所及身分證明所である。以下前二機關に就てのみ説明す。

保安特別警察—特別命令に依り都市に服務する者に對する場合を除き、印度支那の保安特別警察官憲は聯邦各國に於て地方警察長官の指揮下に屬す。右長官は總督府機關たる情報及公安課長の申告に基く關係地方長官の提案に依り總督に任命されるもので、行政長官に直屬してゐる。

地方警察長官輔佐の爲交趾支那及東京では高級警視又は行政官を從屬せしめ又必要に應じて檢閲官又は行政官を以て其の職權の一部を代行せしむることを得る。長官の職權は管内公安の維持、行政警察、司法警察、實驗所及身分證明所等の事務状態を監督し各々行政長官に報告し、又部下特別保安警察の人事を統轄す。

保安課は聯邦各國共に特別文書部及搜索部とに分れてゐるが、その職權は大別して豫防及懲罰事務の二である。

都市警察—名稱の示す如く印度支那の主要都市に所在してゐる。本警察は直接市長又は行政官に從屬する警視(又は警都)の指揮を受けるものである。その職權は都市の秩序維持、衛生規定に指示された事項の實施其他良風美俗を亂すべき事項の取締等である。尙その訓練又は技術的教育に對しては地方保安課長の指示を受ける。

佛人警察官憲數—印度支那の警察官憲の總數は不明である爲、佛人に關するもののみを示す。但し近年佛人數の減少に比し土人官憲の増加しつゝあることは事實である。

官制別佛人警察官憲數表

官制別	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六
出所	印度支那統計年鑑				

二七八

地方隊採用官憲	四六八	四七六	四六八	四三三
本國政府採用官憲	—	—	—	—
總督府採用官憲	—	—	—	—
臨時採用職員及備員	六二	五九	四〇	三六
計	五三〇	五三三	五〇八	四六九

(備考) 各年とも移民取扱官吏を含む。但し二〇人程度である。

印度支那土人警備隊—印度支那土人警備隊とは一般的稱呼で、交趾支那民警隊及安南、東京、東埔寨、老練の各警備隊より編成されてゐる。而して本來の意義に於ける軍隊とその性質を異にし、從來は専ら文官の命令下に行動してゐたもので、原則として總督の統轄下に各行政長官に隸屬し、州長の直接指揮を受けてゐた。

然るに一九三六年右の規定に改正が加へられ、その統監の責は總て印度支那軍司令官の負ふ處となり且原則として年一回歩兵部隊所屬の現役將校の綜合訓練及軍司令官の檢閲を受けることとなつた。

隊員は佛人及土人より成り隊長は退職軍人中より任命する。任務は管轄地域内の警察事務、護衛、護送、佛土人官衙の警備、囚人の監督、交通警察に關する事務に携る。又特に佛人隊員はその服務行政地區内の一般政務に就き行政官に協力することが認められてゐる。

聯邦各國に於て警備隊は各州毎に班を設け、各班の定員は事務の閑忙及州の重要性の如何に依り増減がある。各班は隊長たる監督官一名、必要なる場合は若干名の次級監督官及主務會計官一名を置くことが出来る。班所屬隊員の定員數は一般に五五名を以て標準とされてゐる。即ち土人軍曹二、土人伍長四、一級土人隊員一二、二級土人隊員三七名である。

前述の改正に依り警備隊は總て陸軍官憲の指揮を受けることとなつたが、總動員時には豫めて總督令を以て設置されてゐる州内居住豫備隊員を召集する。その徵募は召集、志願及再役法に依つてゐる。經費は聯邦各國地方豫算支辨である。

交趾支那民警隊—民警隊員は年齢三十五歳未満で、品行方正なる證明書を

有する陸海軍除隊兵の志願者より二箇年の契約を以て徵募し、初めは西貢民警隊に收容訓練し後行政廳の指定地に配置す。

各保護國警備隊—安南及東京警備隊は舊制度に依る安南國軍隊に代つたものであるが、特に安南警備隊は主として王室の警護に任ぜられてゐる。安南國軍隊として現有するものは國王の侍從武官と順化駐在の數個大隊あるのみで、警備隊の一部としては巡查一個大隊及王陵守護一個大隊があり何れも順化に駐在してゐる。之等特殊任務に服務する以外の隊員は東京、東埔寨、老練警備隊員も同様各々府・縣に配屬せられその本來的任務に服してゐる。

聯邦各國別土人警備隊定員表

國別	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六
出所	印度支那統計年鑑				
安南	九三	一一八	一〇六	一〇六	一〇六
東埔寨	四八〇	四八〇	四八〇	四八〇	四八〇
交趾支那	—	—	—	—	—
老練	—	—	—	—	—
東京	—	—	—	—	—
計	五七三	五九八	五八六	五八六	五八六

(註) ①監兵隊員中に含まれてゐる爲不明。
(備考) 一九三六年廣州警備隊員は佛人八、土人三六〇、合計三六八名であつた。

刑務所—聯邦各國に設置せらるゝが官制上職員の所屬定員を有する主要刑務所は交趾支那、東埔寨及東京の三である。印度支那の刑務所には懲治監、拘禁場、監獄等があり外に少年懲戒所がある。而して中央監獄の所在する都市に於ては行政部懲治官憲の指揮を受け、

佛領印度支那……政治

二七九

都市外に在つては市長、州長又は軍政管區州長の指揮監督下にある。又時としては州官吏、土人警備隊長或は憲兵隊員をして統轄監督を受けしめることがある。

各刑務所の區別は大體左の如くで、懲治監は専ら土人及之に準すべき亞細亞人たる囚人を收容し、拘禁場は上記以外の歐人囚人を收容す。監獄は土人及歐人を收容するも刑期一年未満の者に限る。地方監獄に於ては拘禁場と同囚人を收容するを原則とするも實際に於ては土人裁判所の刑事被告人及犯罪人を收容し、少年懲戒所は未丁年の男囚を收容す。左に各國に於ける主要刑務所を示す。

交趾支那—西貢中央監獄、崑崙島懲治監

東京—河内中央監獄、海防民事監獄、南定地方監獄、タイゲン及ライチアウ懲治監

安南—順化監獄

東埔寨—ブノンベン中央監獄、バツタンパン及カンボ拘禁場

(備考) 暹羅島懲治監は主として政治犯及重罪囚人を收容す
尙關係理事官長に直屬せる諮問機關として刑務所監理委員會がある。本委員會は毎月開會し且當該理事官長を経て、毎年一回委員會の報告書と司法處分も寛大ならしむべき囚人の調査書を檢事總長に提出す。議長は理事官長又はその代理者を以てし、檢事總長の毎年指名する司法官一名、刑務所長及同僚一名の外、西貢及河内監獄に於ては市會議員二名(内一名は市會に於て選定したる土人議員とす)を加ふ。ブノンベン刑務所に於ては市長指名の市吏員一名を議員とす。

國防

總設(沿革)兵役制度(軍行政)軍政管區(陸軍部(印度支那軍編成)兵力)海軍部(印度支那海軍編成)軍港(要港)

一 總 說

沿革 佛國の印度支那侵略工作は、一八八四年の佛安條約の締結を以て大體終結を見たが、尙佛國は引續き對支紛争或は黑旗軍其他匪群の絶間なき反亂に依り之が鎮壓に腐心せねばならなかつた。即ち其後一九〇〇年初期に至る迄の重要な軍事施設及事件を列挙すれば、一八九一年三代總督ド・ラヌツサンの赴任後主として黑旗軍の反亂の爲擾亂の巷となつてゐた東京の支那接境地帯に四軍政管區(他に老糧に一あり)が設置せられ二個旅團の駐屯を見た。其後一八九三年には當時暹羅領であつた現東埔寨の大部分を占領し、その結果之を自己の主權下に置いた對暹紛争が起り、一八九九年には各軍政管區の威力強化の爲始めて組織的な土人兵團が編成せられて各區毎に一聯隊が配屬され、又間もなく廣州灣を占領し、翌一九〇〇年には支那に義和團事變が起り出兵を見た。是等印度支那駐屯軍及各事變の派遣軍等は總て海軍部隊を以て編成されてゐたもので、一九〇〇年當初の常備兵力は三個旅團及其他旅團を編成されない諸部隊に依て組織されてゐた。

重要な基因を爲してゐたのである。當時東洋に於ける英國勢力の進出は頗る旺盛で、一九〇二年日英同盟が成立し、其後一九〇五年には更に攻守同盟を確立せる日英改訂同盟條約の締結等があり、爲に佛國は一旦緩急の場合極東に於ける勢力孤立の危険を考慮し、軍備擴充の必要を感じた爲一九〇三年九月一日植民地歩兵隊及同砲兵隊を組織し、同年一月三日西貢及聖ジャック岬港を海軍根據地に指定した。越へて一九〇四年一月一日東京及安南土人兵徵募規定が公布せられ、一九〇八年八月二八日には交趾支那土人兵徵募規定が發布せられた。尙是より先東埔寨に於ては一九〇二年五月三〇日に歩兵隊が設置せられてゐた。斯くて印度支那の土人兵制の基礎は老糧を除く全地に亘つて確立されたのである。而して一九〇八年には植民地防衛費の削減を見た爲、軍備の縮少を余儀なくせしめられ國內治安維持に不足を生じない程度に改變された。之は領内の平靜と對英關係の鎮靜に依るもので、他方我が國とは現狀維持に關する約定が成立を見てゐた。

大であつた。其後一九二四年三月七日東埔寨王令を以て同領土人徵募規定が公布され、土人部隊が編成された。

海軍に於ては前掲規定の外に既に一八九二年六月一日に交趾支那土人海軍部隊の編成を見、更に一八九五年五月二六日東京及安南土人海軍部隊が組織せられたが、一九二四年五月三一日新たに印度支那海軍部の編成令が規定せられ新形態が確立せられた。

然るに一九二六年以降接境支那諸省に於ける擾亂或は安南人の國民運動及社會運動等の激化に伴ひ、佛人部隊の印度支那増派、近代裝備部隊の新設及器材の整備等再び軍備の擴充が實行せられ、更に一九二九年七月一日には印度支那軍編成の改正が實施され、今日の如き安南一東京、交趾支那一東埔寨兩師團及トン獨立旅團の三大部隊が組織せられた。又翌一九三〇年には東京安南兵營に於ける土人兵の反亂或は中部安南、交趾支那等に暴動事件起り、一九三一年五月一日には東京、安南、交趾支那等に土民の大暴動が惹起する等諸種の土民運動其他支那土民軍との衝突事件等により、益々軍備を擴充し一九三三乃至一九三四年の間に大々的編成變更を行ひ今日に至つてゐる。

兵役制度 國民皆兵制度を以て徵兵制を主體とし志願兵制度を併用してゐる。佛人に對しては本國制度を適用してゐるが、本國に於ては一九三五年三月十五日以後歐洲に於ける國際關係の惡化、特に對獨逸として在營期間は二箇年に延長されたが、印度支那に於ては一九二八年三月三一日附法律(同年六月二日印度支那に公布)に依れば、徵兵された佛人の兵役期間は前後を通じ二十九年で、現役一年、歸休三年、第一豫備一八年、第二豫備八年となつてゐる。尙適齡は滿二十歳である。志願は原則として滿十八歳以上の者に許可せられ、在營期間は十八箇月、一、二、三、四及五年である。再役志願は少くとも在營六箇月を終了せる者に認められ、期間は六箇月、一年、一八箇月、二、三、四年とし合計勤務年限五箇年と限度とす。尙特別兵たる外人兵は志願制に依る。

土人兵役法は聯邦各國に於て若干の差違はあるが、大體に於て一九三三年三月二十九日附大統領令の土人兵役法が原則として適用されてゐる。

右土人兵役法に依れば、徵兵、志願及再役の三制度を採用し、領内に徵募區を設け各區に徵募及豫備役兵事務所を置く。徵兵の場合は兵役期間三年、年齢は數へ年二乃至二八歳とし、志願の服役期間は四年を原則とし別に五及六年制を設く。志願兵たるの制限年齢は二十歳以下及三十歳以上の者とされ、下士官以下の再役服役期間は三、四及五年の三種ありその更新は十五年を限度とされてゐる。尙領外駐屯軍に服務すべき土人兵は志願及再役志願、召集兵中の希望者及強制召集の三方法に依つてをり印度支那にて一年在營教育を受けたる上派遣せらるゝ規定である。豫備役は現役出身軍人及軍務に服せざる二十乃至三十五歳の總ての土人を以て編成され、その期間は服役したるものは勤務年限と豫備役期間たる十五年の差年を以てし、尙恩給を支給さるゝ下士官兵卒にして十五年現役に服したる者は十二年とし、單に十五年以上服役せる者はその超過年限を十年より差引きたる期間とされてゐる。尙その召集は總動員、領内又は外地に對する一部動員又は作戦行動、演習召集及簡點呼の場合實施せられる。尙總動員の際は服役せざる二十乃至三十歳の者は總て召集する事が出来る規定である。

又山岳居住民に對する徵募は一九三四年一月二二日附大統領令を以て實施されてゐるが、ノン、ト、チアム、ムオン及モイ各族を以て編成され、その徵收區域は東京に於ては各軍政管區、中部諸州及各山岳地帶諸州で安南に於ては北部諸州である。徵兵の場合は前記土人兵役法に則り、志願は勤務年限を二年とし、徵兵の場合を除き一、二、三及四年の再役制である。又外地服役は再役制に依り、期間は三年を超えざる規定である。

尙聯邦各國に於ける現行の土人兵徵募規定基本法は一九三四年一月二二日交趾支那徵募規定、同年三月四日東埔寨徵募規定及一九三五年三月一九日東京、安南徵募規定である。外に豫備軍規定は一九三五年四月三日に公布されてゐる。

海軍に於ては土人水兵は陸戰隊及極東艦隊艦船に勤務することを本則とし、志願及再役制に依る外沿海諸州に於て徵兵を實施する。志願年齢は二十歳以下及二十五歳以上とし、四、五及六年の三種服役を本則とす。海軍大臣

の認可に依て許可せらる。再役は現役服務満了者又は除隊後の者に可能で期間は二乃至三年である。限度は十五年とし例外として二十五年迄許可される場合がある。但し五十歳に達する時は強制除隊を命ぜられる規定である。徴兵は定員不足の場合にのみ施行し四年勤務とす。外地服役は平時志願及再役召集後の志願、強制徴集の三制度に依り期間は三年とす。豫備役規定は陸軍に同じである。尙前掲印度支那海軍編成令の外に一九三二年四月二日の豫備軍規定、同年一月三日の海軍徵募及豫備規定が施行せられてゐる。

軍事行政 總督―印度支那國防上、本國に對する唯一の責任者は總督である。之は一九〇一年一月九日及一九〇三年五月二十六日附大統領令の明示する所で、行政の部に於て既述した如く總督は軍事官憲の権限に屬する軍事行動の實施及直轄指揮權以外には絕對權を握り、徵募及豫備軍關係事項、現役定員、就役期間其他各軍事委員會の設置等に迄互り統轄してゐる（政治の部、總督の軍事に關する權限を參照）。尙總督直屬の諮問機關として印度支那國防會議及國防委員會がある。

國防會議―一九〇二年一月三日及一九〇五年一月三日附大統領令を以て設置せられ、印度支那國防用兵の最高審議機關である。

議長―總督、副議長―印度支那軍司令官、議員―印度支那砲兵隊司令官、印度支那海軍司令官、書記―印度支那軍參謀長（師團長）を以て國防上の權限を審議する。

國防會議が特殊の聯合委員會として行動する場合、即ち國土の防備と數箇の行政部局と共通關係を有する事業計畫に就て研究する場合は、國防會議は前掲常任議員の外左記の者を臨時議員として票決權を附與して會議に列席せしむ。

當該關係國の理事廳（交趾支那は植民地政廳）文官或は武官代表者、衛生保健檢閱總監、工務檢閱總監、出納部長

國防會議は定期集會の規定なく議長の召集に依つて隨時開會す。

その權限は大體次の三種に區別する事が出来る。

一、植民地の軍事及防備組織に關する諸問題の現場に於ける第一次的調査

二、總督が所管大臣の同意を得るに先ち、至急處理の必要を認めたる一切の軍事的施設に對する意見の表明

三、植民地防備に關係ある諸問題にして、總督より諮問せられたる事項の調査

防務委員會―一九二八年二月八日附總督令を以て設置せられ、印度支那國防計畫の最高機關で左の如く編成されてゐる。

議長―總督、議員―印度支那軍團司令官、總督府總務長官、師團長、教育局長、財務局長、農、牧、林檢閱總監、工務檢閱總監、鑛山局長、勞働檢閱官、通信局長、政務公安課長、砲兵隊司令官、海軍司令官、印度支那軍參謀長、印度支那總督府立法行政部長官

印度支那軍司令官及海軍司令官―印度支那軍司令官は陸軍大臣及植民地大臣の申請に依り、大統領令を以て任命され陸軍中將とし河内に駐在し、司令官の任務を輔佐する爲に陸軍大佐を參謀長とし、同中佐を次長とする參謀部を置く。その權限は當該植民地に於ける陸軍兵力、同部局及造營物指揮、軍事行動の指揮及實施、陸軍大臣の指定配置に依らざる、驛下將校及相當官に對する配屬部隊又は部局を決定す。

海軍司令官は海軍大佐とし、西貢海軍工廠、海軍司法部、土人水兵團、海軍經理部、水路部の各部局を統轄す。職責上總督との關係は陸軍司令官と略々同一で、植民地の防備又はその準備行為に關しては總督に屬し、其他の件に關しては海軍大臣に所屬す。

軍政管區―現在東京に四、老樞に一、計五管區あり。司令部はモンカイ、カオベン、ハジヤン、ライチャウ（以上東京）、フオンサライ、（老樞）にあり。管區は更に多數の分區に別れ、各々要塞の監理、公安維持、軍事徵發、徴兵に關する事務に當つてゐる。

二陸軍部

印度支那駐屯軍及陸軍部局は何れも本國陸軍省の所管であるが、本國陸軍

部とは對立する植民地陸軍の一部をなすものである。植民地陸軍部は各植民地及保護領等海外屬領の占領防禦に任じ該地に常駐する兵力の全部を内容とし、印度支那駐屯軍はその第一軍を成すものである。官階及職制上の區別は將校以下士卒を通じて本國と同様である。

印度支那軍編成 印度支那軍は沿革に於て述べた如く、一九三三乃至三四年中に編成の大改正を見た。而して佛人部隊、佛土人混成部隊、土人部隊及外人部隊の四種がある。

司令部―軍司令部の外に安南駐屯軍司令部砲兵司令官（司令官少將）、航空隊司令官（同大佐）、經理司令官（同第一級主計總監）及衛生隊司令官（同植民地軍々醫總監）が河内に所在し、安南―東京師團、交趾支那―東埔寨師團と共に軍司令官（中將）の監督を受け各々軍務の遂行に當つてゐる。

部隊―左の三大部隊の外に若干の小部隊及特科隊より成る。

安南―東京師團（本部―河内、師團長―中將）

- 第一旅團
 - 植民地歩兵混成第十九聯隊 東京狙撃兵第二聯隊の一部
 - 外人歩兵第五聯隊（四個大隊） 植民地歩兵第十聯隊の一部
- 第二旅團
 - 關統中隊
 - 第三植民地狙撃兵第三聯隊（四個大隊）
 - 植民地砲兵混成（四個大隊―中一個大隊は四個中隊、一騎兵中隊、一戰車中隊）
 - 土人工兵中隊
- 交趾支那―東埔寨師團（本部―西貢、師團長―中將）
 - 植民地歩兵第十一聯隊（三個大隊―大隊は三個中隊、一機關銃中隊）
 - 安南人狙撃兵聯隊（三個大隊）
 - 東埔寨人狙撃兵大隊（四個中隊、一機關銃中隊）
 - 植民地砲兵混成第五聯隊（二個大隊の中一個大隊は二個中隊、一戰車中隊）
 - 土人工兵中隊

植民地無線電信中隊

トン獨立旅團（本部―河内、旅團長―少將）

植民地狙撃兵第一聯隊（四個大隊）

植民地狙撃兵第四聯隊（三個大隊）

小獨立部隊

植民地歩兵混成 東京狙撃兵第二聯隊の殘部 安南駐屯軍司令官に直屬

第十聯隊 植民地歩兵第十聯隊の殘部

印度支那航空隊 東京航空隊（三航空小隊）

交趾支那航空隊（二航空小隊―中一は水上航空小隊）

安南・東京砲兵工卒中隊 交趾支那航空隊（二航空小隊―中一は水上航空小隊）

安南・東京砲兵工卒中隊 交趾支那航空隊（二航空小隊―中一は水上航空小隊）

安南・東京砲兵工卒中隊 交趾支那航空隊（二航空小隊―中一は水上航空小隊）

安南・東京砲兵工卒中隊 交趾支那航空隊（二航空小隊―中一は水上航空小隊）

安南・東京砲兵工卒中隊 交趾支那航空隊（二航空小隊―中一は水上航空小隊）

安南・東京砲兵工卒中隊 交趾支那航空隊（二航空小隊―中一は水上航空小隊）

安南・東京砲兵工卒中隊 交趾支那航空隊（二航空小隊―中一は水上航空小隊）

安南・東京砲兵工卒中隊 交趾支那航空隊（二航空小隊―中一は水上航空小隊）

安南・東京砲兵工卒中隊 交趾支那航空隊（二航空小隊―中一は水上航空小隊）

安南・東京砲兵工卒中隊 交趾支那航空隊（二航空小隊―中一は水上航空小隊）

安南・東京砲兵工卒中隊 交趾支那航空隊（二航空小隊―中一は水上航空小隊）

安南・東京砲兵工卒中隊 交趾支那航空隊（二航空小隊―中一は水上航空小隊）

安南・東京砲兵工卒中隊 交趾支那航空隊（二航空小隊―中一は水上航空小隊）

安南・東京砲兵工卒中隊 交趾支那航空隊（二航空小隊―中一は水上航空小隊）

安南・東京砲兵工卒中隊 交趾支那航空隊（二航空小隊―中一は水上航空小隊）

安南・東京砲兵工卒中隊 交趾支那航空隊（二航空小隊―中一は水上航空小隊）

安南・東京砲兵工卒中隊 交趾支那航空隊（二航空小隊―中一は水上航空小隊）

安南・東京砲兵工卒中隊 交趾支那航空隊（二航空小隊―中一は水上航空小隊）

安南・東京砲兵工卒中隊 交趾支那航空隊（二航空小隊―中一は水上航空小隊）

安南・東京砲兵工卒中隊 交趾支那航空隊（二航空小隊―中一は水上航空小隊）

安南・東京砲兵工卒中隊 交趾支那航空隊（二航空小隊―中一は水上航空小隊）

安南・東京砲兵工卒中隊 交趾支那航空隊（二航空小隊―中一は水上航空小隊）

安南・東京砲兵工卒中隊 交趾支那航空隊（二航空小隊―中一は水上航空小隊）

安南・東京砲兵工卒中隊 交趾支那航空隊（二航空小隊―中一は水上航空小隊）

安南・東京砲兵工卒中隊 交趾支那航空隊（二航空小隊―中一は水上航空小隊）

安南・東京砲兵工卒中隊 交趾支那航空隊（二航空小隊―中一は水上航空小隊）

安南・東京砲兵工卒中隊 交趾支那航空隊（二航空小隊―中一は水上航空小隊）

安南・東京砲兵工卒中隊 交趾支那航空隊（二航空小隊―中一は水上航空小隊）

安南・東京砲兵工卒中隊 交趾支那航空隊（二航空小隊―中一は水上航空小隊）

安南・東京砲兵工卒中隊 交趾支那航空隊（二航空小隊―中一は水上航空小隊）

安南・東京砲兵工卒中隊 交趾支那航空隊（二航空小隊―中一は水上航空小隊）

安南・東京砲兵工卒中隊 交趾支那航空隊（二航空小隊―中一は水上航空小隊）

安南・東京砲兵工卒中隊 交趾支那航空隊（二航空小隊―中一は水上航空小隊）

安南・東京砲兵工卒中隊 交趾支那航空隊（二航空小隊―中一は水上航空小隊）

安南・東京砲兵工卒中隊 交趾支那航空隊（二航空小隊―中一は水上航空小隊）

安南・東京砲兵工卒中隊 交趾支那航空隊（二航空小隊―中一は水上航空小隊）

安南・東京砲兵工卒中隊 交趾支那航空隊（二航空小隊―中一は水上航空小隊）

佛領印度支那…國防

隊兵又は本國よりの派遣軍人軍属等の一時的收容所)及幼年學校(フ・ラントン、ツードーモ、フノンペン)等がある。

一九三四年陸軍兵員數表

出所：經濟財政最高會議及總督府會議報告

六月一日現在實員數

Table with columns for '所屬別' (Branch), '將校' (Officers), '下士官' (NCOs), '兵卒' (Troops). Rows include '植民地軍' (Colonial Army), '外人部隊' (Foreign Units), '航空部隊' (Aviation Units), '騎兵部隊' (Cavalry Units), '司法部隊' (Judicial Units), '土人' (Natives), '植民地軍' (Colonial Army), '航空部隊' (Aviation Units), '騎兵部隊' (Cavalry Units), '計' (Total).

尙右表と出所は異なるが、一九三六年七月一日國勢調査に基く聯邦各國駐在兵力を示す。但し海軍將兵の數を含むものと思料せらる。

聯邦各國兵員數表 (一九三六年)

出所：印度支那經濟時報

Table with columns for '國別' (Country), '隊' (Unit), '人' (Personnel), '土人' (Natives), '計' (Total). Rows include '安南' (Indochina), '柬埔寨' (Cambodia), '東埔' (Dongpu).

海軍工廠の主務は造船及各種水上作業、工廠造替物、船渠、埠頭、繫船地の建設及修理、工廠記録の保管等である。又本工廠は海軍に必要な各種の作業を實施する外に植民地の官營作業及民間作業の請負をなす。但し民間作業の請負をなす場合は、私立工場設備を以てしては作業困難なる旨の商業會議所の證明を必要とする。

一九三〇年に於ける土人従業員數は約一、二〇〇人で一〇人の將校に監督せられ、別に約三〇〇人の佛人職員事務員が居る。又廠内に教習所を設け佛人子弟八〇名を教育してゐる。

海軍經理部部長は主計大佐(又は中佐)で、主務は印度支那艦隊及極東艦隊の維持補給、海軍工廠附屬豫算の歳出決算等海軍各部署の經理事務を總轄する。

海軍工務部—海軍關係の建設工事に従事する。一九三三年以降繼續中の工事は、ガス・オイル廠(三千方米—竣工)、マズー油廠(五萬方米)、潜水艦繋留所、將校職員宿舎、海軍工廠發電所等で、従業員は土人四五〇乃至五〇〇人である。

海軍衛生部—軍醫二人及藥劑官を置く。

軍港—西貢、ツौरン、聖ジャック岬、海防、カムラン等の軍港がある。西貢軍港は同名の河上に設置せられてゐるが設備最も完備し印度支那艦隊の錨地である。カムラン軍港は一九三三年一月より軍港と指定されたもので、尙工事施行中であるが、南支那海に面し曾て日露戰爭當時バルチック大艦隊を包容した良港として著名で將來本領第一の軍港として期待されてゐる。海防軍港も近く完成の豫定となつてゐる。

要塞—防禦上の要塞地帯は東京、安南、交趾支那の各主要地に夫々砲臺を築いてゐる。その中最も重要なものは、聖ジャック岬、西貢、ツौरン、順化、海防及鴻基である。

佛領印度支那…財政

交趾支那

Table with columns for '支那' (China), '老' (Old), '東' (East), '計' (Total). Rows include '北京' (Beijing), '上海' (Shanghai), '香港' (Hong Kong), '廣州' (Guangzhou), '汕頭' (Shantou), '廈門' (Xiamen), '福州' (Fuzhou), '寧波' (Ningbo), '温州' (Wenzhou), '福州' (Fuzhou), '廈門' (Xiamen).

三海軍部

陸軍同様本國海軍省所管であるが、海上防備に當る海軍力は本國海軍の純然たる一部を成すもので、此の點陸上防備に任ずる特殊軍團たる植民地軍とその系統を異にしてゐる。而して總督は印度支那の防備又はその準備行動に關し権限を行使する。海軍部の經營維持の經費は上述の如く主權の一機關なるに不拘大部分は本領に於て負擔してゐる。

尙印度支那の海上防備に任ずる海軍力は二に分れ、一、極東艦隊(旗艦輕巡洋艦—司令官中將—以下砲艦八、河用砲艦一〇、測量艦一、帆船二)、二、印度支那艦隊であるが、極東艦隊は印度支那海軍部より獨立せるもので極東に於ける佛國の利權擁護及屬領の防備を任務とし印度支那のみに繋著してゐるものではない。

印度支那海軍編成—海軍本部—印度支那海軍の中央機關として西貢に海軍本部(司令官大佐)が設置され、各部署及施設の監督統監に當つてゐる。本部には參謀部、港務部、海兵團が所屬しゐる。

港務部は西貢軍港内に於ける軍艦の運行を司令し且商船の港内處理にも當つてゐる。海兵團に於ては海兵を收容し、糧食の供給及海兵の訓練に當る外募兵にも携つてゐる。

印度支那艦隊—報知艦マルヌ及アレト號以下交趾支那河用砲艦二隻、東京河用砲艦三隻、第十二潜水艦隊(補給艦一、潜水艦二)及測量艦三隻を以て編成されてゐる。乗組員は佛人約七〇〇名、土人六〇〇名である。

海軍工廠—軍艦及船舶の修理及船底掃除を行ふ印度支那唯一の海軍造替物で、近年小型船舶の建造設備を有するに至つた。部長は印度支那海軍司令官の監督下に海軍工作部長たる造船官(少佐相當官)を置き管理の任に當らしむ。

財政

總説—財政行政—歳計—公債—專賣—稅制

一總説

本領の財政制度は、一八九八年七月三十一日附大統領令を以て初めて確立を見たもので、獨立豫算を構成す。今假りに實行總豫算及豫備金庫現在高に就てその経過を見れば、一九一三年は歳入三三、七三六千比弗、歳入四〇、五九〇千比弗であつたが、一九二三年には歳入七〇、六七九千比弗、歳入六七、二〇〇千比弗、五月三十一日現在の豫備金庫は二七、六千比弗より減少した。然るに一九二四—二五兩年度は共に歳入に於て一九二三年より減少を來し、豫備金を以て之を補填し、一九二五年の豫備金現在高は一〇、四千比弗に減少、その減少率は六二・三%に當つてゐる。併し其後豫算は引續き年々甚しい膨張を示したに拘らず頗る健全状態を示し、一九二九年に於ては歳入九五、〇八〇千比弗に對し歳入は九三、七九三千比弗と稍々均衡を缺いてゐるが、豫備金は一八、二千比弗と再び増加してゐる。即ち一九二五年に比し七五%の増加である。此の年々の歳入増加は一般農業の進展繁榮と各種官業收入等の増収に基くものである。而して一九三〇年以降は世界經濟不況に基く財界の不況に因り豫算の縮少を來す一方歳入及歳入の均衡を得ず、甚しい歳入の劣勢を示した。即ち歳入に於て一九三〇年は一〇四、二四一千比弗に對し、一九三三年六七、七四三千比弗と三五%減、歳入に於て同じく九四、七四五千比弗より六一、四二〇千比弗と三四%減、一九三四年度の豫備金は僅かに一、八四二千比弗となり、甚しく悲觀的な状態となつた。此處に於て政府は主として一九三一年頃より此の窮迫財政の對策として行政費、人件費或は官吏の俸給、植民地手當及宿舎料等の減額を實施し歳入減を圖る一方、新財源の調査に意を拂ひ努めて歳入の増加に努力した。一九三四年以後事態は益々惡化し、一九三七年度は歳入六一、六六一、三七〇比弗と益々壓縮されてゐる。但し世界經濟恐慌も一九三四年その底を突き、一般經濟界は漸次好轉しつつ、

ある爲、今後は財政的にも好轉するものと豫想する事が出来る。
總豫算の如上の變遷は大體地方豫算に於ても同様で、各地方廳とも近年大なる歳入減に困憊し、豫備金庫在高も至極悲觀的な状態を示してゐる。

財政制度及編成

印度支那政府の財政制度は植民地最高會議の協賛を経て總督に依り決定せられ、本國植民地大臣の發議に基き内閣を通過すれば最後に大統領令を以て裁決される規定となつてゐる。(政治の部、總督の財政上の権限の項、參照)。

聯邦各國行政長官は、總督が副任拂命令官の職務を執る本國豫算歳出に對する支拂命令分任官(老練を除く)であると同時に、印度支那總豫算及同附屬豫算に對し委任されたる副任拂命令官である。而して自己の管轄國豫算の支拂命令官たるの権限を有す。以下印度支那財政の編成を述ぶるに當つて各種豫算に就き制度を附記す。

總豫算—本豫算は財政部に於て編成せられ、總督府會議に附議したる上總督が之を決裁し、大統領令を以て承認を受けることとなつてゐる。尙印度支那經濟財政最高會議は總督の經濟財政に關する專問的諮問機關として、財政方面では經常及臨時豫算、同附屬豫算、總豫算又は公債支辨の土木事業其他總督の特命せる財政事項を議す。此の外最高會議は關稅を除き諸稅の課稅基礎、稅率及徵稅規定、公債及擔保に就て、議決し之を總督府會議に附議する。總豫算は本國豫算より補助金を得或は本國豫算に對し分擔金を課せられ得るものであるが、現在多額の分擔金を負擔せしめられてゐる。之等の額は年々法律を以て定めらる。又本豫算は同様に地方豫算に分擔金を課し或は補助金を賦與することが可能であるが、夫等の額は總督府會議に附議したる上總督に依り定めらる。

地方豫算—聯邦各國は各々獨立した豫算を有してゐる。但し總豫算、町村豫算又は商業會議所豫算より補助金或は割當金を受ける場合がある。

安南、東京及東埔案保護領の豫算は、保護領會議に附議し地方行政長官たる理事官長が之を編成し、老練保護領では直接理事官長が之を編成し、總督府會議に附議し總督に依り裁決せられる。交趾支那では植民地會議の決議案

るが、市豫算に繰入れらるる通常又は特別附加稅額の裁定は自由で、市稅に關する決議は二箇月以内に所轄行政長官の取消なき場合は之を實施することが出来る。又五十萬法以内の借款又は行政長官の制限額を超過する特別稅の設定に關する決議は、前者の場合は總督府會議、後者の場合は同常任委員會の承認を必要とす。

二 財務行政

本領の財政の運用は左の如き諸機關に依り代表されてゐる。但し中央、聯邦各國及王領關係のものゝみに就き記す。

中央財政機關

印度支那財務監督局—印度支那の行政部局より獨立せる機關で、主務は行政官廳に依り植民地に於て支辨せらるる各種豫算の實施監督にある。但し本部の豫算實施監督權は交趾支那地方豫算、ブノンペン市、ツラン市、堤岸市及一九一一年一月二〇日附大統領令に依り總督の指定する各都市の豫算、並に土人の特別豫算に屬する安南政府豫算、交趾支那、東埔案及東京の各町村、組合豫算に及ぼざる規定である。又本部は總督若しくは植民地經理部長に對し、毎年植民大臣より委任する植民省豫算の民政費及軍事費の管理並に各商業會議所特別豫算に關してその監督權を行使す。組織は河内に本部を置き、植民、大藏兩大臣の申請に依り大統領令を以て任命せられる部長駐在し各國首都に四名の代理人を駐在せしむ。

印度支那財務局—主として總督府の財政事務を管掌する機關で、本機關の最も重要な権限は總豫算及同附屬豫算に關するもので、秘書課の外に五課よりなり、別に登錄課がある。各種豫算の大體の管掌事務は左の如くである。

第一課—豫算の監督、附屬豫算の編成、各部局の支拂監督、關稅稅務局關係事務及會計

佛領印度支那…財政

を參事會に附議し、交趾支那知事に依り裁決せられ總督の認定を受けるものである。又前記四保護領の歳入を構成する諸稅及賦課金等の課稅基礎、稅率或は徵收規定は前三保護領に於ては保護領會議に附議し理事官長編成し、老練に於ては前同様理事官長の権限にある。但し各保護領共國王の特權を保留するもので、右に關係の王令は總督府會議に附議し總督に依り裁決せらる。而して交趾支那植民地會議の右に關する決議案は總督の承認を要する。關稅率及輸入稅以外の廢止は同じく總督の裁定を以て行ふこととなつてゐる。

尙安南、東京及東埔案三保護領には一九二八年一月四日附大統領令で設置された理事官長の諮問機關たる經濟財政會議が各々所在し、その必須諮問事項は、(一)地方豫算案(地方廳費及特別費等を除く)、(二)地方豫算支辨土木費、(三)決算、(四)公債及擔保、(五)保護領歳入の基礎たる諸稅の課稅基礎、稅率及徵稅規定其他理事官長の特命問題等で、其他歳出及歳入に關し若干の保留事項を除き提案を爲すことを得る。老練には未だ保護領會議及經濟財政會議は設置されず上述の如く總理事官長の編成する處となつてゐる。

附屬豫算—(一)廣州灣租借地豫算、(二)鐵道豫算、(三)募債基金、(四)西貢工廠豫算の四がある。廣州灣租借地豫算の歳入は諸稅及小作料等の收入を主とし、廣州灣理事官は大統領令に依り認可せられた場合、副支拂命令官たる資格を得る。

州及町村豫算—本豫算は夫々各州理事官及行政長官の任命せる官吏に依り編成せられ、その裁決を得ることを要す。

都市豫算—佛國の領土たる西貢、河内及海防三市の市長は市豫算の任拂命令官で、豫算の編成をなし市會に附議しその決議は所轄行政官長又は總督の認許を必要とす。尙租稅、小作料、專賣稅その他の各種賦課金に就ては實施上總督の許可を受ける規定である。尙市債及市借款事項に就ては總督、但し未償還額を總算し五十萬法以上の場合は大統領令に依る許可を要す。

二級都市たる堤岸、ツラン及ブノンペン各市市長の財政上の権限は前項と同一で、市會の決議したる豫算はツラン市に於ては理事官長の承認を要し、堤岸及ブノンペンに於ては所轄行政長官の許可を要することは同様である。

第二課—一般會計、支拂命令、決算、動産及不動産管理

第三課—出納事務、國庫事務監督、貨幣制度及發券銀行との關係、銀行の設立、財政調査

第四課—地方財政、地方、州、町村及自治團體豫算關係問題

第五課—公債、恩給、植民地退職者金庫、補助金

登錄課—官有地、登錄及印紙關係の立法及司法

西貢支所

財務部長は總督の特別委任且その責任下に同時に總務長官の監督下に豫算の編成及實施を掌り、事實上豫算歳出の主たる支拂命令官である。

登錄、官有地及印紙局—財務部長の監督下に局長を置き事務を總轄せしむ。河内に支所、檢閲及監督所、領收事務所を設け、又徵收所は交趾支那—西貢に四及地方に七を置き、東京—河内及海防に各々二、其他に一、安南—二、東埔案及老練—各々一を設置されてゐる。本局の所管事務は罰金、科料、訴訟費用及行政處分に基き徵收金の收納、抵當物の保管、動産の公賣豫納金の收納、同上登記、無主財産の管理、證券印紙類の販賣、不動産又は國債を以つてする保證金の保管、印紙稅及不動産稅の設定等である。

印度支那不動産部—財務部長の監督下に局長を置き、土地所有權の設定及實施に關する事務を管掌す。尙印度支那土地法の實施及監督上の調査、所有權讓渡に關する手續上の監督を爲す。河内主務廳の外に管理所を交趾支那に五、東京に二を設置す。

關稅稅務局—關稅稅務局長之を統轄す。局長は植民大臣の申請に依り大統領令を以て任命し總督の直接權限下に配屬せしむらる。本部を河内に置き、秘書課、庶務人事課の外、第一課—關稅、第二課—租稅、第四課—行政訴訟、第五課—商業統計、以上の各課がある。但し會計及物品を掌れる第三課は一九三二年以後除外された。而して支所を東京及北部安南、交趾支那、安南、東埔案及老練(獨立廳で獨立監督部と稱す)に設置し、更に各支所管區内を多數の區に分ち收稅所を設け事務の圓滿遂行を期してゐる。

印度支那關稅稅務支所の任務は財政部局全般の基礎を爲すもので、聯邦各

國豫算、自治都市並に港灣及商業會議所の豫算歳入となるべき賭税の徴収に當る外、主務として一般豫算歳入に繰入るべき各種の間接税を徴収するにあり。その管掌する主要間接税は、輸出入關稅、統計稅、通過稅、入庫稅、通航稅、船渠及保管稅、米稅、護謄、鐵石輸出稅、專賣稅(鴉片、酒精、鹽)、消費稅、洋酒、土人酒精、煙草、鐵油、燐寸、獵具、火藥、骨牌等である。

印度支那出納部一所謂會計検査院の職務を掌る機關で、大藏大臣の推薦に依り植民大臣の同意を経て大統領令を以て任命される印度支那出納總監を部長とし財政の收支事務を統轄せしむ。地方財政に對しては、東京は總監の直轄で、交趾支那、安南、柬埔寨及老撾には夫々出納官を置き、各種豫算出納事項を分擔せしむ。

地方及王國財政機關 前記中央財政機關中に記述したる地方設置機關以外に就て記す。

交趾支那直稅局—西貢に所在し、西貢及堤岸に夫々監督所がある。西貢監督所に於ては地租、安南人頭稅、歐人頭稅、營業稅、亞細亞外人登録稅、舟船稅、度量衡稅、一般課金、商業旅行者身分證明書手数料等に關する事務を取扱ひ、堤岸監督所は右の外汚物撤收稅其他雜收事務に携つてゐる。

安南王國吏部及財務局—内閣に吏部が附屬されてゐるが、佛國の保護領となつて以來大臣の權限は著しく制限を加へられ、主として王室財務局に於て處理されてゐる。後者は獨立豫算として編成される安南王室豫算の管理に任ず。豫算歳入の殆ど全部は安南地方豫算の補助金で、この歳入豫算は王室費、王族及侍從費、土人文武官の俸給に充當す。

柬埔寨王國大藏部及財務局—官内、大藏、美術省内の一部局で、王室財務局はその豫算事務を管掌し、歳入は大部分柬埔寨地方豫算補助金を以てし、主として宮内省及王室費に充當す。

ルアンブラバン王國大藏部—工務、大藏、商農務省に從屬し、老練地方豫算支辨に關する王室費を以て處理し、王室費豫算案は國王之を編成し理事官長の承認を経て實施す。

三 歳計

總豫算及同豫備金庫、地方豫算及同豫備金庫のみに就て記述す。總豫算及同豫備金庫—歐洲大戰勃發前年たる一九一三年以降一九三三年迄の歳計及豫備金庫在高の増減を比較し、財政状態の推移を示す。

實行總豫算歳出及中央豫備金在高表

Table with columns for '歳出' (Expenditure) and '歳入' (Revenue) from 1913 to 1935. It shows a general downward trend in both categories over the period.

次に一九三〇年以降實行の總豫算の狀態を示す。但し一九三四—三五年度は確定豫算額を示せるものである。

實行總豫算額表

Table showing '歳出之部' (Expenditure by category) for 1930-1935. Categories include '公債及年賦償還金' (Public debt and annuity redemption), '恩給' (Pensions), and '陸軍及空軍費' (Army and Air Force expenses).

本國恩給及植民地退職者金庫

本國機關施設費

三、總督府費

人件費

物件費

經濟財政最高會議費

外交派遣費其他

各種補助金、宣傳及遊覽施設費

四、政務費

政務及保安費

特別費

五、裁判所及司法行政費

裁判所費

司法行政費

會議費

六、財務費

財務監督費

財務部費

登錄、官有地

印紙局費

出納部費

佛領印度支那...財政

關稅稅務局費

購入費

七、社會施設費

教育費

文書登錄局及圖書館費

科學施設費

衛生保健部費

勞働檢閱部費

八、經濟施設費

見本市及博覽會補助金

鐵工業檢閱部

商船及船舶登記部費

船舶會社補助金

巴里所在印度支那經濟事務所費

農、牧、林檢閱部費

農業勸業銀行

佛領印度支那...財政

Table of financial data for French Indochina, including categories like 米穀局補助金, 農事研究費, 郵便, 無線電信局費, 一〇、土木, 貨幣, 兌換, 鑄造費及支拂利息.

二九〇

Table of financial data for French Indochina, including categories like 其, 補助金, 關稅稅務收入, 總歲入, 一、關稅稅務收入, 二、同附加稅收入, 三、一般國內稅收入.

(二)(一)

Table of financial data for French Indochina, including categories like 四、礦產物採掘稅, 五、消費及流通稅收入, 六、稅務收入, 七、共通收入, 八、登錄收入.

佛領印度支那...財政

二九一

Table of financial data for French Indochina, including categories like 所有權移動稅, 九、印紙收入, 一〇、官有財產收入, 一、鑛山賦課金, 二、有價證券收入, 三、其他諸稅及雜收入, 登錄官有財產及印紙收入, 選信收入, 資本收入, 貨付及前渡金利息及支拂金, 流動資金收入, 資本收入, 大學關係收入, 病醫院收入, 其他收入, 出版物豫約收入, 雜務收入, 現物給付對價, 官業特許權會社收入, 一九三三年土木工事施行給付額特別豫算支拂額.

佛領印度支那...財政

(六) 兌換及貨幣鑄造益金
不時及雜收入
年度末收入
雜收入計

九五五	九六六	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
八四四	一七三	一五二	一三〇	二九六
五〇四	七九	八六九	六三三	五七八
二六二	三九三	六三三	九七九	七二二
九四七	四七〇	五七〇	五七〇	五七〇

中央豫備金庫在高表 (各年五月底現在) 單位千比弗

中央豫備金庫在高表 (各年五月底現在) 單位千比弗

種別	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六
貨幣	五七〇	七七八	七九八	一五	二七九
有價證券	二七五	一七三	一八七	一八六	二八五
現在高	五八三	九一一	一〇〇九	一八四	五八三

安南地方豫算及同豫備金庫在高表 單位千比弗

安南地方豫算及同豫備金庫在高表 單位千比弗

項目	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
一、政務行政費	三三	三三	三三	三三	三三	三三
安南宮廷費及王室費	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
政廳及官衙費	七	七	七	七	七	七
州行政費	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇
土人行政費	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
司法行政費	七	七	七	七	七	七

二九二

警務、監獄費
其他
憲兵及土人警備隊費
運輸費
官私立施設補助金
行政監督及治安費

二八	一〇四	一一	一〇四	九六
一九	一八八	四	三七	四八
一〇五	一三〇	一七	一三	一三
三三	一四	七	八	七
四九	一〇	七	七	七
三三	四八	二	五	六
三三	三〇	七	六	六
五〇七	五九七	六一七	五五八	五〇六

二、財務計
財務費
地籍及測量費

二〇	一	一	一	一
一	一	一	一	一
三	三	三	三	三
三	三	三	三	三
三	三	三	三	三

三、經濟施設費
土木費
農務費
林務費
畜產費

五三三	三三〇	一六	一六	一六
八三	一〇	一	一	一
六〇	一	一	一	一
一五	一	一	一	一
七	一	一	一	一
三九	一〇	一	一	一
一三	一	一	一	一
二	一	一	一	一
二	一	一	一	一
二	一	一	一	一

四、社會施設費
保健醫務費
教育費

六七〇	三三	一〇	一〇	一〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇

(一) 歳入之部

歳入之部

一、直接歳入	一、二八五	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
二、間接歳入	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
三、臨時歳入	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
四、他種豫算補助金	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
五、臨時歳入	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
六、他種豫算補助金	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

(二) 直接歳入計

直接歳入計

一、官有地收入	五八〇	五八〇	五八〇	五八〇	五八〇
二、官有地收入	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
三、林業收入	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇
四、小作料收入	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
五、雜項收入	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
六、行政及司法罰金	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
七、行政及司法罰金	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
八、行政及司法罰金	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
九、歲出剩餘金	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一〇、雜及不時收入	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一〇、雜及不時收入	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一〇、雜及不時收入	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇

東埔寨地方豫算及同豫備金庫現在高表

東埔寨地方豫算及同豫備金庫現在高表

項目	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
一、政務行政費	七	七	七	七
安南宮廷費及王室費	七	七	七	七
政廳及官衙費	七	七	七	七
州行政費	七	七	七	七
土人行政費	七	七	七	七
司法行政費	七	七	七	七

佛領印度支那...財政

Table of financial data for French Indochina, including categories like 'Police and Official Expenses', 'Public Administration', and 'Judicial Expenses'. It lists various sub-items and their corresponding values in multiple columns.

二九四

Table of financial data for French Indochina, including categories like 'Economic Expenses', 'Social Expenses', and 'Education and Art Expenses'. It lists various sub-items and their corresponding values in multiple columns.

佛領印度支那...財政

Table of financial data for French Indochina, including categories like 'Income Tax', 'Land Tax', and 'Direct Taxes'. It lists various sub-items and their corresponding values in multiple columns.

二九五

Table of financial data for French Indochina, including categories like 'Direct Income Tax', 'Subsidies', and 'Administrative Expenses'. It lists various sub-items and their corresponding values in multiple columns.

佛領印度支那...財政

Table of financial data for French Indochina, including categories like 'Personnel and transport', 'Public works', and 'Economic development'.

二九六

Table of financial data for French Indochina, including categories like 'Direct income', 'Income tax', and 'Land tax'.

佛領印度支那...財政

Table of financial data for French Indochina, including categories like 'Business and additional taxes', 'Special taxes', and 'Direct income'.

單位千比那
出所同前表

二九七

Table of financial data for French Indochina, including categories like 'Government expenses', 'Police and military', and 'Public works'.

佛領印度支那……財政

Table with columns for financial categories (一) 歳入之部, (二) 歳入, (三) 歳入, (四) 歳入, (五) 歳入. Rows include 直接税及之に類するもの, 地方税, 地方支拂金, etc.

Table with columns for financial categories (一) 歳入, (二) 歳入, (三) 歳入, (四) 歳入, (五) 歳入. Rows include 酒精製造契約金及消費税, 象頭税, etc.

東京地方豫算及同豫備金庫現在高表

單位千比那 出所同前表

(二)

Table with columns for financial categories (一) 歳入, (二) 歳入, (三) 歳入, (四) 歳入, (五) 歳入. Rows include 恩賜及官衙費, 州行政費, 州人行政費, etc.

佛領印度支那……財政

Table with columns for financial categories (一) 歳入, (二) 歳入, (三) 歳入, (四) 歳入, (五) 歳入. Rows include 土地保管費, 經濟施設費, 土木費, etc.

佛領印度支那...財政

(一)

歳入之部	直接税	間接税	雑収入
歳入之部	105,000,000	100,000,000	90,000,000
直接税	90,000,000	80,000,000	70,000,000
間接税	10,000,000	20,000,000	20,000,000
雑収入	10,000,000	10,000,000	10,000,000
人頭税	40,000,000	30,000,000	20,000,000
土人頭税	10,000,000	10,000,000	10,000,000
都市土人頭税	10,000,000	10,000,000	10,000,000
高地々方家族税	10,000,000	10,000,000	10,000,000
亞細亞外人頭税	10,000,000	10,000,000	10,000,000
土地税	10,000,000	10,000,000	10,000,000
農會議所附加税	10,000,000	10,000,000	10,000,000
土人及亞細亞外人附加税	10,000,000	10,000,000	10,000,000
營業税及附加税	10,000,000	10,000,000	10,000,000
直接税に類する税	10,000,000	10,000,000	10,000,000
直接税収入計	10,000,000	10,000,000	10,000,000
二、官有財産及登録収入	10,000,000	10,000,000	10,000,000
三、鑛山税	10,000,000	10,000,000	10,000,000
四、林業収入	10,000,000	10,000,000	10,000,000
五、小作料収入	10,000,000	10,000,000	10,000,000
六、産商及事業収入	10,000,000	10,000,000	10,000,000
七、雑収入	10,000,000	10,000,000	10,000,000

(二)

歳入之部	歳入	歳出	歳入超過額
歳入之部	100,000,000	100,000,000	0
歳入	100,000,000	100,000,000	0
歳出	100,000,000	100,000,000	0
歳入超過額	0	0	0
八、行政司法罰金及裁判所収入	10,000,000	10,000,000	0
九、豫備金利息	10,000,000	10,000,000	0
一〇、歳出剩餘金	10,000,000	10,000,000	0
一一、雑収入及不時収入	10,000,000	10,000,000	0
一二、年度末収入	10,000,000	10,000,000	0
地方豫算直接収入	10,000,000	10,000,000	0
他種豫算補助金及割當金	10,000,000	10,000,000	0
總豫算補助金	10,000,000	10,000,000	0
道路共通費總豫算拂戻金	10,000,000	10,000,000	0
聯邦各國繰入金	10,000,000	10,000,000	0
都市繰入金	10,000,000	10,000,000	0
州繰入金	10,000,000	10,000,000	0
町村繰入金	10,000,000	10,000,000	0
町村獎勵金収入	10,000,000	10,000,000	0
補助金及割當金収入計	10,000,000	10,000,000	0
減税	10,000,000	10,000,000	0
實際收入計	10,000,000	10,000,000	0
豫備金現在高	10,000,000	10,000,000	0

印度支那政府發行公債現況表 (一九三六年十二月末日現在)

種別	發行年	金額		償還期限	利息(%)	賣價(%)	一九三七年			
		額面額	實額				一月一日現	年賦償還額	一九三六	一九三七
一、安南、東京保護國八千萬法公債 (一九三六年二月一〇日附法律)	一九三六	80,000,000	80,000,000	二分五厘	八七	100	100	100	100	100
二、二億法鐵道公債 (一九三八年二月二日附法律)	一九三八	20,000,000	20,000,000	三分五厘	九三	100	100	100	100	100
三、雲南鐵道會社五千三百萬法公債 (一九三九年二月二六日附法律)	一九三九	53,000,000	53,000,000	三分五厘	九三	100	100	100	100	100
四、土木工事九千萬法公債 (一九三九年二月二六日附法律)	一九三九	90,000,000	90,000,000	四分	九三	100	100	100	100	100
五、一三億七千萬法公債 (一九三九年十月)	一九三九	1,370,000,000	1,370,000,000	四分	九三	100	100	100	100	100
六、二億五千萬法公債 (一九三九年四月二六日附法律)	一九三九	250,000,000	250,000,000	四分五厘	九三	100	100	100	100	100
七、一億七千萬法公債 (一九三九年七月二七日附法律改正)	一九三九	170,000,000	170,000,000	四分五厘	九三	100	100	100	100	100
B 比非にて募債のもの										
一、ヴィンドンハ間鐵道施設の爲の六一八萬比弗富籤公債 (一九二一年六月二〇日附法律)	一九二一	6,180,000	6,180,000	三分	一一	100	100	100	100	100
二、土木工事九千萬法公債第二回募債 (一九二四年五月六日附法律)	一九二四	90,000,000	90,000,000	四分	一一	100	100	100	100	100

出所日印度支那統計年報

四 公債

前項の如く印度支那の財政は一九三〇年以降苦境に立ち、政府の諸經營も圓滑に進展せず、爲にその財源を公債或は地方債の發行に依り僅かに之を補つてゐる状態にある。左に一八九八年以降發行されたる各種公債を示す。

主管官廳に就ては本稿の初に述べた通りであるが、專賣品は阿片、土人酒、精及鹽の三種である。專賣収入に就ても總豫算の歳入中に記述した爲省略する。

佛領印度支那...財政

阿片生産、購入及販賣總て完全な專賣事業で、購入及生産は絶対に政府の監督下に在り、小賣人は毎年一月一日乃至二月三十一日迄一箇年間の免許狀の下附を受けることを要する。賣價は一既に付左の如く定められてゐる。精製品三六〇比弗、印度人印三〇〇比弗、龍印一九〇比弗、ローカル一九〇比弗、尙地方別に依り更に八〇比弗、一〇〇比弗、一四〇比弗のものがある。

る。因に販賣單位は一疋、一〇〇瓦、四〇瓦、二〇瓦、一〇瓦及五瓦の六種となつてゐる。

土人酒精—酒精の専賣は東京及北部安南に限られ、米製酒精、支那葡萄酒及香料入酒精等は各月初に先月の河内、海防及南定市の平均市價を基準として關稅稅務所長の定める價額を製造會社に支拂ひせしめ、又其他の酒精含有品も種類に應じ、卸賣・小賣値共に明確に定められてゐる。專賣となつてゐる東京及北部安南では消費稅は課せられない。其他の地方では單に消費稅を課し自由販賣である。

鹽—海鹽又は岩鹽採取事業經營に従事する者は政府の特別許可を要し、鹽製造人はその生産全量政府に引渡すこととなつてゐる。鹽の販賣は關稅稅務局又はその受命者に依て從事せられ、生産者には時々官報に公告されたる價格を以て支拂ひせらる。但し市價は地方に依り差異がある。

以上三種の專賣品中阿片の收入最も多く、年々專賣收入總額の半に達してゐる。(總豫算收入中「專賣收入」の項参照)

六 稅 制

1 租 稅

關稅關係事項は後説「關稅」の項参照。

稅制の大要—原則として間接稅は總豫算に、直接稅は地方豫算に歸屬す。間接稅には關稅、登錄稅、印紙稅、官有財產稅、專賣稅其他各種消費及流通稅、國內附加稅等がある。參考の爲左に各種の消費及流通稅額を示す。

Table with columns for tax types (e.g., 土人製酒精, 支那酒, 古酒及精製土人酒精) and their respective rates (e.g., 比價 一五〇, 三三).

樽寸消費稅

舶來品 (五〇本入一〇箱に付)

第一號 (五〇本以下入一〇箱に付)

第二號 (七五乃至五一本入一〇箱に付)

第三號 (一〇〇乃至七六本入一〇箱に付)

砂糖消費稅 (一〇〇疋に付)

粗製糖

精製糖及ガラメ

角砂糖

フェロ・セリニウム消費稅 (一〇〇疋に付—本品の販賣は許可制) 一〇〇

煙草流通稅 (一疋に付)

第一種 紙卷、シガレロ及葉卷 (精製葉煙草を除く)

第二種 阿右にして製造業 貼札、其他何等かの指示を爲したるもの

第三種 精製支那葉煙草

第四種 イ、一本の重量四瓦以下、一箱二十本入五仙以下のもの

ロ、一本の重量四瓦のもの

第五種 上掲せざる紙卷煙草及シガレロ

第六種 葉卷

骨牌流通稅

イ、亞細亞人用骨牌 (一〇〇疋に付)

ロ、佛人及外國人用 (三二枚組 (一組に付) 五二枚組 (同 右))

向此の外に火藥及爆竹に消費稅が課せられてゐる。

直接稅は聯邦各國に依て多少の差異がある。左に各國豫算歲入を構成する主要稅の種目及稅額を示す。

交趾支那 人頭稅(歐人、土人、亞細亞外人、契約移民外人)、地租(米田、其他の栽培地、都市)、營業稅、舟船稅、觀覽稅

人頭稅—人頭稅中土人に關するものは稍明瞭を缺ぐを以て省略するが、其他のものに對しては大體左の如く課せられてゐる。但し歐人及之に類するものに課せられる稅は所得稅 (Impôt sur le revenu) と稱せられ、一九三三年以降一〇%の減額が實施せられてゐるが、基本額は左に掲示の如くである。尙一八乃至六〇歳の男子にのみ課するもので女子、癡疾者は除外されてゐる。歐人及之に類するもの(所得稅、單位—比弗)

Table showing annual income (年 收) and tax amounts (稅額) for various categories like 外人, 亞細亞外人, 地租, 特級米田, etc.

佛領印度支那...財政

西貢市

Table showing property tax rates (比率稅) for different types of land (e.g., 一級住宅地, 二級住宅地, 三級住宅地) and other categories like 庭地, 灌溉水路, etc.

東京 人頭税(歐人、土人、都市土人、高地東京種族、亞細亞外人)、地租(歐人、農業會議所の爲の附加税、土人、亞細亞外人、前二者附加税、都市)、營業税及附加税、鐵山税

Table with columns: 年收, 税額, 年收, 税額. Rows include 人頭税, 歐人及之に類するもの(所得税, 單位一比弗), 土人, 都市土人, 亞細亞外人.

地租 米田地租、歐人、土人及亞細亞外人其他の二種に區別せられる。歐人(年一陌に付、單位一比弗) 特級 (陌當り收穫量四、〇〇〇疇以上) 一級 (同二、五〇〇乃至四、〇〇〇疇) 二級 (同二、〇〇〇乃至二、五〇〇疇) 三級 (同二、〇〇〇疇以下) 土人及亞細亞外人其他(年一マウーMeterに付、一マウは〇・三六陌、單位一比弗)

其他の地租 略 歐人(年一陌に付、單位一比弗) 一級 烟草、檳榔、ココ椰子栽培地 二級 烟草、甘蔗栽培地

三級 桑、棉花、土人麻、苧麻、蓖麻栽培地 四級 玉蜀黍、麻、甘蔗、タロ芋、豆、珈琲、茶、野菜、果樹、葦、落花生栽培地及宅地 五級 原野、牧場、沼澤地 六級 不可耕地及正規植林を爲さざる地 (註) 珈琲、茶栽培地は第一回栽培に對しては六箇年間免稅、第二回栽培には四箇年間免稅とす

土人(年一マウに付、單位一比弗) 一級 烟草、檳榔、ココ椰子、甘蔗栽培地 二級 桑、棉花、土人麻、ラミー、蓖麻、栽培地 三級 珈琲、茶、玉蜀黍、胡麻、甘藷、タロ芋、豆、野菜、果樹、葦栽培地 四級 未開墾地、泥地、沼澤地 五級 不可耕地、正規の植林を爲さざる土地 (註) 珈琲、茶栽培地に就ては前者に同じ 都市地租(年額) 河内市(單位一比弗) 建築なき土地(一平方米に付) 特級 三級 〇・〇〇四 一級 四級 〇・〇〇一 二級 〇・〇〇六 三級 〇・〇〇三 海防市(一平方米に付、單位一比弗) 級外 一級 二級 三級 四級 五級 一級 〇・一四 二級 〇・一三 三級 〇・一〇 四級 〇・〇四 五級 〇・〇一 二級 〇・一三 三級 〇・一〇 四級 〇・〇四 五級 〇・〇一 三級 〇・一三 四級 〇・一〇 五級 〇・〇四

土人 附加税—タンホア、ダルラク、カンガイ諸州、ソンカウ チュアチエン州、ヴィン、ドンホイ ハチン、カンチ諸州、キノン 會 舗 ツーラン コンナム州、ブレイク フアンラン州 フアンチエ オートドナイ

Table with columns: 別種, 一種, 二種, 三種, 四種, 五種. Rows include 營業税, 固定税(單位一比弗), 一級, 二級, 三級, 四級, 五種, 六種(米田), 七種.

比率税—職業、商工業營業地の實際賃貸料金の四% 安南 人頭税(歐人、土人、亞細亞外人、原住民)、地租(歐人、土人、原住民)、營業税、車輛税、鐵山税 人頭税 歐人(所得税、單位一比弗) 年收 税額 年收 税額 一級 一、一〇〇—一、三九九 七、一〇〇—八、三九九 二級 一、三九九—一、五九九 八、四〇〇—九、五九九 三級 一、五九九—一、七九九 九、六〇〇—一〇、七九九 四級 一、七九九—一、九九九 一〇、八〇〇—一二、九九九

四級 300 (同一、000以下)

土人(一マウに付、單位一比弗)

一級 150

二級 150

三級 150

四級 150

其他

歐人及亞細亞外人(一陌に付、單位一比弗)

一級 300

二級 300

三級 300

四級 300

五級 300

六級 300

土人(一マウに付、單位一比弗)

一級 150

二級 150

營業稅

歐人及亞細亞外人

固定稅(單位一比弗)

一級 300

二級 300

三級 300

四級 300

五級 300

六級 300

七級 300

八級 300

九級 300

十級 300

安南人、亞細亞外人及其他の外國人(單位一比弗)

一級 300

二級 300

三級 300

四級 300

五級 300

六級 300

七級 300

八級 300

九級 300

十級 300

南旺(イ)

一級 300

二級 300

三級 300

四級 300

五級 300

六級 300

七級 300

佛領印度支那...財政

三〇六

別級 一級 2000

二級 1500

三級 1000

四級 500

五級 200

六級 100

安南人、之に類するもの及佛國保護領民(單位一比弗)

一級 150

二級 150

三級 150

四級 150

五級 150

六級 150

七級 150

八級 150

九級 150

十級 150

歐人及之に類するもの(所得稅、單位一比弗)

一級 300

二級 300

三級 300

四級 300

五級 300

六級 300

七級 300

八級 300

九級 300

十級 300

東埔業人及之に類するもの

一級 300

二級 300

三級 300

四級 300

五級 300

六級 300

七級 300

八級 300

九級 300

十級 300

象頭稅、武器携帶稅、土人及亞細亞外人賦課金、鑛山稅

一級 300

二級 300

三級 300

四級 300

五級 300

六級 300

七級 300

八級 300

九級 300

十級 300

米田(一平方米に付、單位一比弗)

一級 0.0001mk

二級 0.0001mk

三級 0.0001mk

四級 0.0001mk

五級 0.0001mk

六級 0.0001mk

七級 0.0001mk

佛領印度支那...財政

三〇七

佛領印度支那...財政

其他

一級 0-000K1
二級 0-0001H11
營業稅(單位—比弗)

級外 3 2 1
一級 1000
二級 1000
三級 1000
四級 1000
五級 1000
六級 1000

三級 0-0000K
四級 0-00000H4

七級 110
八級 110
九級 110
一〇級 110
一一級 110
一二級 110
一三級 110
一四級 110

次に專賣品及間接税を賦課せらるゝ若干商品の消費高並に稅收入を示す。

專賣品及他種商品消費高、稅收入表 出所：印度支那總計年報

品名	單位	1920	1921	1922	1923	1924	1925
酒類	千公升	11,200	11,300	11,300	11,300	11,300	11,300
烟草	千担	1,000	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
糖	千担	1,000	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
鹽	千担	1,000	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
火柴及銃	千担	1,000	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
器	千担	1,000	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
砂糖消費高(註)	千担	1,000	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100

2 關稅

關稅制度—印度支那に於て初めて佛本國の一般稅率を適用を見たのは一八八七年であるが、印度支那の關稅制度を確立したのは一八九二年一月一日附法律である。其後一九一〇年三月二十九日附法律を以て大改正あり、更に一九二八年四月一三日殖民地關稅法律を定め今日の關稅制度が確立されたものである。

右の關稅法に依れば、印度支那は第一類植民地として本國關稅法の適用を受けることを原則とするが、必要に應じ特別稅を設置することがある。但し此の場合本國稅と同一増減率に準ずることが必要である。又印度支那原産商品は本國及アルヂェリに輸入に際し無稅であるが、相互的に後者の原産商品も印度支那に於て無稅を享受し、他の植民地相互間の原産商品も國際規定に抵觸せざる限り無稅とされてゐる。而して外國商品に對する輸入稅は無稅、一般及最低稅率並に當事國との協定に依る中間稅とに分たれてゐる。

印度支那の稅率は前述の如く本國關稅率に従ふが、特別稅設定の必要ある場合は、財政委員會、總督府會議及行政會議に於ける要求決議を植民省に通過し、商工、農務及大藏各大臣を経て大統領に依り裁決效力を生ず。但し右大統領令は前記會議決議の植民省提出時より三箇月以内に公布せられることを要し、右期間内に公布せられざる場合は直に之を施行し得らる。又總督關稅率開法規は本國官報に公表の日より四箇月以内に印度支那に適用せらるべき規定である。特別輸出稅率及禁制規定は特別輸入稅規定と同一である。

佛本國に於て新たに關稅關係法規及規定が公布せられたる場合、印度支那の前述各會議機關は總督又は交趾支那知事の命に依り之を審議し、本國公表の日より四箇月以内に受諾又は異議を總督に通告するの責任を有す。異議の對象とならざるもの直ちに適用せられ、右會議にして期限内に何等通知せざる場合は承認せらるものと認定實施せらる。異議ありたる場合は前述特別稅設定の規定に則るものとされてゐる。

關稅政策—本國同様一般(最高)及最低稅率の複關稅法を適用し、又商品の種類に依て重量稅及從價稅を採用してゐる。而して外國商品輸入に際し無稅

約國には一般稅率を課し、條約國にはその協定に應じ最低稅率の一部又は中間稅率を適用してゐる。稅率は甚しく高率で後述關稅率摘錄に於て明なる如く一般稅率は全體最低稅率の四倍となつてゐる。之は主として本國商品の擁護、即ち印度支那をして佛本國商品の消費市場として獨占せんとすることに因を置くもので延いて僅少なる在住佛商人の保護策とも云ふことが出来る。一九二八年の關稅率はキルシニ稅率と稱せられるが、之が適用により印度支那政府は佛國商品の輸入増加或は關稅收入の増收等を策したが、結果に於ては外國貿易、殊に近接諸國に於ける貿易は不振となり、關稅收入も減少し、國內金融の逼迫、産業の衰微を來す結果となつた。此の逆効果に依り印度支那政府は若干法規の改正或は適當なる通商協定の締結に依り此の苦境を緩和せんと希望したが、一部佛人財閥の反對に依り何等の改善を見えてゐない。

輸入稅—印度支那の輸入關稅の品目分類は甚だしく細分せられ従て稅率表は尤大に過ぎ一々掲載は困難である。爲に日佛關稅協定に規定せられた品目に付一般及最高並に協定率を示して之を代表せしむ。但し右表は本編末尾附錄「日佛通商協定の項」に挿入せるを以て右参照ありし。

輸出稅—佛國及佛領植民地間の印度支那輸出品は總て免稅であるが、直接輸送ならざる場合は諸外國向輸出の場合と同様左の輸出稅を徵收せらる。

輸出稅率表

單位：比弗

出所：印度支那關稅率表

品名	單位	稅率
第一章 生獸類	每頭	免稅
馬	頭	100
牛	頭	100
水牛	頭	100
豚	頭	100
仔豚(一五斤以下)	頭	免稅
家禽	每百斤	免稅

象	其他	每頭	免稅
第二章 動物生産物及死屍	死せる家禽	每頭	免稅
	加工せるもの或は縫りたるもの	風袋込百斤	0.1%
	生糸	風袋込百斤	免稅
	屑絲(塊)	風袋込百斤	免稅
	梳られたるもの	同	100.0%
第三章 水産物	其他	風袋込百斤	免稅
鮮魚	風袋込百斤	0.1%	
乾、鹽、燻製魚	同	0.1%	
鱈	同	1.5%	
魚肉ペースト及鹽漬物	同	0.1%	
乾蝦	同	0.1%	
蝦のペースト	同	0.1%	
海鹿	同	0.1%	
魚脂	同	0.1%	
其他の水産物	同	0.1%	
第四章 藥料或は香料用動物	其他	同	免稅
全部	同	免稅	
第五章 硬質材料品	全部	同	免稅
貝殼	同	免稅	
其他	同	免稅	
第六章 澱粉質食料	同	免稅	
玉蜀黍	同	免稅	

佛領印度支那……財政

Table of customs duties for various goods in French Indochina, including rice, sugar, and other agricultural products. Columns include item name, unit, and duty rate.

Table of customs duties for various goods in French Indochina, including textiles, minerals, and other industrial products. Columns include item name, unit, and duty rate.

金融

一 總 說

佛領印度支那の金融の大勢は、之を一言に盡せば農業金融並に貿易金融と云ふことを得。其の米産は近接南洋、暹羅に比すれば輸出量に於て幾分の遜色あるも、輸出品の大宗として國民經濟上缺くべからざる深き關係を有し、又印度支那産業の對外的關係より見るも、國際貸借の點より見るも亦最も重要な位置を占め、播種より收穫・消費に至る迄資金の需要相次ぎ常に金融界に直接間接に刺戟を與へ、金融の繁閑動靜は一に稻作の豊凶及輸出の盛否に依て左右せられると言ふも過言でない。

印度支那に於ける金融市場としては、總貿易の約八割を吞吐する西貢を中心市場とし北部東京米の輸出港たる海防が之に次ぐ。外にブノンペン、河内、南定其他の小市場は存するが、何れも狭小で前二者の供給範圍内に屬するものである。西貢、海防に於ては其の市場を構成する主要機關たる銀行間如何等の統一無く、中央銀行として紙幣の發行權を有する印度支那銀行は潤澤なる資金を擁すると共に業務上獨占的立場にあり一頭地を抜き、其他の銀行は外國爲替業務を主眼として設置された支店銀行が多く、外に佛人系殖産金融機關若干あるのみで各銀行間にコールの取引無く、預金・貸出金利其他營業上の協定も無く、各行自體の事情に依り單獨方針の下に業務を遂行する有様である。印度支那銀行金利の如きも金融の繁閑に依つて移動することなく、従つて一般金融市場は極めて無秩序である。

金融繁閑の季節―印度支那金融界の情勢は主に貿易の盛衰如何に依り左右せらるゝことは既説の通りで、貿易品中米は輸出品の大宗として總輸出額の約七割に當り、同貿易界の消長を支配する物産であるから、金融の繁閑動靜は米輸出期に於て緊縮繁忙を來し、然らざる期間に緩慢に閑散を告げるのが全般の大勢である。主要市場たる西貢、海防兩市場の狀態は次の通りである。

佛領印度支那……金融

西貢金融界の趨勢―西貢に出廻る所謂西貢米（柬埔寨産米も一部含む）は一年一期作で、輸出期は毎年一二月末より翌年六月頃迄、その中三・四・五月が最も旺盛で、玉蜀黍の輸出も此の時期であり、且支那人、安南人等の最重要決済期たる舊曆年末も此の上半期にあるから、資金の需要は引續き旺んで金融の逼迫を來し、殊に二月より五月に至る四箇月が最も繁忙の季節である。七月以後の貿易は輸出入共上半期に比し減退し、十一月以後年末に際し多少資金の需要が起り小繁を呈するが、此の間は概して金融は緩慢で、七八・九月が最も閑散の季節である。

海防金融界の趨勢―同市の金融界も重要物産たる米の輸出期と否とに依り繁閑が區分せられるが、同港輸出の東京米は年二作で（三作の所もある）、其第一期作の輸出期は四・五・六月頃で、第二期作の輸出期は九・一〇・十一月頃で此の季節は概ね繁忙期であるが、第二期作は其の産量第一期作に比し約五割増しを普通とするが故、自然輸出も旺盛で此の間が最も繁忙を告げる。而して舊年末たる二月初旬頃及新年末は決済資金の需要あり小繁を呈し、七八の兩月が最も閑散の季節である。

東京米の輸出量は年一六・七萬噸を普通とし、西貢米に比し甚だ少量ではあるが、西貢港に於ける西貢米と同様海防港貿易に重要な地位を占めてゐる。斯くの如く西貢と謂はず海防と謂はず、其の金融市場に與ふる主なる刺戟である米の輸出期が年々殆ど同様であるから金融の繁閑動靜時期も毎年周期的に繰返されて居る。

二 幣 制

概説 印度支那の幣制は從來銀本位制で、銀貨一ピアートル（Piastre―比非）を本位貨とし、財政上の收支並に一般商取引に用ひられて居たが、本國通貨の恐慌並に一九二九年の銀塊市場の不安定に直面した爲之が対策として一九三〇年一月大統領令、同年五月大統領令及同年六月總督令に依り新貨幣條令を制定し金地金本位制を採用し、在來の比非銀貨は國內通貨としてのみ其の儘無制限に流通を許さるゝに至り、引續き同年九月二〇日附總督令を以

て新比弗銀貨に改鑄する事となつた。併し一九三一年に至り一月一日附總督令を以て舊貨幣は流通を禁止され、同時に新貨幣が専ら一般市場に用ひらるゝこととなつた。而して新比弗銀貨の品位は直徑三五耗、純分一〇〇分の九〇〇の純銀二〇瓦、品位公差一〇〇〇分の三、重量公差一〇〇分の五である。因に舊銀貨は直徑五〇耗、品位純分一〇〇〇分の九〇〇の純銀二七瓦であつた。斯くて遂に一九三六年九月二六日の佛本國の法の平價切下げが斷行されたが、何れは何等かの幣制の改革あるものと信ぜられるが、現在の所前記の幣制が依然承認施行されてゐる。

幣制の變遷 佛國の印度支那占領當時既にメキシコに於て鑄造された銀比弗が一般に通用し、佛國は本銀貨を五・三七法と比價を定め法定のものとし、交趾支那に於ては軍人兵士の俸給等を之に依り支給さへしてゐた。然るに銀市價の下落に依り米國佛の流入に遇ひ且之等銀貨がスベキネレーションの目標となつた爲、印度支那政府は一八七八年一月二四日印度支那本來の比弗の鑄造を實施した。本貨は品位九〇〇、その重量二七・二五瓦であつた。此の他數種の補助貨も鑄造したが、メキシコ比弗は依然流通しその債務辨濟力を認められてゐた。而して金本位制の採用は既に此の時代に論議計畫されてゐたが、一九〇三年六月三日銀市價の變動に依る銀本位制の影響を修正し救済する爲種々の手段を講じ、先づ外國比弗貨の流通を禁止した。其後大體に於て一九一四年迄は佛本國の調査家及輸出業者を除く一般土民及生産、輸出、金融に従事する者或は印度支那政府當局の幣制改革に對する無氣力等に依て銀本位制一新の空氣は稀薄であつた。然るに一九一四年金本位制の採用論が擡頭し入超年に於ける爲替維持の爲在外クレディット(五百萬法と算定)の設定、通貨發行の制限、制限外發行を必要とする場合には同額の硬貨の回收又は一比弗に付二・五二五法の金貨準備を必要とすること等が主張されたが、世界大戰の勃發と共に實施延期となつた。

戰後一九一九年に至つて銀貨の騰貴に依り貨幣制度に關する問題が起り、ウートレイ委員會、印度支那商會、ベリニー委員會等に於て夫々立案をなしたが、前者の小額紙幣の發行、品位を低下せる新補助貨及新比弗の鑄造、

或は第二者の法及法紙幣を發行準備とする紙幣金比弗の採用、金比弗紙幣と法との標準公定相場を一比弗に四法とし、將來五箇年内に漸次現在の公定相場を引下げ以て標準公定相場を四法に安定せしめること、長期貸付機關を設立し貸付資金は印度支那銀行發行權更改賦課金を以て調達し、本機關に依り比弗の貸付を行ひ前記比弗の下落期に返済せしむること。或は後者の純粹金貨本位制の採用等總ての案は實行されるに至らなかつた。斯くて遂に一九三〇年一月に至つて金塊本位制が採用せられたものであるが、對外的には金貨本位制を採用したのである。

即ち前述一九三〇年六月六日附總督令を示す。

第一條 印度支那貨幣單位比弗は純分千分の九百品位の金、六百五十五耗よりなる。即ち一比弗は一九二八年六月二十五日附法律に依る十法と同價値とす。

第二條 印度支那銀行は其の銀行券の持參人に對し呈示次第之金を兌換することを確保すべし。印度支那銀行は一比弗に付千分の九百品位の金、六百六十耗の割合を以つて、其の選擇により西貢又は巴里に於て其の銀行券を金に引換へをなし、右の兌換を確保することを得。但し巴里に於て引換ゆる場合は西貢・巴里間の現送費及保險料を差引く。

印度支那銀行は大藏大臣並に植民大臣と同行とが協議して定めたる最少量以上に對してのみ此の引換へを行ふ特權を有す。又同行は西貢支店の窓口に於て、一比弗に付九百品位の金六百五十五耗の割合を以て(利息を徴せず)金を購入する事を要す。

第三條 印度支那銀行は其の銀行券流通額と當座勘定貸方殘高との合計に對し少くとも其の三分の一に相當する金地金及外國爲替(直ちに通貨又は金地金に引換ふるを得べき)を準備として西貢支店に保有することを要す。

第四條 鑄貨比弗は無制限通用力を有すること舊の如し。銀行は無制限に印度支那内の其の窓口に於て提供せらるべき金屬比弗を受取るべし。同行は之を總督に引渡し、總督府の勘定は比弗に於ける相當額を借方として記載するものとす。

第五條 本令に反する一切の規定は之を廢止す

法の平價切下に對する暫定措置一佛國の正貨たる法は一九三六年九月二六日遂に二五・二%乃至三四・三%の切下げを見たが、之に對し印度支那に於ては左の如き處置が講ぜられた。

即ち一九三六年一月一日附總督令を以て左の二件が規定された。

第一條 法平價切下の日より本總督令公布日に至る間に滿期となりたる商業證券及金又は外國貨幣にて作成されたる諸種の商業契約支拂に關する繰越、第二のもののは金の輸出禁止に關するもので左の如くである。

第一條 暫定措置として金地金、金塊、金棒、金線、金粉及金貨等の在庫入庫、通過又は積換を以て行はるゝ再輸出を禁止す

第二條 本令第一條の規定に反する行爲を爲さんとするものは植民大臣の許可を要し以て實行することを得

更に比弗對法の公定比價に關しては同年一月四日附總督令を以て、印度支那銀行は後日植民大臣及大藏大臣の協議に依り採擇されたる大統領令を以て規定する迄その銀行券を一比弗に一〇法として兌換することを得、尙貨幣制度に於ては一九三〇年五月三十一日附大統領令の第一及二條が引續き適用せられることが規定された。

尙印度支那銀行では法の平價切下當日より外國貨幣の賣却に關する事務を停止し且比弗の取引價額を賣却に於て一〇法、買收に於て一〇・〇三乃至一〇・〇七法と規定してゐる。

通貨一 一比弗銀貨を單位として之を百仙に分ち、種類は銀・白銅・青銅貨、サベーク貨(一)の青銅・亜鉛貨で、一比弗銀貨を正貨、五〇仙、二〇仙(二)、一〇仙(三)の各銀貨及五仙白銅貨、一仙銅貨を補助貨幣とする。此の外一九三四年に〇・五仙及〇・二五仙の小額補助貨幣が鑄造された。併し實際市場に於て一比弗及五〇仙の銀貨は殆んど市場に無く、總て一比弗紙幣及二〇仙以下の補助貨で收支が行はれてゐた。然るに一九三七年初め新五〇仙補助銀貨が鑄造せられ市場に出現し、中間貨幣の缺除に依つて生じてゐた不便が除去せられるに至つた。

(註)

(一) サベークは佛領當時地方の安南人間に通用されてゐたもので、現在も地方に於ける小額の貨幣として必要上其の使役されてゐる。佛領當時は銅・亜鉛の二種があつて、サベーク銀貨が六サベーク、銅貨が三サベーク、銅貨が二サベークと定められてゐた。一九二一年に於て新サベーク貨が市場に現れたがこれは眞鍮貨で(六サベーク銅貨に當り)銅の一般人民に受け入れられた。併し實際上是等各種のサベーク貨は地方に依りその比率が一定してゐない。尙一九三三年安南に於て下級土人の人心收攬策として大小二種の銅製サベーク貨(保大通貨)を鑄造したが、その品位は銅八〇〇、亜鉛一五〇、錫五〇で舊來のサベークに比し、大は一〇倍、小は六倍に相當する。尙六サベーク貨、一〇〇サベーク貨、六〇〇サベーク貨を一吊鐘と稱してゐる。東京に於ても亦同年新サベーク貨を鑄造したが、之は六〇〇分の一比弗である。

(二) 一九二〇年迄の舊貨幣は〇・八三五の純分比を持つてゐたが、一九二一年六月九日及一九二二年一月二日附大統領令に依り〇・六八〇の新貨幣となつた。尙此の外に一九一九年サンフランシスコにて鑄造した品位〇・四〇〇の二種、一〇仙銀貨が流通してゐたが、現在は殆ど回收されてゐる。一九三七年新鑄造の五〇仙銀貨は重量一三・一五九瓦、品位一〇〇〇分の九〇〇で、舊一比弗銀貨の半に相當してゐる。

以上は硬貨であるが、外に印度支那銀行の發行する紙幣に次の種類がある。即ち百、二〇、五、一、比弗の兌換券で無限通用力を有してゐる。而して印度支那銀行は、正貨準備高の五倍に當る兌換券の發行を許可されてゐる。尙此の外東埔葉、老糧の一部には舊來の慣習に依り、金・銀・鐵棒等を尙貨幣代用品として取扱つてゐる所もある。

三 通貨流通高

印度支那の硬貨は主として佛本國造幣局に於て鑄造され、一部は柔港又はバミニングム或はボアシイ貨幣鑄造會社に於ても鑄造されたことがある。尙一九二四年以後は總て本國造幣局より現送されてゐる。

印度支那の貨幣流通高は印度支那自體に於ても信頼すべき指數は發表されて居らず、僅かに推定資料と稱すべきものがあるに過ぎない。以下印度支那政府發行の經濟時報に基き鑄造高、現送額、回收高、金庫現在高等を順次揭示し大體の流通高推定數字を示す。

貨幣鑄造額表

單位：千比弗
出所：印度支那經濟時報

佛領印度支那...金 融

三一四

Table showing financial data for French Indochina, including columns for years (1930-1935) and categories like '銀貨' (silver coins) and '銅貨' (copper coins).

千比弗、一仙銅貨一、二、二六千比弗である。即ち前項と比較すれば鑄造補助貨幣は殆んど全部印度支那に現送されるが一比弗銀貨は五〇%が印度支那に現送されたに過ぎないことが明瞭である。

一九一〇年以後前記四通貨所に於て鑄造せられた額は一比弗銀貨一五九、五七五千比弗(内桑港鑄造高六、〇〇〇千比弗、バミントンガム鑄造高八、〇〇〇千比弗)...

鑄造貨印度支那銀行及國庫受取額表

Table showing minted currency and government receipts for French Indochina, with columns for years and categories like '銀貨' and '銅貨'.

一九二三年以降の總回收高は五、八七六千比弗となり、内二〇及一〇仙貨は一、五八一千比弗、五〇仙貨は五、六千比弗となつてゐる。

銀行券流通額及印度支那銀行硬貨在庫額表

Table showing banknote circulation and Indian Indochina Bank hard currency inventory, with columns for years and categories like '紙幣' and '硬貨'.

次に印度支那銀行の舊比弗貨の買収額及國外現送額に就て示せば左の如し

印度支那銀行舊比弗買収額及國外現送額表

Table showing the purchase amount of old French Indochina Bank currency and foreign remittance, with columns for years and categories like '買収額' and '國外現送額'.

紙幣及硬貨國庫現在高表 (各年十二月末日現在)

Table showing the current stock of banknotes and hard currency in the treasury as of the end of each year, with columns for years and categories like '紙幣' and '硬貨'.

佛領印度支那...金 融

三一五

紙幣及硬貨流通額表

Table showing circulation of banknotes and hard currency, with columns for years and categories like '銀行券發行額' and '流通額'.

紙幣及硬貨流通額、西貢卸賣物價及外國貿易量指數對照表

Table correlating circulation of banknotes and hard currency with the West貢卸賣物價 and foreign trade volume index, with columns for years and categories like '流通額指數' and '西貢卸賣物價指數'.

四 金融機關

印度支那に於ける金融機關としては、銀行及其の他の補助金融機關の二つに分類し得る。今個々に就て之を説明する。

銀行―印度支那に於ける銀行は、佛人系に屬するもの中、印度支那銀行が中央銀行の任務を執つてゐるが、普通銀行業務は勿論商業、爲替銀行及拓殖銀行の業務をも兼營して居る。この外専門に興業拓殖等の銀行もあり各方面に亘つて形は備つてゐるが、土地廣大なる割合に支店所在地も少く充分發達

主要金融機關一覽

銀行名	本店設立年	資本金	積立金	本店
Banque de l'Indochine	一八七五	公稱一億二千萬法	一億二千六百一十八萬一千三百九十四法	巴里 後掲
Banque franco-chinoise pour le Commerce et l'Industrie	一九二二	全額拂込 五千萬法	三百八十三萬七千法	巴里
佛支商工銀行	一九三〇	一 千萬法		西貢、ブノンベン、海防、河内
印度支那勸業銀行	一九二二	一億一千萬法	千五百八十七萬法	巴里
印度支那不動產銀行	一九二〇	九千六百萬法	一億五千萬法	巴里
佛國及植民地金融會社	一九一三	千 萬法	千七十九萬四千法	巴里
La Sétie française de Gérance de la Banque industrielle de Chine	一九二六	五 千萬法		西貢、河内、海防(佛支合辦)
中法實業管理公司	一九二二	五 百萬法		西貢
Banque de Saigon	一九二二	五 百萬法		雲南府
西貢銀行	一九二二	五 百萬法		海防
Futien Bank Ltd.	一九二二	五 百萬法		

Hankong & Shanghai Banking Corporation	一八八三	公稱 五千萬弗	一九二八年五月八日現在 金貨六百萬五千萬弗	香港
The Bank of East Asia, Ltd.		公稱 千 萬弗	銀行責任保證準備金二千萬弗	香港
Chartered Bank of India, Australia and China	一八五三	全額拂込 三百萬磅	銀行責任保證準備金三百萬磅	倫敦
チャータードバンク	一九〇九	二 億 萬法		ブラッセル
La Sétie financière des Caoutchoucs	一九〇九	二 億 萬法		西貢
La Sétie indochinoise de Commerce, d'Agriculture et de Finance	一九一九	千 萬法		巴里
商・農・金融印度支那會社				西貢

右表の中、讓渡金融會社は讓渡栽培製造・販賣等總て讓渡に關する企業金融機關で、商・農・金融印度支那會社は主として栽培企業(讓渡・珈琲・茶・油椰子等)の金融を爲す會社である。なほ近年設置された主要金融及土地會社に左記の如きものがある。

會社名	設立年度	資本金	目	本店所在地
印度支那都市土地會社 (Sété urbaine foncière indochinoise)	一九二三	六十四萬比弗	不動産買、動産貸借及買	西貢
印度支那土地會社 (Sété foncière de l'Indochine)	一九二二	二 千萬法	不動産買及附帶業務	西貢
コンマール・ゼネラル (Comptoir général de l'Indochine)	一九二六	二 千萬法	銀行業	西貢
印度支那不動產會社 (Union immobilière indochinoise)	一九二八	一千五百萬法	不動産買及關係業務	西貢
老種不動產會社 (Sété immobilière du Laos)	一九二八	三 百萬法	不動産買及關係業務	タケ
佛・印支不動產土地會社 (Sété immobilière et foncière France-Indochine)	一九二八	五 百萬法	不動産買及貸付業務	西貢
極東貸付銀行 (Sété des Crdit d'Extrême-Orient, Banque du Sud-Annam)	一九二八	八百四十萬法	銀行業	西貢
西貢不動產會社 (Sété foncière saigonaise)	一九二八	一千五百萬法	不動産及土木買業務	西貢
極東金融會社 (Union financière d'Extrême-Orient)	一九二九	一千五百萬法	一般金融業務	西貢

佛領印度支那……金融

佛領印度支那……金融

西貢堤岸不動產會社 (Cie Immobiliere de Saigon-Clolon)	一九二九	八百五十萬法	不動產買賣及附帶業務	西貢
安南土地會社 (Societe fonciere de l'Annam)	一九二九	一百萬法	金融及不動產買賣	西貢
西貢不動產會社 (Cie general Immobiliere de Saigon)	一九二九	一千五百萬法	開拓、建築、不動產貸借及買賣	西貢
東京安南土地會社 (Societe fonciere du Tonkin et de l'Annam)	一九二九	一百五十萬法	土地關係業務	河內
ナベ不動產會社 (Societe immobiliere du Nabe)	一九二九	二百萬比弗	不動產關係業務	西貢
印度支那不動產金融會社 (Societe immobiliere et financiere de l'Indochine)	一九二九	四十萬法	不動產金融	河內
柬埔寨土地會社 (Societe fonciere du Cambodge)	一九二九	二千萬法	不動產關係業務	プノンペン
印度支那信託會社 (Societe Onanum Indochinoise)	一九三〇	三百萬法	動產不動產信託	河內

以下代表的銀行として印度支那銀行及佛支商工銀行に就いて記述する。

印度支那銀行 (Banque de l'Indochine)
 創立・概況・營業成績 一八七五年一月二日印度支那の産業開發を主眼として、佛國に於けるコントアール・デスコムト (Comptoir d'Escompte) シエテ・ゼネラル (Societe Generale) 巴黎和蘭銀行 (Banque de Paris et des Pays-Bas) の合同經營にて資本金八百萬法 (一株五百法、一萬六千株、四分の一拂込) の株式組織植民地銀行として設立せられ、巴里に本店を置き、印度支那各地に支店を設置したのである。同行は設立と同時に銀行券の發行權を附與せられ、又本國親銀行の資金援助、經營、指導の良しきを得たる爲め業務は順調に進展し、印度支那全體に亘る金融上の實勢力を握り、其の信用は益々擴大され東洋各地に支店、出張所又は代理店を開設し、一面特權銀行として財政的に其の機能を發揮し、他面産業の發展に商工業の振興に力を致し、資本金も漸増して七千二百萬法、更に一九三一年に一億二千萬法となり今日に至つてゐる。而してその發券準備率は地金及外國爲替を以て紙幣流通高と當座貸方殘高との合計に對する三分の一で、之が爲一値比弗以上の資金を無利息にて運轉し得る關係上、資金の原價を見込まねばならぬ他銀行と對抗競争をする場合極めて有利なる立場を占めてゐる。又同行の營業振りは特

殊銀行の弊として取引手續が煩雜に流れ、且つ叮嚀親切を缺くと世評がある。尙其の態度は排他的獨斷的で專横とすら感ぜられることさへある爲め同業者並に一般顧客の氣受は餘り良好ならず、従つて近年の營業狀態も亦餘り良好ならざる模様である。尙次表は年々發表統計の項目に差異がある爲止むなく左の兩年度の貸借對照表のみを示す。

印度支那銀行貸借對照表 (各年二月末日現在)

摘要	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
現金預金勘定	七四二六	八三三五	五九九七	二八〇〇
コレスボシダント	一五九八	二〇八八	三五六六	五五七七
印度支那國庫當座勘定	二四七	三七六	二二五	—
植民地政府貸付金 (一九二九年一月一日以前に發行した債票を除く)	二二二	三三三	三三六	三三六
當座勘定及擔保貸付	九二六七	九六三四	九六八〇	八〇〇九
有價證券及國防手形	五五〇六	一四四三	五二七七	四七二二
公債	七九	七四	七七	七六

印度支那銀行株當配當金・拂込高・配當金百分率及積立金表

年次	一株に對する配當金 (法)	一株の拂込配當金百分率 (註) 積立金 (法)
一九一六	五・〇〇	一三・〇〇
一九一七	一三・〇〇	一三・〇〇
一九一八	一三・〇〇	一三・〇〇
一九一九	一三・〇〇	一三・〇〇
一九二〇	一三・〇〇	一三・〇〇
一九二一	一三・〇〇	一三・〇〇
一九二二	一三・〇〇	一三・〇〇
一九二三	一三・〇〇	一三・〇〇
一九二四	一三・〇〇	一三・〇〇
一九二五	一三・〇〇	一三・〇〇
一九二六	一三・〇〇	一三・〇〇
一九二七	一三・〇〇	一三・〇〇
一九二八	一三・〇〇	一三・〇〇
一九二九	一三・〇〇	一三・〇〇
一九三〇	一三・〇〇	一三・〇〇
一九三一	一三・〇〇	一三・〇〇
一九三二	一三・〇〇	一三・〇〇
一九三三	一三・〇〇	一三・〇〇
一九三四	一三・〇〇	一三・〇〇
一九三五	一三・〇〇	一三・〇〇

次に支店及代理店の所在地は左の通りである。

印度支那：Batnambang, Chin-tio, Haiphong, Hanoi, Hué, Nam-dinh, Ph-nompenh, Qui-nhon, Saigon, Thanh-hoa, Tourane, Vinh
 支那：廣東、香港、北平、上海、天津、雲南府、Fort-bayard (廣州灣)
 其他：盤谷、Djibouti, Nunka, Papeete, Pondichery, 新嘉坡
 佛支商工銀行—最近年の貸借對照表を示す。

佛支商工銀行貸借對照表 (各年六月三十一日現在)

年次	一、九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
現金及預金	一、二八〇	九、九三二	二、二〇〇	三、三三九	九、三三二	七、八三三
商業手形	三、一五三	二〇、三六八	一、三三三	一、三三三	八、四六六	七、〇〇七
當座貸付	一、一三二	三、〇〇九	二、五五九	三、三三三	三、三三三	二、一三三
證券及財務共算勘定	一、一三三	二、〇九	〇、三三	一、三三	〇、四	—
引受債	四、五九	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三	三、三三
支拂承諾返り	—	—	—	—	—	—
不動產	六、八〇	五、一一	三、八〇	三、八〇	三、八〇	三、八〇
取手形	—	—	—	—	—	—
損益	—	—	—	—	—	—

佛領印度支那……金融

財務共算勘定	四、八	五、二	五、六	六、八
不流動產	六、〇	六、〇	六、〇	六、〇
流動產	—	—	—	—
假拂金其他	一、三三六	一、三三六	一、三三六	一、三三六
計	一、三三六	一、三三六	一、三三六	一、三三六
負債の部	一、三三六	一、三三六	一、三三六	一、三三六
資本	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
積立金	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
法損補償金	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
任意積立金	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
支那運轉基金	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
支店準備金	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
不流動產消却	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
コレスボシダント	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
發行券勘定	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
印度支那國庫當座勘定	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
當座勘定及當座預金	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
定期預金	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
取立勘定	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
支拂手形	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
未拂配當金	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
假受金其他	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
損益	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
計	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇

同行の業績は前記の通り順調に進展した爲め、同行の株式市價は昂騰に昂騰を重ね、五〇〇法額面の株が一九二六年には最高市價七、五〇〇法となり、一九一六年の最高市價に比し約五倍に達し、一九三〇年に至つては更に最高一三、〇〇〇法、最低八、三五〇法に達したが、其後は漸次下落し一九三六年一二月の平均市價は三、九五九法となつてゐる。今左に参考の爲一九三〇年迄の市價變動を示す。

佛領印度支那...金融

諸債	印度支那銀行	諸債	印度支那銀行
計	九八三六	計	九八三六
業務費	二七三	業務費	二七三
利息	六五	利息	六五
...

交趾支那、東埔寨及東京公設質舖營業成績表

地方別	貸出額	受戻額	賣上額	受戻額	賣上額	利益	概算	利益	概算
ベトナム	1,188	1,011	10	14	14	14	14	14	14
...

銀行界投資額表

年次	額面額	應募額
一九二五	1,010	548
一九二六	717	511
一九二七	483	651
一九二八	1,530	1,311
一九二九	1,310	707
一九三〇	627	651

公設質舖 往年領内各地に私營質舖なるものがあつたが徒に高利を食ひ其の手段方法宜しからず、細民金融機關としては反つて害多く不適當と認められたる爲此の營業を禁止、之に代ふるに相當資産を有する信用ある支那人(又は土人)に都市の命令を以て期限を定めて(普通四年を一期)質業を營業せしめ、市は取扱手續及利率等に制限を加へ、之を監督し細民に對する金融を掌らしめることとした。

即ち一九三五年の交趾支那、東埔寨及東京に於ける公設質舖の状態を見るに、交趾支那に於ては都市たる西貢は別として聖ジャック岬、ハチエン、ダイニンの三州を除く外各州に各々設置せられ、その數合計二八である。東埔寨に於てはブノンペン及パツタンベンの二地に、東京では河内、海防、南定及ハイジヨンの四市に設置を見てゐる。

地方別	貸出額	受戻額	賣上額	受戻額	賣上額	利益	概算	利益	概算
ベトナム	1,188	1,011	10	14	14	14	14	14	14
...

支那人及印度人の金貨業者 領内至る所に支那人の金貨業を營むもの多く居住し、土農及小商工業者は普通之に依て金融を受けつゝあるが、其の勢力は山間僻地に迄根強く行互つてゐる。彼等の貸付方法は擔保付及無擔保何れにもより、無擔保の場合には連帶責任者を立てしめ、擔保付の場合農民に對しては其の農作物の收穫を引當とし、貸金を相當額の物品にて回収する方法を取るもの多く、貸付期限は三箇月より六箇月迄にて利率は普通月三分乃至四分見當の高利を食ひ、惡辣なる輩の爲窮迫させらるゝもの多きも、小額なる需要にも應ずること、取引手續割合に簡單で如何なる僻地にも存在し便利なるが爲め、金利高とは知りつゝも土農細民の之に頼るもの多く、今日の勢力を保持するに至つたのである。

此の外西貢市には通稱(チエテイ)と稱する印度人金融業者約三十軒、一區割を成して營業して居るが、相當の地盤を築き勢力亦侮るべからざるものがある。彼等は凡て印度マドラスに本據を有する一種族で、殆ど全部が金貨業を主業として各地に出稼し利殖の途を講じ、中には相當巨額の資金(百萬—三百萬のもの少からず)を擁するものもある。其の制度組織は支那人のそれに比し稍進歩したもので南洋特殊の金融業者をなし、南洋でチエテイと云へば直ぐ金貨、高利貸の代名詞となつて居る程著名である。其の勢力範圍は印度大陸を始め英領緬甸、蘭領印度、馬來半島各地に亘り、拔くべからざる下級金融上の覇權を握るに至り、漸次北進して西貢其他の印度支那大都市は勿論今日に於ては全土に周布するに至つた。其の貸付方法は全體支那人と同様で、金利は大抵のものは擔保品の如何で一刻乃至一刻五歩程度のものであるが、小口無擔保又は擔保の確實な

らざる貸付には五割乃至十割といふ法外なものもあり、中には貸付せる日の翌日より毎日一弗宛取立てる返済の貸付法も行はれてゐる。彼等の業務は金貨を主業とするも、預金の吸収、爲替の思惑買買を爲す者あり、或は雜貨商等を兼營する者、又は銀行と密接な關係を結び銀行と地方細民との中間に立ち銀行より資金を借入れ之を細民に融通する者等もある。チエティは銀行に信用深く又銀行も彼等に對する投資は危険率少なき爲、遊資の消化策として彼等に投資する向もある。なほ相當の大商店でも資金の急を要する場合は利息の如何を問はず手續上面倒のない彼等を利用する場合が尠くない。

信局 同領内に留の多數支那人間には支那内地に見る錢莊、銀號なるものなく、華僑の郷里送金並に金融信書の託送を業とする信局なるものがある。同領へ出稼ぎの支那人はその數に於て廣東が最も多く、汕頭、廈門、福州之に次ぐが、信局はその出身地方別に存在する。即ち廣東人の爲には廣東人信局、汕頭人の爲には汕頭人信局なるものがある。併し信局を専業として經營するものは殆ど無く、普通は貿易商又は雜貨商等の兼營に係るものも多く、支那人の大集合地たる堤岸市には約三十軒の信局がある。本業は支那人特有の信用觀念と古來よりの慣習とに依り安んじて利用される支那人の機關で、業務の性質より見て金融機關と云ふよりも寧ろ一種の郵便局的事務を主業とするもので、其の取扱年額(主に引受金)は大體三百萬比弗を下らざる模様である。右は金融市場に及ぼす影響もある故茲に附記する所以である。

五 金 利

印度支那に於ける金利は經濟的關係及貿易事情等に依り、支那其他東洋各地金融市場の金利と大差なく一般に高率で、金融界は貿易の關係で殆ど週期的に年々繁閑動搖を來すが、銀行金利は殆ど釘付狀態で移動は少い。其の理由は主なる市場は貿易金融が其の主體を爲し、而も中央銀行なる印度支那銀行は紙幣の發行權を有し政府預金を取扱ひ、常に低利廻りの資金が潤澤で且一般銀行に對し金融を計らない態度にあり、其他の銀行は種々の事情より主

として貿易金融に従事する爲め、爲替の運用操縦により必要な資金の調達遊資の消化を爲す結果、爲替相場の変動は常なるも金利の変動は餘り見ないのである。

預金利率—印度支那銀行は無利息を原則とするが、利息付預金を取扱ふ事も出来る。但し一、其の金額が拂込資本金を超過せざること、二、其の利率は割引歩合の半を出る可からざることの二條件の制限規定があり、往年は利息付預金を取扱はなかつた模様であるが近年預金利率を附する場合は當座年一分、六箇月定期年二分、一年定期年三分に定められてゐる。

其の他の銀行は皆資金吸収の必要上、各種預金に利息を付けてゐる。而して各銀行に依て區々であるが其の大體は次の通りである。

- 一、定期預金 三箇月年二分五厘—三分、六箇月三分五厘—四分、一箇年五分—五分五厘
 - 二、當座預金 年二分—二分五厘
 - 三、小口當座預金 年三分—三分五厘
- 銀行に依て前記利率より五厘乃至一分五厘方高率を附するものもある。
- 貸出利率—即ち支那銀行の貸出利率は、
- 一、貸付金 最高一年一割 普通一年八分 最低一年七分
 - 二、割引手形 最高一年九分 普通一年八分 最低一年七分
 - 三、當座貸越 最高一年六分 普通一年八分 最低一年七分
- 右利率も資金状態に依り各銀行區々で、銀行に依ては右利率より一、二分高率のものもあるが、先づ大體右に依て差支へない。

以上は最近平常年に於ける大體の状態であるが、最近年は各銀行共營業成績良好ならず、印度支那銀行始め其他の銀行も殆ど全部預金利息を附してゐない状態にある。

六 外國爲替

外國爲替業務は印度支那銀行にとつて極めて重要な業務で、同行は主として東洋に於ける佛領印度支那と佛國との間の爲替取組を業務とするが、元來

比弗年平均對外價格表 (百圓一買換)

年次	百法 弗	一米 磅	百香 港	百圓 緬	百盾 非	百圓 緬	百盾 非	百圓 緬	百盾 非
一九二七	七八一	一九九	九七七	九四四	一一七	七九八	—	七三四	—
一九二八	七八三	二〇〇	九七三	九三五	一一五	八〇二	—	七三八	—
一九二九	八七七	二二四	一〇六八	一〇四四	一二六	八八二	—	—	—
一九三〇	一〇〇五	二五九	一二四五	一二四三	一四三	—	—	—	—
一九三一	一〇一四	二五九	一二四五	一二四三	一四三	—	—	—	—
一九三二	一〇一四	二五九	一二四五	一二四三	一四三	—	—	—	—
一九三三	一〇一五	二六〇	一二四五	一二四三	一四三	—	—	—	—
一九三四	一〇二二	二六三	一二四五	一二四三	一四三	—	—	—	—
一九三五	一〇三三	二七四	一二四五	一二四三	一四三	—	—	—	—
一九三六	一〇〇〇	一六八	八三五	五三四	四八九	九六〇	一〇七二	七七一	六三二

爲替相場 爲替相場の建方は前記の如く金爲替本位となりたる爲極めて簡單となつた。從來は銀價の騰落以外印度支那の特殊の金融關係に依り變動常なく、金融機關の不備に原因して「金融相場」さへ出現して常に不安定を特色としたが、金本位制確定されて以來金貨國向けの爲替には變動尠く、香港、上海等の銀貨國向けの爲替のみ騰落がある状態であつた。尙一九三六年の法貨の平價切下後は一大暴落を來し、之を例するに從來一〇〇比弗に對し二三〇—二四〇圓の間にあつた日本爲替は忽ち一五〇—一六〇圓程度に急下した。

而して爲替相場の建方は大體、倫敦・佛國向は八日拂、米國・爪哇・上海・新嘉坡向は三十日拂、香港・比律賓向は十五日拂、日本向は六十日拂、歐洲向は九十日拂となつてゐる。

印度支那に所在する主要銀行は本國諸大銀行の子銀行であり且つ是等の銀行は世界各地に支店を有するが故に爲替取組には多大の便益がある。一方印度支那の貨幣は前述の如く一九三〇年初期迄は銀本位で本國と本位を異にし、その間爲替は銀價の騰落、印度支那の收支勘定等に因てよく動搖したが、一九三〇年の幣制改革に依り一比弗—一〇法の割合にて金爲替本位制が採用せられるに至り、大體安定を見るに至つた。但し支那に多くの支店を有する關係上、支那と歐洲との爲替は銀價の變動に伴ひ動搖することは勿論である。上述の理由に依り佛本國向け爲替は標準率十法を僅かに上下するのみで多くの變動を見ないが、取引の最も多い香港向け爲替はプライム又はデイスカウントを以てし、銀價騰貴の時はプライム、下落の時はデイスカウントを用ふ。即ち四十比弗デイスカウントと云へば香港弗百弗に對し西貢六十比弗と同義である。

佛領印度支那...金融

日別比弗爲替相場比較表 (百貫一貫賣)

摘要	年六三九一					年五三九一				
	比	盾	圓	米	法	比	盾	圓	米	法
一月	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
二月	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
三月	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
四月	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
五月	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
六月	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
七月	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
八月	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
九月	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
十月	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
十一月	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
十二月	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000

單位比弗
出所同前表

農業

總說—米—糖—棉花—其他農作物—農產物統計一般
—農畜業—牧畜業

一總說

土人農業と歐人農業 佛領印度支那に於ける農業は傳統的先入主的に土人農業と歐人農業とに大別され、一般に米、煙草、棉、桑等は土人農業的作物であり、護謨、珈琲、茶等は歐人農業的作物であると考へられてゐる。然して大體に於て土人農業が傳統的分割的自給自足の粗笨農業たるに對して、歐人農業は近代經營的科學的拓殖的集約農業たることが特色であつて歐人農業は即ち栽培企業に外ならないと云ふことが出来る。殊に「歐人農業」と稱するも近年に於ては必ずしも本來的歐人のみに依て行はれるとは限らざるが故に、佛領印度支那の農業は歴史的社會的關係に於て傳統的農業と近代企業的農業とに大別せられるとなすのが寧ろ用語的に至當であらう。

佛領印度支那は純農業國であると稱せられるが、特に前述の傳統的農業の代表的作物たる米の生産及輸出は印度支那に於ける百般の經濟的活動の基準をなしてゐると稱することが出来る。即ち農產物の輸出額は總輸出額の約七〇%を占めてゐるが、殊に米は多數住民の生活必需品たると共に、輸出に於ても毎年輸出農產物の大部分を占め、從て其の價格の高低は之に依存する一般民衆の購買力に直接的影響を及ぼすこと多大である。故に吾人は印度支那を自國の絕對的閉鎖的獨占市場として確保するに汲々たる佛國にとつて、右の植民地住民の購買力の如何が如何に重大なる關心事たるかを窺知すると共に、所謂南洋諸國のうちにも佛領印度、英領馬來等に於ける農業が近代企業的農業をその中核とするに反して、印度支那に於ける農業の中心が依然として土人の米作即ち所謂傳統的農業に存することに注目すべきである。但し近年に於ては米以外の食用作物及び護謨を始め各種の原料作物等近代企業的農業も漸く重要な地歩を占めつゝあるが、蓋し右の趨勢は本國市場に於て

佛領印度支那...農業

佛國の農業政策の根本的對象なる小麥にとり米は有力なる競争商品たるの危惧あること、佛國政府當局が本國及植民地ブロック經濟強化の必要に迫られ且印度支那に於ける米作のみの單作的傾向に對して漸く警戒的態度を持すに至つたこと、其他市價の恢復、海外市場の開拓、領内地方工業の出現等に依るものであると稱し得るであらう。而して佛領印度支那に於ける近代企業的農業の沿革は佛領印度等に比して極めて新らしく、且つその栽培面積も傳統的農業に比して極めて狭少であるが、その經營は常に有利なる市場を對象とする商品、即ち所謂「植民地物産」の生産を目的とするが故に前述の如く近代的科學的經營たらざるを得ないのである。故に個人又は會社の合法的所有地に於ては土壤の物理的化學的構成及栽培の適否に關する研究が不斷に行はれて居り、氣温・降水量等に關しては特に設けられたる政府の專問的機關が利用され、又土地の開發に於ても荒蕪地開拓及び開墾のために既に相當額の資本と勞力とが注入され、種苗選擇・植付・肥料・作物保護等に關する研究も恒常的に行はれ、且つ家屋・倉庫・工場等も整備されてゐる。從て右の如き所謂「整備されたる栽培園」は現在に於ては既に確實なる富の豊庫として一般に認められるに至り、一九二九年以降の世界不況に際しても、政府の特別保護のもとに抵抗を續け得たのであつた。

土・佛人農業面積及地價比較表 (一九二八—三〇年平均)

種類	土人農業		佛人農業	
	面積	地價	面積	地價
米	1,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
其他	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
計	2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000

土人農業面積及地價—傳統的土人農業は地域的に(平原、河岸、低地流域、

佛領印度支那……農業

三角洲地域一帯に行はれてゐるもの、即ち南支那海に面する安南人居住地域、及び所謂「クメル族の地」たる東埔寨の沖積土地方並にメーコン河流域の平原地方に於て一般的に比較的集約的に行はれてゐるもの、(ロ)河川の本流と支流の中間地方に断続的に粗率的に行はれてゐるもの、(ハ)溪谷或は山腹地方に於て階段的即ち欄式に或は所謂「壟」即ち火田式に行はれ、従て半遊牧的にして極めて粗率的なるもの等の三者に分類されるが、之等は單に地域的分類たるに止らずして耕作法、土地所有關係等に於ても各々特徴を示してゐる。然して印度支那聯邦中老繩を除く他の四國に於ける主なる土人農業面積及土地價格は左表の如くである。(農業の項末、一九三六年主要農作物面積表参照)

各國別土人農業作物面積表 (一九三〇年)

種別	面積	平均地價	
		比價	千比價
米	4,100,000	37.6	2,759.95
茶	1,100,000	2.3	2,379.95
桑	1,100,000	2.3	2,379.95
甘藷	1,100,000	2.3	2,379.95
檳榔	1,100,000	2.3	2,379.95
漆	1,100,000	2.3	2,379.95
大ニホ	1,100,000	2.3	2,379.95
麻	1,100,000	2.3	2,379.95
果樹	1,100,000	2.3	2,379.95
其他	1,100,000	2.3	2,379.95
安南	10,000	0.4	9,000.00

作物	面積	平均地價
米	1,100,000	2.3
茶	1,100,000	2.3
桑	1,100,000	2.3
甘藷	1,100,000	2.3
檳榔	1,100,000	2.3
漆	1,100,000	2.3
大ニホ	1,100,000	2.3
麻	1,100,000	2.3
果樹	1,100,000	2.3
其他	1,100,000	2.3
安南	10,000	0.4

土地分配狀況—老繩を除く聯邦各國の土地分配狀況は大略左表の如くである

が、之によつて見るに大中農の最も多数なるは交趾支那、次いで東埔寨米田に於てであるに反し、東京、安南及東埔寨のシヤムカルに於ては土地が極端に細分割されてゐることが知られる。

面積別所有主數表 (一九三〇年)

所有面積	所有主數	百分比	自作	非自作
東京	5,900,000	6.1	1,100,000	1,100,000
安南	2,870,000	2.9	1,100,000	1,100,000
東埔寨	2,870,000	2.9	1,100,000	1,100,000
交趾支那	8,500,000	8.7	1,100,000	1,100,000
其他	1,100,000	1.1	1,100,000	1,100,000

面積別所有主數表別表

佛領印度支那……農業

單位一人
出所：同前表

國別 小農(〇—五陌) 中農(五—十陌) 大農(十陌以上)

國別	所有主數	所有主數	所有主數
東京	9,000,000	1,000,000	1,000,000
安南	6,000,000	1,000,000	1,000,000
東埔寨	6,000,000	1,000,000	1,000,000
交趾支那	1,000,000	1,000,000	1,000,000
其他	1,000,000	1,000,000	1,000,000

尙土地の賃貸狀況を見るに、所有主の直接耕作は東京に於ては九八・八%、安南に於ては八九・七%の高率を示してゐるに反して交趾支那のみは六四・六%である。東埔寨に於ても米田は九五・四%、シヤムカルは九八・八%の高率を示してゐる。小作農及分益農の狀況に就ては劃一的には述べられないが大體に於て東京、安南、東埔寨に於ては兩者が並行的に存在してゐるに反して交趾支那に於ては小作が數に於て支配的であると認められる。

佛人農業小史—印度支那の近代企業的農業は佛人の農業殖産と共に始まる。即ち佛領印度支那に於ける佛人の栽培企業は加特力教宣教師、退役軍人及文官等の小資本に依るメーコン河流域の米の栽培より開始され次第に肥沃

なる中部丘陵地方及赤土質平原地方に於て護謨・茶・珈琲の如き近代裁培企業が行はれるに至つたのである。即ち此の間に於ける佛人の栽培企業發達の推移を見るに一九〇〇年以前に於ては交趾支那に一〇〇、その他一六、計一六を數へたに過ぎず、その面積も交趾支那に四、三四六、東埔寨に四九〇、安南に三、四八四、東京に三、〇六八、合計一、三九〇に過ぎなかつたが一九〇〇年以降一九〇〇年に至る間に於ては稍々著しく發達した。即ち次表は一九〇〇年より一九〇〇年に至る間に於ける政府のコンセッションの推移を表すものであるが就中東京に於ける一九〇七年及一九〇八年に於ける發達は著しい。而して此の間に於ける栽培作物は交趾支那に於ては殆ど全て米で、安南に於ては米、珈琲、茶等、東京に於ては主として珈琲であつた。(單位=陌)

Table with columns for Year (年次), Location (東京, 安南, 交趾支那, 東埔寨), and Total (計). Rows show data for 1896-1900 and a total for 1900.

更に一九〇〇年より一九二〇年に至る間に就て見るに東京に於ては依然として専ら珈琲園の開拓を見た。勿論若干の農園特に紅河流域の農園或は黒旗軍の戦亂のために地方住民の減少せる地方に於ては農園の廢棄又は政府に依る土地の沒收等に依り減少せる如き例外もあつた。安南に於ては東京に稍々遅れて北部の三州即ち清華、義安、河靜等に珈琲を主とする農業拓殖が發達し特に有名なるシリョン珈琲農園は世界大戰前後に發達せるものである。他方交趾支那に於ては此の間に護謨の栽培が著しく發達した。即ち最初の護謨園たるスザンナ農園のコンセッションは一九〇七年のことであるが當時護謨は尙當り二二法乃至二五法の高値を唱えてゐた爲に斯業は特に刺戟を受け交趾支那に於ては勿論、一九一〇年以降は東埔寨にも行はれるに至つた。一九二〇年

より一九二八年に至る間に於ても右の傾向は更に著しく交趾支那及東埔寨に於ては護謨栽培園が急激に増加し南部安南のコントム、ダムラク、上東乃等の赤土質地方は茶及珈琲栽培地となり又東京に於ては依然として珈琲園或は北江、太原等の米作が著しく發達した。然しながら間もなく一九二九年以後、特に一九三一年以降に於ては右の如き栽培企業發達の速度は急激に緩慢となり唯舊コンセッションの更新等があるのみで單に惰性で進行する程度となつた。即ち次表は佛人の栽培企業に對してなされたコンセッションの推移を一九二一年以降年次別に表示せるものであるが之に依て大體の趨勢を知ることが出来るであらう。(單位=陌)

Table with columns for Year (年次), Location (東京, 安南, 交趾支那, 東埔寨), and Total (計). Rows show data for 1921-1927 and a total for 1927.

尙是等のコンセッション或は私有の名目に依る所有總面積の内一九三一年に於ける(一)實際栽培面積及(二)評價價格を作物別及聯邦各國別に就て見るに左表の如くである。

聯邦各國別佛人主要作物面積及地價表

出所=同前表

Table with columns for Country (國別), Crop (米, 茶, 珈琲, 護謨), and Total Area (計 所有總面積). Rows list Japan (東京), Indochina (安南), and Indochina (交趾支那) with sub-rows for specific locations like 東埔寨 and 老埔寨.

因に右の評價の内米以外の諸作物は生産年齢に達したる農園建設費相當り平均を適用せるもので、茶に就ては安南に於て二、五〇〇比弗、東京に於て一、〇〇〇比弗(工場を含まず)、珈琲に就ては各國とも一、五〇〇比弗、護謨に就ては赤土地方に於て九〇〇比弗、灰色土地方に於て六五〇比弗を基準とせるものである。然しながら收益農園の實際價格は明かに常に農園建設費よりも高價であり、その價格の釣上りは三分一を降らざる故に右の諸農園の實際評價は約二三百萬比弗と看做すことが出来るであらう。尙面積表に就て見れば實際栽培面積が買収又は租借總面積の約二分の一であることが知られるが、右の内米の分は殆ど全て實際栽培に供されてゐるものと認められる故に之を差引けば茶、珈琲、護謨等の實際栽培面積は租借又は買収總面積の二〇%に過ぎない。

然らば右の如き佛人農業に投下されたる資本は幾何なりやといふに、一九二四年以前に於ては、農園創設に要せる諸費用を以て計算されたる左表を参照することゝ要する。(單位=比弗)

Table with columns for Year (年次), Method (千法), and Total (計). Rows show data for 1924-1927 and a total for 1927.

之に牧畜其他の費用七百萬比弗を加算して一九二四年迄の投資は約四〇〇萬比弗となるが右の内一五百萬比弗は會社、殘餘は個人分である。然して之を當時の平均比價により法に換算すれば約一、二〇〇百萬法である。更に一九二四年以後に就てはスモルスキー及ユルメーの推算があるが之に依れば一九二四年以降の連年投資額及び前述の一九二四年以前の投資を加算せるものは左表の如くである。

佛領印度支那……農業

三三〇

コンセシオン コンセシオンに關する基本法は一九二八年一月四日附大統領令である。コンセシオンは有償を原則とするが、佛人又は土人の小植民を保護するために特に三〇〇陌を限度として無償を認めてゐる。コンセシオンを許可せられるものは佛國市民、臣民又は保護民に限る。會社はその本社を佛國領土又は保護國に有し、株主、取締役、支配人等の過半数が社員も亦佛國市民、臣民又は保護民たることを要する。有償の場合に於ても先づ假コンセシオン(Provisoire)の名目にてなされ、土地開發が一定の期間内に政府の入札心得書記載條項に合致せるものと公式に認められて始めて決定的のものとなる。假コンセシオン期間中は政府のアグレンマンなくしてはその權利を行使することを得ない。コンセシオンは(イ)四、〇〇〇陌以上に對しては、コンセシオン委員會の申告、總督府會議に於ける總督の提議及び植民大臣の報告に基く大統領令に依り(ロ)一、〇〇〇乃至四、〇〇〇陌に對しては總督府會議に諮問せる後總督令に依り(ニ)一、〇〇〇陌以下に對しては植民地會議又は保護領會議に諮りたる後地方行政長官報告に依つて許可せられる。然して本大統領令の施行細則は聯邦各國に依つて夫々異なるが、申告者が土地開發を確

佛領印度支那面積概算表

國別及年次	歐人及會社コンセシオン		土人コンセシオン	
	假コンセシオン	コンセシオン	假コンセシオン	コンセシオン
東 京	17,000	47,000	110,000	82,000
安 南	19,350	40,000	140,000	118,000
交趾支那	19,350	14,000	118,000	110,000
東 埔 菜	19,350	40,000	110,000	80,000
老 撾	19,350	40,000	110,000	80,000
計	93,500	180,000	588,000	440,000

保するに必要な陌當り基本額は次の如く定められてゐる。

東 京	東 埔 菜
牧 場	低地又は米田
一年作又は季節作	草叢地
多年作	森林地
安 南	赤土
牧 場	灰色土
一年作又は季節作	其他
茶園及珈琲園	多年作
其他多年作	茶又は珈琲
交趾支那	其他
草叢地	多年作
森林地	其他
灌漑地	其他
赤土	其他
灰色土	其他

外國人の企業参加に就て

本領土に於ける外國人の企業は佛本國の獨占主義及從來本領の内情が一般に知られて居なかつた等の關係に依り支那人を除いては極く小數である。左に外國人企業家に必要と思はれる事項を摘記する。
外國人の土地所有權問題—本問題に就ては少なくとも交趾支那に就ては適確に記述することが出来る。即ち交趾支那は純然たる佛國の植民地である爲め本國法が適用され、外國人に對し土地所有權を認め、私有地の買収或は資金の抵當流等に依り手得したる場合之を登

記すれば自己の所有地とする事が出来る規定となつてゐる。實際に支那人、印度人等にして各地に幾百陌の土地を所有してゐるものが居る。其他の保護國に於ては河内、海防、ツアーラン、ブノン、ベン諸市を除き、地方に於ては大體外國人の土地所有は許されてゐるものと認められる。但し保護國には夫れ自體の法律があり、土地を所有せんとする者は當然當該保護國の法律を適用せらるゝ管ではあるが、其の法律たるや有名無實のもので、實際は何等の效力を生じない。従つて止むなく統治を委任されてゐる佛國官廳で登記を行はねばならない事となり、其の間隔るデリケートな關係が存するものの如くである。

若し當該外國會社が佛國以外の自國法或は其他の國の法律に依り設立され、當該國にて登記済の時には何等登記料を納入する必要なく、佛國法に依る未登記の會社は成規の登記料を課せられる。右の外所得税其他の雜税以外に取立て、云ふ課金は殆ど無い。但し農園に附隨して工場等を設けた場合は營業税を徴せられる。其他一般農作に對する公課は僅少の様である。
投資 左表は印度支那所在主要企業會社の社債連年募集額並に栽培企業會社の連年投資額を示すものであるが、一般に印度支那事業界の投資状況に就て見るに、歐洲大戰以後の恐慌及沈滞に次ぐ一九二〇年の整理期を経て一九二四年に至り漸く新機運に向ひ、殊に護謨相場の高騰に依り護謨栽培事業は著しく發展し、次いで南部安南の茶・珈琲等を初め錫相場の高騰等に依り各種事業會社の新設せられるもの相次ぎ、その投資額も著しく増加した。就中一九二七年の如きは護謨其他の栽培企業益々盛となり投資額も著しく増加したが、翌一九二八年には既に下向線をとり一九三〇年以降は殊に甚しくなつた。即ち一九三〇年以降は募集資本の總額に於て減少せるのみでなく新事業の萎縮も亦甚しく世界不況の影響は漸く印度支那諸事業の全般を掩ふに至つた。然して吾人は右の如き事業不振を招來したる原因として所謂世界的不況の外に印度支那事業界に存する特殊なる障礙の多々存することを看過してはならない。

既設及新設會社別株式債募集額表

單位：百萬法郎
出所：印度支那統計年鑑

佛領印度支那……農業

三三一

官有地租借問題—既述の如く外國人に對しては可成りの制限が加へられ、一九二八年一月四日附大統領令に依り、個人の場合には佛國・同籍民及保護國民以外の者には許可されない規定となつてゐる。會社の場合は佛國法に據り設立され、佛國資本が過半を占め、本社が佛國及同植民地或は保護領に所在し、且つ其の社長及取締役の過半が佛國・同籍民及保護民たる事を要す。故に外國人にして官有地を租借し企業せんとするには個人では全然不可能であり、唯會社組織を以てのみ參加し得るが之とも前記の如き制限を受ける。尙又佛國其他有權者から土地を買収する事も不可能とされてゐる。農業企業—外國人の參加は比較的容易であり、個人・會社の別なく、外國法律に依り設立されたる會社と雖も一様に之を實行し得る。但しその基本となる土地獲得には前述の如き私有地買収を最も容易とするが、會社等が大規模な農園を拓かんとする場合には不都合を生ずる事がある。即ち官有地を租借

する爲めには前記の如き制限を受け、私有地を買収するとしても果して企業に十分なる大面積を手得し得るや否や疑問であるが、大體に於て當領に於ける外國人農業企業は適當なる土地を得れば比較的容易に營み得られる。農業企業に對する公課は、交趾支那に於て

佛領印度支那...農業

Table showing financial data for agricultural societies in French Indochina, categorized by year (1924-1935) and type of society (existing vs. newly established).

佛領印度支那...農業

農業金融施設 主なる農業金融施設には次の如きものがある。
地方農民貸付銀行(Credit populaire agricole)...

地方農民貸付銀行連年營業狀況

Table detailing the annual operating conditions of the Agricultural Credit Societies, including assets, liabilities, and interest rates.

地方農民貸付銀行貸付狀況 (一九三三年)

出所印度支那統計年報(地方農民貸付銀行營業報告)

Table showing the lending status of agricultural credit banks in French Indochina for the year 1933, listing various locations and their respective lending figures.

交趾支那農業信用組合營業績表

出所印度支那統計年報

Table showing the operating performance of agricultural credit unions in French Indochina, including membership numbers and financial metrics.

農事改良施設

農事研究場(Institut des Recherches Agronomiques) 本研究場は南北兩部より成り、各部は夫々實驗所を有して栽培植物及土壤に関する研究を實施してゐる。

佛領印度支那……農業

安南

カオチアイ (Cao-Trai) — フキ、ゲアン等北部安南に於ける珈琲及び纖維植物の栽培試験を行ふ。
 ランソン (Lang-Hanh) — (ラングオン—Lang-Biang) — 中部安南及中南部安南即ち上東乃地方の玄武岩質地帯に於ける規那樹の栽培及び適應性に關する試験を行ふ。
 プレイク (Plei-Ku) — ロントム地方に於ける茶及珈琲栽培試験。
 交趾支那
 オンヘン (Ong-Yen) 及 チャレイ (Cha-Lay) — 印度支那南部地方に於ける護謨其の他カボック・珈琲・茶・果樹・規那等の栽培試験を行ふ。
 東埔寨
 バッタマン (Battambang) — 米作及玉蜀黍栽培に關する調査研究を行ふ。
 老撾
 チンクワン (Xieng-Khouang) 及 トランニン (Tran-Ninh) — 中部及北部老撾に於ける茶・桑等の栽培試験及林産物の利用に關する調査を行ふ。
 ボロン (Bolovens) — 南部老撾、中部安南、北部東埔寨の三地方に於ける規那樹の適應性及護謨・茶・珈琲・カボック・棉・蔬菜等の栽培可能性に關する調査を行ふ。

印度支那米穀局 (Office indochinois du Riz) — 本局は恐慌發生後特に農事調査研究の必要を痛感して設置されたものである。即ち一九三〇年四月一〇日附大統領令及び一九三〇年五月三日附總督令を以て組織され、一九三一年一月、植民大臣ポール・レイノールを冠して Office Paul Reynaud と稱して西貢に創設された。然して本局は自治的法人組織にして一行政會議及南北兩改良會議を有し且農・商・工各方面の代表的權威者を網羅し、特に米に關する技術的經濟的研究を目的としてゐる。その管理法その他は總督令を以て定められ、起債額は三、〇〇〇萬法以上を認められてゐる。
 農事氣象部 (Bureau de Météologie agricole) — 一九二七年フリエン中央氣象臺内に設置されたもので、印度支那内の氣象臺の觀測を蒐集綜合してその

世界恐慌以後の政府の救済施設 印度支那は佛國の領有となつて以來既に約半世紀を経たが、其間佛國の手に依り不斷的開發が行はれたに拘らず、依然として原始産業國の域を脱してゐない。殊に一度一九二九—三〇年以來の世界恐慌に直面するや、印度支那も亦その厄を免れることを得ず、農民及び栽培企業者は甚しい困窮に陥る状態となつた。今主要産物市價の下落状況を見るに次の如くである。

チアチエン	一九三三	11,000	11,000
ソナン	一九三三	11,000	11,000
ハチン	一九三三	11,000	11,000
フアンラン	一九三三	11,000	11,000
白米(西貢市場—一〇〇冠、比弗建)	一九三三	11,000	11,000
玉蜀黍(西貢市場—一〇〇冠、比弗建)	一九三三	11,000	11,000
護謨(巴里市場—一冠、法建)	一九三三	11,000	11,000
護謨(新嘉坡市場—一冠、仙建)	一九三三	11,000	11,000
珈琲(ルアール市場—一〇〇冠、法建)	一九三三	11,000	11,000
棉花(ルアール市場—一〇〇冠、法建)	一九三三	11,000	11,000
ゴムラック(西貢市場—一冠、比弗建)	一九三三	11,000	11,000

こゝに於て政府は右の窮境打開に腐心したが、政府の對策及び農業救済施設の主なるものは次の如くである。
 米作—先づ一九三一年一月總領三五萬比弗を以て收穫費及糧收納費として分配貸し、又本國政府の同意の下に一九三二年四月二六日附法律を以て總督府の保證のもとに一億法を起債して米耕地所有者に長期貸付を行ふこととし、佛蘭西不動産抵當銀行と契約して最初に五、〇〇〇萬法を米作業業者に七・七五%の利率を以て貸付け、且つ此の貸付を更に容易にするため一九三二年四月二九日附大統領令にて金融機關と米作業業者の間を斡旋すべき事務局を設立した。又一方經濟界の混亂に乗ずる不法行爲を阻止する目的を以て、一九

佛領印度支那……農業

三四

結果を公告する一方、世界の各熱帯諸國及特に印度支那に於ける熱帯農業氣象研究に關する資料を蒐集してゐる。本部は聯邦各國農務課と直接關係を有し、從て各農務課の管轄に屬する地方農園及後説の農業水利調査部と常に緊密なる連絡を保持してゐる。

農業水利調査部 (Service des études d'hydraulique) — 印度支那の水利工事を主管する官署は主として河内の工務局であるが、一九二七年以降は特に同局内に農業水利調査部が設置され相當の技術者を擁して農業水利工事に水の分配に關する改良を行つてゐる。而して農業水利工事は土地の情勢に應じて即ち河川氾濫地方に於ける干拓工事及灌漑給水工事に區分されるが、地域的には交趾支那に於ては主として掘割の開闢に主眼が置かれるに反して、北部の東京三角洲及北安南低地々方に於ては特に灌漑工事が極めて組織的に整備されてゐる。

東京・安南灌漑工事概況表

出所：世界恐慌と印度支那經濟

灌漑地區	工事年期	面積(陌)		總面積に於ける耕平方當り人口
		總面積	耕作可能	
東京				
ダイ河沿岸(南定北部)	一九三二	110,000	40,000	800
ケサ及フン	一九三一	100,000	40,000	1,000
南ベク	一九三一	100,000	40,000	1,000
南イ	一九三一	100,000	40,000	1,000
カンナム(廣南)	一九三一	100,000	40,000	1,000
北イ	一九三一	100,000	40,000	1,000
南イ	一九三一	100,000	40,000	1,000
フアン	一九三一	100,000	40,000	1,000
ダホ	一九三一	100,000	40,000	1,000

三二年四月二二日附大統領令に依り印度支那米田賣買法を規定し、且つ交趾支那(西貢)に農業植民事務局 (Office de Colonisation Rural) を設置して、特に米作地の墾殖に關與して米耕地の價格維持と大耕地の分割に依る中小地主の増加を計つた。更に輸出に於ても一九三〇年以來の輸出減少に對しては本國への販路開拓に依り急場を渡したが、早くも一九三三年には本國當業者の反對運動起り重大問題化せんとしたので、政府は從來の本國向輸出税免除を撤廢して課税を行ふ一方外國向輸出税を輕減して海外市場特に極東市場の再開拓に努力してゐる。以上の外政府は中小農民に對して各私設農業金融機關の規約を改正して利息の低減、支拂の簡易化を實行してゐる。
 次に近代企業的農業として重きをなすに至つた護謨及び珈琲に關しても當局は特に業者が不況のために事業を抛棄せんことを慮れてその保護救済に腐心してゐる。

護謨—政府は一九三〇年二月八日、恐慌に對する應急處置として一〇〇萬比弗を計上して、植付後七年を経ざる新耕作者に對して、一陌當り灰色土六〇比弗、赤土二〇比弗を限度として耕地維持費の貸付を實施した。但し條件として耕地を擔保とし樹齡七年に達し又は倫敦市場の相場が三箇月以上に互り一付度につき一志以上に騰る場合に元金の初年賦償却をなさしめることとした。然して右の貸付は設置以來次表の如く次第に増大して、全耕地が七年を経過する迄の貸付總額は約一千萬比弗に達するであらう。

一九三〇	1,000,000 (計上)	1,000,000 (計上)
一九三一	1,000,000 (計上)	1,000,000 (計上)
一九三二	1,000,000 (計上)	1,000,000 (計上)

更に一九三〇年一月二日附總督令を以て、佛國人及土人企業者に對し特別保護關稅法實施までの暫定處置として外國向輸出護謨に對し獎勵金の形式に依り一冠に付四〇仙(一九三二年には一・五〇法、一九三三年には一・〇〇法となつた)の割合にて前渡することを規定した。而して條件として倫敦市場に於ける六箇月平均相場が一〇片以下を維持する限り利子を附せず、一

○片以上に達したる時、前渡金に六%の利子を加算して一八箇月に償還せしめることとしたが、右の奨励金交付は生産額の増加と共に逐年増加してゐる。然し乍ら右の如き龐大なる保護奨励施設は現在の貧弱なる財政の負擔し得ざるところなる爲、總督府當局は別に保護保證金庫制度を設けて此の負擔に耐ふることとした。然して同金庫は現在に於ては本國輸入の外國護謨に對する輸入税、特別税(一疋に付六〇法)及印度支那總督府立替金を以て維持されてゐるが、原則としては印度支那に於ける護謨栽培企業者の納付金を以て維持せらるべきものである。

維持費貸付 獎勵金 同割合(一疋に付)
一九三一 比弗 三三、七〇法
一九三二 比弗 三、八四〇法
一九三三 比弗 一、二五〇法
一九三四 比弗 〇、〇〇〇法
一九三五 比弗 〇、〇〇〇法

シサル麻—シサル麻栽培業者も同様輸出奨励金として一疋に付〇・八〇法(一九三二—一九三三年)を受けてゐる。右の如く近代企業的農業に對する救済策は着々整備されたが、所要經費の増加に伴ひ是等の機能を放活に處理するため、河内に農産物維持事務局を設置し(一九三二年六月一日附大統領令)之に法人格及財政自治權を附與してゐる。

主要農産物輸出入状況

主要輸出農産物數量表
出所 印度支那經濟時報
果 實 同 一九三三 六、六二七、七〇
咖啡 同 一九三三 一、一八〇、〇〇〇
茶 同 一九三三 六、五五七、〇〇〇
煙草 同 一九三三 一、四一五、〇〇〇
精製糖 同 一九三三 一、一七〇、〇〇〇
生野菜 同 一九三三 一、一七〇、〇〇〇
鹽漬及罐詰野菜 同 一九三三 一、一七〇、〇〇〇

主要農作物 既述の如く佛領印度支那に於ける農作物の中米、煙草、棉、桑等は傳統的土人農業の、護謨、咖啡、茶等は近代企業的農業の夫々代表的作物であるが、是等の外に尙土人農作物として玉蜀黍、荳、大豆、マニホツト、落花生、蔬菜及果樹、胡椒、肉桂、白豆蔻、大茴香、シトロネラ、罌粟、胡椒、檳榔、砂糖椰子、甘蔗、古々椰子、カボツク、麻、芋麻、漆、藍、薑黃、クナオ(薯蕷)等、近代企業的農作物として東京に於ける玉蜀黍、マニホツト、甘蔗、苳麻、アブラザン(油桐)、麻、交趾支那に於ける米、胡椒、油椰子、シトロネラ、柬埔寨に於ける米、老薑に於ける規那等を擧げることが出来る。左に之等の農作物の若干に就て略述する。

二 米

種類 印度支那米は東京米及交趾支那米即ち西貢米に大別されるが、輸出商品としては數量の點に於ても品質の點に於ても西貢米の方が遙に上位にある。而して交趾支那米は形態上より左の四種に區別される。
一、グインロン米 長粒にて外相貧弱なるため産額多きも輸出向ならず。丸粒硬質肥大で品質優良ではあるが産出量は多くない。主として歐洲向であつて高度の精白に堪え日本米に似てゐる。
三、バイシヨウ米 グインロン米より長く且碎け易い。支那人及土人等の地方的消費に當てられる。
四、バクリウ米 バイシヨウ米に代つて現在長粒米の代表的上級品とな

主要輸入農産物數量表
出所 印度支那經濟時報
種別 單位 一九三四 一九三五 一九三六
小麥 千キントナル 一、九三〇 一、九七〇 一、九八七
支那素麵 同 二、二二二 二、三六八 二、五〇五
乾野菜 同 二、九七五 三、〇〇〇 三、〇〇〇
馬鈴薯 同 一、〇〇〇 一、〇〇〇 一、〇〇〇
(備考) 一九三五年四月一七日附大統領令(同年五月二七日附總督令公布)を以て(一)茶の全種目 (2) Indragolva antractosum, colia pentandra, & Bantur Malabarum (3) アブラザン油桐 Aleurites (Moriana, Fordii) の全種目等の種子、接木等は總て外國輸出を絕對に禁止されてゐる。

つてをり産量も多い。

尙交趾支那に産する米の品種は頗る多く、其數五百種に達する程であるが、要するに是は稻の高き・厚き・硬き・反撥力・葉又は米粒の長さ・形狀・色相或は風味等に據つて區別したのに過ぎない。最も普遍的に行はれてゐる區別は前記の形態上より見たる四種であるが、更に産地の地理的事情に依て次の如く區別することが出来る。
水稻(又は河米と稱す) 陸稻(又は山地米) 浮稻(藕米とも稱す)
水稻—最重要なるもので、早稻中に早生・晩生がある。早生種は三箇月稻又は四箇月稻の別名があつて播種後三乃至四箇月にして成熟する。概ね土人は貯蔵觀念に乏しき故、當面の急に應ずる目的にて作るもの多く、作付は餘り多くない。

陸稻—海拔千乃至千五百米まで栽培せらる。この稻は乾燥に堪へ、收穫量も水稻に比し少くとも三分一が多い。陸稻にも品種が少なくない。概して水稻より小さく比重は少し大である。玄米は外觀赤色強く見劣りするが掲げば白色となること水稲と異ならない。穀、玄米何れも水稲より貯蔵に堪ゆ。浮稻—別名粘り米といふ。炊く時粘氣強き爲斯く言ふ。本來柬埔寨の大湖地方に半野生に存してゐたのを安南人が交趾支那に移入したものである。交趾支那にてはシヨドツク、ロンセン、サデツク諸州の湄公河氾濫地方のみ栽培せらる。此の稻の特徴は、二節以上に伸長したる以後即ち播種後二箇月以後に於ては洪水の高まるに従ひ伸長し、通常四、五米時としては六、七米に及び洪水の害を蒙ることが無いのである。若し未だ二節を有せざる稚苗の時洪水の急に高まることあれば、伸長之に伴はずして水中に没し死滅することがある。又各節より長さ八乃至十二種の小根を多數出すが、これは水中より養分を吸收する爲であると云ふ。印度支那に於ては普通水稻は移植法に依るが此の稻は直播に依る。而も之を播くには整地せず地上の雜草を刈拂ひたる後約五十粒の間隔に穴を穿ち、之に十乃至十五粒の種粒を置き軽く土を覆ふ。收穫量は普通水稻より多い。併し増水中收穫期に至ること甚だ多きを以て收穫に注意を要する。此の穀は其の形、普通水稻より少しく大、比重も亦稍々

佛領印度支那...農業

大である。價格は普通種より僅かに廉い。前述せるところは穀の種類別であるが、玄米、白米、碎米等は西貢佛人輸出商組合に依て次の如く分類されてある。即ち

- 玄米
 - 一、粗一五%混合精米用
 - 二、粗二〇%混合精米用
 - 三、粗五%混合消費用
 - 四、米價に依り碎米を混入するもの
 - 白米
 - 一、歐羅巴向二等品
 - 二、特別歐羅巴向二等品
 - 三、爪哇向二等品
 - 四、日本向二等品
 - 五、マニラ向二等品
 - 六、レユニオン向二等品
 - 七、碎米二五%混入普通一等品
 - 八、同 長粒一等品
 - 九、同 圓粒一等品
 - 一〇、同 ゴコン一等品
 - 一一、同 パイショウバクリウ米
 - 一二、同
- 碎米 碎白米と碎玄米とに区分し前者を更に一、二、三の三種に分類す。精付・收穫 本邦に於けると同様苗代を作り次いで植付を行ふのであるが施肥は殆んど行はない。東京及安南の大半に於ては春秋二季作にて、東京の春作は一月植付、六月收穫、秋作は六月植付十一月收穫であり、安南の春作は十一月植付、翌年四月收穫、秋作は四月植付九月收穫である。老種に於ては七月乃至九月植付、十二月乃至翌年二月收穫である。交趾支那及東埔寨に於ては一部分を除く外一季作で、早稲は六、七月植付し、一、二及二月刈入、晩稲は八、九月植付し、翌年一、二、三月刈入を終る。

米田面積表 (一九二六—三〇年平均)

出所 印度支那統計年報

國別 米田面積 總面積

東支那	1,100,000	1,100,000
安南支那	800,000	800,000
東支那	200,000	200,000
合計	2,100,000	2,100,000

總面積に對する米田面積率

東支那	10%
安南支那	10%
東支那	10%
合計	10%

米田面積別表

國別	米田面積	人口	一人當り米田面積	總生産量	一人當り生産量
東支那	1,100,000	10,000,000	0.11	1,000,000	0.09
安南支那	800,000	8,000,000	0.10	800,000	0.10
東支那	200,000	2,000,000	0.10	200,000	0.10
合計	2,100,000	20,000,000	0.10	2,000,000	0.10

聯邦各國別米作資本表 (一九二八—三〇年平均)

單位 千比佛 出所 印度支那統計年報

東支那 土地資本 設備資本 開墾資本

東支那	5,128,870	2,121,120	2,121,120
安南支那	3,481,330	1,740,665	1,740,665
東支那	1,100,000	550,000	550,000
合計	9,710,200	4,411,785	4,411,785

東支那 土地資本 設備資本 開墾資本

東支那	5,128,870	2,121,120	2,121,120
安南支那	3,481,330	1,740,665	1,740,665
東支那	1,100,000	550,000	550,000
合計	9,710,200	4,411,785	4,411,785

東支那 土地資本 設備資本 開墾資本

東支那	5,128,870	2,121,120	2,121,120
安南支那	3,481,330	1,740,665	1,740,665
東支那	1,100,000	550,000	550,000
合計	9,710,200	4,411,785	4,411,785

東支那 土地資本 設備資本 開墾資本

東支那	5,128,870	2,121,120	2,121,120
安南支那	3,481,330	1,740,665	1,740,665
東支那	1,100,000	550,000	550,000
合計	9,710,200	4,411,785	4,411,785

東支那 土地資本 設備資本 開墾資本

東支那	5,128,870	2,121,120	2,121,120
安南支那	3,481,330	1,740,665	1,740,665
東支那	1,100,000	550,000	550,000
合計	9,710,200	4,411,785	4,411,785

東支那 土地資本 設備資本 開墾資本

東支那	5,128,870	2,121,120	2,121,120
安南支那	3,481,330	1,740,665	1,740,665
東支那	1,100,000	550,000	550,000
合計	9,710,200	4,411,785	4,411,785

佛領印度支那...農業

東支那 土地資本 設備資本 開墾資本

東支那	5,128,870	2,121,120	2,121,120
安南支那	3,481,330	1,740,665	1,740,665
東支那	1,100,000	550,000	550,000
合計	9,710,200	4,411,785	4,411,785

東支那 土地資本 設備資本 開墾資本

東支那	5,128,870	2,121,120	2,121,120
安南支那	3,481,330	1,740,665	1,740,665
東支那	1,100,000	550,000	550,000
合計	9,710,200	4,411,785	4,411,785

東支那 土地資本 設備資本 開墾資本

東支那	5,128,870	2,121,120	2,121,120
安南支那	3,481,330	1,740,665	1,740,665
東支那	1,100,000	550,000	550,000
合計	9,710,200	4,411,785	4,411,785

東支那 土地資本 設備資本 開墾資本

東支那	5,128,870	2,121,120	2,121,120
安南支那	3,481,330	1,740,665	1,740,665
東支那	1,100,000	550,000	550,000
合計	9,710,200	4,411,785	4,411,785

東支那 土地資本 設備資本 開墾資本

東支那	5,128,870	2,121,120	2,121,120
安南支那	3,481,330	1,740,665	1,740,665
東支那	1,100,000	550,000	550,000
合計	9,710,200	4,411,785	4,411,785

東支那 土地資本 設備資本 開墾資本

東支那	5,128,870	2,121,120	2,121,120
安南支那	3,481,330	1,740,665	1,740,665
東支那	1,100,000	550,000	550,000
合計	9,710,200	4,411,785	4,411,785

佛領印度支那……農業

開帳資本	一五八五	二四八〇	一七四〇
自家労働給費	二〇五〇	一三六五	六三三
純地代	一三三五	一三六五	一一一四
穀元價(註)	一、〇三二	〇・三三	〇・一七
	〇、〇七五	〇・五二	〇・四〇

(註) 穀の元價は一ジャリ単位にして (1)は自家労働給費を含み、(2)は之を含む
南東京及北部安南の項は之を含み

取引

穀の取引一般に安南人農家は所謂小地主に多くして、彼等は其の收穫を直ちに賣放さざるを得ない境地にある。然して之を賣放つには自家に於てなす時と小量宛附近の市場に撥出して買手を持つ場合とがあるが、何れの場合も之を買付けるのは多く支那人の仲買人(稀には資力ある安南人)にして之等は自己勘定に依る取引と精米所主勘定に依る取引に因て二種に分類される。前者は自己資本又はチエテイ或は歐人の金融業者から融資を受けるが、付は自ら田圃の間を奔走するものと集散地に店舗を構えるものがあるが、何れにしても收穫後現金勘定で買付をなすのは例外で多くは所謂青田買が行はれてゐる。然かも農家は所謂「五反百姓」にして、勢ひ收穫までの資金の融通を仲買商から受け、之が返済は穀を以てしてゐるが、その利率は極めて高率にて十割以上に相當するといふ。穀の取引量衡は農家相手の場合は「シヤ」と稱して四〇立入容量を單位とするが仲買人と精米所又は米商人との間にあつては六八疋(一五〇封度)一擔建古ガニー袋入を以て行ふ。而して穀の一般的相場は毎日午前中堤岸市に於て行はれる取引に依り決定されるが公表はされない。穀の買付に就ては精米業者又は米商人は一定の算式を用ひて白米の相場から穀の價を算出して其の相場の高低を判断するといふ。

白米及碎米の取引一西貢米の相場建に就て一言するに嚴密なる意味に於ける建相場なるものなく、各精米所又は仲買商に於て各戸相場を定める。而して西貢商業會議所は右平均最高最低表を作製して、之を標準相場として發表するのである。普通輸出業者が精米業者から買付けて海外仕向地の輸入業者に賣渡すもので精米業者が自ら海外の輸入業者に賣渡すことは皆無と云つてよい。尤も輸出米の約半数は香港、新嘉坡向で支那人精米業者が直接自己の手に依り輸出するが、之は仕向地にある自己の支店又は委託店をして所謂成

三四〇

行賣をなさしめるものであるから西貢に於ける實際取引とは事情を異にする。西貢米の取引に於て注意すべきものに前貸制度がある。前貸制度と稱するのは輸出業者が買付契約をなす場合、その半金を精米業者に貸付する慣習で若し之を行はない場合はこの半金に對する利息年九%を支持はなければならぬ。而して此の貸付は無擔保對人信用にして、輸出業者は買付と共に爲替契約を約定するを以て此の輸出勘定 Exports A.C. から前貸金額を借用(利子年八%)して精米所に引渡すのである。

輸出商組合一西貢米の輸出商組合には現在二あり。其の一は佛人輸出商組合 Association des Exportateurs Français de Riz de Saigon にして現在組合員一一を有す。然るに本組合は排他的にして他の加入を拒絶するため、之に對抗して別に西貢輸出商組合 Syndicat des Exportateurs de Riz et Produits Divers de Saigon が結成せられてゐる。我が三井物産は後者の一員である。

對外取引條件一建値は一擔當り比弗建て取引値段に對する對外諸國間に於ける條件は、大體次の通りである。(輸出米は西貢米を大部分とするを以て茲には西貢米に就て記述する)然し F.O.B. と稱するも輸出税、前貸金利子手数料を含み、C.I.F. 價格は運賃、海上保険料等に輸出税(關稅、工作稅、統計稅)諸掛、手数料等を加算して算出せらる。

佛國及歐洲向 C.I.F.
モリシアス・マダガスカル・レユニオン向 佛國の中繼たる直送たるを問はず C.I.F.
香港及支那各地向 C.I.F. 但し上海・汕頭・天津・寧波・牛莊送りは普通 F.O.B. Saigon Price が、稀れには C.I.F. に引合ふことがある。併しこれは運賃の低廉なる時に限る。

日本向 以前は C.I.F. であつたが近來殆ど F.O.B. Saigon Price 比律實向 F.O.B. Saigon
佛領印度向 歐洲人商人取扱の場合は先づ大概 F.O.B. Saigon とし、支那商人の時は C.I.F. とす。

運賃 西貢港より香港向及歐洲向米の適當り海上運賃及び西貢米運賃指數は次の如くである。

年次(平均)	香港向(比弗)	歐洲向(法)	西貢米運賃指數(一九一三=一〇〇)
一九二九	四・五	一・五	一〇八
一九三〇	四・三	一・四	九六

一九三三	四・一	一・三	一一六
一九三二	三・九	一・一	一〇六
一九三一	三・七	一・〇	一〇〇
一九三〇	三・五	〇・九	九三
一九二九	三・三	〇・八	八七

印度支那西貢米市場月別平均相場表

種別	印度支那西貢米市場月別平均相場表												
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年平均
一 (碎米二五混入)	九三二	九三二	九三二	九三二	九三二	九三二	九三二	九三二	九三二	九三二	九三二	九三二	九三二
二 (碎米四〇)	九三三	九三三	九三三	九三三	九三三	九三三	九三三	九三三	九三三	九三三	九三三	九三三	九三三
三 (碎米五〇)	九三三	九三三	九三三	九三三	九三三	九三三	九三三	九三三	九三三	九三三	九三三	九三三	九三三
米	九三三	九三三	九三三	九三三	九三三	九三三	九三三	九三三	九三三	九三三	九三三	九三三	九三三
他貨物	九三三	九三三	九三三	九三三	九三三	九三三	九三三	九三三	九三三	九三三	九三三	九三三	九三三

年仕向地及	佛蘭西	佛領植民地	香	新嘉坡	支那	印度支那產米種別及仕向地別輸出高表			單位目數每1萬噸、價值1千法郎、出所印度支那統計年報											
						穀	數量	價額												
一九三二	一九三二	一九三二	一九三二	一九三二	一九三二	支米	碎米	粉米	白米	計										

佛領印度支那……農業

種	一			二			三		
	米	米	米	米	米	米	米	米	米
別	九	九	九	九	九	九	九	九	九
一月	九	三	三	三	三	三	三	三	三
二月	九	三	三	三	三	三	三	三	三

印度支那產米河內市場月別相場表

單位1百担に對する比弗廷

出所同前表

佛領印度支那……農業

佛領印度支那……農業

一九三一	六七	七一九	一〇一	一三九	九二七	五三
一九三二	一八八	一〇四七	一三三	一〇〇	一四二七	六四
一九三三	一	六八七	四〇	一八一	七〇一	二四一
英國						
一九三一		一四四九	六八四	六二	二一四三	九六
一九三二		五七四三	七〇四	一三二	一三九五	五〇四
一九三三		八八七	七	六八四	一〇一	一〇一
獨逸						
一九三一	一〇六	六九六	三三六	一八九	五五九	
一九三二	四四四	六三三	八四	一七八	六六	
一九三三	一〇六	一一九	一八九	一一	四一	
其他の歐洲諸國						
一九三一	一一八	一〇	五三二	三三〇	一五	
一九三二	二九三	六八八	三三六	一三九七	五二	
一九三三	一七三	一一〇	一〇〇	一〇〇	七	
亞米利加						
一九三一				五八二	三六	
一九三二				一〇	一〇	
一九三三				二六四	一〇	
阿弗利加						
一九三一				七三三	五九	
一九三二		四八		八四七	五〇	
一九三三			一〇〇	一〇〇	二二	
計	一九三一	三八八九	八六九五	六三三	九九五〇	六二三四
	一九三二	七〇九九	九四七三	七五七	一一三九	六〇二
	一九三三	八三六〇	七七一三	七七一三	一一八八	四七八

三 護 謨

沿 護 謨は佛領となつて以後紹介された産物の一である。而して護謨栽培が本領土に於て稍重要視せられるに至つたのは漸く一九〇七年以後の事

ある。此の土壤地帯は一般に林であるが密林ではなく耕種し易い。故に開墾せられて煙草・甘蔗・其他の食用作物が栽培せられた事があり、又前述の如く *Hveva Brasiliensis* の此の土壤に植込まれたもの数千陌許りあるが、此の土壤は赤土に比し瘠薄であり、充分なる施肥が必要である。

交趾支那古沖積土壌分析表

攝氏百度にて乾かしたる原土千分中
出所：印度支那農業に関する調査報告書

成 分	放牧地 樹木無し	樹木無し	疎林	美林
物理的分析				
大 礫	無し	無し	無し	無し
小 礫	一・九〇	四・〇〇	一・四一	一・一一
粘 土	七・七〇	七・三三	八・四三	五・三九
砂	七・七〇	二二・七九	一三・七三	三六・八八
石 灰	一・〇一	〇・八一	〇・一一	〇・五二
有機物(腐植物を除く)	四・二二	四・八一	一〇・一一	三・七九
腐植	〇・六六	〇・一六	一・〇〇	三・七九
化学的分析				
窒素	〇・五三	〇・一三〇	〇・五七	一・一〇
燐	〇・一三	〇・一〇	〇・〇二	〇・二九
加里	〇・四九	〇・一〇	〇・一〇	〇・三三
石灰	〇・一一	〇・一〇	〇・〇二	〇・二八
苦土	〇・一四	〇・一四	〇・〇二	〇・〇二

赤色土は火成岩起源のもので、ヘマタイト又はリモナイトの形にて存してある鐵分を多量に含んで居り、又燐酸及苦土にも富む。此燐酸の溶解性に就ては、西貢化學研究所の報告がある。即ち試料をピエンホア州シユアンロク(Xuanloc)地方に取り、枸橼酸・アムモニア及醋酸を以て處理した處、前者に

佛領印度支那……農業

三四四

に屬し、而も斯業の第一歩は印度支那と風土を同じくする隣接諸邦即ち英領馬來・蘭領印度・錫蘭等の護謨事業の好況に連れ、その煽りを受けた僅かな個人的栽培に端を發し、次いでそれが幸にも政府の保護により繼續されて今日に至つたものである。即ち一は土地讓與期間に自由を與へ、他はこの幼年期に在りたる企業が戦亂に據る重荷に墮ける際、植民地政府自身證人となり印度支那銀行よりこれが資金の融通を爲さしめたるが如き有力なる財政上の援助を與へたる事等である。斯くの如く印度支那の護謨は幾多の困難に打克ち、印度支那産物中最重要のものの一を占むるやうになり植付・開墾面積の擴大と共に益々多量な將來に臨んで居たが、一九三〇年に入り經濟界の不況及生産過剰に依る市價暴落に因由し、當領護謨生産業者等は甚しい苦境に陥り、爲に事業の中止或は廢止を望む者多く、眞に憂ふべき現象を呈した。而して總督府は「總説」の項に既述せる如く之が救済に腐心し、栽培業者に對する奨励金の下附及輸出保護法等種々の手段を講じた結果、當業者は辛じて命脈を保ち現在に於ては却て漸く繁榮に向ひつゝあり、殊に土壤が新鮮にして且つ馬來に於ける如く土壤の流洗が甚しくないこと及根敗病等の病害がないこと等の好條件に恵まれて將來の護謨生産に於ては馬來及蘭領印度の一大競争者として印度支那護謨が登場するものと期待されて居り、既に世界護謨産協定量を突破して協定各國の關心を招きつゝある状態である。

土 壤 と 降 雨 交趾支那及其他の護謨園の土壤は灰色土と赤色土とに分類される。而して護謨樹は過去に於ては主として灰色土に植付けられて居たが現在では赤色土に行はれるものが多い。赤色土は土層深く地味も頗る肥沃であり、其の範圍は海岸よりバリア、ピエンホア、ツードーモの各州を横斷して東埔萊に達し、長さ六〇乃至七〇哩幅二五哩に及び、護謨栽培には最適の土質とされてゐる。何故なれば灰色土壤に栽培せらるゝ護謨樹と比較するに樹液産出量に於て遙かに勝り、又樹木の發育も二年或は三年速かであると云はれてゐる。尙此の赤色土地帯は南部のコントム及ダルク州にも及んでゐる。灰色土即ち古沖積土は東埔萊州の低地と山地との中間に在り、新沖積土に比すれば土粒遙に粗大で往々多くの鐵分を含み軟きラテリット岩床の上に

交趾支那赤土分析表

攝氏百度にて乾かしたる原土千分中
出所：同前表

成 分	バリア州 センモク	ピエンホア州 ソノク	ツードーモ州 ホンカン
物理的分析			
大 礫	無し	記載なし	記載なし
小 礫	三・三〇	三・三〇	一・七〇
粘 土	三・五八	三・三〇	四・〇〇
砂	六・八〇	六・八〇	四・〇〇
石 灰	〇・八〇	〇・七	〇・四〇
有機物(腐植物を除く)	一・七〇	二・六〇	一・七〇
腐植	一・一〇	一・一〇	一・〇〇
化学的分析			
窒素	〇・四三	二・三〇	一・四三
燐	〇・三〇	〇・一三	一・一七
加里	〇・六八	〇・六八	〇・三三
石灰	〇・八	〇・一〇	〇・一七
苦土	〇・四〇	〇・一〇	〇・一七
酸化鐵	記載なし	記載なし	記載なし

は少しも溶解せず、後者も亦全燐酸の〇・八八%を溶解するに過ぎなかつたといふ。

斯く赤土は粘土分を含むこと多く且つ層厚きを以て保水力が大である。石礫はバリア附近に多いが北方に至るに従つて少く、ホンカンに於ては殆ど之を見ない。

降雨は土壤と密接な關係があるが、護謨栽培地方に於ては十一月より四月までが乾期で、五月初から一月まで約七箇月間が雨期である。

栽培面積 栽培區域は交趾支那を主とし東埔萊、安南等主として南部印

三四五

度支那である。

佛領印度支那……農業

護謨統制委員會登錄護謨園栽培面積表

(一九三七年一月一日現在) 出所 印度支那財政經濟週報(No. 1)

Table showing rubber cultivation area in French Indochina by region (地方別) and district (支那). Columns include area in hectares and number of trees.

護謨園面積對照表 (一九三七年一月一日現在) 出所 同前表

Table comparing rubber garden areas in different regions (地方別) and districts (支那).

探液面積及生ゴム生産豫想表

出所 同前表

Table showing latex tapping area and estimated rubber production by region and district for 1937 and 1938.

Table showing rubber export volume and destination by region (地方別) and district (支那).

護謨輸出總量及仕向國別表

出所 (印度支那外國貿易年表 The World's Rubber Position)

Table showing rubber export volume and destination by region and district.

佛領印度支那……農業

耕作方法 耕作上最も重要なことは土壤の流失を防止するにある。然して以前は一定の期日を定め表土の掘返しを一般に行つたが、今日では赤色土は之を行はぬのが普通である。之は赤色土は灰色土と異り、粘着力少く非常に砕け易いために掘返しを却て表土の流失を促がす結果産出量の減少を來す憂があるからである。施肥に就ては從來餘り研究が加へられなかつた様であるが、現在では各種の實驗が行はれ施肥が特に灰色土に於て極めて有效なることが實證せられた。

舊護謨園の大部分は密植(一畝當り約四百本)及切付苛重との爲に護謨の産出量は日を逐て減少しつゝあるもの様である。最新開墾の護謨園は植付間隔を廣くし、一畝當り二百本内外としてゐる。又過去に於ては多くの護謨園は定期耕種を行ひ雑草の蔓延を防止したが、現在一般の趨勢は全然鋤返しの耕種法を停止し被覆作物を以て之に代へんとし、既に多くの護謨園は此の方法を採用してゐる。

切付方法と産出率 從來の切付方法には毎日三分の一、二箇所切付方法より隔日六分の一、一箇所切付方法に至る各種の方法があつたが、最近の切付方法は一層護謨樹の保存的方法に向ふ趨勢を示し多數の護謨園は左半側隔日切付を採用してゐる。大農園に於ては切付費用の節約、監督の簡便、産出量の増加等の見地から左より右に全螺旋形の切付を四日毎に一同行ふ所謂 Soerin Tapping system を採用し相當の成績を擧げてゐると謂ふ。

赤色土に植付けられたる護謨樹の發育は、初の二箇年に於ては馬來半島並にスマトラに比して稍緩慢であるが、第五年目若しくは第六年目に至れば毫も損色がないと言はれてゐる。灰色土に於ける護謨樹の切付は第七年目乃至九年目迄開始されないのであるが、之を以て成熟的表徴と認むべきものではない。何故なれば當領土の栽培業者は切付を始める前に樹幹が地上一米の所で二十時に達するのを待つが故である。赤色土に於ては五年或は六年目より切付を始めるのが普通である。而して一年のうちで最良の切付時期は

一月と一月であるときとされてゐるが、此の時期には殆ど降雨をみない。樹液産出量に就ては外國のそれに優れるものとは斷言し得られないが、土質が統一してゐる爲め産出量が他國に比し比較的一定不變であると云ふことは容易に首肯し得られる。而して赤色土農園に於ける成熟護謨樹の一反當り産出量は現在に於ては普通六〇〇封度であるが、時には六〇〇封度以上に及ぶこともあるのであつて、大仕掛に試みられた實驗的切付の結果によれば馬來半島や其の他の諸國に比して優秀ではないまでも、先づ同程度であると見て差支へないであらう。但し灰色土に於ては遙かに少なく三―四〇〇封度と認められる。

經營費及生産費 護謨園の經營は既述の如く極めて近代企業的科學的集約的經營であるが、その經營費は各會社により一様ではなく且灰色土にあると赤色土にあるとは差異が存する故に其の詳細を知ることが出来ないが、大體に於て百陌當り平均經營費は次の如きものと認められる。

購入費	一陌當り六〇比弗として	六,000
開墾費	一陌當り二〇比弗として	2,000
植樹	一本當り四仙として三〇,〇〇〇本	1,200
雜費		1,400
維持費	苦力頭賃銀月給二五比弗二人分として	10,300
	定備苦力賃月額一〇比弗四人分として	400
	護謨樹一本に付肥料代五仙として	1,600
	除草費	1,100
	雜費	1,000
年額合計		34,300
六年間維持費合計		205,800
總計		211,800

普通護謨樹の採液は七年目より開始されるが、七年目に於ける一本當り原

價は前掲事項から見て約一・五〇比弗となる。而して護謨園に於ける採液は七年目より三分一、八年目より三分二、九年目より全部採液が行はれ且十三年目に於て一本當り採液量は最高に達すると認められる如く漸増採液法が用ひられる故に、七年目以後の一本當り原價は年約一疋生産として約〇・五〇比弗と認められる。

生産費に就ても前述と同様の理由に依り詳細を知り難いが、一九三五年度に於る主要大農園の本船渡F・O・B・封度(15)當り平均生産費は大體に於て次の如きものである。

成熱護謨園維持費	0.90
採液及製造費	3.59
包裝及輸送費	1.08
諸掛	3.91
計	9.48

尙 $Solva$ に據れば護謨生産費算出公式は次の如くである。

生産費

W 苦力一日勞賃

M 採液人夫一人當り一日採液量(封度)

U 一英反當り一年間維持費

g 一英反當り一年間總費用

N 一英反當り一年間生産量(封度)

S 製品一封度當り工場費・荷造費・船積費

$$O = \frac{W}{M} + \frac{u}{N} + S$$

將來護謨栽培に利用し得べき土地・地價及地租 廣き面積は既に主要栽培業者或 投機者によつて占有せられたとはいへ、護謨栽培に利用し得べき土地は、交趾支那・柬埔寨の何れにも尙多く残つてゐる。而して現在の地價に

就ては變動の甚しきときは陌當り一―五比弗の間を上下してゐるが普通には一―比弗餘と見て差支へない模様である。購入代價は三回に支拂はれ、假所有權引渡の際半額、殘餘は二箇年に折半して支拂はるべきものとなつてゐる。又土地所有申請者は一陌に付一―比弗を超へない前拂金を銀行又は政府に供託する義務を負ひ、土地の十分の一が開墾せられたときに返還せらるべきものとなつてゐる。

地租に關し目下實施中の一般法規は護謨栽培の爲に所有したる土地に對し初の七箇年間は課税せず、第八年目に至り所有面積の十分の一を一陌に付地租二比弗七五仙宛を納入すべく、爾後第十箇年目に至る迄毎年六分の一宛増課せられる。一―箇年目以降は植付全面積の半分に對して賦課せられ、他の一半は第七年目より一陌に付四八仙宛の第三級税を徴せられる。

從業員及勞働者 大農園に於ける從業者即ちアシスタントの初任給は大體月俸二五〇比弗にして其他の諸手當を支給される。又勞働者には契約勞働者と自由勞働者があるが、本來的自由勞働者の外に三年間の契約期限後殘留して自由勞働者となるものも多いといふ。而して契約勞働者は曾ては爪哇苦力も多數移入されたこともあつたが、一般的に云つて多くは北安南及東京出身の安南人であるが、是等勞働者の移入は東京三角洲地方の人口過剩問題解決に寄與するところ大なりと認められてゐる。契約勞働者の賃銀は曾ては日給四〇仙内外であつたが世界不況以來三〇仙に切下げられ現在では二七仙(女子二三仙)程度である。之に反し自由勞働者は多く農園附近出身にして賃銀は日給二〇仙平均であると認められるが賃銀の外に全勞働者に對しては毎日飯米が支給されどといふ。尙大農園に於ける勞働は割當作業にして毎日勞働時間は八―一〇時間と認められる。

主要護謨栽培企業會社表

會社名	出所	資本金
Société des Caoutchoucs de l'Indochine	佛領印度支那財政經濟情報	1,000,000
佛領印度支那……農業		

護謨栽培協會「一九一〇年西貢市に印度支那護謨業者組合 (Le Syndicat des planteurs de Caoutchouc de l'Indochine) が設置されて斯業の發達を大いに助成してゐる。

市價 世界各市場に於ける護謨市價は次の如くであるが、一九三六年に入つて護謨價は漸く恢復に向ひつゝあることが知られる。

年次	巴里	倫敦	紐約	新嘉坡
一九二〇	11.60	10.10	11.00	11.10
一九二一	11.60	10.10	11.00	11.10
一九二二	11.60	10.10	11.00	11.10
一九二三	11.60	10.10	11.00	11.10
一九二四	11.60	10.10	11.00	11.10
一九二五	11.60	10.10	11.00	11.10
一九二六	11.60	10.10	11.00	11.10
一九二七	11.60	10.10	11.00	11.10
一九二八	11.60	10.10	11.00	11.10
一九二九	11.60	10.10	11.00	11.10
一九三〇	11.60	10.10	11.00	11.10
一九三一年	11.60	10.10	11.00	11.10
一九三二年	11.60	10.10	11.00	11.10
一九三三年	11.60	10.10	11.00	11.10
一九三四年	11.60	10.10	11.00	11.10
一九三五年	11.60	10.10	11.00	11.10
一九三六年	11.60	10.10	11.00	11.10

佛領印度支那……農業

Table showing monthly agricultural statistics for French Indochina from 1931 to 1934. Columns include year, month, and various agricultural metrics.

四 煙草

Text describing tobacco cultivation in French Indochina, mentioning local preferences and the role of French colonies in the market.

Text discussing tobacco cultivation conditions and methods in French Indochina, particularly in the Annam region.

三五〇

Text regarding tobacco consumption and manufacturing in French Indochina, mentioning local production and imports.

煙草消費高表

Table showing tobacco consumption statistics for French Indochina from 1931 to 1934, categorized by region and type of tobacco.

煙草製造工場原料消費高表

Table showing raw material consumption for tobacco manufacturing in French Indochina from 1931 to 1934.

煙草流通税額表

Table showing tobacco circulation tax amounts for French Indochina from 1931 to 1934.

五 棉花

Text describing cotton cultivation conditions in French Indochina, highlighting the Annam region and local preferences.

Text discussing cotton cultivation methods and the role of French colonies in the market, mentioning specific regions like Annam.

棉花栽培面積及生産高表

Table showing cotton cultivation area and production statistics for French Indochina from 1931 to 1934.

佛領印度支那……農業

生産高

Table showing production statistics for French Indochina from 1931 to 1934, categorized by region and crop type.

栽培方法

Text describing cotton cultivation methods in French Indochina, including sowing techniques and irrigation practices.

六 其他の農作物

Text discussing other agricultural products in French Indochina, such as sugar and various fruits, and their local production.

佛領印度支那……農業

來を期待されてをり、現にコンボンチヤンには甘蔗栽培を目的とするコンセ

砂糖椰子一名扇椰子とも稱され高さ二〇米に達する(學名 Boreasius Juh-

ベリヤヌス)。東埔寨に於ては到る處にあり、特に西部のカンボ、コンボン

プ、コンボンチユナン、ブノンベン、タケオ等に多く、葉は數葉、莖、スバ

ルト等に用ひ、球状の果實は食用に供され、花汁は砂糖工場に供給される。

咖啡 咖啡は十九世紀中葉、カトリック僧侶が比律賓から印度支那に齎

らし一八八五年以來土人に依てドンホイ、カンビン(安市)に栽培され、次いで

東京に於ても栽培されるに至つた。是等はアラビカの一種で味はモカより

もデリカである。一八八八年に定住せる佛人は政府の補助のもとに爪哇及レ

ユニオン等より輸入せるものを栽培したが、是等は特に東京三角洲の南部地

方古沖積層の土壤上に發達した。即ち主なる栽培地域は、(イ)ニンビン州、

(特)ニンビン及フカンに相當の面積を有す(ロ)ハナン及フリ兩州地方、ダ

イ河右岸特にシネ附近、(ハ)黒河と紅河に依て限られる三角地帯のソント

イ地方、ホアビン、ソント、ハドン等、(ニ)紅河、黒河、淸河等の合流する

東京中部地方のフト州等である。尙、三角洲北部に於ける主なる中心栽培地

としてはカウ河沿岸、河内南部のタイゲン地方及トン河とルクナム河の中間

たるフランドン地方がある。咖啡栽培には相當の肥料が必要であるが、其他

の點に於て、此の地方の氣候は温度の點に就ては十分であるが雨量の不規則

なることが缺點と看做されてゐる。尙早魃も不作の重大原因となつてゐるが

間作として栽培されてゐるにすぎない。收穫量も少なく年平均二八〇噸であ

るが、スザンナ會社のみは病蟲害豫防に依り相當の成績を擧げてゐる。安南

に於ける栽培面積は五、九〇〇噸、年生産三六〇噸内外である。

市價 ルアーヴル市場に於ける東京産咖啡の一〇〇噸當り年平均市價は左

記の如くである。

東京産咖啡市價表

單位：法郎 出所：印度支那經濟時報

Table with columns for year (年次), price range (最低, 最高), and coffee type (東京(咖啡), ブラヂル(咖啡)).

茶 東京に於てはフホ農事試験場の實驗に依ても明かなる如く錫蘭茶及

爪哇茶よりも良質にて價格も支那茶、緬甸茶に匹敵する。東京原産のもの

性強く如何なる土質に於ても成長し病害の點にても寄生蟲の點にても災害を

うけることが少ない。東京に於ける栽培面積は四、〇〇〇噸、大部分の生産

は土人栽培で外國市場に於ける評價は中位である。但し近年歐人農園も次第

に發達し、フトの東、紅河の沿岸のシヤフアンジョン農園(茶樹四〇、〇〇

〇本を有す。一九二八年以降には特に有力なる茶栽培會社が出来、コンセ

ション三三〇噸を所有してゐる。一九三三年に於ける東京紅茶の佛國及佛領

植民地向輸出は一八〇噸に達したが、製造法の改良等に依り支那茶及び緬甸

茶に劣らざる生産を得るに至るであらう。綠茶に就ても當局は少なくとも

佛國勢力下の市場特に北亞弗利加に於て支那茶に取代るべく生産販賣の組

織化に努力してゐる。近代的製造工場(ハギヤン、フト、バクギヤン、ハド

ン、ニンビン、フリ等)はフホ試験場の結果を綠茶の製造技術に應用してゐ

る。交趾支那に於てはアンロツク農園が茶樹六、〇〇〇を有するが收穫は極

めて良好である。安南に於ては栽培面積三、五〇〇噸である。

其 他 王蜀黍は人口稠密なる地方に於ては特に米の補充として栽培せら

れてゐる。主なる産地は東京及北安南である。印度支那に最も弘布せる種類

は粒が黄色又は白色で硬質なるもの、粒が褐色にして軟く粘性なるもの、粒

が茶色を帯びたる紅色又は紫色なるもの、三種である。産額は東京に於て最

も多く、收穫は五、六月頃行はれる。栽培面積は一九二九年一六〇、〇〇〇

噸、一九三三年一六二、〇〇〇噸、一九三四年一〇〇、〇〇〇噸である。安南

に於ける栽培はタンホア及ゲアンに於て行はれ栽培面積は四六、六〇〇噸、

年平均産額五二、二〇〇噸である。交趾支那に於ても領内到處に行はれ地方

王蜀黍年平均市價表

Table showing average market prices for corn in various regions like West Market and Malacca Market from 1919 to 1933.

佛領印度支那……農業

胡椒 胡椒の栽培は東埔寨及交趾支那のみに限られるが、此の兩國の輸出

だけで世界生産額の十分一以上を占めてゐる。特に生産の大なるは東埔寨で

あるが、栽培地方はシヤム灣沿海州即ちタケオ、カンボに限らる。其他の地

方は氣候の點に於ては濕氣が強く且雨量が一定してゐて栽培に好適である

コブラ市價表

Table showing market prices for cobra in West Market and Malacca Market from 1919 to 1933.

て支那人の手中にありエレファント山を背後に控えるカンボ地方に於て相當の成績を擧げてゐるが、肥料、病害驅除等に於て費用がかかる。交趾支那に於ては特に暹羅灣中のフコク島及ハチエン地方に於て支那人に依り行はれて居り其の面積は一四〇陌である。

黒胡椒平均市價表

Table with columns for Year (年), Market (次), and Price (比弗). It lists prices for West Indies (西貢市場) and Java (ルアール市場) from 1919 to 1929.

單位：百斤當り
出所：同前表

肉桂—肉桂は安南が主産地であるが支那人は特に之を尊重し歐洲市場に於けるよりも高價に之を買付ける。肉桂の栽培はタンホア地方に於ては數世紀以來、廣南、廣治、コントム等の山地々方に於ては二世紀以來行はれるに至つたものである。肉桂は農産物であると同時に森林の副産物でもあるが、安南肉桂の種類は Cinnamum okusfolium Noe にて支那藥局方(藥法)に用ひられる。此の樟科植物は東京奥地にも存するがその産量は極めて少ない。安南人は自家の周圍にアレク椰子、茶、パン、バナナ等と混植してゐるが是等の安南人栽培の肉桂よりもモイ族栽培の肉桂の方が珍重せられる。尙肉桂の栽培には四季を通じて雨量が必要である。

白荳蔻—東埔寨のブルサト、老樹のボロベン高原等に於て産出し、大部分支那に仕向けられる。大茴香—パチアームは東京のランソン地方に多く栽培されるが、核實は Anticaris と稱して佛國に仕向けられる。尙ランソン、カオバン、モンカイ等の地方に於ては之から採油し、薬用として支那に輸出する。

於て三、五〇〇乃至四、〇〇〇陌、交趾支那に於ては比較的狭小にて、七五〇陌(一九二九年)であるが、之に反して東埔寨に於ては稍廣大にて約二、三〇〇陌(一九三〇年)である。老樹に於ける栽培面積は不明であるが、老樹の土壤そのものは桑樹の栽培に好適なる如く、特に河川流域地方に盛んに栽培されてゐる。

一般に蘭は黄蘭にして且小型である。即ち良好なるものは八〇〇陌にて一畝に達するものもあるが、普通は一、〇〇〇乃至一、二〇〇陌にて一畝を算するのみである。安南に於ける生蘭の年産額は百萬畝に達するが、主なる産地はビンディン、カンナム、タンホア、ゲアン等である。交趾支那に於ける産額は極めて少なく、従て産地もベンチエ地方に限られてゐるが、此地の砂質の泥(Chang)は桑樹の栽培に最も好適してゐると稱される。東埔寨に關しては詳細は知り難いが、大體に於て年産額三〇萬畝である。老樹に於ては、老樹人がその蔭或は彩色又は模様を施せる肩掛等のために絹布を相當需要するが、現状に於ては、老樹に於ける養蠶の技術は極めて幼稚であり、産額も各戸に二〇軒程度である。従て絹絲の取引も全く地方的取引に止まつてゐる状態にある。

養蠶業保護施設—農務當局は前述の如く土人の傳統的産業たる養蠶業の土人經濟に於ける重要性を認めて、左記の如く安南を始め他の聯邦各國各地に蠶卵検査所、配給所、或は模範的養蠶所等を設けて其の保護助長に努めてゐるが、特に一九二九年には蠶卵一六百萬を無償にて配給し不況に依て蒙れる打撃の緩和に努めた。

安南に於てはヴィン、順化、ビンディンの三箇所に蠶卵検査所を設け是等の各地方に確實に配給を行ふ。尙別にドンホイ、タンバン、ゲーホアン、タイロツク、ボンソン、ビンディン等には公設の模範的養蠶所を經營し且斯業の指導をなしてゐる。東京に於ては三角洲地方に於けるフランソン、ヴィエツチ、タイビン等及高地々方のシヤバに同様の検査所及養蠶所を有してゐる。東埔寨に於てはプチャケオに検査所及配給所があり、年々増大する地方土人の需要に應じてゐる。

罌粟—東京高地々方の苗族はタバコ、シンチャイ等の高原、ソントラ平原を圍む山地、トランニン高原等に於て罌粟を栽培してゐるが、玉蜀黍に次ぐ傳統的作物として豚の賣買と同様極めて有利なるものとされてゐる。

漆—印度支那の漆は Anacardiace 科の植物の滲出液で東埔寨及交趾支那に於ては森林地帯に野生する Melanorrhoea laevis から採液する。東京に於ては同科の Rhus Succatanea が淸河と紅河の間、フト省を中心にして約一、〇〇〇陌ありルミ、フナン、フト等が中心地をなしてゐる。栽培漆は三年生以後のものにV字型に切付けて採液するのであるが、東京人の漆栽培者から支那人或は邦人商人が盛んに買付を行つてゐる。価格は大口取引の場合に於て一〇〇畝當り三〇比弗、他に國內買付より積出迄の費用一切は噸當り約一二〇比弗を要するといふ。

七 養蠶業

印度支那に於ける最も興味ある産業の一に養蠶業がある。即ち安南人は古來から桑樹の栽培及養蠶に習熟し、特に東京及安南地方に於て盛んに行はれてゐるが、元は恐らく支那人から傳はつたものと信ぜられる。現在に於ては安南人を始め印度支那住民の最も普遍的副業的産業として主要なる地方的財源となつてゐる。印度支那が佛領となる以前に於ても、安南王朝は十世紀以來養蠶の保護をはかつたが、佛領當時に於ては必ずしも盛んなものと認め之を稱しがたいやうである。佛領後、政府は斯業を十分有利なるものと認め之を荒廢に歸せしめなうため種々の手段を講じ、特に公設の蠶卵検査所を設けて優良なる蠶卵を各養蠶者に供給する等獎勵に勉めた結果、次第に回復して今日の盛況を見るに至つた。但し、一九二九年以降の絹の世界的不況は、印度支那に於ける斯業にも相當甚大なる打撃であつた。

桑樹の栽培は、沖積土質の低地々方或は河川流域地方に於て普く行はれて居り、成長も極めて良好である。桑葉の摘採は普通年に六回乃至七回行はれて居るが、土壤が良質であれば、少なくとも十年間は收穫の週増を見ること出来る。桑樹の栽培面積は、東京に於て三、八〇〇陌(一九三〇年)、安南に

公設蠶卵検査所配給蠶卵數表

Table showing the number of silkworm eggs distributed by public inspection stations in various regions of Indochina from 1919 to 1929. Columns include Year (年), Tokyo (東京), Annam (安南), East Annam (東埔寨), and Indochina (交趾支那).

八 牧畜業

印度支那の牧畜に就ては氣候、土壤、飼料、住民等から考察する必要がある。即ち氣候は沿海地方、低地、三角洲地方何れも熱帯濕潤にて牧畜に特に好適であるとは稱し難い。併し廣大なる面積の中には溫暖の氣温を有する若干の平原あり水牛、牛、豚等の飼育に好適してゐる。土壤は未だ牧畜の生育及飼料を確保するために改良が加へられたことはない。殊に低地々方及人口稠密の三角洲地方に於ては栽培植物は全て人類の食用に供され動物飼育にはあてられない。山地住民の内家畜特に豚、馬、水牛等の飼育を行つてゐるのは苗族又は僑族のみでマン族は全然牧畜を知らない。タイ族は一般に山地又は平地耕作に必要な程度の牧畜を行ふのみである。平地及三角洲地方の安南人も土地耕作に必要な程度の動物飼育を行ふにすぎない。即ち安南人にとつては牛及水牛は特に勞作に必要な動物たるに止まり、従て安南人社會に於ては牛乳、乾酪、牛酪の消費はなく、酪農業は全然發達してゐない。馬は贅澤物視され泥土に於ける勞働には適せざるものとされて居り、従來は交通機關として大いに用ひられたが、近來は自動車の發達に伴ひ用途は減少の傾向にある。印度支那全般の家畜數は勿論正確には知り難いが大體に於て牛及水牛三、六〇〇、〇〇〇頭、象(家畜)五〇〇頭、豚五、〇〇〇、〇〇〇頭、馬八〇、〇〇〇頭である。此の外に家禽は極めて多く羊及山羊は見るべきものがない。交趾支那の家畜及豚は新嘉坡に輸出される。東京の家畜及

水牛は海防から香港に仕向けられる。西貢、カムラン、フアンラン等よりマニラ(比律賓)及新嘉坡等に仕向けられる東埔菜及び南部安南産の水牛及黄牛の数は年々増加してゐる。安南山脈中の未開種族居住地域には象が多く所謂「ブロン」族は之を捕へて家畜としてゐるが、暹羅及緬甸等に相當数の輸出がありチーク材の伐採、運搬等に使役されてゐる。

東埔菜の牧畜 東埔菜は聯邦各國中家畜の數及質に於て最も優れた地方で、その廣大なる平原、土壤、飼料等に於て牧畜に好適せるため大いに將來性を有するものと稱されてゐる。殊に土地は中部と南部に於ては凡ゆる飼料の成育に好適する丘陵地帯をなし、少なくとも一月から六月の間に於ては絶對に水と牧草に不自由をしない。東埔菜人即ちクメル族は牧畜者であるが、其は多分に農耕者であるが牧畜には相當の關心を有し、特に耕作に必要な畜獸には十分の關心を有してゐる。政府の發表するところによれば東埔菜の牧獸數は牛類八二六、〇〇〇頭、羊類五五三、〇〇〇頭、馬四〇、〇〇〇頭、豚一、〇〇〇、〇〇〇頭、象五〇〇頭等である。ゼン(瘤牛)は輓獸として使役されて居る。牛は温順健脚にて東埔菜特有の全木製車の牽引に用ひられてゐる。東埔菜牛の肉は美味であるが土人は佛領となる以前には屠殺を行はず斃死せるもの、肉しか用ひなかつたと稱ふ。現在に於ても牛肉を食するの人は歐人及支那人のみで土人は牛肉よりは寧ろ湖水又は河川の魚を賞美する。東埔菜牛は乳牛としては不良で土人は酪農業に就ては安南人と同様全然無智である。東埔菜の水牛は肥大にして皮膚厚く毛は稀薄である。沼澤地に全く順應して暑熱を嫌ふが、毎日浸水し得る地方に於ては粉挽等に使役されて相當有用である。尙東埔菜人は決して水牛を屠殺しないといふ。馬は他の聯邦各國に於けると同様に全く副次的家畜である。但し東埔菜馬は形體良好にして頑丈且耐久力に富む。土人は馬を乗用し又は輕便車を曳かせるのに用ふるのみである。尙東埔菜人は常に熱狂する。東埔菜の豚は東埔菜原産特有のものではなく他の聯邦諸國に於けると同一種である。即ち頭小さく、顔面は稍々中間、鼻は直、耳は三角形にて小である。東埔菜に於ける家畜の地方消費は年々増加しつゝあり且ブロンペンから交趾支那、海峽植民地及比律賓等に水路、道路、鐵道等に依て相當に輸出される。比律賓向輸出は比島政廳の極端なる保護政策に依り輸出が杜絶えて居り、新嘉坡との取引も同地の英國人が牛及水牛を需要する期間のみに限られてゐるので、結局東埔菜の最大の顧客は交趾支那であるといふことになる。

交趾支那の牧畜 交趾支那の氣候は牧畜には最も不適にて牛ベスト、スラ病、炭疽病、コレラ等が極めて多い。家畜數は一九二九年調に於て大體、牛一三六、七〇〇頭、水牛三二、六〇〇頭、馬一三、〇〇〇頭、小計四六二、三〇〇頭、他に豚一、〇〇〇、〇〇〇頭がある。豚の買手は多く支那人屠殺場に於て値踏されるが、西貢及シヨロンの屠殺場では年々約二〇〇、〇〇〇頭が處理される。大なるものは一五〇頭乃至二〇〇頭に達するものもあるが普通は五〇一六〇頭である。雞、鶩、七面鳥、家鴨、鳩等の家禽類の飼育は特に盛んで土人及支那人の消費は莫大である。

安南の牧畜 安南に於ても其の自然的條件は特に良好とは稱し難いが、山地に於ては米田の勞役に必要な水牛、牛等の牧畜の飼料が豊富である。沿海の平原及小河川の三角洲地方に於ては水牛及牛の飼育が山地に於けるよりも多く、特に耕作用として飼養されてゐるが飼料の不十分なることがその發展の大なる障礙となつてゐる。安南の牛は矮小にして下等種である。一般に安南の牧獸は退化して固有の價値を失つてゐるが性は甚だ強剛であると稱されてゐる。山地の住民も平地の住民も品種の改良には全然留意せず、アジヤモンゴール人に特有なる牧人生活に就て全く無智である。牧獸數は大體に於て牛類四七四、〇〇〇頭、羊類三三〇、〇〇〇頭、馬類一、四〇〇頭、小計八一六、四〇〇頭、一軒平方當り牧獸四匹の割合である。此の外に豚一、〇〇〇、〇〇〇頭あり且家禽の飼育も極めて盛んである。前述の如く安南人は獸肉を食用せず且酪農業を行はざる故に地方消費は極めて少ないが、東京及交趾支那には毎年約三〇、〇〇〇頭(その中東京向は二五、〇〇〇頭)が仕出される。外國輸出は大ならず、香港、新嘉坡仕向が若干あるのみである。東京の牧畜 東京の牧畜は氣候、土壤、飼料及牧畜を行ふ住民の關係等に於て高原地方、中部地方、三角洲地方の三區域に分類される。就中高原地

方に於ては特に高緯度地方居住民族を除きムオン、タイ、ト、マン、苗等の種族に於ては牧畜は比較的盛んで市場に牧獸を出すための交通路の開設が要望されてゐる。政府はランソン、バクカン、モンカイ、カオバン、ライチアウ、ソナラ、ハギヤン等に於て定期的取引市場を開いて獎勵してゐる。中部地方に於てもニンビン、フリ、ソナタイ、ホアビン、ウイエン、バクギヤン等には天然の牧場多く、河内、海防等の消費市場に近く將來の發展が期待されてゐるが住民は未だ牧畜に習熟してゐない。東京三角洲地方に於ては河内、海防、南定等の消費市場を身近に控えながら牧獸は餘り盛んでなく土人は單に自家勞役に之を飼育してゐるのみである。但し豚及家禽の飼育は極めて盛んである。因に東京の牧畜數は牛二〇〇、〇〇〇頭、水牛四〇〇、〇〇〇頭、馬二〇、〇〇〇頭、小計六二〇、〇〇〇頭、豚一、〇〇〇、〇〇〇頭と見積られてゐる。

老樾の牧畜 老樾に於ては牧畜は有力なる資源である。即ち自然的にルアンブラバン地方のセンチタ高原、メーコン河に沿ひルアンブラバンからバクレに到る間に於けるトラニン高原、或はフカウコアイ高原等は自然の大牧場をなし氣候、土壤、飼料等に於て最も恵まれてゐる。而して將來最も有望視されてゐるのは南部のバサック、サラヴァン、アトプ三州に跨がるポロベ高原(玄武岩質土壤)であらう。牧畜數は約八〇〇、〇〇〇頭(牛、水牛、馬)である。老樾に於ては特に南部のサラヴァン州が牧畜の中心をなしてゐる。之は東埔菜及び交趾支那の如き牛及水牛の好市場に近いことに基くのであるが、他面此の地方の老樾人はクラチエのみならずブロンペン或は西貢までも賣捌に出かける。

政府の畜産獎勵施設 牧畜關係官廳としては中央に農業牧畜森林總監部があり、その下に獸醫課及中央獸疫検査所がある。聯邦各國には獸醫獸疫局及牧畜地方委員會があり、又安南のニヤチャンのバストゥル研究所は牛痘、血清等の研究に従事して畜産改良に貢献してゐる。

統計

各別國別屠殺數(一九三三年)

Table with columns for Country (各別國別), Species (屠殺數), and Quantity. Rows include 安南, 東埔菜, 交趾支那, 老樾, 東京, and 計. Species include 水牛, 牛, 豚, 羊, 山羊, 狗.

印度支那官廳所屬獸醫數(一九三三年) 出所: 同前表

皮草及骨角加工業 獸皮の主たる取引市場は西貢、次いで海防市場であるが、買付及輸出は若干の佛人商社を除き、大部分支那人仲買商に依てなされてゐる。而して印度支那産の獸皮は餘り良好とは稱し難いが比較的安價で多く鞣皮として使用されてゐる。保存法は未だ十分に考究され居らざるため生産地より加工業者或は輸出業者のもとに到着せる時は既に多くの斑點を生じてゐるといふ。領内各地方には多數の小鞣皮工場が支那人又は土人に依て經營されてゐるが、大工場は東京河内近傍の印度支那鞣皮會社(Société Anonyme des Tanneries d'Indochine)及交趾支那の西貢、ツードーモ近傍の交趾支那鞣

皮會社(Société des Tanneries de Cochinchine)の兩者である。土人特に安南人は皮革製品に有能で靴類その他漆塗革の利用に依りて各種の良品を製造してゐる。牛及水牛の角骨加工は主として小管内工業として行はれてゐるが、會社としてはタイハアア印度支那樹子製造會社(Société des Presseries indochinoises de Thai-Ha-Ap)及安南東京工業會社(Société Industrielle de l'Annam-Tonkin)等がある。

主要農作物面積及收穫量表 (一九三三年)

Table with columns for crop types (e.g., rice, sugar, cotton), area, and yield. Includes a note about average annual calculations.

林業

總説—森林面積—木材—輸出狀況

一 總説

聯邦各國には各々地方林野局があり、地方行政長官即ち交趾支那に於ては植民地知事、其他の保護國に於ては理事官長の監督下に屬してゐる。河内には林野管理官を長官とする中央機關があり各々地方林野局監察の任務を有してゐる。各森林區は行政上財政上自治的單位をなし地方森林主事が森林區長の任に當つてゐる。森林區は更に多數の小管區に分れてゐる。佛領となる以前に於ては特に森林に關する規定なく、佛領となつて後も前述の如き地方森林局以下の森林行政が規定されたのは一九〇三年以後のことである。然して現在印度支那森林行政に於ける基本法は一九三〇年三月二日附總督令で大體次の如き内容を有するものである。

況は左表の如くである。

Table showing forest production statistics for 1933, categorized by region (東京, 安南, 交趾支那, 東埔寨, 老樞).

森林伐採生産量表 (一九三三年)

Table showing forest production statistics for 1933, categorized by wood type (貴重材, 一等材, 二等材, 三等材, 薪炭材, 木炭, マングローヴ).

二 森林面積

佛領印度支那に於ける Forest (森林又は林野)なる語は從來極めて漠然と用ひられ、之に密林から草原荒蕪地に至る全てを包括せしめて居り、現在に於ても所謂森林面積は極めて漠然としてゐるが、林野局の百萬分の一の印度支那地圖に於ては本來的森林とは殆ど決定的に森林開拓の行はれたる面積なり

佛領印度支那……林業

三 木材

用材(木材) 印度支那の木材は前掲表にも明かなる如く五種に區分せられる。即ち(イ)貴重木はその色、木理、光澤等に於て秀いで、家具、唐木細工、寄木細工等に用ひられる。此種の貴重木は印度支那に於ては年々減少し

てゐると稱されてゐるが、有名なるものはダンフオン(安南語)リツオン(東埔萊語)、カムライ(安)リネアンヌオン(東)、トラク(安)リクランフン(東)、カムチ(安)等がある。交趾支那及南部安南でゴ、北部安南及東京でグ、東埔萊でク、ラカス、老樺でマイルと稱される葎科植物は彫刻用木材として最も代表的のものである。(ロ)一等材は主として船舶等の骨組用材木及指物用材である。その代表的ものはチークで(老樺に於てはマイサクと稱す)メーコン河上流の沿岸地方に特に豊富である。奥地老樺に於ては毎年二〇、〇〇〇米立方以上伐採されメーコン河を浮流して、ノンベン及西貢まで運ばれる。輸出先の主なるものは印度、香港、佛國、英國、新嘉坡等である。(ハ)二等材は普通の骨組用及び粗雑なる指物用材で、主なるものはダウ(安南、東埔萊)、バンラン(安南)ニストラオ(東埔萊)、ソアン(東京)、ユイン(安、東、交)等である。(ニ)三等材は細工容易にして箱、家具等の製作に用ひられる。(ホ)四等材は即ち等外材にして市場價值は極めて低く、多く薪炭用に供される。特に柔軟なる用材は安南及東京等に於て構材製造に用ひられてゐる。次表は印度支那産主要木材の一般使用及用途調査表である。

名	高さ	試験	用途
Bang-lang	米	骨組用、彫刻用、模型製作用、川舟用、車製造用、四輪馬車用、鋤、熊手、まげる用途、樹細工、挽板用	一般用途
Bo-da	14	マッチ、製紙	鐵山支柱、木香製造、箱製造、挽板、檣樁
Bo-lai	10	—	骨組、指物細工、川舟、兵器、四輪馬車、箱製造、樹細工、共鳴箱
Ca-chiac	10	電信柱、棒杭、摩擦機械部分	鐵道枕木、車製造
Can-lai	2	唐木細工、寄木細工、彫刻、刷毛材、旋盤工場用	—
Can-thi	短木	唐木細工、寄木細工、彫刻、刷毛材、旋盤工場用	—

Fhi	10	—	唐木細工、寄木細工、彫刻用、旋盤工場用
Can-Xe	10	—	骨組、指物細工、川舟、兵器、四輪馬車、鋤、熊手、旋盤工場用
Ca-oi	10	—	骨組、指物細工、川舟、兵器、四輪馬車、鋤、熊手、旋盤工場用
Cham	10	—	製紙材料
Chao	11	—	—
Dang-Huong	10	—	唐木細工、寄木細工、彫刻、旋盤工場用
Dau	10	—	骨組、電信柱、棒杭、指物細工、川舟、兵器、四輪馬車、箱製造
Gle	11-14	—	骨組、鐵山支柱、電信柱、棒杭、石疊代用、指物細工、鐵道枕木、川舟、兵器、四輪馬車、まげる用途、檣樁工場用
Gloi	10	—	—
Goi	13	—	骨組、指物細工、唐木細工、寄木細工、彫刻、車製造、木香製造、刷毛材、まげる用途、旋盤工場用、挽板
Gu	10	—	唐木及寄木細工、彫刻、木版、兵器、四輪馬車、刷毛材
Ho-hi	10	—	指物、唐木、寄木細工、彫刻、兵器、四輪馬車
Huong-hinh	10	—	骨組、石疊代用、指物細工
Huynh	10	—	骨組、鐵山支柱、指物細工、寄木細工、彫刻、川舟、車製造、兵器、四輪馬車、共鳴箱
Kien-Kien	10	—	—
Lat	14	—	骨組、指物細工
Tran	14-10	—	鐵山支柱、電信柱、棒杭
Tro	10	—	骨組
Vang	10	—	指物細工、木香製造、箱製造、マッチ
Vap	10	—	—
Van-Van	14	—	骨組、指物、唐木細工、川舟、兵器、四輪馬車、箱
Xan	10	—	骨組、鐵山支柱、石疊代用、川舟、兵器、四輪馬車
Xaan	11-14	—	骨組、鐵山支柱、指物細工、箱製造、樹細工、共鳴箱、マッチ
Xaan-Rung	10	—	—
Xaan-Dao	14	—	骨組、川舟、兵器、四輪馬車
Xoay	14	—	—

Lau-tan	14	鐵道枕木	骨組、鐵山支柱、電信柱、棒杭
Lam	13	骨組、電信柱、棒杭、石疊代用、指物、唐木、寄木、彫刻、鐵道枕木、川舟、車製造	—
Mo-yang-tam	10	骨組、指物、唐木細工、彫刻、箱製造、マッチ	—
Muong	1-10	—	骨組、鐵山支柱、指物細工、箱製造、挽板
Nghien	11-10	—	骨組、唐木細工、鐵道枕木、川舟、車製造、兵器、四輪馬車、摩擦機械部分
Play	11	—	鐵山支柱、指物細工、箱製造、挽板、檣
Rang-Rang	11	—	骨組、指物細工、箱製造
Re	14	—	骨組、唐木細工、鋤、熊手
Sang-dao	10	—	—
Sao	大木	骨組、石疊代用、指物細工、模型製作、鐵道枕木、川舟、兵器、四輪馬車、鋤、熊手、旋盤工場、樹細工、挽板	—
San	14	—	彫刻、鐵道枕木、川舟、車製造、兵器、四輪馬車
Son	14	唐木、寄木細工、彫刻、旋盤工場	—
Tau	10	—	骨組、電信柱、棒杭、石疊代用、指物細工、彫刻、木版、川舟、車製造、兵器、四輪馬車、摩擦機械部分
Tock, Thi	14-10	骨組、指物細工、川舟	—
Trac	14	唐木、寄木細工、彫刻、刷毛材、旋盤工場用	—
Traily	10	—	骨組、指物、唐木細工、彫刻、川舟、車製造、兵器、四輪馬車、摩擦機械部分、旋盤工場

竹及籐 竹は印度支那の土人經濟に於て相當の役割をなしてゐる。即ち小屋の骨組、練土の支針、門及柱等に一般に用ひられる。土人の小舟、籠等も全て竹製である。水樋、各種道具の柄、灌溉用具、米に用ひる笊、容器、天秤棒、漁具等總て竹製である。印度支那の籐は安南人諸國ではマイ、東埔萊でアダウ、老樺及東京にてヴァイ等の名にて知られ、特に安南及東京に豊富である。取引は重量単位は擔即ち六〇、四五〇瓦、未加工のまま支那及香港に相當輸出される。主としてマイニョクと稱せられる籐である。ツランは唯一の籐取引市場になつてゐる。竹及籐は印度支那の凡ゆる地方に於て、スバルト、編物等の原料として用ひられ地方村落の比較的有数の財源となつてゐる。

木炭 木炭製造に従事するのは支那人及安南人で原料として北部に於てはタウ、ニエン、トライ、チエオ、ヂエ等、交趾支那及東埔萊に於てはトラム、マングローヴ等を用ふる。賣買は重量で行はれ、大體一〇〇担當り二、二〇比弗であるが、商人は之を濫して重量を増して販賣するのが普通となつ

佛領印度支那……林業

てある。木炭の輸出には一〇〇噸當り〇・二比弗即ち二法の輸出税を課せられるが海防、ベンチユイ、西貢等から暹羅及香港へ相當量仕向けられる。
木材加工業 木挽工場—東京に於て最も大なる木挽工場は河内に本社を有する印度支那機械木挽會社(Société des scieries mécaniques Indochinoises)の工場で二五馬力のガス發動機を有してリム、チー等大材木の木挽をなして建築用材を供給してゐる。安南に於てはタンホア木挽及構寸製造會社(Société des scieries et fabrique d'alumettes de Thanh-hoa)、ベンチユイ製材及構寸製造會社(Société Indochinoise Forestière et des Alumettes de Binh-huy)等と同様に有力な工場を有してゐる。東埔葉に於ける有力なるものはコンボンチャン附近のクリスチャンヴイルにあるコラン工場である。交趾支那に於てはビエンホア木工會社、西貢人力車製造會社其他安南人又は支那人の所有する工場約一〇を數えることが出来る。

構寸製造—現在構寸製造に従事する會社が三社ある。即ち東京に於てはベンチユイ製材及構寸製造會社に所屬する工場があり領内各地に於て操業してゐる。原料は東京奥地及中部仕出のボーデ材である。化學藥品は佛國より輸入し年平均七二萬箱の生産がある。安南に於てはタンホア木挽及構寸製造會社及びベンチユイにある製材及構寸製造會社で年平均一四〇萬箱を生産してゐる。

四 輸出狀況

主要林産物輸出高表

種別	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
薪	11,281	11,111	11,111	11,111
木	11,281	11,111	11,111	11,111
ナ	11,281	11,111	11,111	11,111
オ	11,281	11,111	11,111	11,111
ベンチヨアン	11,281	11,111	11,111	11,111
ステイツクラック	11,281	11,111	11,111	11,111
精製ゴムラック	11,281	11,111	11,111	11,111
籐	11,281	11,111	11,111	11,111
竹	11,281	11,111	11,111	11,111

水産業

總説—海洋漁業—淡水漁業—水産製品

一 總説

印度支那の漁業は漁法の頗る幼稚なるに拘らず魚族の豊富なるために相當盛であり、又有望なる將來を有して居り、且水産物の輸出は總輸出品目中最三位に在るを以て、その漁撈法の改革と組織的漁業の發達とを見る點には、本領漁業も亦著しき發展を期待し得る。殊に各地の土人は獸肉を食せず、魚類は米と共に必需食料となつてをり、乾鹽魚の需要も頗る大なる故、輸出方面より見ても、本業の將來は益々多望なりと言はなければならぬ。

印度支那海洋研究所の算定に依れば佛領印度支那の沿海及東埔葉太湖及河川の年平均漁獲高は、東京灣及北部安南沿海一六〇、〇〇〇噸、南部安南沿海一五〇、〇〇〇噸、暹羅灣(交趾支那及東埔葉沿海)一五〇、〇〇〇噸、東埔葉太湖及河川一〇〇、〇〇〇噸、合計二六〇、〇〇〇噸、一噸當り四〇比弗として一〇、四〇〇、〇〇〇比弗、即ち一〇四、〇〇〇、〇〇〇法の收穫である。併し此の見積は領内取引及び地方消費のみに關する極めて内輪の見積であつて、此の外同じく右研究所の調査に依るバスラック及メーコン河口附近一〇〇、〇〇〇噸、ビエンソン及カプキヤオー二〇、〇〇〇噸、シヤム灣に於ける曳網漁獲一三〇、〇〇〇噸、合計一五〇、〇〇〇噸を加算せねばならぬ。即ち之に依れば印度支那の年平均漁獲高は四一〇、〇〇〇噸で、佛國の海洋漁獲二五〇、〇〇〇噸に比して遙に莫大なりといふべきである。然して印度支那の漁業は大別して海洋漁業と淡水漁業に分類することが出来る。

二 海洋漁業

印度支那の海岸線はS字形をなして三、〇〇〇軒以上に及び沿海漁業は自然的には極めて有望である。而して主なる漁場は南支那海、東京灣及暹羅灣である。海洋漁業は極めて豊富にして現在印度支那沿海に於て漁獲される魚

佛領印度支那……水産業

品名	輸出高	備考
チ	1,000	
ト	1,000	
リ	1,000	
ラム	1,000	
ク	1,000	
カム	1,000	
ライ	1,000	
オン	1,000	
材	1,000	
ダン	1,000	
フ	1,000	
オン	1,000	
材	1,000	
グ	1,000	
イ	1,000	
材	1,000	
其他	1,000	
有用	1,000	
材	1,000	
香	1,000	
木	1,000	
通	1,000	
炭	1,000	
豆	1,000	
蓮	1,000	

族の種類は二五〇乃至三〇〇種に達して居り印度支那海洋研究所魚類學研究室に於ても未だ結論には達してゐない。又機船底曳網漁業に就ても未だ全般的に十分の結論は得られてゐないが、少なくとも東京灣に於ては有望視せられてゐる。

東京灣主要魚族名及漁期

和名	土名	佛名	漁期	摘要
鯖	カチヤイ(カツ)	Maquereau	九月	
鰯	カモオイ	Pagre	九月	
鰯	カホム	Pontie	十一月	
鰯	トイ	Brochet	十一月	
鰯	カチヤイ	—	十一月	
鰯	カトツ	—	十一月	
鰯	カドイ	Pasternague	二月	
鰯	カマブ	Bequin	三月	
鰯	コントム	Langouste	三月	
鰯	コンクツ	Grabe	三月	
鰯	カモク	Seche	三月	
鰯	カモク	Poulpe	三月	
鰯	マイマイ	Poisson Vieille	三月	
鰯	カラム	Sardine	三月	
鰯	カラム	Sole	三月	

東京沿岸—主なる漁場を東から西に列記するに、(一)ムイニョク及モンカイ附近、主として定置漁業である。(二)ゴウトー島からバクローン岬の間、特に支那人の漁業に従事するものが多い。(三)鴻基からケバオに至る沿海地方、(四)ラインヤンサム島及シヨントライチヤオ附近、(五)カトバ島及ノルウエイ島、(六)ドン地方等である。而して東京灣に於ける漁業に於ては特に支那人が有勢で北海、海南島方面から二〇トン乃至六〇トンの或克船にて來航しアロン灣を中心に漁撈に従事し、漁獲物は主として海防市場に賣捌かれる。安南人漁

夫は一般に冒険心に乏しく企業心なく其の日暮しであつて、漁獲物は轉賣人

或はニョクナム工場に數サベクにて賣却する。安南沿岸―漁業者及魚族の多いのは北部のタンホア、ゲアン、ハチン等の

安南人の數は約三〇、〇〇〇、之に同數の婦女子が從屬する。漁期は一般に一〇月―十一月から三月―四月に至る間である。漁船は約三、〇〇〇艘と認め

られる。一般に定置漁業が行はれるが安南人の特殊漁法としてカルマル法がある。之はカルマルの隅内發光體を利用して魚族を集める方法でキノ、ニ

ヤチャン附近で行はれてゐる。交趾支那沿岸―南支那一帯に漁獲してゐる支那人及安南人の來航漁撈する者約四、〇〇〇と稱されるが漁撈法は幼稚である。且カモ艸から東埔寨一帯

三 淡水漁業

印度支那は河川湖沼に富むため土人漁法の幼稚なるに拘らず至るところに淡水漁業が發達し漁獲高も亦相當額に達してゐる。即ち東京に於ては陸上に

產製造品の中最も有名なるは古來安南人の賞美し來つた魚醬油(土名ニョクナム)で特に安南のビエンソン及東埔寨のフコクは有名である。製鹽業も大部分土人の行ふところで東京、安南に於てはキエンア、カンエン等が主産地をなしてゐるがピンチュアンのカナには佛人の製鹽會社が海鹽製造に従事し年六〇、〇〇〇噸を生産してゐる。

地方別鹽生産量表 (一九三〇―一九三三年)

Table with 3 columns: Year (年), Location (地方), Production (生産量). Rows include Annam (安南), Tonkin (東京), and Indochina (印度支那).

鹽生産、輸出、滞貨及消費高表

Table with 3 columns: Year (年), Production (生産), Consumption (消費). Rows include Annam (安南), Tonkin (東京), and Indochina (印度支那).

各別國別鹽販賣價額表

Table with 3 columns: Year (年), Price (價額), Location (地點). Rows include Annam (安南), Tonkin (東京), and Indochina (印度支那).

等を應用するものがある。尙上流のモンカイ地方に於ては鵜飼をなすものが

あるといふ。安南に於ても河川又は湖水のあるところ、簡單なる定置漁具又は漁網を以て行ひ、沿岸土人にして之に依て生活してゐるものは相當數に上る。交趾支那に於ても淡水漁業は相當の盛況を示してをり特にシヨドック、

右の乾魚及鹽漬魚は支那人が買付けて或は依てブノンベン、西貢、シヨロン等に送り一部は東埔寨及交趾支那の地方消費に供給するが大部分は暹羅のウボン及コーラートに仕向けられ、その殘部が新嘉坡、廣東、爪哇等に輸出される。煙製魚は外國仕向は少なく、多く領内消費にあてられる。魚

四 水産製造品

水産物の製造加工業もその實權は何れかといへば支那人の掌中にある。水

礦業

一 總説

佛國の侵略上の一要因を爲してゐた印度支那の地下資源、殊に無煙炭は、その品質極めて良好であり埋藏量も亦莫大で、その名聲は既に内外に著名であつた。而して佛國の進入以前既に石炭に限らず一般地下資源も土人或は銀

炭業が佛人の手に依て初めて大々的に企業化されたのは、佛國の侵略完成後間もない一八八八年で、東京佛國無煙炭會社が鴻基に設立された。本社は設立後長期間の困窮時代を経過したが、一九〇〇年に至つて漸く利潤を上げ

一方一九一二年一月二六日に最初の礦業法が制定されたが、本法は斯業發展の爲に礦床發見者の権利を全體的に保護せんとしたもので、礦業權の獲得者は單純なる申請を以て九〇〇陌の調査を實施し得る外、三箇月と規定せられた調査有効期間も簡單な法的手續と若干手数料の納付に依て永續的に之を

一の對象となつたのである。續つて過去に於ける生産額に依てその消長を見れば、

Table with columns: 年次 (Year), 生産額 (Production), 年次 (Year), 生産額 (Production). Rows show data for years 1900-1928.

の如くで、一九二八、二九兩年は一九〇〇年の一八倍餘に達し大躍進を示してゐる。尙一九三一年以降の著減は世界經濟恐慌の影響に依るものである。即ち近年は右の如く減少を示してゐるとは云へ、現在本領産業界に在つて尙五大重要生産物の中に數へられて居り、重要輸出品としての地位は左表に示す通りである。而して昨今は一九三五年五月四日附調印を見た佛支通商協定に依る本領産炭に對する保證或は亞鉛鐵山に對する六七二、二九八法の補助金の支出等政府の適當なる處置に惠まれ再び増加の傾向にある。尙又世界經濟恐慌の後退及未開發鐵床の探礦事業の進展に依て今後益々その發展を期待されるもので、本領の鐵業界は多幸なる將來を豫約されてゐる。

重要生産物輸出價額表

Table of export values for various commodities like rice, iron, and coal, with columns for commodity names and values.

鐵業法要綱—鐵業の現行基本法は一九二一年一月二六日附大統領令であるが、本法は尙外國人企業に對し相當の餘地を認めてゐたが、其後斯業の活況發展に伴ひ加へられたる數次の改正に依て今日の如く外國人には殆んど參加の餘地なきものとなつたのである。以下現行規定の内容を簡單に示す。一、鐵區の調査及拂下許可は當該聯邦各國行政長官の發給する認許證を有する個人又は會社に限る。二、前掲認許證を獲得せる個人又は會社は鐵區所在地の行政廳に申請し、三、若干平方の地域を限定して調査許可證の下附を受けることを得(手数料一〇〇乃至五〇〇法)。三、鐵區調査許可の有効期間は三箇年としその期間内に鐵區拂下の手續を終らざる時は無効とす。尙手續は當該州長官に提出するものとす(手数料五〇〇法)。四、調査又は探掘を目的とする者は個人にあつては佛國民、同籍民又は保護領民、會社にあつては本社を佛國又は印度支那に有し且重役の四分の三が佛國民、同籍民又は保護領民たる場合にのみ許可せらる(佛國資本は過半数を占むる規定である)。鐵山保留地區—私營鐵山事業に對する保留地區は左の如くである。一、東埔萊スチエントラン州ボケオ地方(但し炭化水素は之を除く)二、老掘サヴァナケト州チエボン地方三、老掘サムア州及東京ソナラ州に包含されたる地方(東西—自經度一三度一八分至一一三度三八分、南北—自緯度二三度〇六分至二三度二六分の間)鐵業權下附數—一九二六年以降各年の鐵業權下附數は左の如くである。

聯邦各國別鐵業權下附數表

Table showing the number of iron rights granted by various countries from 1918 to 1935.

鐵業權の下附數は右の如くであるが、權利保有者にして本國に退去せる者或は現在斯業に無關係の者等がある爲、本指數を以て直ちに現在數とすることは困難である。併し一九三六年一月一日に於ける有權者總數は一、四〇六名に上り、その内會社組織のものは一、〇六、歐人六一・九%、土人二六・五%となつてゐる。尙一九三五年中の申請數は八〇件であつたが、右表の如く五六件が許可され、その内譯は會社四(七・一%)、歐人二二(三九・三%)及土人三〇(五三・六%)であつた。以上には炭化水素に關するものを含んでゐないが、右に關するものは一九三五年に於て權利申請數一四(内六は一九三四年申請)の内九件が許可せられ、六件が會社、三件が個人であつた。

聯邦各國別鐵區調査許可數表

Table of iron district investigation permits by country from 1900 to 1935.

一九三五年現在に於ける有效鐵區認許證總數は九〇〇件で、内七〇件が實際に試掘に當つた。尙炭化水素に關し一九三五年に於ける鐵區調査數は老掘に四件及安南に二件が鐵業權保有者三名に許可せられ、一九三六年一月一日の許可現在數は一件である。

聯邦各國別鐵區拂下申請數表

Table of iron district withdrawal applications by country from 1900 to 1935.

鐵區種類及面積表

Table of iron district types and areas, including categories like iron, steel, and coal.

佛領印度支那……鑛業

鑛區總面積の九乃至一〇%に當つてゐる。尙一九三五年に於て探掘事業の經營及試掘事業の對象となつた鑛區數を示せば左の如くである。

種別	探掘實施區	試掘實施區	計
石炭	27	15	42
鉛	2	5	7
錫	2	5	7
銅	2	5	7
鐵	2	5	7
金	2	5	7
鉬	2	5	7
安質	2	5	7
磷	2	5	7
凍實	2	5	7
計	42	60	102

鑛物種別生産價額表

種別	一九二九		一九三〇		一九三二		一九三三		一九三四		一九三五	
	生産價額	%	生産價額	%	生産價額	%	生産價額	%	生産價額	%	生産價額	%
燃料	1,200	70.0	1,200	70.0	1,200	70.0	1,200	70.0	1,200	70.0	1,200	70.0
鉛	1,000	60.0	1,000	60.0	1,000	60.0	1,000	60.0	1,000	60.0	1,000	60.0
錫	1,000	60.0	1,000	60.0	1,000	60.0	1,000	60.0	1,000	60.0	1,000	60.0
銅	1,000	60.0	1,000	60.0	1,000	60.0	1,000	60.0	1,000	60.0	1,000	60.0
鐵	1,000	60.0	1,000	60.0	1,000	60.0	1,000	60.0	1,000	60.0	1,000	60.0
金	1,000	60.0	1,000	60.0	1,000	60.0	1,000	60.0	1,000	60.0	1,000	60.0
其他	1,000	60.0	1,000	60.0	1,000	60.0	1,000	60.0	1,000	60.0	1,000	60.0
計	1,800	100	1,800	100	1,800	100	1,800	100	1,800	100	1,800	100

二 燃料鑛物

概要 印度支那産燃料鑛物即ち各種石炭は當領産業界に於て頗る重要な位置を占め、専ら東京地方がその生産中樞地をなしてゐるが、此の點南部の交趾支那が農業の中樞地位にあるのと好對象を成してゐる。

東京地方の炭礦々床は主として無煙炭及褐炭を供給し、無煙炭は一般に鴻基炭と稱せられてゐる。鑛區として最大なるものはアロン灣沿岸のドンチュウであるが、一邊約一八〇米の三角形を成し、位置は水平線と等高を保ち、探掘法は最も簡單な露天掘を行つてゐる。本産炭は煤煙及何等の殘留物をも残さない良質炭である。此外の炭礦會社に於ても露天掘を行ふもの多く、又地下掘のものとも雖も鑛層は地表に近く且一般に頗る厚い。因に當領の斯業は遠く佛領前紅河沿岸に數箇所の炭礦が支那人に依て經營されて居たのに端を發し、今日の隆盛を來すに至つたもので、東京に於ける有力な炭礦會社は何れ

石炭生産高表

種別	一九三〇		一九三一		一九三二		一九三三		一九三四		一九三五	
	生産量	%	生産量	%	生産量	%	生産量	%	生産量	%	生産量	%
無煙炭(揮發分三乃至一〇%)	1,200	90	1,200	90	1,200	90	1,200	90	1,200	90	1,200	90
其他の石炭(同右一四乃至四五%)	1,000	100	1,000	100	1,000	100	1,000	100	1,000	100	1,000	100
計	2,200	100	2,200	100	2,200	100	2,200	100	2,200	100	2,200	100

右の生産量を更にその探掘方法即ち露天掘及地下掘に區別して見るに左の如くである。尙鑛層の厚さは種々あるも一般には〇・六乃至五〇米のものが多く、特例を擧げれば東京炭礦會社所屬のカムファ礦山の如きは八〇米で、然も露天掘を以て施業せられてゐる。

探掘種別生産高表

佛領印度支那……鑛業

單位：千噸
出所：同前表

探掘種別	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
露天掘	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
地下掘	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
計	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200

三六九

三六八

収入は前年より増大してゐる。左に賦課金及租税の政府收入を示す。

總豫算種別	一九三四	一九三五
比率賦課税	70,255	78,896
燃料鑛物	3,207	3,924
金屬及其他	1,100	1,200
契約賦課税(ケバオ鑛區)	11,000	11,000
地上賦課税	1,100	1,100
鑛區調査許可に關する固定税	1,100	1,100
鑛區拂下申請に關する固定税	1,100	1,100
鑛區整理に關する固定税	1,100	1,100
總豫算	88,855	98,316

單位：千比佛
出所：同前表

も前記アロン灣附近に集中されてゐる。而して現に探掘に従事してゐる主要炭礦會社は無煙炭鑛九、瀝青炭及褐炭鑛二、合計一で、年産額二〇〇萬噸内外、一九三五年中の總輸出量は約一五〇萬噸、價額九〇〇萬比佛に達してゐる。尙其の炭質の優秀と探掘の容易とに由り企業家の収益甚だ多く、米が土着人に對し重要な資源であると同様、斯業は當領に對する投資家たる佛本國企業家に取最大の金穴をなしてゐる。

市場關係に於て印度支那産炭の大部分は東洋諸地方に於て消費せられ、一九三五年總輸出量に對するその割合は七四%を占め、その内我國は六八%、支那一九%で、我國は支那と共に好個の顧客を爲してゐる。東洋以外に仕向けられるものは殆ど佛本國が占め一部が北米及伊太利向けである。以上の輸出炭は總て無煙炭であるが、褐炭・瀝青炭は領内で消費されてゐる。

生産高及消費量 最近數年間生産量は漸減し溢帶状態にあつたが、一九三五年に至つて著しく恢復を示した。即ち左に示す如くである。

單位：千噸
出所：印度支那經濟時報編纂報告

三六九

燃料用礦物移動狀態表

Table showing mineral movement statistics for 1930-1935, including production, stocks, and consumption for various types of coal and iron ore.

前表各年度總移動量中輸出量及ストック量を除去したるものが消費量となるものである。左に一九三〇年以降の石炭、煉炭及骸炭の消費量を示す。

石炭、煉炭及骸炭消費高表

Table showing consumption levels for coal, coke, and waste coal from 1930 to 1935.

市價の變動及運賃-炭格の分類差異に依り後説種類別に見た市價と一致しないが、一九三二年以降一九三五年迄の平均市價を見れば

Table showing price fluctuations and classification differences for various coal types from 1932 to 1935.

右の如くで、一九三五年に於ける各炭は夫々一九三二年より、一九%、三九%及一八・五%の減價に相當してゐる。而して上海に於ける主要石炭の市價に就いて述べれば、(應當り市價)

Table listing prices for various types of coal and iron ore from 1930 to 1935.

の如く印度支那無煙炭は他國産炭に比し遙かに高價を保持してゐる。運賃は近年漸次低下の狀態にあつたが、一九三五年中にアピシニア事變の勃發に依り漸次騰貴した。左に一九三五年の運賃及變動を示す。但し應當りとす。

Table showing shipping rates and price changes for various regions from 1930 to 1935.

無煙炭 無煙炭の品質は前述の如く良好で當領産物中最も重要な位置にあり、その生産價額は年々鐵産總額の七割乃至八割を占め、一九三〇年以降は總産炭量の九六乃至九八%を占めてゐる。而して無煙炭採掘會社中特に重要な東京炭礦會社で、その礦區の多くが鴻基、カムフア等の如く直接良港に近接せる地の利を占め、採炭量は毎年本領無煙炭總生産量の六〇乃至七〇%を占め、一九三三年嘗て繁榮を誇つた最古の東京無煙炭會社及一時本會社と競争的地位にあつたケバオ炭礦を合併し斷然他を壓してゐる。之に次いで重要なものはドンチュウ炭礦會社である。

のは揮發分に於て更に右よりも少く、即ち揮發分は三乃至五%、灰分も亦三乃至五%となつてゐる。而して之等の優秀炭は暖房用或は各種汽罐用、特殊工業用に適當してゐる。

無煙炭採掘會社別生産高表

Table showing production levels for various coal companies like 東京炭礦會社, ドンチュー炭礦會社, etc. Columns include company name, production volume, and percentage.

業者別無煙炭輸出高及對生産高比率表

單位：千噸

Table showing export and production ratios for coal companies, including columns for company names and various ratios.

市價—各種無煙炭の市價は他の産物市價が、經濟恐慌來と共に激落し深刻なる悲況に陥つたに比し、その落調の現はれたのは遅く小塊炭を除き他は總て一九三一年に最高を示した程で且下落せるも甚しい傾きは齎せられなかつた。爲に炭業界は比較的好調を持してゐたが、結局世界經濟界の趨勢には勝ち得られず遂に一九三三及一九三四年の市價大暴落となり他産業と同様大衰退を見るに至つた。尙市價の恢復は一九三六年中徐々に現はれ、再び上向線を辿るやうになつたが、一九三五及三六年の市價に關する明白な數字は不明である。

無煙炭品別年平均市價表

Table showing average annual prices for different types of coal (塊炭, 同炭, 粉炭, 粗炭).

瀝青炭及半瀝青炭 本領産有煙炭の産地は東京のフアンメ、チネ、フノカン地方で、ニンビン炭礦會社、印度支那炭業及金屬鐵業會社に依て採炭されてゐたが、前者は一九三一年閉鎖され現在は單に後者が、採掘に従事してゐるに過ぎず、生産は頗る衰へてゐる。

Table showing prices for different types of coal (揮發炭, 灰炭, 硫炭, 黃素).

佛領印度支那... 鋼業

Table showing coal production and export data for various regions like 佛、伊、北、亞、計.

仕向地別無煙炭輸出高表

單位：千噸

Table showing coal export data by destination (佛、伊、北、亞、計).

此の種の石炭は主として汽罐用に使用されるが若干量は煉炭製造に使用されてゐる。

會社別半瀝青及瀝青炭生産及輸入高表

單位：數量—千噸、價格—適當り比那

Table showing production and import data for semi-bituminous and bituminous coal by company.

輸入炭は日本、ゴール地方、ナタール(阿弗利加)、蘭領印度及新嘉坡方面より仰いでゐるが、日本産炭は年々首位を占めて居り、總て海防港より輸入され煉炭及煉炭の製造に使用されてゐる。その品質は主に揮發分三五乃至三七%のものである。其他の輸入炭は總て西貢港より輸入せられ同市の發電工場或は汽罐用燃料として使用されてゐる。因に一九三五年に於ける日本産炭の輸入量は一二千噸であつた。

佛領印度支那……鐵業

て一九二三年以來生産量は少量ながら極めて順調に發展しつゝあつた本炭産業界も衰微するに至つた。
品質―チユエンカン炭礦會社産炭は長煙乾炭であるが、その品質は左の如くである。

揮發分(乾燥炭に於て有する)

三五乃至四〇
八乃至九
四八乃至五七
一乃至一・六

灰分(水箒済みのもの)

炭素分

硫黄

主として機關車及硝子製造燃料に使用せられる。
市價に就てはチユエンカン長煙炭に就てのみ記す。

褐炭生産高及市價表

年次	生産			計	長煙粗炭價格 (河内附近、ラ ンゴオ驛渡) 比價
	チユエンカ ン炭礦會社	ドンギア オ鎮山	アンリ 鎮山		
一九二九	二六	三	三	三〇	一一・〇〇
一九三〇	二四	三	三	三〇	一一・〇〇
一九三一	二二	三	三	二八	一一・〇〇
一九三二	三三	三	三	三九	一一・〇〇
一九三三	三三	三	三	三九	一一・〇〇
一九三四	一六	一	一	一八	一一・〇〇
一九三五	一七	一	一	一九	一一・〇〇

單位：噸、價格：噸當り比價
出所：月報表

煉炭及鐵炭 煉炭の生産は歐洲大戰前に於て頗る旺盛で一九一三年には一三二千噸、國內消費高も一三六千噸に上つてゐたが、戰後漸次衰微し一九二三年の如きは僅かに四六千噸に過ぎなかつた。其後逐年再び殷盛となり一九二七年以來一〇〇千噸を超過し重要産産加工品として無煙炭、亞鉛等の鐵

産物と共に重要な位置を占めるに至つた。併し再び一九三〇年を境として生産高は減少を始め、此の勢は一九三四年迄續いたが一九三五年は前年に比し稍々増加を示し今後は上向線を辿るものと豫想されてゐる。事實一九三六は前年に比し四七%の増加を示してゐる。生産會社は東京炭礦及アロン・エ・ドンダンの二會社である。尙餘炭の生産は一九二七年以後は漸次減少し、一九三〇年は一時的に著しく増産を見たが其後は再び大衰退を來たし、一九三三年以後は従來唯一の生産會社であつた東京工場も閉鎖され、一九三一年開設されたフアンメ工場に依て今日僅かに餘喘を保つてゐるに過ぎない。尙生産物は殆んど國內に於て消費せられてゐる。

煉炭生産・消費高及ストック高表

年次	生産		消費高		ストック高	
	東京炭礦會社	アロン・エ・ドンダ	東京炭礦會社	アロン・エ・ドンダ	東京炭礦會社	アロン・エ・ドンダ
一九二九	一七	一	一七	一	一七	一
一九三〇	一七	一	一七	一	一七	一
一九三一	一七	一	一七	一	一七	一
一九三二	一七	一	一七	一	一七	一
一九三三	一七	一	一七	一	一七	一
一九三四	一七	一	一七	一	一七	一
一九三五	一七	一	一七	一	一七	一

單位：千噸
出所：鐵業報告及統計年報

最近の市價に就ては詳細に分明しないが、概當り一九三〇年―船舶用角煉炭一六比弗、丸煉炭一五・〇〇比弗、一九三一及三二年―共に一六比弗、一九三三年上半年―共に一四弗三五仙であつた。尙一九三四年項より漸次高騰の狀にあると稱せられてゐる。

鐵炭生産・消費高及ストック高表

年次	生産		消費高		ストック高	
	鴻基工場	フアンメ工場	鴻基工場	フアンメ工場	鴻基工場	フアンメ工場
一九二九	一五	一	一五	一	一五	一
一九三〇	一五	一	一五	一	一五	一
一九三一	一五	一	一五	一	一五	一
一九三二	一五	一	一五	一	一五	一
一九三三	一五	一	一五	一	一五	一
一九三四	一五	一	一五	一	一五	一
一九三五	一五	一	一五	一	一五	一

單位：千噸
出所：月報表

最近の市價は不明の爲豫當を缺ぐが一九三〇年のものを示す。即ち同年應當り三三比弗であつた。

三 金屬礦物

印度支那に於ける主要金屬礦物は亜鉛と錫である。亜鉛鎮山の多くは含銀鉛礦を包含し僅少ではあるが鉛と銀とを副産し、東京の錫鎮山よりはタンダステンと副産する。併し現在經營中のものの中には前二者を除き他の金屬礦物としては見るべきものは餘りない状態である。近年前記二鎮産物以外の礦物の調査探掘が業界に注目される處となり各他に於て種々の施設を見ることゝなつたが、世界經濟不況の爲に打撃を受け殆ど頓挫の形にある。一九三五年に於ても一般經濟界は若干の恢復を見たに不拘金屬鎮山に關する限り新鎮産物を經營する大なる可能性は現はれなかつた。併し高地東京及老種方面に於て小企業ながら實際經營を行つたものもあり、又極東錫請負會社、印度支那鎮山調査及探掘會社、印度支那鎮山及農業會社、ビアウアク錫及ウオルフラム會社等は鎮産物の調査を相當盛んに行つた。而して一九三五年中發見された鐵床はホアビン及フト兩州に凍石、カオバン州にアンチモニー、ケバオ島に鐵、ウイン地方に滿庵等であつた。而して新企業として經營されるに至つたものには、最近市價の高騰を見たアンチモニー、即ち約二十年前より未探掘のもの、放任されてゐたタイバオ鎮山(安南ゲアン州タンソイ所在)の外にモンカイ鎮床、土人經營のカンエン鎮床及最近經營に著手せられたカオバン州の新鐵床等があり、マンガン鎮はウインより數軒のエンタクウ鎮區(探掘は日本人に依る)、鐵鎮は前述ケバオ島の鐵鎮床が東京炭礦會社に發見され經營の域に入らんとしてゐる。又調査中のものにはソトラ、ベタギアン、ランソン及ベタカン州内の鉛、ハドン及クアラオ地方に於ける金等がある。
現在印度支那の金屬礦物資源として若干ながら生産を見てゐるものは以上

佛領印度支那……鐵業

錫鎮生産高及價額表

年次	錫		含有金屬量		生産價額
	數量	噸	數量	噸	
一九二九	九	三〇	一、九〇四	一、〇〇〇	一
一九三〇	九	三三	一、九〇四	一、〇〇〇	一
一九三一	九	三三	一、九〇四	一、〇〇〇	一
一九三二	九	三三	一、九〇四	一、〇〇〇	一
一九三三	九	三三	一、九〇四	一、〇〇〇	一
一九三四	九	三三	一、九〇四	一、〇〇〇	一
一九三五	九	三三	一、九〇四	一、〇〇〇	一

單位：數量―噸、價額―千比弗
出所：鐵業報告及統計年報